

意見番号	意見内容	年齢	性別	職業
1	<p>免許管理者が勤務実績から免許状更新講習を免除されるのはおかしい。権利者であっても授業を行なう事が皆無で無いのであるのだから、更新されないのであれば失効あるいは効力の停止などをさせるべきである。</p>	42	男	無職
2	<p>教員免許が更新制になること自体は反対ではない、しかし、現職に就いてない社会人に30時間の更新講習(毎日新聞より)の受講はほとんど不可能である。夜間、あるいは正月あるいはGWのみに開講するつもりであろうか？ 報道の通りに法改正がなると教員を目指している、あるいはいつか目指すかもしれない社会人は事実上32歳前後で免許状を取り上げられてしまう。勉強の有無と無関係に。これは問題だと考える。 「講習の行われる場所について」 また更新講習がどこで行われるかも問題である。たとえば私は春から函館で就職する者であり、友人は釧路でつとめながら教員を目指しているが、まさか30時間札幌にいかなければならないのだろうか？仮にGW期間中のみに講習があっても、交通費はもちろん宿泊費負担も莫大である。まさか国が負担するわけでもないだろうし、講習の地方格差も不安である。 「講習の内容について」 さらに、講習は教職一般に関して行われるのか、それとも教科の内容についておこなわれるのかも疑問である。教職一般に関してであれば眼目である指導力不足教員や教科の知識がない者を排除することができない。しかし、教科の内容について行うのであれば複数の免許を持っている者はいったいどれほどの時間、を受ける必要が出てくるのか？また、英数国理社といった一般的科目以外の保持者は全国で講習が受けられるのか？たとえば私は中高の「宗教」の免許を持っているが、全国でこれの更新講習を行う講師を文部科学省は調達できるのか？マイナーな科目の保持者は東京まで来いなどということになりやしないだろうか。</p> <p>たとえば母校の北大では「ロシア語」の教員免許が取れるが、その後九州に住んでいたとしたら北大まで講習に行く必要が出てくるのだろうか？そのあたり、について文部科学省は検討していただきたい。 「以上をふまえて提案」 1、現職以外の免許保持者は更新を減免するか、更新を試験にしていきたい。(祝日などの普通人が受講・受験できる日程に配慮してほしい) 2、講習の地方格差がないように配慮してほしい。どこに住んでいる人でもその通勤・通学圏外にいかずにすむように。 3、複数免許・マイナー免許保持者への配慮を求む。たとえば現職者は今教えている主たる免許のみにする等。 (マイナー免許には講習を課さないか、どうしてもやりたいなら交通宿泊費を国費負担するとか)</p>	28	男	大学院生

	<p>・免許に有効期限を設定することについて この政策自体には反対しませんが、以下の点について十分な配慮が必要かと思えます。</p> <p>1) 免許更新年度に当たる教職員の労働強度への配慮 東京都では10年研修と称して、採用10年目の教員に膨大な書類の提出と研修への出席を義務づけています。当然ながら、こうした作業は職務に関わるものなので、本来であれば「増やした仕事(10年研修)の分、別の仕事(校務分掌や授業負担)を減らす」ことが求められます。ところが現在はこういった当然の配慮が為されていないので、研修年度の教員の労働強度は極限に達し、時間外労働は週あたり数十時間となっているケースが大半です。結果、最も大切なこと(授業準備、教材研究、必要な児童・生徒への個別指導)の質と量が甚だしく低下すると多くの教員が指摘しています。これは研究者としての私がフィールド調査の結果見いだした知見です。</p> <p>ですから、免許更新制を導入するのであれば、単純に言って子供一人あたりの教職員数を「講習・研修・書類作成時間を増やした分だけ」増やす必要があります。でなければ、この政策は教育の質を上げるどころか下げる方向に作用します。</p> <p>2) 教職員の待遇の切り下げに伴う人材の質の低下への配慮 世界的に見れば免許更新制を導入している国は極めて少なく、むしろ「教職員の待遇が悪い為に人が集まらなくて困っている」国の方が多いような状況です。日本はこれから少子高齢化社会となり、働き手の数は中長期的に見れば不足していきます。この春採用の新卒学生が就職市場で既に奪い合いになっていたことを軽視すべきではありません。昨今の「改革」の結果、教職が度を越した激務になりつつあることは徐々に知られてきています。しかも免許更新制によって労働強度が更に上がり、終身在職権は失われ、マスコミからの無責任なバッシングが続くということになれば、良い人材は集まりません。</p> <p>日本社会が「中途でのキャリア変更が生涯賃金において極めて不利な影響をもたらす」社会であることは無視出来ません。「教師になっても免許更新がらみで失職しかねない」ということになれば、これは新卒者にとって重大な針路判断材料になります。「教員免許が更新出来ずに失職した」人間の労働市場での価値は、極めて低く抑えられるでしょうから。</p>	35	男	翻訳家
4	<p>意見　　まずは、1週間という短い期間のコメント受付にたまたま気がついて運が良かったです。</p> <p>数年前まで日本で教鞭をとっていて、アメリカで外国語・第二言語教育の研究をして4年目になります。今回の免許法改正により、私の免許も更新が必要になる様子ですが、30時間の講習が一体何を目的として行われるのかが漠然としている印象があります(報道の関係かもしれませんが)。教員が資質を向上することが、自動車の免許の更新と同じように、講習に出て「はいまた10年後に来て下さいね」というものでいいのかという気がします。確かに10年前に学んだ理論などを刷新することは、日常業務で忙しい教員にとって必要であり、良い機会なのでしょうが、教育公務員にはもともと自己研鑽の義務があるはずで、それを研修に参加したということによしとするのは、逆に逃げ道を作ってあげたというような気もします。さらに私のように、日本での英語教育者養成のプログラムに不十分さを感じて海外に出た者は、それによって日本の教育制度では何の恩恵を得ることもなく、日本を離れている間に免許の更新制度が決まり、次に採用試験を受けるときには、その試験までにまた研修で余分な時間を要求されるということになります。タイミングによっては、一年待たなければならぬ、ということにもなりますし、現在日本の教育機関に雇用されているわけでもないので、免除規定が適用される可能性もありません。日本の教育制度での研修ですから、日本の教育制度にあった資質を養う点については批判をするつもりはありませんが、せめて義務的な講習とはいえ、教員養成教育機関にただ餌を与えるようなものではなく、経験を積んだプロフェッショナルにとって時間と金の無駄にならないような研修制度にしてもらいたいです。その点で現在私が得られる情報では漠然としすぎており、音頭取りのイメージ先行で具体性に欠ける気がします。今回のパブリックコメントもただかたかた一週間でどれくらい集まるのか、またどれだけ参考にされるのかもわかりません。集めてしまっ「はいとりあえず聞いたので、一般人のガス抜き終わり」ということにならないことを願います。</p>	35	男	大学院生
5	<p>意見：『講習効果の測定』 下記の通り、意見を述べます。 研修だけではなく、その効果測定をする事が重要。 なぜなら、講習理解度を確認出来るだけではなく、効果測定がある事により、講習内容の習得率が高くなる。形式的ではなく、その測定をどれだけ厳格にするかで、より高い効果が得られると考える。</p> <p>※金融関係で、年間数十万人の受験者がいる某試験では、厳格な環境で更新+効果測定を全国で、毎日実施できる体制を整えている。それにより、業務上のトラブルも減り、成果があったと聞いています。</p> <p>生徒に対しては、授業の理解度を測るため、試験を頻繁に行うが、教師はその必要が無いと考えるのは矛盾があると思います。</p> <p>『講習効果の測定』をする事により、世間に対し、『教育免許更新制』へ取組む本気の姿勢を示す事が重要だと思います。</p>	31	男	社会人

6	<p>意見 約30時間の講習にかかる費用がどれくらいなのか、補助の財源はあるのか、各個人負担なのか、がわかりません。現在教職で給料を税金からもらっている方々にとってはそれほど大きな額ではないかもしれませんが、私みたいな貧乏学生にとっては大きな額になる可能性があります。教員として仕事をしている人たちが自分たちの能力を伸ばすことは当然のことですが、少子化で不幸にも本教員として採用されず、講師としてこつこつやっている人たちが、一律に強制的に免許更新のための多額の金を払わされるようになるのは問題があるのではないかと思います。穿った見方をすれば、少子化で斜陽の教員養成機関に、強制的に金を回すシステムのようにも見えかねません。きちんとした研修を受ける場合、それなりの金を払うのが普通ですが、各人に財政的な負担が少ない研修は、場合によっては本を読めば済むようなものもありえます(むしろ研修に出ないで本を数冊買って読んだ方が役に立つこともあります)。講義を聴いて、それでおしまいなのか。レポートを出して、それでお仕舞いなのか。アドバイザーを置いて少人数のディスカッションを通しての問題発見、解決をするのか、等々、一体どこまでの研修を考えていて、どこまでの費用負担を強制するのか、きちんと考えているのかどうか気がなります。上で強制プログラムを立ち上げるだけ立ち上げて、あとはやる人たちに任せますよ、というのでは費用を負担する側としては不満です。中身も分からず「支え」と言われて、「はいそうですか」と言えるほど余裕のある生活をしている「免許取得者」ばかりでもないかと思います。</p>	35	男	大学院生
7	<p>今回の改正における免許更新制に意見がありまして、メールさせていただきました。 ただいま、私は国立大学の附属小学校で教員をしております。学校での公教育をおこないながら、教科研究、実習指導、学会等の活動をおこなっています。附属教員であれば当然の業務ですし、使命と思って遂行しております。とらえ方はいろいろあると思いますが、附属学校教員と公立学校の教員は公教育をおこなっていることは同じでも、ちがう職業であるといつていいほど、仕事内容が違います。私も公立小学校経験者ですので、その違いがすごくわかっております。その上で、10年ごとに30時間学校をあけるということは、附属学校教員としての責務に、その年だけで、影響が懸念されます。今でも、いろいろな現職教員の研修での講師や研究会に呼んでいただく等で学校をあけるときがすくなくありません。その上で、30時間という、かなりの日数、さらに学校から出なければいけないと思われまます。他大学の附属教員の中でも、多忙を極め、教科研究のために全力をつくしている方々を多く知っております。附属学校は研究が使命だと思えます。附属学校教員という特殊事情(研究職だと思っています)からも、研究授業や公開授業、論文などで免許更新を考慮してい燭世韻評戮盡い靴討い燭世④燭い隼廚い坪后茲踏靴蠅い燭靴坪后</p>		男	国立大学附属小学校教員
8	<p>免許状更新講習を大学で行うことについて諸問題の噴出が予想される。 例:教員養成の多くを学校現場に依存しつつある(実習期間の長期化、教職大学院で「実務家教員」の登場、学校ボランティア、学校インターンシップの登場など)時に、今さら大学で講習するのは論理的に矛盾しないだろうか。その点の整理が必要である。どんな内容で行うのか?講習内容に指定があるとすればその内容をめぐって一悶着ありそうである。 30時間は大学設置基準でいうところの2単位相当か否か?2単位相当であれば予復習を含めて実質90時間の内容ということである。そういう時間を取れるか。その点の明確化が必要。 大学の誰が行うのか?委託であれば問題はないが、免許状資格を出した大学の義務となると、大学の事情や教員の事情がある。(経費はどうするか、調査研究等に行けなくなるなど。)</p>	46	男	大学教員
9	<p>免許状に10年間の有効期限を定めることは教員にいい意味での緊張感を与える。更新講習のハードルはそれほど高くないので、気持ちの面でよい効果を与えるものと理解する。 しかし、「10年しか有効でない」というイメージが先行するとみくろみとは反対に入り口のところで優秀な人材を逃してしまうことになる。「10年しか有効でない」に対峙するようなケアが一方で必要である。そのためには教員の給与待遇や職務専念義務免除規定活用による自主的な研修の機会確保の条件整備を現状通りにするか今以上進めるかするべきだ。</p>	46	男	大学教員

10	<p>1. 現在、経年研修が各自治体で行われている。経年研修の充実で十分である。これ以上の制度は必要ない。私の身近に来年度から採用される若者がいる。彼は1種免許を7年前に取り、さらに専修免許を5年前にとっている。来年採用されてからは、初任者研修があり、その直後1種免許の更新となる。そののち6年目研修があり、専修免許更新、11年目研修と研修が続く、若者は実践の中でこそ生きた研修を積むことができるのであり、経年研修と免許更新がこれほど多くあっては生徒とのかかわり方を含め生きた研修は不可能である。</p> <p>2. 私が勤務している高等学校では部活動も活発であり、少なくない教職員は土曜日・日曜日にも勤務を行っている。このような勤務実態から考えて、これ以上の課題を背負うことは現実的に不可能である。また、3年生の担任をやりながら教科研修を長期的に行っている若い女性教員の知り合いがいる。この先生など生徒の大学への進学指導と担任業務との間でかなり激しく心労を負った。毎週、水曜日に教育センターへ出張し、そのたびに副担任に帰りの終礼をお願いして、生徒とのかかわりも持てない中で自分の睡眠時間を切りつめて研修を行った。再度言うが、現在の教員の勤務実態から考えてこれ以上の課題を背負うことは不可能である。</p> <p>3. 「指導が不適切であると認定された」とあるが、この判断において恣意の入る余地があり、教職員の思想・信条の領域まではいる可能性がある。とりわけ、「免許状更新講習を受ける必要がないものとして認められたものでなければ、免許状の有効期間の更新をしてはならない」とあるが、ここにはまさに管理職の恣意が入る可能性が大きい。このように管理職に従わない教職員を排除するために使われる可能性が否定できない。</p> <p>4. 現在、本校においてアンケートを採ると「自分の考えに合わない仕事をさせられている」と感じているものが40%を越えておる。そもそも学校という営みにおいては様々な価値観のすりあわせこそ大切であり、合意形成機能が劣化している事態こそ憂慮すべき事態の一つである。この中において、管理職の考え方に適応できない考え方が排除される事態はますます教育の悪化を引き起こす。</p> <p>以上の理由から、教職員免許更新制の導入について反対する。</p>	52	男	高校教員
11	<p>簡潔にまとまっていて分かりやすいと思いました。</p> <p>●意見</p> <p>1. 普通免許以外に、特別免許状についても明記しているところが評価できます。特に盲学校の理療科や聾学校の理容などについても、制度に位置づけて適切な免許更新が行えるようにしてほしいと思います。</p> <p>2. 30時間を目安にしていますが、複数の免許を持っている人の場合どうなるのか、単純に免許×30時間になるのか、そのあたりが気になります。</p> <p>3. 免許更新の講習の費用負担についてです。職務上は職免などが適用することを望みますが、受講料については税金を使うのはおかしいと思うので、全学自己負担とすることを望みます。受講料無料というのは考えられません。</p> <p>4. 更新されなかった場合効力を失うことについて、場合によっては分限処分の対象になることがあると思います。そのあたり、身分の保障をどのようにするのかについても合わせて考える必要があると思います。</p> <p>5. この更新制のねらいの1つは、現行の教育制度などの啓発や新しい教育法・心理学・医学の知識などを定期的に学んでもらうことだと思っています。従って、単に講習を受けて出席点を稼いで終わりというのではなく、きちんと単位制にして試験で評価されることを願います。そうでなければこの制度そのものの意味がなくなり、相応のコストをかけるメリットも無くなると思います。3年前から受講が可能になるようですので、仮に単位を落としても再チャレンジの機会は確保できると思います。</p> <p>6. 業績の良い人は講習が減免されるようですが、まったくゼロというのは割けていただきたい。5の目的を達するためにも、減免の限度を規定していただきたい。例えば特別支援教育の推進の際、管理職の無理解が、その足かせになることがあります。そういう実態を考え併せても、役職など関係なく適用すること、最低限の講習内容を定めるようにすると良いと思います。</p> <p>実態に伴った、また効果のある、形式的にならない制度を願っています。</p>	36	男	大学教員

12	<p>意見： 免許を更新が必要なものにするという事については、「賛成」と思っていました。いろいろ考えた結果、「更新制導入反対」という結論に達しました。</p> <p>それは、一旦教職を離れた優秀な教員の教職復帰を妨げる事になりかねないと思うからです。家庭事情などで教職を離れ、数年の後、復帰できる状況になった場合に、離職中に更新時期があって免許が失効している、という状況が発生すると思うからです。その状況で免許を取り直すか、やむ終えない事情として申請するか、という事をしてまで教職に復帰するのでしょうか？それであれば、「免許は無期限だが教員として勤務するのであれば一定期間ごとに講習を受ける」というようにした方が良いと思います。不適格者の免許の失効(停止や取り消し)は規定するべきです。</p> <p>講習の方法等ですが、10年毎は間が開きすぎなような気がします。常に状況が変わっていることを考えれば3年毎程度が良いと思います(上記の講習制の場合:更新性なら5年程度)。内容は免許の種類(科目とか学校とか)や役職等(一般教員や管理職など)に合わせていくつかの内容を用意するべきだと思います。そのうえで、昇進時講習など立場が変わるときや、問題が起きた場合の特別な講習をやると良いと思います。勤務実績で講習を免除する必要は無いと思います。校長クラスでも不祥事が発生している事もあります。立場や時代に合わせて常に新しい情報を得る意味から考えて必修にするべきです。</p>	23	男	非常勤国家公務員
13	<p>ここ十数年来の大学生、中高生の学力低下は目を覆うばかりで、このままでは日本はどうなるのかと憂いていたが、ようやく安倍総理が教育改革を掲げ、学力強化に乗り出されたことは、おそきに失したとはいえ、光明が見えて来たものと歓迎したい。いくら技術立国などとなえても、子供達の理数離れでは話にならない。子供達を理数好きにし、高い知識を身につけさせ、それをもとに独創的な思考力を発揮させるような教育を広く全国的に早急に行き渡らせる必要がある。具体策としては、標準教科書及び教育時間の充実、教員の質向上のため大学のような階級制の導入、各学校(含大学)での卒業資格の厳正化、修業年限の弾力化などが考えられる</p>		男	大学名誉教授
14	<p>・意見:「なぜ教員だけが「免許更新」が必要？」 なぜ教員だけが「免許更新」が必要なのですか？社会保険労務士は？ 弁護士は？ こんなことで「学ぶ喜び、生きる力」を育むことが可能になるとは到底思えません。むしろ、現場教職員や生徒への管理統制が強まり、競争が激化し、ますます息苦しい教育現場となっていくだけです。教育現場に 自由の 風を 送ろう 教員同士が 自己批判 相互批判ができるような 自由の風を！</p>	60	男	社会保険労務士
15	<p>今回の教育職員免許法等の改正の方向性は、現場教職員への信頼と援助の意志が、全く感じられない冷たい行政です。こうした冷たい行政が子どもたちに対しても行われてしまうのではないかと危惧します。教育再生会議の論議は公表されていませんから、マスコミを通して判断するしかありませんが、現在の「教育再生」論議は、人間を人間として大切にすることではなく、排除と脅しの論理に立っているように感じます。</p> <p>社会的非行をおこなったり、客観的にみて問題のある教員を教育に携わらないようにすることは当然のことであり、それは、現行法をきちんと適用すれば可能です。また、教員免許についても、現行の教免法で客観的基準による免許の失効や取り消しも規定されており、これを適用すればすむことです。すべての教員を対象にして「教員免許更新制」をおこなう必然性はどこにもありません。「教員免許更新制」は、すべての教員をいつ失職させられるかわからないというきわめて不安定な身分におくことであり、教員は、常に強迫観念にさらされることとなります。教員がこのような状態におかれて、一体よい教育ができるのでしょうか。</p> <p>ところで、なぜ管理職や主幹は、講習免除なのですか。結局、時の政府の言いなりにならない教員を選んで学校現場から排除するものであり、改悪”教育基本法”の具体化そのものといわなければなりません。</p>	43	男	教諭

16	<p>教員をしている者です。免許の更新について、疑問があったのでメールします。</p> <p>現在、「企業での経験者を教員に」というニーズが増えており、いくつかの教育委員会では、募集要項にも載せていると思います。</p> <p>私も、一般企業で8年、NPOで2年の後、教員採用試験に合格し高校教諭になりました。生徒だけでなく先生方にも、企業の経験を話したりすると、興味深く聞いてくれています。</p> <p>こんな中、免許を更新制にするのは、企業で働いていた人に対して教員への道を狭めてしまうことになるのではないのでしょうか？</p> <p>企業を経験すると、学校という世界は企業の世界とは違っておかしいなあと思うこともいくつもあり、もっと効率的して生徒に対する時間をとることができるのに、と思うこともあります。学校の世界が閉鎖的だ、というのも理解できる場所もあります。それは、企業を経験したから思うのであって、大学などを卒業後すぐに教員になった方には分からないこともあると思っています。</p> <p>どうか一般企業の経験者の教員への道を狭めないよう、ご配慮くださるようお願い致します。</p>		女	教員
17	<p>新聞の報道により、たった一週間、メールおよび郵送のみにて市民の意見を受け付ける、と知り、まず驚いています。さらに、文部科学省のホームページのいったいどこからこの意見受付画面に入るのことができるのか、友人と悩んでしまいました。やっとたどり着きましたが、PCに不慣れな人間の意見など聞く耳はないということかとひがみたくります。それはさておき。不適格教員、の排除のためと大きくいわれています。いったい誰がそれを決めるのでしょうか。改正の方向を拝見しますと、教育、医療、保護者などからなる第三者による判定委員会、とあります。つまり、校長や教育委員会など教員経験者、当事者を診断する医師、保護者代表など、ということでしょうか。医師の判断といいますがと精神疾患などが考えられますが、うつ病、統合失調症なども現在は治る病気となっています。いったん免許更新ができなかったら再び大学からやり直すのでしょうか。また、教育経験者といいますが、当人を知らない第三者がいったいどうやって判断するのでしょうか。当人を何らかの形で知っている人となるとつまり、校長の覚えが言いか悪いか、が判断の基準になることは民間での人事査定を見れば明らかです。保護者では感覚的には判断できますが「うちの子にかかわるのはやめて」というレベルでの判断はできても、免許を更新してもいかにどうかまでの判断は重荷です。確かに、子ども、父母との相性のよしあしは人間ですからまああること。ただ、現場で主事、副校長といわれる方々が必ずしも立派な「適格教員」ではないことも多くあります。正直に言って一般教員よりも不適格率が上がるのではないかと思うぐらいです。年齢を重ねるにつれ、子どもの相手がつらくなると、管理職に回るらしい、と母親の間ではささやかれています。</p> <p>免許失効などという形ではなく教員の質の向上を図る手立てを考えるべきではないでしょうか。民間企業などで行われている十年目の有給の長期研修休暇なども広い視野を育てるといった点で有効だと考えます。</p> <p>さらに三十時間程度の研修を行う、と改正の方向にありました。これは現職の教員には現状ではとても無理な計画です。PCデータを自宅に持ち帰り、仕事をしている先生がほとんどです。学校では五日制で授業がつまっていた教材準備や事務仕事をすることがないそうです。実際、学校ボランティアに登録して学校に行っていますが、子どもの相手をしていない先生は校長先生と副校長先生ぐらいで他の先生は保健室の先生はもちろん、常に子どもと一緒にいます。うちの学校には図書先生がいませんので、何か、泣いたり、教室にいらなかったり、そういう子がいると校長先生が相手をしてきています。先生はいつも忙しそうに話しかけるのが悪いかと思うぐらいです。三十時間の研修に出られるように人手に余裕を持たせていただければいいと思います。</p> <p>以上述べてきましたが、私は今回の改正の方向には大きな疑問を持ちます。緊急に必要なこととは思われず、研修体制の整備などにかかる費用も無駄だと考えます。それよりもっと緊急の教育関連のことがらにお金を使ってください。教育現場では採用が抑えられた時代の三十代、四十代が少なく、団塊の世代の退職によって二十代ばかりが採用されればそれらの世代の負担が増すばかりで却って退職が出そうだ、という話も聞きます。定年を延ばす、三、四十代の講師年数の長い人を正規採用にするなどすぐにできる効果的な策はあるはず。母親のボランティア頼みの司書などをすぐに正規採用にしてください。事務職、用務員などを増やすだけでも教員の事務量が減り、子どもに向き合う時間が増えます。免許更新のためではなく、教育に必要な研修ができるよう現場にゆとりを戻してください。こんな愚策はすぐやめるべきです。</p>	40	女	主婦
18	<p>教員の質の向上を考えるなら、「やる気」を起こすような政策を考えるべきだ。給与をダウンさせ、更新制を導入して時間をとらせ、子どもと向き合う時間を減らすなど愚の骨頂だ。教師がもっとゆとりを持って自分たちで自主的に学べる機会を保障せよ。私は世界史の教師だが世界遺産を自分の目で見て生徒たちにそのすばらしさを伝える機会さえ未だに持てない。10年で免許更新でなく、10年たったら新たな知識を仕入れ、リフレッシュするための自由な研修機会を与えるぐらいのことを考えてほしい。このままでは若い人が希望を持って教職に就くことができなくなる。</p>	50	男	教諭

19	<p>当該改正案によれば、教員免許は更新制とされ、10年間の有効期限内に30時間程度の講習を受講し、修了しない限り、免許状は効力を失い、免許状管理者は更新を行ってはならないとされているところ。</p> <p>これについて、以下のとおり意見を提出いたします。硬直化した学校教育の改善のためには、社会人としての経験を持つ人間を教育現場で活用していくことが求められており、平成14年2月の中教審答申「今後の教員免許制度の在り方について」においても、「学校外の社会人を学校教育に積極的に活用していくことが必要」とされているところ。</p> <p>しかしながら、教員免許を保持しながら現在は教職につかず、他の職業についている者にとっては、当該講習を受講することは極めて困難であり、結果として10年以上の社会人経験を有しつつ教員免許を保持する者はいなくなってしまうことが予想されます。</p> <p>一方で、現在教職についている者は、当然当該講習を受講するについては、格別の配慮がなされるものと予想されます。</p> <p>この結果、現職教員の既得権は保持され、教職にある人材の硬直化・固定化が促進されるおそれがあるのではないのでしょうか。</p> <p>10年間以上の社会人としての経験は、30時間程度の講習よりも教職者の資質の要件として同等かそれ以上であつ場合が多いと考えられます。社会人経験のある人材の教職への登用が、教員免許更新制の導入により阻害されることのないよう、現在教職についていない者の更新については、別途規定を設けて講習の免除(社会人としての経験を審査し、30時間の講習に代えるとするみなし規定の設置等)について措置していただけるようお願いいたします。</p>	31	男	公務員
20	<p>いわゆる「更新講習」の客観性が担保される保障がない。講習やそれに伴う更新の判断に、教育行政の意向が反映されると、行政いいなりの教師のみを再生産する事になり、教育力の向上にはならない。また、「更新講習」の内容は「省令等において定める」とされており、いったんこの法案が制定されると、国会審議抜きで省令改正で「更新講習」の内容をいかにようにも変えることができる危険性が大きい。法案の「改正」には反対する。</p>	41	男	高校教職員組合書記長
21	<p>指導力不足教員についても、現行制度のもとでさえその認定に客観性が担保されていない現状がある。また、教育現場の多忙化・多様化の中でメンタル疾患の教職員が増加しており、その対策が重要視されている。しかし、京都市教育委員会はメンタル疾患と指導力不足を同一視し、異常とも言える退職強要を繰り返し、メンタル疾患を悪化させる事例も存在する。多忙化・多様化に対応できるような教育環境(クラス定数の引き下げ、教職員定数の大幅増加)の向上なしに、免許法を改正することには反対である。</p>	41	男	高校教職員組合書記長
22	<p>指導力不足教員についても、現行制度のもとでさえその認定に客観性が担保されていない現状がある。また、教育現場の多忙化・多様化の中でメンタル疾患の教職員が増加しており、その対策が重要視されている。しかし、京都市教育委員会はメンタル疾患と指導力不足を同一視し、異常とも言える退職強要を繰り返し、メンタル疾患を悪化させる事例も存在する。多忙化・多様化に対応できるような教育環境(クラス定数の引き下げ、教職員定数の大幅増加)の向上なしに、免許法を改正することには反対である。</p>	41	男	高校教職員組合書記長
23	<p>教職員の自主的な研修の機会を阻害するような官制研修の押しつけと、超多忙な現場の実態を解消することが先決である。「1時間の授業には1時間以上の準備が必要」とかつて国会で文科省も答弁しているはずである。教職員一人一人が十分に研究と修養に励めないような実態を放置している行政の責任こそ追及されなければならない。文科省が取り組んだ超勤実態調査でもその結果は表れている。法案の改正には反対する。</p>	41	男	高校教職員組合書記長
24	<p>10年おきに更新にかかわる認定を受けなければならないとすると、先行きに不安を感じる学生は、教師を目指さなくなるでしょう。</p> <p>また、免許を持っていないながら教育関連の職に従事していない方の教職への転職を阻害しかねません。職業選択の自由をうたった憲法に抵触する可能性があると考えます。会社等に勤務していて、30時間にも及ぶ講習を受講できる方が、現実的におられるとは、思いません。強制的に権利を放棄させることになると考えます。</p>	41	男	教諭

25	<p>●日本も加盟するOECD加盟30カ国における「対GDP比でみた教育機関への公財政支出」で、日本は下から4番目。「教員一人当たりの児童・生徒」は、上から4番目である。また、04年末に日本の学力が低下した報道されたOECDのPISA2003では、読解力が2位グループにあるとはいえ、数学・科学・問題解決能力で1位グループに入っています。つまり、日本の教職員は、世界的には、少ない「教育への公財政支出」、多い「児童・生徒数」の中、懸命に頑張っていると見られている。</p> <p>●一方、教員を取り巻く国内状況は、保護者から尊敬されなくなり、管理が強化され、給与の削減が打ち出される中で、資格まで有効期限つきになれば、優秀な若者ほど、他の職業を志向するようになる。</p> <p>●20日に発表された国公立大学の志願数によると、教員養成系学部が前年より約5700人少ない4万7千人弱、倍率も4.4(前年4.9倍)と低下した。最短10年で免許が取れ上げられることになれば、ますます教員志望者は減少すると予想される。</p> <p>●条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある。</p> <p>●教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている現場に「自信と誇り」「ゆとりと元気」を持たせることの方が大切である。</p>	44	男	教員
26	<p>・現在、法廷研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。</p>	43	男	教員
27	<p>・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうこととなります。</p>	45	男	教員
28	<p>・教育職員免許法等の改正について、反対する。「免許更新」のための研修を受けることは、教員が学校現場を離れなければならない、そのしわ寄せは、子どもに来ることになる。教員の質についても、学校現場での資質向上の視点が重要と考える。</p>	36	男	教員
29	<p>学校現場は大変ストレス過剰な状況となっています。それは、さまざまな情報でも明らかなはずですが。それにまして、更なる研修が課せられることは、いかがなものでしょう。すでに、教員の適格性を確保するための制度は整っており、いまさらといった感じです。</p> <p>さらに、何より心配をしているのは、不適格と認定する際の判断基準が、時の政府によっていいように利用される恐れがあるということです。今の政府がそうだとは言いませんが、時代の状況により、政府にとっての是がさまざまに変わるのは、周知の事実です。政府にとって都合のいい教育者が、子どもたちの最善を優先できるでしょうか。かならずしもそうだとは言えないのです。そういった観点から、私は明確に反対します。</p>	36	男	教職員
30	<p>学校現場は大変ストレス過剰な状況となっています。それは、さまざまな情報でも明らかなはずですが。それにまして、更なる研修が課せられることは、いかがなものでしょう。すでに、教員の適格性を確保するための制度は整っており、いまさらといった感じです。</p> <p>さらに、何より心配をしているのは、不適格と認定する際の判断基準が、時の政府によっていいように利用される恐れがあるということです。今の政府がそうだとは言いませんが、時代の状況により、政府にとっての是がさまざまに変わるのは、周知の事実です。政府にとって都合のいい教育者が、子どもたちの最善を優先できるでしょうか。かならずしもそうだとは言えないのです。そういった観点から、私は明確に反対します。</p>	36	男	教職員
31	<p>教員免許更新制については、現場で懸命に働くものをまったく信用していない文科省行政のあらわれと感じる。学校現場を離れ免許更新のために研修に時間を費やすのも、多忙化を極める現場の実態を無視した暴挙といわざるを得ない。したがってこの更新制に反対する！！</p>	41	男	教育公務員
32	<p>意見：免許法の改正は、忙しい現場の教員を、ますます忙しくさせ、言いなり教員を作るための法律であり、現場にはふさわしくない。まして、管理職は更新免除などの声が上がっているのはおかしい。管理職こそ毎年現場の評価が必要だ。こんなことをしても、教員の資質向上などあり得ない。現場を知らない人たちの考えで、教育は行われているのではない。絶対反対。</p>	52	男	高校教員

33	大きな点は教員免許状の10年ごとの更新です。「指導が不適切であると認定された者の免許状の効力等について必要な措置を講ずること」となっていて、「指導力向上を要する教員制度」とリンクをさせて、恣意的に気に入らない教員の排除を行うことにつながります。「指導力不足教員の人事管理の厳格化」の名の下に締め付けを強めていきます。さらに「指導が不適切であると認定された者に対して免職その他必要な措置を講ずるもの」として、研修により指導力の向上をめざすというのではなく、排除を進めていくようにしていくものです。	52	男	小学校教諭
34	「免許状の失効」の項では、「教員が、必要な適格性を欠く場合など理由により分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこと」として、さらに一層、排除の論理となっています。指導力向上を要する教員制度の最初の目的理由であった「研修による資質の向上」「現場復帰をめざす」はどこへ行ってしまったのでしょうか。	52	男	小学校教諭
35	教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとき教育の自由がなくなり、国策に沿った教育(戦争の教育)が行われるのは、歴史の教訓です。教員免許制度に反対します。	48	女	小学校教諭
36	行政は昨今のいろいろな日本の暗部を教育だけのせいになっているように思います。文部科学省はろくに検証もしないで教育行政の問題を教師や学校のせいになっていると思います。特に教育再生会議の案は稚拙、短絡的で何ひとつ現場と結びついたものはありません。学校教育法ならびに教員免許法改正について強く反対します。		男	
37	私は文部科学省の「教育職員免許法等の改正の方向について」の文書を読み、非常に驚くとともに、この「方向」に強く反対します。 まず、第1に私を含む多くの人々は、現政府を信頼していません。教育基本法を非常に恣意的に改悪したことを思えば、政府が何をめざしているのか明白です。その政府の考え方のもとで、このような制度が施行されようとしているのは教育を通じて、国の方針を国民に徹底させるためのものであるとしか思えないからです。それは、60年以上も前に日本が犯してしまった過ちをくり返すことに直結すると感じるからです。 教員にもいろんなタイプ・性格の人がいます。それはごく当たり前のことです。もし、「どの教員に何を聞いても同じようなことしか言わない」というような学校あったなら、何の魅力も面白みも感じられないと思います。むしろ気持ち悪いでしょう。子どもが先生に困ったことを相談しても、みんな似たようなことしか言わない教師集団は人間的に信頼されません。子どもたちが、「先生たちは自分の考えを話してくれている」と感じないからです。 更新制はそんな学校づくりにつながります。そんなことにはならないと思うかもしれませんが、実際に様々なことが評価の対象になり、免許更新時にそれらもチェックされるなどと考えた時、全く気にせず何でもできるような雰囲気にはならないでしょう。特に、出世を考えている教員はそうでしょう。そんな人が管理職になれば、普通以上に「自分の学校を行政から気に入られるものになりたい」と願うのでしょ。そして、上に対して意見するものは、少なからず疎まれ、下手をすれば「免許更新不可」というような判断が下されることすらあります。 このように、教員に対して、今以上にプレッシャーをかけ、考え方もコントロールしてしまうようなことにつながりかねない制度の導入は、法的におかしいと考えます。 最近、やたらと公務員の不祥事が特別に念入りにクローズアップされますが、そこには恣意的なものを感じます。不祥事を起こしたものは、きちんと適正な処分をされており、厳罰化もしてきています。しかし、全ての教員の手足をしばるようなことは決して行うべきではないと思います。 最初はそうではなくても、更新制は徐々に教職員の統制につながるものになっていく、もしくはそのように利用されるという大きな恐れがあります。 他にもいくつも心配される点がありますが、長くなりましたので、この1点のみの理由により、反対の意見を述べさせていただきます。	41	男	公務員

38	<p>結論は断固「反対」です。 この改定の方針は、現職教員の能力資質が不十分であるという判断に基づいていますが、実際にはそうではありません。日本の教員の業務は質量共に膨大です。ヨーロッパ諸国と比べてください。また予算・人員も不足です。OECDの調査では日本は先進国の中で教育予算がもっとも少ないです。 そんな中、教員は誠実に職務に励んできましたが、我慢にも限界が来ています。このままいけば全国各地で現職教員の自主退職が急増するでしょう。もともと大量退職の時期であるのに。そして、新規の教員希望者は減少します。教員が魅力ある職業ではないからです。今年の国立大学教員要養成学部の志望者は急減しました。次の教員採用試験受験者も減少するでしょう。産科医同様、教員不足の時代が到来すれば、教員の資質をえり好みすることは不可能です。教員の質は返って低下していきます。 更新制にして、教員の職場環境をこれ以上悪化させることは、教員の質の低下に直結します。しかも肝心の管理職に講習を免除するようではまったく意味がありません。一つの学校の質をもっとも左右するのは管理職です。それを行わないのでは、更新制は教諭を威圧する脅しとしかみなせません。</p>	35	女	会社員
39	<p>・条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果が不可能、研修制度の整備困難である。教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上のための現場での研修の自主的充実の支援を教育行政がするべきであり、免許法の改正をする必要はない。したがって、教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとすすめる必要がある。今の時点で与党の数に頼り、拙速に決めるべきではない。</p>	53	男	地方公務員
40	<p>なぜ管理職の講習免除があるのですか？ それほど必要なものとされるのであれば、まず「腕より始めよ」で管理職が受講し、その実効性を検証してから現場に下ろすべきだと考えます。現場の人手不足を更に進め、学校という学びの場、授業を軽視するような結果になることをどれほど理解されていますか。教育という現場に問題がないことは決してありえないのだから、それに対応した洞察力と理解力のある人材の育成、解決していける施策(人手・予算)を望みます。</p>			教諭
41	<p>・教育職員免許を更新制にし、学校外で30時間もの研修を課したとしても、指導力不足教員を減らすことは不可能であると考えます。指導力不足教員の大半は、子どもや保護者との人間関係に悩んでいると思います。机上の研修をいくら積んだとしても、その悩みが克服できるとは到底思えません。学校現場で、子どもや保護者と関わる中で初めて体得できることであると考えます。 学校現場を離れ、これ以上の負担を教員に強いる免許更新制に断固反対します。</p>	47	女	無職
42	<p>まず最初に、新聞で意見募集を知ってから、実際に募集要項にたどりつくまでに、相応の時間を要しました。世間の関心事でもありますし、隅の方に小さく表示するのではなく、わかりやすくトップページの上部に記載などできないのでしょうか？IT教育やメディアリテラシーを言う役所のサイトがこれでは、疑問を感じます。 では、教員免許更新制についてですが、いくつかの疑問があります。 まず、現行の教員免許制度は、医師や弁護士、建築士等のように、試験で取得するものではなく、大学における認定単位をそろえて、申請するものであると認識しております。自動車免許であれば、失効した場合、禁止さえされていなければ再度試験を受けて取得する事が可能ですが、教員免許の場合、失効した後はどのようなのでしょうか。大学における単位は、おそらく、大学が無くなる限り消えるものではないと思います。再度申請すれば、そのまま教員免許が発行されてしまうのでしょうか。 次に、非教員に対する扱いですが。現在の教員免許は、ほとんどの大学(東京大学等、一部の大学を除く)において「教育学部卒業」によって、ほぼ自動的に付与されるものです。(これは、逆に言えば、私のような工学部卒業生にはハードルが高く、卒業後には容易に取得できない性質のものであるという事でもあります。)教育学部を出ることによって教員免許を所持するに至ったものの、現在は学校教員として勤務していない者に対しても、講習を義務づけるのでしょうか？ そうであるならば、講習地の確保や講習時期の告知など、費用的な面での負担が大きい割に、肝心の「学校教員」の質に対する効果が、相対的に低くなってしまいます。</p>	30	男	製造業

	<p>個人の意見としては、教員免許の交付を、「大学の単位」ではなく、「前提条件の無い、試験の結果によって与える」、とするものが一つ。現実には、細々と教員免許認定試験もやっておりますから、不可能では無いかと思えます。(その場合、教育学部の4年目のカリキュラムは、免許の試験が主になるのでしょうか。)あるいは「採用試験に制限を設けず、採用者に対して免許を交付する」というものが一つ。現在は、新卒採用者がすぐに教壇に立つシステムになっています。警察学校や消防学校のように、採用後に学校に入り、その卒業生に免許を交付する。採用した側が責任を持って教育するのであれば、費用対効果としても、少なくとも現状の制度のまま更新だけを行うよりは良いのではと思えます。</p> <p>このままでは、「免許の更新をすることで、教育の質は確保できた」という、単なる批判逸らし、責任逃れになるのでは無いのでしょうか？ 現状の免許制度・学校組織のままで、「免許の更新」だけを取り入れるのであれば、効果には疑問を感じざるをえません。</p>			
43	<p>大学の数学科において数学科教育法を担当しています。今回の制度改革の方向性は概ね正しい方向にあると思いますが、 次の1点についてご注意をお願いしたいと思います。 一度教員となると、仕事の忙しさのため付き合いが教員に限られ、社会の変化を知る機会が少ないのが実情であり、教員の常識が社会の常識と遊離するケースも時々見かけます。教員免許を取得後、企業などでの勤務を経て教員になる人達は、「日本社会の現状を教育の現場に伝える」ための貴重な役割を担っていると思えます。今回の制度改革で、そのような人を減らさないような工夫(例えば、10年目の研修を受けなかった人が、改めて研修を受けることにより教員免許の再交付を受けられる制度など)をお願い致します。</p>	61	男	大学教授
44	<p>*まず最初に、こんな大事な法案を通すのに、パブリックコメントの期間がわずか1週間しかないというのはどうでしょうか？ 真剣に国民の意見を聞こうと考えているとは思えません。もっと期間を延ばして多くの人の意見を聞いてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場においては、現在、県教委や市教委からおろされたきた様々な研修が実施されています。それらは年々増える傾向にあるのです。この傾向により、近年益々教育職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となってきました。私の友人も病気休暇に入っています。この法案が通れば、学校現場にさらに負担をもたすことになると考えられます。 ・教職員が学校現場を離れて講習を受けるということは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになってしまいます。今教育現場では様々な事象が起っています。現場で子どもたちを目の前にして、その子どもたちのことを思えば、簡単に研修に出かけることもできません。もっと現場の実態にあった方法を考えてください。 ・教育予算が削減されたり、一般財源化されてきている中で、新規事業だけは予算を付けてやろうとするようですが、明らかに税金の無駄遣いではないでしょうか。条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、教職員の適格性を確保するための制度は、すでに整備されています。不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用効果の面からも問題があるのではないのでしょうか。 ・私たちは日々研修・研究を心がけています。自校研究や市内間での自主研究も盛んにおこなわれています。教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要ではないでしょうか。もっと現場を信頼してください。 ・陰に隠れて拙速に審議するのではなく、「教員免許更新制」については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分おこない、国民合意のもとにすすめる必要があると考えます。十分お考え下さい。 	44	男	教職員
45	<p>免許更新には賛成です。不適格教員は教壇に立つべきではないと思います。免許更新講習30時間は、生徒はよい教育を与えられることは当然なのに、そのために、コストと時間をかけて、それほど授業、生徒指導に対する効果があるのでしょうか。ただ形骸化になるのではないかと不安があります。それより、授業の実践事例を記した詳細なものを文字など有形なものにして国、地域、保護者、生徒に向けて冊子やインターネットで公表して学校の管理職が評価することのほうがいいのではないかと思います。</p>	22	男	大学生

46	<p>私は 京都府立高校で働く教員ですが、教員免許制度の「改正」について意見を申し上げます。</p> <p>①更新のための講習によって、教育行政の意向が反映され、行政言いなりの教師作りがされないか心配しています。これは教育力の向上にはつながらず、むしろモノ言わぬ教師作りによって、面従腹背の教師が増え、学校に退廃が生まれることを心配しています。「更新講習」に客観性が担保されない限り、「改正」には反対です。</p> <p>②指導力不足教員についても、現行制度のもとでさえその認定に客観性が担保されていません。また、教育現場の多忙化・多様化の中でメンタル疾患の教職員が増加しており、その対策が重要視されています。しかし、京都市教育委員会などはメンタル疾患と指導力不足を同一視し、異常とも言える退職強要を繰り返し、メンタル疾患を悪化させることをおこなっています。多忙化・多様化に対応できるような教育環境(クラス定数の引き下げ、教職員定数の大幅増加)の向上なしに、免許法を「改正」することには反対です。</p> <p>③文科省が取り組んだ超勤実態調査でも教職員は多忙です。私たちは多忙の中でも、自主的に研修し資質向上に努力しています。教職員の自主的な研修の機会を阻害するような官制研修の押しつけと、超多忙な現場の実態を解消することができれば、さらに豊かな教育が可能であると考えます。「1時間の授業には1時間以上の準備が必要」とかつて国会で文科省も答弁されました。教職員一人一人が十分に研究と修養に励めないような実態を放置している行政の責任こそ問題です。法案のいう「改正」には反対です。</p>	50	男	京都府教員
47	<p>現職の中学校教員です。(東京都)</p> <p>来年度、十年目研修を受講予定です。かなり出張日数も多く、ハードな研修だと聞いています。10年を区切りにするのであれば、現状で行われている研修を有効に活用できるようにプログラムしていただかないと、現場の負担が大きすぎます。</p> <p>少人数習熟度が実施されている中で、中規模校でも時間割変更は結構たいへんなのです。免許更新の講習には賛成ですが、学校現場が円滑に動かないような制度だけは作らないでください。</p>		男	中学校教員
48	また教員免許の更新性導入に反対します。		男	
49	<p>1. 教員免許更新制の導入(2)有効期間の更新○「勤務実績その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めたもの」という要件について</p> <p>この要件は削除すべきです。</p> <p>これは、新聞報道などからは、『校長や教頭など勤務実績を考慮して「必要性がない」と判断された場合には、講習の必要がない』とするものようですが、これでは、管理職は更新の対象からはずすといっているのと同じです。</p> <p>確かに管理職は実際に教壇に立つことは少ないでしょうが、管理職といえども教員で、教員であることを前提に当該学校の管理職になっています。その基礎となる免許の更新を、管理職だから講習の必要がないとして講習の対象からはずすのは、本末転倒の議論です。教員としての適格性は、管理職であるかどうかにかかわらず、教員である以上全員平等に審査されるべきです。管理職であるから対象外とするのなら、その原則を覆すだけの強い合理的な理由がなければならず、「勤務実績その他の事項を勘案」という程度の基準では、この原則を覆すには弱すぎます。これではどんな事項でも勘案できることになります。</p> <p>また、このようなあいまいな基準で、「免許管理者」が必要性を判断していくことになると、免許管理者の大幅な裁量で講習を受ける受けないが決まることになり、結局更新制度が免許管理者の裁量で運用されることになりかねません。恣意的な行政の運用を排除するためには、このようなあいまいな基準はとるべきではありません。</p>	52	男	行政書士
50	生徒が評価して高得点の優秀な先生は10年ごとの更新でいいが、評価が微妙な教師は2年おき、3年おきの更新性を取ってほしい。自分の経験からまともな教師は4割、ダメ教師は6割ぐらいでした。	31	男	会社員
51	免許更新制度とは別に、教員への苦情を処理する機関を新たに設けてほしい。	31	男	会社員
52	更新試験のときに、面接を重視してほしい。人間性を欠いたひどい教師は面接で見抜けるが、試験だけじゃ見抜けない。それらの第一次審査の結果を子供の判断させ、第二次審査は子供による異議が10%以上あったら第三次審査と抜け道を限りなく減らさないとダメ教師を排除できない。	31	男	会社員

53	毎回更新試験の時に国旗・国家・国歌に忠誠を誓えるか加えてほしい。反日左翼教師は最悪だ。教師の中に朝鮮工作員が多数紛れ込んで。自分の学生時代にもいました。特に歴史の教師は日本人限定にしないと危ない。更新審査の時は胸に手を当て、大声で国歌を歌っているか大声で歌っていなかったら、更新させないようにしてほしい。	31	男	会社員
54	10年更新なんてふざけるな！なんでそんな甘い考えなんだ！せめて5年にしないと、ダメ教師は10年もヌクヌクと教師ができるじゃないか！犠牲になるのは子供と彼らがその後放たれる社会だぞ！	31	男	会社員
55	判定委員会において、どんな教員を「指導が不適切な教員」と認定するのかが書いてありません。何を以て「指導が不適切な教員」とするか、その基準や姿を明記してほしいです。基準が全国一律でないとおかしいからです。そこが修正されるならば賛成です。	34	男	教職員
56	○ 免許管理者は、免許状更新講習を修了した者又は勤務実績その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めた者でなければ、免許状の有効期間の更新をしてはならないこと。「免許状更新講習を受ける必要がないもの」の基準が明らかにされていません。明記してください。それがなければ反対です。	34	男	教職員
57	優秀な教師と駄目な教師との更新時における差別化しないとイケない。運転免許だって優秀な人と違反事故の多い人とで講習にかかる負担を差別化して功績をあげている。優秀な教師は5年～10年おきで良く、駄目な教師は2年おきにして研修も長時間拘束して厳罰化させてほしい。	31	男	会社員
58	教育職員が、その職務に関する専門性を不断の努力や研修により高め、よりよい学校教育の展開に尽力することの重要性については、なんら異論はない。しかし、免許状更新講習の30時間程度という講習時間は、現実的に考えて、特に以下の3点について非常に難しい状況であるといわざるを得ない。 (1) 平日に講習を受けに行く場合に、だれが、授業補充にあたるのか。現在の勤務校では、教員の数に非常に限られており、通常の出張時の授業補充だけでも、完全に補充できていない状態である。これ以上、平日に学校をあけるのは無理である。市内の研究授業視察など、自主的な研修の時間を確保できなくなってしまう。 (2) (1)の件に関わって、加配教員の配置について何も記載がなく、一方的に学校を空けて、講習を受けるということは、かえって、子どもにとって悪影響である。担任が不在になるだけで、子どもたちに与える精神的影響は大きい。特に小学校1年生や2年生にとっての精神的負担は余りに大きい。 (3) 平日が難しいということになれば、結果的に、夏季休業中に講習を受けることになるが、1日3時間講習を受けるとしても、最低10日間は講習を受けなくてはならない。現在、多忙を極める仕事内容の影響により、年休をとることができるのは、夏季休業中が主である。10日間も講習に束縛されることになると、一体いつ年休を取ればいいのか。年休を消化しきれなかった分、給与に反映してくれるとでも言うのか。現場の声にもっと耳をかたむけてください。事件は、会議室ではなく、現場でおきているのです。1日、担任をやってみてください。どのくらい忙しいかわかります。	27	男	小学校教諭
59	改正の方向に反対です。教員一人ひとりの評価を、公正に行うことなど不可能です。長い時間の後に一人ひとりの教え子たちが評価するものです。歴史が評価するといってもよいものです。時の政府や教育委員会、校長などが評価することは、結局物言わぬ教員を作り、教育の国家統制を進めるだけのものです。戦前の教育への復古です。あわせて教員免許制度の「改正」にも、同じ趣旨で反対です。教員や父母が協力し合い、ゆったりと切磋琢磨できる学校環境をつくってください。少人数学級を実現すること、それがあなたたちのやるべきことです。		男	
60	文科省のやり方は、教師不信をもとにしが問題教師排除を目的としており、評価できない。本当に教師の力量向上を目指すならば、教員の数を増やし、諸外国のように教員の自主研修の時間を確保すべきである。大体、自身が実施した教員の勤務実態調査結果を見ているのか？休憩時間が一日平均4、5分、時間外勤務が1月平均80時間超である。しかも先進国中最悪の40人学級のもとで、世界の上位グループを維持している実績をこそ評価すべきではないか。現場の実態を踏まえない「改革」は決して成功することはない。	47	女	公務員

61	<p>なぜ、諸外国においてもほとんどない教員免許の更新制度を行おうとするのかわからない。大事なのは、教員としての力量をつけられるように、行政は支援することではないか。教育自体が、子供達の心と体、学びを豊かにしていくことであるから、教師を外から脅かすような形で、「きちんとしなければ免許を取り上げるぞ」とか「不適格教員になったら免許を取り上げ、やめさせるぞ」ということをするのは、教師が萎縮してしまい、子どもたちに豊かな教育を行っていくことができないと思います。上から外から縛るのではなく、フィンランドの教育政策のように、学校現場(教師や校長)に自由な裁量権を持たせて、良い意味で責任を持った教育を行うようにしなくては、本当の教育・教師の力量アップや子どもたちの学力向上、豊かな心を育てることはできないと思います。信じて任せること、そのサポートをすることから、本当の教育は生まれます。法律で縛るのではなく、現場の教師たちが自由に元気の出る政策をぜひとってほしいと考えます。</p>	52	男	小学校教員
62	<p>教員の資格が、国家試験となることに賛同致します。免許更新制度が、30時間の研修によってなされても、指導力不足や不適格教員の改善になるとは、思われません。国家試験とすることで、教職員の質が保証されます。現在の教員養成大学の学生の質も教授の質も様々で、単位を取得しているとしてもその能力や教授内容に、疑問が残ります。国家試験化によって、教員だけでなく、養成機関の質の向上が保証され、養成機関の教授方法も改善されます。また、各都道府県間における教員の質の格差が是正されます。</p>	56	男	公立小学校長
63	<p>今回、教育職員免許法が改正され免許の更新制が導入されようとしています。この免許更新制度は非常に問題が多いものだと考えます。免許の更新制度の導入にあたり、その適格性の確保がその理由に挙げられています。しかし、適格性の確保は条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などの制度により整備されていると思います。また、教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要だと思えます。また、日本国内に国が定めた免許というものは数多くあります。適格性と言う観点から言えば他の多くの免許が更新制度の対象となりうるものだと考えます。例えば、医師免許や弁護士等の法曹資格等、適格性が強調されなくてはならない資格は数多くあります。その中で教員免許だけが問題になるということはまったく理由がありません。こういう不合理な法改正は合理性がまったく感じられません。</p>	52	男	小学校教員
64	<p>今回、教育職員免許法が改正され免許の更新制が導入されようとしています。この免許更新制度は非常に問題が多いものだと考えます。免許の更新制度の導入にあたり、その適格性の確保がその理由に挙げられています。しかし、適格性の確保は条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などの制度により整備されていると思います。また、教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要だと思えます。また、日本国内に国が定めた免許というものは数多くあります。適格性と言う観点から言えば他の多くの免許が更新制度の対象となりうるものだと考えます。例えば、医師免許や弁護士等の法曹資格等、適格性が強調されなくてはならない資格は数多くあります。その中で教員免許だけが問題になるということはまったく理由がありません。こういう不合理な法改正は合理性がまったく感じられません。</p>	51	男	高校教諭
65	<p>「教員免許法」の改定については、その中心である10年で更新するというのは、大反対です。以前には考えられなかったことが、ここ数年の間に起こっているからです。それは、学校現場に新採用されたが、4月になると辞める人が1割近くいるからです。もし、10年ごとの更新制度を行えば、大学卒業して10年後、結婚して子どももできるのに、職を失う可能性がある職業に誰が意欲をもって就くでしょうか？</p>			
66	<p>「免許更新制度」はいたずらの教員の身分を不安定に置くのみで、本来、子どもの実態と学習課題に応じて丁寧にじっくり時間を掛けて行われるべき教育活動が、目先の結果のみを追いかける教育に変質したり、教育委員会や管理職の顔色ばかりを伺うような教員を生み出すことになりかねない。教員の資質向上のためには何よりも教員が十分に落ち着いて研修に取り組める条件を整備や、教員同士が子ども達のことを十分に話し合えるようなゆとりこそ保障するべきです。教育の現場は今ゆとりがなく長時間過密の仕事になるとともに、実態に合わない管理や規則、事務処理が横行しています。問題のある教員については現行の制度で解決していくことで十分可能です。</p>	44	男	障害児学校教員

67	<p>教員免許更新制導入には反対致します。</p> <p>1)06年7月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の審議過程において、05年6月17・23日のワーキンググループによる関係26団体に対するヒアリングでは、その過半数が「答申」の内容に反対・疑問の意見(教員免許更新制の導入に反対・疑問、及び、現職教職員を更新制の対象とすることに反対の意見)を表明していました。また、ワーキンググループ中間報告前後には、新聞各紙社説が、一斉に批判・疑念を報じていました。</p> <p>2)上記は、02年2月の中教審答申「今後の教員免許制度の在り方について」では、制度上の問題から教員免許更新制導入を実質否定し、むしろ、特別免許状の活用促進等による教員免許制度の「弾力化」が必要であることを指摘していた経緯があり、朝令暮改の感を免れなかったためと考えます。</p> <p>3)06年7月の中教審答申では、免許更新制が「制度導入後に教員となる者を主たる対象者として想定した制度」であることを明記し、教職課程への「教職実践演習」新設・必修化等をおこなうことから、これらをもって「(授与時の)人物等の適格性の判断」とし、免許更新制導入の制度的整合性が図れるとしています。しかし、現職教職員への適用については、①「今後新たに教員免許状を取得する者についてのみ更新制を適用することでは、公教育に対する保護者や国民の信頼に十分応えることができず、更新制の導入の目的そのものが実現し得なくなる」、②「(終身有効の)権益は必ずしも絶対不可侵のものではなく、公共の要請により、合理的な範囲内で新たに制約を課すことは許容し得る」、③「教員免許制度は、その本来的在り方として、時代の進展に応じて必要な資質能力を担保する制度として構築されるべきものである」ことを根拠としています。これは、現職教職員について、一般的な任期制を導入していない公務員制度との関係等の、制度的な整合性についての説明として不十分と考えます。</p> <p>4)06年7月の中教審答申では、上記の「時代の進展に応じて必要な資質能力を担保する」に関連して、免許更新制再検討の理由として「科学技術や社会の急速な変化」を挙げ、別添資料「免許更新講習の講習内容について(イメージ)」を添付しています。しかし、そこに例示された内容は、教特法第21条・22条に規定された、都道府県・市町村教育委員会の独自研修制度や、自己研修において、すでに実施されているものではないでしょうか。そのことについての調査や、それでは不十分であるという調査結果を知りません。</p> <p>5)全国都道府県教育長協議会は、免許更新制の事務が都道府県の担当となった場合、関係事務が膨大であり、費用対効果の点からも疑問としています。例えば、神奈川県においては、免許更新制が導入された場合に、以下が大きな課題となります。</p> <p>① 10年以上の在職者全員に対する免許更新講習・定期講習(30時間程度の講習)を準備しきれぬのか？</p> <p>② 失効者に対する回復研修を、ペーパー教員も含めて、準備しきれぬのか？</p> <p>③ 初任研に措置されている非常勤加配(*)とバランスのとれた加配措置が当然なされるべきだが、準備しきれぬのか？</p> <p>*新採用1名配置校に14時間、新採用2名配置校に定数1+6時間(上限)</p> <p>④ 上記が措置されない時、学校への負担が過大なものとなり、生徒が犠牲になる本末転倒の醜態を演じることとなる。特に、少数教科や養護教諭。</p> <p>⑤ 03年度から導入されたばかりの「ライフステージに沿った在職者研修」(初任研、5年経験者研、10年経験者研、15年経験者研)との整合性をどうとるのか？とりきれぬのか？</p> <p>6)以上から、教員免許更新制導入には反対致します。</p> <p>免許更新制は、指導力不足教員問題を契機としています。しかし、教育職員免許法の課題である点から、「資格制度」であって不適格な教職員を排除するためのものではないが、「任用制度」と同じく排除の効果も持つ、というあいまいな位置付けとなっている点が大きな欠陥です。これは、教員が実質的に任期制のある雇用不安定な職業であるという印象を強くします。景気回復の最中、少子化による児童生徒の急減期を脱し、教員採用数増加が始まっています。同時に、人権法廃止検討と同時期に、免許更新制の法改正がおこなわれることは、教職人気を失墜させ、かつての「デモンカ先生」の時代を再来させることを意味します。</p> <p>民主党は、教員養成課程を6年制とする教育職員免許法改正案への対案を検討していると報道されています。教員資質向上に対しては、指導力不足教員問題とは明確に分離した上で、人的財政的実効性をもった、教員養成・研修の点から補強をおこなうべきと考えます。</p>	49	男	公立学校教職員
68	<p>まず、パブリック・コメントの募集に関して意見を申し上げます。重要な事案にもかかわらず、募集していることを周知させる広報が足りないこと、また、受理したコメントが全体としてどのようなものであり、それをどのように活かしたのかということをアカウンタビリティの一環として履行していただきたく要請します。</p> <p>内容については次の通りです。</p> <p>教育免許更新制の導入には反対です。現場の先生に話を聞く機会がありましたが、生徒に対する教育を充実させようと思っても、管理者からの命令や指導に従えば必ずしもいい結果が出るわけではないとのこと。しかし、それは当該教員の力量、能力や適格性の問題にされてしまうこともあるようです。更新により、管理を強化することが、子どもたちにとって良い結果が出るのか疑問ですし、かえって悪くなるのではないかと懸念します。</p>	48	男	自営

69	私は教員免許を持っている主婦ですが、出産後学校現場を離れて、もう随分になります。知り合いの校長先生から、講師をと声をかけられ、現場復帰を考えているところですが、この度、教員免許制度の更新が法律化されると聞き、驚いています。私のように全国にも免許を持っていても、現場にいない人が多くいるはずで。そのような人の免許はどうなるのでしょうか？10年ごとに講習を受けなければならないのでしょうか？国が責任を持って、きちんとした講習会を実施してくれるのでしょうか？時間帯や内容はどうなるのでしょうか？何日もかかるのでしょうか？まさか、教育現場にいない人間はどうでもいいと言って、切り捨てるようなことはしないでしょね！きちんとした説明を、国民にしていきたいと思います。	44	女	主婦
70	「教育職員免許法」についてですが・・・ 教員の質は、教員同士の学び合いや自主的な研修・研究、子供たちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要であると考えます。			
71	<ul style="list-style-type: none"> ・現職の教員は免許更新のための準備をしなければならず、教材研究や子どもとのふれあいの時間が減る可能性があり、反対である。 ・教員に必要な資質のうち、人格面と専門性は、教職の経験によって積み上げられるものである。更新制は個々の能力が伸びる可能性の否定になり反対である。 ・免許更新制を採用している先進諸国は、アメリカだけである。そのアメリカでは小中学校レベルの読み書き、計算能力さえ十分でない教員が多数いたのが問題になったため採用したのである。日本の教員は、採用制度そのものが違うとともに、その質も違うと思われ、更新制に反対である。 ・個々の教員の力量の差はあっても、教員間の連携、協働で補い合うのが学校現場である。その良き学校現場の実態を崩壊させてしまう更新制に反対である。 ・特に資質・専門性に疑いの無い場合も免許が剥奪される恐れのあるこの更新制度ができた場合、新たに教員を目指そうという優れた新規採用教員が登場しなくなる危惧があり、反対である。 	42	男	教諭
72	学校管理職には、教職員の労働意欲を高める力がないなどの不適格管理職が多いので、校長・教頭の教員免許状の更新条件を厳しくしてほしい。	44	男	公務員
73	一般の社会人で教員免許を持っている者が、30時間程度の講習を受けることが出来るはずがない。自動車運転免許の更新程度の簡単なものにしてほしい。	44	男	公務員
74	免許状更新のために、30時間の講習を受けるというのが、その内容らしいが、今でも様々な研修で学校を開けることが多い。 その度に生徒の授業は「自習」になる。その上に更に30時間の講習が加算されれば、自習がもっと増えることになる。(夏休み等を利用するにしても、すべてを夏休みに終わらせる事はできないだろう)今一番大切なことは、授業にしっかり取り組むことができる時間の確保である。ここ数年、学校は雑務ばかり増え、ゆっくり教材研究するゆとりはなくなっている。その上、免許更新制度が導入されれば、ねらいとは逆に、教育の質の低下を招くのは必定である。他にも反対理由が色々あるが、上記一点をとっても、この改正には反対である。	53	男	教員
75	教員免許法改正の方向に反対です。私たちは、身分が安定しているからこそ、この職業を選び、長期間の見通しを持って、生徒たちのために頑張れるのです。教員の身分を不安定にすれば、今でも様々な教育課題があるなかで、本気になって教育に取り組もうとする優秀な人材は集まらなくなります。それは、国にとっても大変な損失ではないでしょうか。教職員一人ひとりの評価を、国家の教育目標にそって権力で押し付けないでいただきたい。教育活動で、最も大切なのは、自由な空気であり、教育の自由がなくなったとき、教師と生徒の信頼関係は破壊され、もはやそれは、教育と呼べるものでなくなります。教員免許制度「改正」に反対します。			北海道高教組音更高校分会

76	<p>公立中学校の現場が、年々多忙化になっていることは、今年度実施された勤務実態調査をみるまでもなく、教育行政に関わる者、学校現場を知る者なら、疑うことのない「常識」であるはずで、脆弱教育環境、不十分な予算、人的措置の中、日本の公教育が戦後一定の効果を示してきた大きな要因に、教職員の自助努力(研修や教材を自己負担するなど)や自発的な教職員同士の共同研究・研修などがあつたはずで、本来は、文部行政が、責任を持って予算措置を伴って支援すべきことを、教職員が補完的に行ってきたと言えます。</p> <p>私自身、筑波での「教員中央研修」に参加させてもらい、全国各地の参加者の真摯な姿、優れた実践にふれた経験があります。名もなき教員達が、「いかに優れているか」が世間や政治で認知されることがないことを残念に思います。</p> <p>「ダメ教師排除」という任用面の課題を、全ての教職員に広げ、一律な研修を課すことの問題点は、すでに多くの識者、教職員が指摘しているはずで、心配な点は、生活の懸かる免許更新に目が向き、子どもから目を背ける教員が間違いなく出ることです。同時に、優れた教員の自助努力(自己研修)の時間が奪われることです。ダメ教師排除の方策が、より「ダメ教師」を増幅させ、努力する教員の時間を奪う、という皮肉な結果になることが十分予想できます。</p> <p>講習が実施されれば、多忙な現場の状況が変化しない以上「更新がえらい」という声が教員から確実に出るはずで、現状の教員の社会的地位の低落、給与の低下、多忙化、それに「免許更新のマイナスの声」が加われば、教員への志望者を減らす要因につながることでしょう。ダメ教師排除という安直な狙いによる制度が、これからの優秀な人材確保の困難さを招くことに間違いはないでしょう。</p>	39	男	公立中教員
77	<p>2. 教員免許法の制定は、教員免許の更新制を導入して、「指導力不足教員」「不適格教員」の名で、教育委員会や校長が気に入らない先生を排除することにつながります。どんなに子どものことを大切にしている先生でも。</p>		男	
78	<p>教員免許法改正の方向に反対です。教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとき教育の自由がなくなり、国策に沿った教育＝戦争の教育が行われるのは、歴史の教訓です。教員免許制度「改正」に反対します。</p>			
79	<p>最初に、私は初等中等教育教員の利害関係者ではありませんし、勤務先での教職課程にも特に利害はございません(職務上、併設する教職課程の専任教員を兼ねてはおります)。また、私自身も教員免許状は所持しておりません。今回の方針のうち、「指導力不足教員の人事管理」等については、大いに賛成しております。しかし、教員免許状を更新制とすることについて、異論がございますので、以下に申し上げます。</p> <p>私は大学の理工系学部に通学しており、その学部には数学、理科、情報、技術、工業の教職課程も併設されています。教員免許状取得を志す学生は多数おり、正確な数はわかりませんが、3～5%程度の学生が最終的に教員免許状を取得していると思われます。私見ですが、学生の中でも、積極性があり、優秀な者が取得している印象があります。しかし、そのうち、教員になる者は実際には少なく、ほとんどは教員免許を持ちつつ、企業に就職しています。</p> <p>広報されているような免許更新制が導入されることになると、私の勤務先のような、教員専門の養成課程(教育学部など)以外の課程で学ぶ学生にとっては、教員免許状は終身資格でなくなってしまうわけですから、資格取得意欲が減退し、教職課程を履修する学生が大幅に減少するでしょう。この結果、初等中等教育の教員は、専門養成課程、すなわち、教育学部、教育大学出身者ばかりになってしまうことが予測されます。</p> <p>社会のニーズに応えるため、教員の多様性と流動性を高め、外部社会との交流を深めることが重要であることは、貴省でも十分認識されていると存じます。上述の予測される結果は、教員の多様性の低下を意味しますから、方向性として逆行しているのではないのでしょうか。</p> <p>別な見方をしますと、社会で活躍する人材を、教員として迎える場合、もともと教育に関心・熱意を持っている方であるわけですし、教員免許を大学卒業時に取得されている例も多いのではないかと想像されます。これは、教壇に立っていただくための資格的な障害がない、という意味で有益なことなのですが、その芽を摘んでしまう、ということにもなります。</p>	41	男	大学教員

	<p>また、個人的な話で申し訳ありませんが、私の妻は教育学部卒業ではありませんが、十数年前に大学で教員免許状を取得しております。資格取得時には、終身の資格であることを意識して努力した、と本人も明言しています。今回の改正によって彼女の資格も失効してしまうことになるでしょうが、彼女はこれについて、「約束を破られた」というとらえ方をしています。特に使っていないとはいえ、資格を持っていることは、彼女の過去の努力の証であり、今回の改正はそれを無に帰そうとしているのではないのでしょうか。国の政策として、優秀かつ適当な人材であると認め、免許状を与えた者に対して、法令改正によって過去の約束を反故にする、すなわち信義を軽視するやり方が適切であるとは思えません。</p> <p>長くなりましたが、まとめますと、大学生の教職課程履修意欲の減退を招くこと、既取得者で教員ではない者の資格が失効してしまうこと、これらの2点から、今回の更新制を導入するという方針に反対いたします。</p> <p>反対するだけでは申し訳ないので、これに対する提案を申し上げます。「教員免許状を取得した、または将来取得する者で、教職に従事しない者に対する、救済処置を設ける」ことを御検討頂きたい。素人的発想としては、「教員免許状取得の履歴がある者は、所定の研修を経れば免許状を再取得できる、ただし処分による失効の場合は再取得できない」という趣旨の条項を設けて頂ければ良いのではないかと思います。なにぶん法律的には無知ですので、これに限らず同様の趣旨の、何らかの救済措置を専門家に御検討頂きたい、というお願いといたします。</p>			
80	<p>「反対」します。</p> <p>現在の「指導力不足」の根本的原因は人員の不足です。教員の数が足りないのです。「腹が減っては戦はできぬ」、戦前の神風精神ではあるまいし、人手も予算も不足していて良い教育サービスが提供できるわけがありません。学校の先生たちは人の良い人種ですから、劣悪な職場条件にも耐え忍んで働き続けてきていますが、そろそろ限界なのでは。今年の国立大学教員要養成学部の志望者は急減しました。教員の不人気の表れですね。知人が言いました。「この先、教師になりたがるのはロリコンばかりじゃない？」資格として必要な免許が更新制である職業が他にいいのか。雇用が不安定な職業に志望者が集まりはしません。これ以上教員の職場環境を悪化させることに反対です。</p>	41	男	会社員
81	<p>教員の質については、短絡的な発想で解決できるものでしょうか。それは、さまざまな視点から課題を整理しなければならないと思います。例えば、現在の社会構造の中で、児童生徒はどのような状況に置かれ、また学校はそういう児童生徒を多面的に受け入れ、教育計画に基づき指導できているのでしょうか。また、学校もより弾力的な指導計画や方針を掲げられる教育行政施策となっているのでしょうか。それらの問題を整理せぬまま、学校教育の問題をことさらクローズアップして、それを教員の質の問題にしてはならないと思います。教員の質については、教員同士の学び合い、自主的な研修や研究、創意工夫した実践、子どもたちとの教育活動や地域との関わりなどを充実させるという、学校現場での資質の向上の視点が最も重要であると思います。ところが、本改正案では、教員が現場を離れて講習を受けるなどとなっておりますが、これでは本来子どもに向けられるべき時間や労力を机上で費やされることとなり、本質的な解決にはならないと思います。ぜひ、ご検討をお願いします。</p>	47	男	公務員
82	<p>条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題があります。</p> <p>また、たとえば指導力不足を誰がどのように判断するかについては、今も問題を残しており、改善を求めます。</p> <p>教員の質については、教職員の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなどの学校現場での資質向上の視点が重要であり、学校現場を離れての講習・研修は負担をもたらすばかりであると考えます。</p> <p>今後とも、教員免許更新制については国民的論議を十分に行い、国民合意のもとにすすめる必要があります。</p> <p>またその際、過去「タウンミーティング」でおこなったような、いわゆる「やらせ」を一切排除し、各界各層の意見、とりわけ社会的弱者の声を聞くための方策を確立するなど、文部科学省の真摯な態度を求めます。</p>	42	男	公務員

83	<p>2. 教員免許法</p> <p>教員免許を更新制にして、10年ごとに更新するようにさせるとのことですが、今でも「5年目10年目研修」などがあって、教員はめっちゃくちゃに多忙なのです。勤務実績が優秀ならば更新を免除するとしていますが、出産や介護・病気などで休んだ場合は、免許を取り直したり特別な講習を受けなければならないとしたら、よほど頑健で恵まれた条件の人間しか教員を続けられなくなります。毎日の教育実践や業務をきちんとこなしていられるならばわざわざ免許を取り直す必要はないはずです。医師や弁護士に免許更新制がありますか？ 民間人校長とか、社会人講師とか、教員免許を持っていない人を学校教育の場に任用しておきながら、その一方で、免許状を持っている教員にだけ更新を求めるのは納得できません。</p>		女	
84	<p>私は現在、通信教育で教育学を学んでいます。多くの教師を夢見る若者たちと一緒に、今年の冬、スクーリングに参加しました。</p> <p>教育基本法「改正」直後であり、まず採用試験に合格するためには教育法制の熟知が必要であるとのことから、新しい基本法をさっそく覚えるように・・・と試験問題にも出されました。採用試験に合格し、多くの若い人たちが夢を抱いて教壇に立ちますが、最近は短期間で教職を離れる若者が少なくないようです。年齢を問わず、精神疾患で長期休養を余儀なくされている教員が全国に数多くいることも報道されています。管理・監視の中で、子どもたちも教師自身も疲れ果てている教育現場をさらに息苦しくさせかねないような教育職員免許法の改正には反対です。目立つのは問題教師の報道ばかり。そんな先生だらけはありません。何のための教員養成課程があるのですか。最近の報道によれば、教員養成系への大学受験者数が減少しているということですが、その原因を精査しているのでしょうか。教育現場の声、子どもたち、親たちの声を本当に充分、これでもか・・・というくらいに文部科学省は耳を傾けているのでしょうか。たった1週間の意見募集にも納得できません。始めに改正(改悪)ありきで、何もかもものごとが進んでいるではありませんか。他の案件は1ヶ月間も募集期間があるのに・・・です。国民の声をしっかり聴いてください！</p>	44	女	会社員(兼大学生)
85	<p>・教員免許法改正には反対です。。教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとき、そこには教育の自由がなくなり、国策に沿った教育＝戦争の教育が行われるのは、歴史から学んだ事です。教員免許制度「改正」に強く反対します。</p>	54	女	NPO法人事務局
86	<p>「教育職員免許法等の改正の方向」に反対です。教師が、上から一律に行われる評価ばかりを気にしなければならなくなったら学校はどうなるのか、考えるだけでぞっとします。親や地域の人間は、先生や学校に意見もいい、批判もしますが、それはお互いが子どもの人間としての成長をめざして、お互いの信頼関係の中で行うものです。そのためには教師はなにものからも自由でなければなりません。</p>	39	女	団体職員
87	<p>・意見 教育職員免許法の改正論議は、あまりにも学校現場の実態を知らない机上の空論のように思えてなりません。教員がだめだとか、研修が必要だと言われる方にはぜひ、1度せめて3ヶ月ぐらい教員としての仕事をやってみていただきたい。特に荒れている学校のクラスを担任してみたい。今教員の仕事は準備する時間は一切ないのに、面白くてよくわかる授業を求められ、子どもたちひとりひとりの能力に応じた学習指導が求められ、ひとりひとりの子どもを、人間関係から家庭環境、学習の理解までよく知ってひとりひとりに応じた指導をすることが求められ、いじめや暴力、虐待の有無の把握が求められ、クレームをつける保護者の対応に追われ、塾で競争させられてストレスを学校で発散させたり息抜きをしにくる子どもたちの荒れに立ち向かい、身体をこわしたり、精神を病んでしまう人が後をたちません。人手は足りないのに、若い教員たちは初任研、2年次研、3年次研、10年研など研修に追われ、子どもや保護者にどう対応したらいいか、現場で先輩に相談する暇もありません。そこで学級が崩壊し、1年で辞めていく人も最近は増加しています。免許更新などといって、これ以上どうやって時間を生み出せというのでしょうか？無理難題を言っていると思えません。研修に追われている教員のほうが、学級経営で破綻しているのです。もし本当に免許更新制を導入するつもりなら、教員の数を大幅に増やさなければ、絶対に無理です。子どもへの対応がますますできなくなります。しかも何を根拠に免許剥奪するのでしょうか。今も若い教員が自信を失われて1年で退職させられたり、自殺に追い込まれたりしている背景には指導力不足で、パワーハラスメントを行っている管理職がいるのです。若い教員の自殺や退職を防げない(むしろ追い込んでいる)ような管理職は免許を更新させないというならまだわかりますが、以上のような理由から免許法改正に反対です。</p>	45	女	教員
88	<p>教員免許法改正の方向に反対です。教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとき教育の自由がなくなり、国策に沿った教育＝戦争の教育が行われるのは、歴史の教訓です。教員免許制度「改正」に反対します。</p>	54	女	無職

89	<p>教員免許更新制については、制度設計や内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとですすめる必要があると思います。教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。しかし、昨今の現場では、本務以外の仕事が大変多く、また、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっているとともに、子どもと向き合う時間や校内での切磋琢磨の時間もとれないのが現状です。また、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある野ではないでしょうか。全てを現場や教員の制にしようとするところにも大いに問題があります。社会全体の問題として、国民的論議を十分に行った上で、慎重な対応をお願いしたいと思います。</p>	40	男	教員
90	<p>教育再生会議第一次報告が出され、国会で教育3法案の審議が始まった。「塾は、できの悪い落ちこぼれの子だけ行かせる」などということを平気で言う、教育を語る「品格」に欠ける野依座長のような人たちが教育をいじくり回していることに、国民は怒るべきである。根本に、教育を受ける主体である子どもたちへの愛情ある視点のかけらも見えないではないか。教員に対しても同じである。様々な個性ある子どもたちと真摯に向き合っている圧倒的多数の教職員への賞賛も激励もなく、ただただ学校や教職員への国家的管理を強めることで教育がよくなるかのような内容に終始している。特に、教員免許更新制には大きな疑問がある。そもそもこの問題は中央教育審議会が昨年七月答申済みのものだ。本来終身有効であった教員免許に有効期限を設け、大学などで十年ごとに三十時間の講習を受け修了認定をもらうことで更新されるというもの。再生会議ではこれでは生ぬるいという論議もあり、不適格教員排除のためという観点を強化し、国家試験化も提言した。</p> <p>いわゆる不適格教員がいたとして、それは人事管理、任用の問題であり、免許制度とは別物である。教員免許状は、その教師が何を学び修得したかの証明書である。今問題視される教師がいたとしたら、その対策は即なされなければ意味はなく、何年か後に免許更新するまで待てる話ではあるまい。資質向上という意味においても、十年に一度というのでは実効性は伴わない。</p> <p>我々は日常的に研修が義務づけられているし、五年、十年といった経年研修はすでに実施されている。中教審は更新の講習内容として、使命感や教育的愛情、社会性や対人関係能力など、客観的評価になじまない内容を求めている。数時間で身に付くとも思えない。子どもたちや保護者との関わり、教職員仲間との日常的切磋琢磨こそがそういう資質を高めるのだ。</p> <p>ほとんどの教員は複数の免許を所有している。私の場合、盲学校、養護学校、中学校及び高等学校の国語の免許を持っている。答申は一つの免許状について更新の要件を満たせば、他の免許も更新したこととするとしているが、国語の免許を更新すれば盲学校免許も更新したことになるのか。だとすれば、ただの書き換えにすぎない。何ともいい加減なものだ。同時期、複数の教員が学校を空けることも想定できる。その負の影響の方が大きい。一方、今後五年で採用数の二割以上、教員免許状を有しない民間人を積極的に登用するという。教員養成大学出身を閉め出し、現職の有免許者を更新研修で締め付け、民間人を送り込む。これはある意味、教員免許状否定のむちゃくちゃな政策でもある。</p> <p>教職員の多くは今、社会的バッシングと管理強化による閉塞感の中いる。病休者の六割が心を病んでいる。教員採用試験の受験者数は減少し、人材確保も難しくなるだろう。</p>	57	男	団体職員
91	<p>一部マスコミの報道に見られるような教育に携わる人間としては到底認められない事実があることは否定しません。しかし、それは今の法制の中で十分に対応できることです。多くの教員は諸外国に比べて劣悪な条件の中で献身的に教育活動をしています。すでに文部科学省、各都道府県教委の調査でもあきらかなように教職員は過重な労働で疲れています。精神的に追いつめられている教員は他の労働者に比べても高い率で増えているのが実態です。教育再生の道は、疲れている教職員を励ますことです。30人学級、教員の定数増、特別支援のための手厚い人員配置、諸外国に比べても低すぎる教育予算を増額することなど現在の法体系の中でもやれること、やらなくてはならないことは山ほどあります。それをしないで、教員いじめともいべき免許法の「改悪」は何の効果もないばかりか、多くの弊害をもたらすことは明らかです。</p>		男	
92	<p>朝日新聞22日付を読んで・・。</p> <p>国は、いつも現場を知らずして物事を決定しようとする。講習を受ければすべて解決するとも思っているのか?講習を受ける間の教師の補充はどうするのか?講習さえ受ければ、教師の指導力が向上すると思っているのか?一番勉強が必要なのは文部科学省ではないか?校長や教頭は除外される?まったくもって、なにそれ?すべてにおいて納得出来ません。</p>		女	

93	<p>教員免許の更新制度の導入には反対です。この制度が行われると、私たち教員は免許の失効を恐れ、いつも教育委員会の顔色を窺うようになるでしょう。</p> <p>そもそも教育というのは目の前にいる子どもたちの成長、発達のために子どもたちと共に作りあげていくものです。経験年数が浅いなどの理由で、指導力が充分でない教員ももちろんいます。職場や民間教育団体の研究会、サークル活動を通じて、指導力を上げていくことができます。教員の指導力は教員同士、仲間との研究活動の中でこそ培われるものです。上司や現場を知らない(少なくとも子どもたち一人ひとりのことはわからないでしょう)教育委員会の管理によって、自由な発想で生き生きとした授業が作れなくなっていくだろうことは、明らかです。教員の力量を高め、質の向上を図るためには、免許状の更新制度の導入をやめ、職場や研究団体での研究活動をもっともっと活発に行えるような改革を考えて下さい。</p>	49	女	小学校教員
94	<p>私は今まで、教員免許更新制の導入について、安直な議論での導入に反対してきました。免許の更新制を導入する理由が不明確である点で反対です。免許を更新制にすることによって、教員の指導力が本当に向上するのでしょうか？問題を更新制にすることによってうやむやにしていると思います。教師の指導力が問題になるのであれば、それを採用した教育委員会などにその責任があるのであって、教員免許に問題があるということではないでしょう。これは単純に教員の仕事を増加させているだけのことです。問題のある教員の処遇の仕方などを議論すべきであって免許制度のあり方に議論を置くのは、議論のすり替えと思われるます。</p> <p>そもそも、更新制にすることによって、教員の質が向上するのでしょうか？自動車免許は3～5年ほどで更新手続きをしなくてはなりません、未だに交通事故はなくなりません。まして、飲酒運転も未だに0ということにはなっていません。免許を更新制にすることによって問題が解決するなど到底期待できない考えです。弁護士や医者などもそうです。免許を更新制にすることによって、医療事故はなくなるのでしょうか？問題なる医者がいなくなるのでしょうか？これらの話の結果はすでに出ているはずで。</p> <p>教員免許を更新させることが、無償でその手続きが行われるならいざしらず、講習料・更新手続き料などが発生し、それを受講者負担にするのであれば、それは行政が一部のものと結託し利益を供与する為の新制度と思われるでも仕方がないでしょう。免許更新制にする場合、利益に関して、大学などどのような関係にあるのかも明確にすべきでしょう。</p> <p>そして、教員の定義が不明確です。教育現場では、非常勤講師、常勤講師、専任教諭と様々な雇用形態があり、専任教諭以外は教員としてまともな扱いはされていません。特に私立学校に目立ちつつある常勤講師以下の条件で雇われている教員の処遇はどうなるのでしょうか？大阪府の教員採用試験では、「現職教諭」の採用枠がありますが、これは公立の専任教諭のみを指しています。私立の教諭であっても「現職」に「教諭」ではありません。教員を非常勤なども含めた教師なら、その費用の負担の仕方はどうなるのでしょうか？30時間の講習を受けて、費用が1000円や2000円の範囲ではないでしょう。非常勤講師として苦勞されながら現場に立っている人も多くいます。</p> <p>話を原点に戻しますが、塾では指導力のある講師の存在が珍しくありません。一条校ではなく、各種学校の教師でも能力の高い人はいます。その人たちの免許はどうでしょう。塾や各種学校では教員免許がいりません。予備校などでもそうです。塾や各種学校で力を発揮している人たちは、免許の有効期限がないとか、10年で更新するからということなど気にもせず、若い世代の指導などに取り組んでいます。免許制度の更新制という的はずれな教育改革ではなく、本質的なところに取り組むべきではないでしょうか？</p> <p>昨年より、学校や教師の問題がマス・メディアで取り上げられています。問題教師の話題も尽きません。問題教師に責任があるのはもちろんですが、そういう人を採用してしまっている現在のシステムに大きな問題があることを正面から受け止めるべきでしょう。今まで、問題教師を採用した、人事面での処分は一度もされていません。知識一般等や、数十分程度の模擬授業や面接などでは到底見抜けないことが多くあります。今は、教員採用試験に合格するための講座をもつ予備校もあるぐらいです。その講座では、どのようにしたら合格できるか、という指導を面接や模擬授業など細かく指導しています。教師になるための講座ではありません。「合格」するための講座です。このような実態をふまえつつ、議論を進めてもらいたいです。</p> <p>最後に、教員免許を安易な、安直な考えで更新制にすることは反対であるということを明記し、筆をおきます。</p>	31	男	教育問題研究所 所長

95	<p>教員免許について。学生時代、努力して取得したものの、採用の機会にめぐまれず、企業等に就いていた人が、再度、チャレンジしようとした場合、取得後10年をすぎていると、チャレンジできなくなります。たしか、30代半ばくらいまでは、採用試験を受けられる場合が多いと聞いております。県によっては50代でも採用試験を受けられることがあると聞いております。普通の勤労者に30時間程度の講習を受講するというのは、過労死すらさやかれている現在の労働環境では、無理です。今、社会経験豊富なより幅広い人材を教員にするという方向があると伺っています。この免許法改正は、それに明らかに反していると思います。</p> <p>教員になりたいという意欲のある人の道を閉ざす方向での改正は、日本の教育にとってマイナスになると私は信じております。</p> <p>指導力不足の現職教員の問題解決については、免許の期限で適正化を図るのではなく、採用10年の時にかならず受けなければならないとされている研修を強化し、その研修の結果、不良の人に対して、事務職への職種変更や退職といった形をとることで解決できると思います。適性のない現職教員のために、意欲ある教員志望の人が、不利益をこうむることになるのには納得できません。</p>	45	女	地方公務員 (既婚)
96	<p>教職員の多忙化が教育界の一番の問題です。教職員免許法等の改正は、更に学校現場に負担をもたらすことになり、それが子どもたちにとって、良い学校が出来上がるとは到底思えません。また、教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもたちに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうこととなります。30時間の講習といいますが、そのために費やす時間・日数が、子どもたちへ向ける時間から奪われるのです。これでは、日本の教育の成果が上がるはずがありません。我々と子どもたちをこれ以上苦しめないでください。</p>	39	男	教員
97	<p>優秀な人材を集めるには、身分の安定も大きな要因だと思う。</p> <p>免許更新により、10年毎に身分が不安定になるのでは、優秀な人材は集まらないのではないかと。</p>	42	男	中学校教員
98	<p>中教審で審議されている「教育職員免許法改正」について意見があります。現在学校現場は、子どもたちのさまざまな問題への対応にどのように対処していくかを職員全員で真剣に考える日々が続いています。そして、一番の解決策は、子どもたちに寄り添いしっかりと向き合うことを職員全員が感じています。にもかかわらず年々法定研修が増えるいっぽうで、教職員は子どもたちから引き離されていくばかりです。いくら、研修しても現場の子どもたちのいないところでの研修が本場に教職員の力量をあげることにつながるのでしょうか。今回の免許法改正が実施されると、教職員も法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されている中で、多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになることは明らかです。</p> <p>また、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題もあります。教職員の資質は、現場の中のお互いの研修、先輩からの学び、自分が必要とする自主研修、そして、子どもたちとの生活の中で、本当の力量がついていくものだと思います。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意・現場教職員の実態、思いを真摯に検討しながら進めていただきたいと思っています。</p>	44	男	公務員
99	<p>教職員の自主的な研修の機会を阻害するような管制研修の押し付けと、超多忙な現場の実態を解消することが先決です。「1時間の授業には1時間以上の準備が必要」とかつて国会で文科省も答弁しているはずですが。教職員1人1人が十分に研究と修養に励めないような実態を放置している行政の責任こそ追及されなければなりません。文科省が取り組んだ超勤実態調査でもその結果は表れています。法案の改正には反対します。</p>			綴喜教職員 組合
100	<p>2.教員免許法「改正」について</p> <p>教員免許法「改正」の方向に反対です。</p> <p>教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとは、言語道断です！</p> <p>教育の自由がなくなり、教職員がものを言えなくなり、こどもに向き合うのではなく、上ばかり向くヒラメ教員が「良い先生」となるのは必至です。</p> <p>これもまた、国策に沿った教育＝教え子を戦争にかりたてる教育が行われるのは、歴史の教訓です。</p> <p>教員免許制度「改正」に大反対します！</p>			

101	<p>「教育職員免許法等の改正の方向についての意見」 今、私の勤める学校現場では、大きな世代交代の時期を迎えています。多くのベテラン職員が定年を迎える今、少しでも意欲があり優秀な新任を必要としています。ところが、この免許法には10年の年限が初めにあります。高校生がこれから、進路を考えようというときに、不安定な職を選んでくれるでしょうか。現に今年の教員養成系の大学では、志願者が激減とも聞いています。未来のある職業だと誰もが思える制度にして頂きたいと思います。</p> <p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。むしろ、大切に育てていくという観点が重要ではないでしょうか。教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとすすめる必要があります。以上よろしくをお願いします。</p>	44	女	小学校教諭
102	<p>「教育職員免許法」の更新制について 現在でも、多くの研修がなされている。そのために、日常的な超勤と多忙化によって健康を害する教職員が多くなっている。このような勤務実態においてさらに免許更新のための講習が実施されればさらなる負担が増加することは明白です。ストレスが原因で精神疾患で休む教職員が増加する中で、更新という制度が新たなストレスを生む要因となり、さらに病休の増加につながります。講習会に費やされる時間を子どもともに過ごす時間や教職員本来の教材研究や授業の準備の時間に振り向けられれば、質の高い教育を保障することができると考えます。</p>			<p>県教組北会 支部 <hokkai@ceres.ocn.ne.jp></p>
103	<p>「教育職員免許法等の改正の方向についての意見」 「教育職員免許法」の更新制について 現在でも、多くの研修がなされている。そのために、日常的な超勤と多忙化によって健康を害する教職員が多くなっている。このような勤務実態においてさらに免許更新のための講習が実施されればさらなる負担が増加することは明白です。ストレスが原因で精神疾患で休む教職員が増加する中で、更新という制度が新たなストレスを生む要因となり、さらに病休の増加につながります。講習会に費やされる時間を子どもともに過ごす時間や教職員本来の教材研究や授業の準備の時間に振り向けられれば、質の高い教育を保障することができると考えます。</p>	47	男	公務員
104	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかのように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されと、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。</p> <p>教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のおり費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります。国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	60	男	団体役員
105	<p>「教職員免許法の改正の方向について」では、教員免許の有効期限を10年とし、更新には30時間程度の講習を受けること等を明記していますが、教員免許の更新制は必要ありません。社会的非行をおこなったり、客観的にみて問題のある教員を教育に携わらないようにすることは当然のことであり、それは、現行法をきちんと適用すれば可能なことです。教員免許についても、現行の教免法で客観的基準による免許の失効や取り消しも規定されており、これを適用すればすむことです。すべての教員を対象にして「教員免許更新制」をおこなう必然性はどこにもありません。「教員免許更新制」は、すべての教員をいつ失職させられるかわからないというきわめて不安定な身分におくことであり、教員は、常に強迫観念にさらされることとなります。教員がこのような状態におかれてはよい教育はできません。免許更新に時間を使うよりも子ども達と向きあう時間をつくりだすべきです。</p>	54	男	教員

106	<p>「教員免許法」を「改正」しての「教員免許の更新」の導入は、明確に「不適格教員の排除」を打ち出すものとなっており、「勤務成績その他の事項を勘案して免許状更新研修を受ける必要がないと認めたものでなければ、免許状の更新をしなければならない」とするなど、昨年7月の中教審答申において示した「専門職大学院制度の創設」などととも、教職員の差別・分断、管理統制を一層強化する極めて問題のあるものです。教育行政の教育方針に従ったものだけが評価され処遇されることになり、子どもと真剣に向き合っている教職員の協力・協働を破壊し、差別・分断を拡大し、管理強化、多忙化に拍車をかけ、国家に従順な「物言わぬ教職員」をつくるものであるので導入に反対です。</p>		男	公務員
107	<p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要であり、また条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある。</p>		41 男	教職員
108	<p>●今回の改正は、教員免許の更新制導入を目的とするものである。その発想は、教育を統制し、物言わぬロボットのごとき教員を作りたいという政治的意図からであろう。教育とは、人と人との営みであり、教師の資質は子どもたちのかかわりの中で磨かれていく。現場で経験を積むことで、教師はすでに鍛えられているのだ。教育を本当によくしたいと考えているのであれば、現場の教職員をもっと信頼し、ねぎらいの言葉で励ますべきである。</p> <p>●大学での30時間の講義を受けることについて、講義を受けることをまったく無意味であるとは言わない。しかし、それは研修として行うべきものであり、教員の身分に関わる免許の更新の要件にするべきではない。教師としての力量を高めるためならば、人員を増やしたり、業務を精選したりして、更新時にかぎらず、いつでも勉強にいけるような体制をつくることこそ大事である。</p> <p>●教育現場では、定数内期限付講師や育休代替、加配、非常勤講師など、さまざまな形で非正規の方が働いている。その中には、正規採用をめざし何年もがんばっている人、家計を支えるために講師を勤めている人、学校側が頼み込んでようやく助けていただいている人など、多様な方がいる。免許を更新しなければならなくなったとき、こうした方たちへの対応をどうするつもりなのか。ただでさえ経済的に苦しい状況の方たちに、更新のための費用と時間の負担をかけるのか。また、学校側が無理を言って講師を引き受けていただいている方の多くは、定年退職後の元教師の方が多い。30年以上現場で腕を磨いてこられたこれらの方に、退職後免許の更新を要求するのか。きつと、ばかばかしくて講習を受けることなどしないだろう。これでは講師探しは今以上に大変なことになる。</p> <p>●改めて言うまでもないが、現在学校現場は非常に多忙化している。教師にとって一番大切なことは、子どもたちと関わることである。そのための時間は学校でもっとも大事である。会議や研修、事務仕事…、学校運営として必要なことではあるが、多すぎる。これに30時間の講習となれば、そのため学校を離れることになる。今でも時間に追われているのに、一体いつ行くのか。また、近くに大学がいくつもあるような都市圏ならまだしも、三重県のような地方で、最寄の大学まで半日がかかりてたどり着かねばならないところの教員はどうなるのか。また更新期の教員のほとんどが(たぶん同一年度に1000人はいるでしょう)、県下一つの大学に集中したらどうなるのか。大学の受け入れのキャパシティは？さらにいえば、この行政改革のご時勢にあって、県教委の免許更新担当の業務は大変なことになるでしょう。現有的人数では無理です。行革推進法に逆らって大幅に増員するのでしょうか？</p>		52 男	高校教員
109	<p>多忙を極める学校現場に、この制度が導入されれば、教職員への負担はますます大きくなり、混乱を招くことになるだろう。</p> <p>不適格教員の排除を目的とする「免許更新制」ならば、現在でも条件付き採用制度や指導力不足教員制度など、制度は整っているはずである。その運用がうまくいかないのであれば、「法」そのものを見直す前にできることはないのだろうか。</p> <p>多忙化に拍車をかけ、子どもたちと関わることの時間を奪い、莫大な予算を必要とするこの法改正には、絶対に反対である。</p> <p>免許を取得する際に、そのような約束があったわけでもなく、また、医療や法律の分野においても信用を失墜するような事件がおこっている状況の中で、なぜ、教員だけが、免許を更新しなければならないのか、納得がいかない。教育界に対する不信ばかりでは、毎日、必死に子どもたちと向かい合っている多くの教員は、やりきれない。</p> <p>免許を更新するために、使われる予算があるのならば、教職員の数を増やしていただきたい。たとえ問題を抱えた教職員がいたとしても、教職員同士が互いに高め合って問題を解決する。そんな幅のある教職員集団づくりをすすめるほうが、どれほど有益か。ご検討いただきたい。</p>		33 男	教諭

110	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかのように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。</p> <p>そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のおり費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります、国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	44	男	教員
111	<p>教育基本法の改正について関係者の皆様の御尽力に敬意をはらい、法と現場の整合性を求める立場から、教育職員免許法についてご提案いたします。</p> <p>①新教育基本法を具現するために、教員免状の平成十九年度内の一斉更新を提案します。</p> <p>②理由；</p> <p>新しい教育基本法は、伝統と文化を尊重し郷土や国を愛する態度を例示した、極めて常識的であり美しい日本を体現する人材の育成にふさわしい内容へと、改革の第一歩を踏み出したものですが、地方の教育現場では新教育基本法に合わせた新しい教育理念の提示も遅々としており、なし崩し的に旧態依然とした教育がまかり通っております。</p> <p>教員免状の一斉更新の業務を通じて、新しい教育基本法の理念を全国一律に公平に周知し、以って教育改革の実を挙げることは教育基本法の改正に尽力された関係者の御努力を実効的にし、未来の子供たちに大きな財産を残すものと信じます。</p> <p>無人ヘリコプターの技術を中国に売り渡す等の、金銭第一主義で故郷や国を愛する心に疑問を感じさせる人々の増加を防ぎ、国を護るためにも必要な国防の文民的な方法論かと考えます。</p>	52	男	病院職員
112	<p>今の学校現場の実情から申し上げますと、学校現場は多忙化しています。それは、文部科学省の勤務実態調査からも明らかです。さらに、病気休業者も増加し続けている現状でも、今の学校現場の様子、教職員一人ひとりが肉体的にも、精神的にも疲労していることがわかりたいと思います。</p> <p>その中身を言わせていただくと、研修一つをとっても様々な研修が実施されており、この研修が教職員の超過勤務や多忙化・ストレスを生み出してもいます。担任の教師が授業日に、学校現場を離れて研修することでさえ、そのための前日までの準備、研修日の学級での補欠授業確保などたいへんであるのに、さらに、免許更新のための講習を受けると言うことは、教師の本来の職務である子どもに向けられるべき時間や労力を講習に向けなければなりません。さらに、私たち教職員は、条件付き採用制度の中で研修も積み重ね、指導力不足教員制度などの適格性を確保するための制度も整備された中で、研修を積み重ねているにもかかわらず、不適格教員の排除を目的とするなど、何のための免許更新制かがわかりません。私たち教職員は、教職員どうしの学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちや保護者・地域とのつながりなど、学校現場での資質向上が何より大切だと思います。</p> <p>免許更新制について、制度設計・内容を多くの国民の明らかにした上で、国民的な議論を十分行い、国民合意のもと進める必要があると思います。</p>	44	男	教師
	<p>冒頭に「優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組み」とありますが、この点について意見させていただきます。</p> <p>まず、優秀な教員の確保についてですが、現在の大学教育及び教員免許取得課程に問題があるのではないですか。いわゆる教員養成課程の学部が縮減され、他の学部でも単位取得の中身によって免許・資格が得られるようになったことや、単位取得の中でも最も重要である教育実習の期間が短縮されたことに大きな問題があると思います。例えば、福島大学はすでに教育学部の改変により、教育実習の期間が短縮されています。私が在学中は、6週間という実習期間があり、参観授業や授業研究をくり返す中で、教材研究に没頭できた(させられた)ことが、結果、力となり、教師としての最初の数年間の大きな支えとなってきました。毎年、私の中学校では教育実習生を受け入れていますが、すべて2、3週間の実習です。中体連などの行事と重なると、実質10日前後、授業も数回しか経験させてやれません。こんな短い期間でいったい何を身に付けるといのでしょうか。もし、この実習生が次年度採用になって教壇に立ったら、何を後ろ盾に授業や生徒指導を行っていくのかと思うと、担当教師として、毎年消化不良の気分の悪さを感じさせられています。</p>			

113	<p>次に、資質を向上させる「しゅくみ」についてですが、私たちの資質は、日々教育実践の中で培われるもので、余計な「しゅくみ」など必要ないということです。例えば、初任者研修は、(ろくな教育実習をやってこない)大学出たての教師には多少効果はあるかもしれませんが、何年も講師を経験している先生に、何が初任者研修ですか。多くの日数を研修に費やし、その間学校の授業は、補欠か他教師の負担となり、現場を窮屈にしています。「しゅくみ」よりも、授業のための教材研究や(学級活動でも部活動でも、あるいは学習遅れや問題行動のある生徒の個別指導でも)子どもと向き合う十分な時間を確保できるようにすることが先決です。それができずに教師たちは悩み、苦しんでいる実態があるのです。いじめや不登校などの問題解決には、時間と手間がかかるのです。逆に、時間と手間をかけなければ、そうした問題が発生する要因にもなるのです。それにもかかわらず、「教職員定数は上げない」どころか「児童生徒の自然減による定数減以上に教職員数を削減する」などとする行革推進法を通してしまう無謀さは、日本の教育を、教育の未来を崩壊させるほかの何ものでもありません。</p> <p>このように、今の教育現場の多忙化問題ひとつ解決できないあなた方に「教員免許更新制」を考える資格はないと思われます。その前に、やっていただきたいことが一つあります。簡単なことです。いわゆる「標準法」を改正し、教職員定数を増やし、定数内講師を極力減らし、教材研究と子どもと向き合う時間が十分確保できるようにしてください。「30人」といわず「25人学級」を国の施策で実行してください。それができてから、どうぞ「教員免許更新制」を導入してください。</p>	46 男	中学校教員
114	<p>高等学校に勤務しています。学校には多様な生徒や多様な教職員がいます。私たちが所属する社会も同様です。考え方や生活様式が、一人ひとり異なります。</p> <p>子どもたちが、それらを学ぶ場が学校です。教職員には、多様な考え方が要求されます。子どもたちの様々な考え方を受け入れ、教育活動を行います。</p> <p>免許を意識しながら、教育活動ができるでしょうか？ 子どもたちと同じ目線で考えてこそ、子どもたちの共感を得られるのではないのでしょうか。「教職員」と「生徒」という関係でさえ、序列を生む可能性があります。さらに、「免許」が子どもたちとの距離をつくります。特別なポジションを意識することなく、教育活動を実践する日常こそ大切なものだと思います。</p> <p>「免許状の更新」は、教職員の意識そのものを変えてしまいます。「免許状の更新制」に反対します。</p>	48 男	教員
115	<p>文部科学省の案には基本的に不賛成だ。</p> <p>現職の教員でない「ペーパーティーチャー」に講習と免許更新が必要というならまだわかる。現に毎日生徒に向き合って成果をあげている多くの現職教員が、教育実習以来教壇に立ったこともない人と同等の扱いを受けるというのは、全く理解しがたい。</p> <p>たとえば、私はこの10年、ずっと担任・生徒指導部・運動部顧問・補導員をやり続けて来た。逆にこっちが、ペーパーティーチャーや文科省・教委の小役人や現場を知らない教職課程の教授に講習をやってやりたいぐらいだ。</p> <p>結局、この制度は、お上にとって目障りな教員の排除と、少子化で失業の危機に瀕している教員養成系大学・学部の教職員の雇用対策以外の何物でもない。</p> <p>大多数の現職教員に現実に必要なのは、30時間＝3～4日の講習などではなく、同じ長さの強制休養である。</p> <p>まあ、それは無理としても、どうしてもやると言うなら、現職教員には隔年で1日程度の研修(現場を知らない大学の教職課程の無意味な授業などではなく、相互研修等で十分)の機会を与え、それを持って免許更新の条件とする等の合理的な方策をとるべきである。</p>	42 男	高校教員
116	<p>いまなぜ、「免許更新制」なのでしょう？</p> <p>確かに、教職員の不祥事があつたり、学校現場が混乱しているのは事実ですが、それから、「免許更新制」への関連づけが解りません。</p> <p>現在でも、法定研修以外にも、各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施され、また、長期休業期間には民間のセミナーにも参加して、日々研鑽を積んでいます。</p> <p>この上、学校現場を離れて研修を課すことが、賢明な措置とは思えません。子どもたちと向き合う時間の確保のほうが大事ではありませんか。</p> <p>教員は、現場で、同僚・生徒や子供そして保護者のとのつながりで、教育活動を育んでいくものです。</p> <p>「免許更新制」の制度の内容をあきらかにし、国民的論議を十分行い、国民の合意・納得のもとに導入するかどうか決定しても遅くないと思います。</p> <p>まずは、学校現場の実態把握をお願いします。</p>	50 女	高校教員

117	<p>学校では授業を行う教員の不足を補うため非常勤講師を雇用している。 特に私立通信制高校では非常勤講師が多い。 非常勤講師の中には、教員以外の職を長く務め、中高年になってから雇用される者がいる。 また、産休や病休などの代替で雇用される常勤講師も、このような者が努めることがある。 免許状の更新制度が実施されると、教員以外の者が保有する免許の更新が行われなくなるため、将来的に非常勤講師および常勤講師が不足する恐れがある。 このようなことがおこらないような対策が必要である。</p>	46	男	公立高等学校教諭
118	<p>2. 教員免許法「改正」について 教員免許法「改正」の方向に反対です。 教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとは言語道断です！ 教育の自由がなくなり、教職員がものを言えなくなり、子どもたちに向き合うのではなく、上ばかり向くヒラメ教員が「良い先生」になるのは必至です。 これもまた、国策に沿った教育＝教え子を戦争にかりたてる教育が行われるのではないかと危惧します。 教員免許制度「改正」に大反対します！</p>			
119	<p>教員の仕事は多様である。 中学校以上では、免許状が教科に分かれていることはもちろんであるが、実務においても、「進路指導」「教務」「生活指導」「教育相談」「保健」「特別活動」などさまざまな分掌や業務分野が存在する。 教員にも得意不得意があり、学校の中では各教員の特性を生かして仕事が進められている。 したがって、免許状の更新に必要な講習においては、できるだけ多様な科目を用意して、教員が各自の課題にあった講座を選べるようにすることが重要である。</p>	46	男	公立高等学校教諭
120	<p>・現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教員の超勤・多忙化ストレスが問題になっている学校現場にさらに負担をもたらす事になる。 ・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになる。 ・条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、的確性を確保するための制度は、すでに整備されており、不的確教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある。 ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が必要である。</p>	50	男	公務員
121	<p>免許状更新講習は大学等が開設するという案であるが、全国100万人の教員に加えて、教職についていない免許状保持者が更新講習を受けるとなると、会場や講師の確保が困難である。 講習の定員が十分に確保されないと、講習の定員オーバーのために現職教員が失職する事態が予想される。 また、講習は各自の課題にあった科目を選択するべきであるが定員が少ないと、選ぶ余地が少なくなり、結果として不本意な講座を間に合わせで選ぶことになるので、更新講習の効果が薄くなる。 このようなことが起こらないように、更新講習の講座数と定員には、十分余裕をもって開設していただきたい。</p>	46	男	公立高等学校教諭
122	<p>病気休職をした教員が、平成17年度には7000人あまりあるとのことだが、病気休職中の免許状更新講習の受講が困難な者もいると考えられる。 このような場合、病気休職中に更新講習を受けられなかったことをもって失職することがないように配慮をお願いしたい。</p>	46	男	公立高等学校教諭
123	<p>更新講習の受講料が高額なものにならないよう大学等への指導、補助をお願いしたい。 現職教員でなくても、いつでも教職に就ける免許保持者を確保しておくことは、学校教育の予備戦力として重要である。 また、現職教員にとっては更新講習が職務上必須のものとなるから、受講料と講習会場への交通費は手当として支給する制度としてほしい。 どうしても個人負担が生じる場合は、税法上、所得控除の対象とするべきである。</p>	46	男	公立高等学校教諭

124	免許状の更新期を迎えた教員が複数いる学校では、教員が免許状更新講習に出席するために、学校業務に支障が生じる恐れがある。 免許状の更新期を迎えた教員が複数いる学校には、教員を増配置する措置を講じてほしい。	46	男	公立高等学校教諭
125	教員が学校を離れて講習を受けることは本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことにならないでしょうか。授業を自習にして出張や研修に今でも行っている。おかしいと思います。これ以上増やすのか。 教員免許を持たない民間出身の人を校長に採用しているのに、どうして免許の更新に費用や時間をかけるのか理解できません。 教員の質は現場で子どもたちと向き合い、戦ってこそ向上するものだと思います。どこかの大学で講師の話聞いて、向上するものではないと思います。	38	女	公務員
126	離島や山間部で勤務する教員や、子育て中の教員に配慮して、通信教育により免許状を更新する制度を設けてほしい。	46	男	公立高等学校教諭
127	2、教員免許改正について なぜ今免許制度を変えようとするのかその意図がわかりません。現行のままでいいです。従って、改正には反対です。 教師の資質向上が目的であるならば、研修制度を充実させればいいことです。さらに、労働環境を整えることが急務です。今、学校の先生はセブンイレブンといわれています。朝、7時に出勤して、帰りは夜11時といわれています。これでは過労死します。免許を改正すれば過労死する人はもっと増えるでしょう。改正には絶対反対です。			
128	教員の資質向上を狙うのであれば、早急に手をつけるべきなのは、働く環境をもっとよくすることです。子どもによりそい、自分のやりがいを感じる時間や場が保障されれば、力のある若手も自然と伸びていきます。ところが、現状では、あまりにも多忙で、職場での人間関係が希薄となったり、悩みも打ち明けられずに精神疾患となった同僚を支えきれなかったりしているのです。決して免許を更新したら、これらの問題が解決するわけではありません。以前米国からの教育使節団の方が私達の授業を見て、「子どもたちがわかるようにと、とても工夫されている。きめ細かく用意がされている」とほめていったのです。もっと、現職の力を信じてください。	46	女	小学校教員
129	海外に在住する人で、日本の教員免許状を保有する者がいると思われる。 このような人々が帰国した場合、たとえば語学教育などで大きな力になる。 海外に在住する者でも免許状の更新ができるような制度にしてほしい。	46	男	公立高等学校教諭
130	教員免許更新制については指導が不適合か否かの判定をいかに公正に行えるのか明確で透明な基準やシステムができない限りは設けるべきではないと考えます。 特に、創造的で柔軟な発想が必要な教育現場において、本来必要な人材までも画一的に排除してしまうような事態にもなりかねない両刃の剣であることを考え拙速な導入については見合わせるよう要望します。	49	女	市議
131	免許状の更新は、現職教員にとっては生活のかかったものである。 大学教員の中に、このことを利用し、講習の修了認定をめぐって横暴なふるまいや不正行為におよぶ者が出ないとは限らない。 たとえば、講習中の人権侵害(受講者を圧迫する言動等)や、不正規金銭のやりとりが懸念される。 文部科学省は、このような事態が生じないよう、厳格な規定を定め、免許状更新講習を実施する大学等を十分に監督してほしい。	46	男	公立高等学校教諭

132	<p>「指導力不足教師」の認定が恣意的になされる可能性があることを強く憂慮します。既に、東京都などでは不適當な通達などを通して、自らの良心と対象者(児童・生徒)に誠実に教育的信念を貫こうとした先生方に対して不当な圧力がかけられています。裁判でも明らかになりつつあるこのような実態を考慮すれば、公権力に従順でない教師が不適當とされる危険性が十分にあります。</p> <p>一方で、教育への公権力の関与は強化する方向が目指され、権力による「不適當な」教育の実施に対する歯止めが規定されておらず、そのような事態に陥る危険性が大であることを懸念します。</p> <p>「指導力不足教師」が多数いて問題であるというなら、これを探し出して名指しするよりも、なぜそのような事態が生じているのか、原因を究明するべきです。</p> <p>精神疾患にかかっている教師の割合は、異常なほど高いと言われています。とすれば、個々の問題というよりも、体制の問題と考えるべきではないでしょうか。教師が「指導力の向上」すなわち「学習計画の策定」にじっくりと取り組めるような環境を整えることこそ、急務であると思います。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級制(40人→30人)の実施、 ・教師の事務負担の軽減、 ・教師間ネットワークの拡充、 ・スクールカウンセラーの増員、 ・保護者への教育、 ・保護者および地域住民の教育への参画 <p>などが挙げられると思います。まず、これらが実現されることを強く希望します。</p>	37	女	主婦
133	<p>現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員・教員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもと進める必要があると思われます。どうぞ、よろしくお願いします。</p>	48	女	教員
134	<p>1. 教員免許更新制の導入について</p> <p>免許状更新講習の講習時間を30時間程度、講習を受講する時期は有効期間が満了する直近2年程度の間としているが、現在、学校現場では、初任研、経2年経過研、経5年経過研、経10年経過研や各主事研などがあり、今でも義務研といわれる研修が多くあり教員はその対応で教室を開けることがおおくある。もうこれ以上義務研を増やさないでほしい。学校現場の多忙さを分かってほしい。</p>	46	男	中学校教諭
135	<p>現在、教員は、条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されています。さらに、経験5年研修や経験10年研修という制度もあり、教育力向上のための取り組みも行っています。</p> <p>今回の不的確教員を排除することを目的とする「教員免許更新制」については、多額の経費を使ってまでの効果があるとは思えません。</p>			
136	<p>教員免許法改正の内容に驚く。何を持って不適當教員と認定するのか、誰が認定するのか、またかつてのように、子供に寄り添う教師たちが排除される恐れを感じる。お上に従順な教師がお上の定める規範を子どもに注入することが推奨され、子どもの自由な発想を大事にしてそこから子どもを伸ばしていこうとする教師は不適當とされかねない。かつてのつづり方教師たちのように、また、管理職を増やしても子どもは勉強がわかるようになるとは思えない。むしろ直接子どもと接する教師が増えなければ教育は良くならない。</p>		女	
137	<p>教員免許更新制度は、身分保障を完全に崩壊させるものであり、公教育制度そのものを崩壊させる。ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告では「45 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいうまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校制度、または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまで保護されるべきである」「46 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的な行為から十分に保護されなければならない」となっており、日本も批准している国際法違反であることは明白である。国際法との整合性について、教員免許更新制度について検討したのか明らかにされるべきである。国際法違反となれば、憲法に規定される条約遵守義務違反であり、憲法違反の立法行為自身が違法行為となるが、この点について検討されたのか明らかにされるべきである。</p>	47	男	教員

138	更新のために30時間もの研修を受けることについて。現在でも様々な研修や会合等で学校を離れて仕事をする人が多い。子どもたちの前に立つ時間を更に少なくすることにつながる。また、もし講習を受けてからレポート提出などの課題があるとしたら、そのために教材研究や授業準備の時間が割かれることになる。今でも多忙を極めている学校現場を、更に忙しくさせることにつながる。結果として、肝心の児童・生徒に直接接して指導・支援することに傾ける時間を減らし、授業改善を妨げることになる。	43	男	教諭
139	結論:免許の更新制については反対である。但し、必要な適格性を欠く場合など(明確な基準・規準は必要)による免許状の効力を失うことで対応できないかと考える。 理由:現職者や見込み者を対象にしているが、現在「家庭に入っている」「他の職種にいる」等で教職にいない教員免許取得者の更新については、どうするのか。教員の資質の向上をねらいにあげているが、家庭や他の職業等で培われた人格や豊かな経験を再度教職で発揮してもらおうと視点がない。さらに、教員免許の取得に費やした労力や授業料等が、更新制では活かされない。教員のみを対象にしているが、資格の更新制について、他の国家資格との整合性はどうか。現職者については、講習が必要な者と「講習免除者」との区別はどうするのか。管理職が講習免除なのはどうしてなのか。どのような勤務実績が「講習免除者」なのか不明確。つまり、期待される教員像が不明確であり、実際に期待されるであろう教員像は、マルチに活躍できる教員であり、そのような教員はどれほど存在するのだろうか。むしろ、適材適所に教員を配置し、能力を発揮してもらうことが重要であり、管理職や管理者の資質が問われるのが本筋である。	41	男	養護学校教員
140	今年、静岡新聞は1月1日の社説に「教育職員免許法の改正は教員をギロチンにかけるようなものだ」と書きました。保守的だと目されている静岡新聞がここまで書いているのです。「免許法改正」の真の狙いは何ですか。「指導力不足教員」の排除を目的としているのですか。「指導力不足教員」とは、結局、上＝国から言われた通りに指導しない教員のことですか。教職員組合の排除が真の狙いですか。 国が馬鹿げたことをやっているとき、国民がしっかり批判することは、国にとってはとても大切なことです。それが民主主義です。「教育職員免許法の改正」は民主主義にはなじみません。教育を向上させるところか、ますます質を低下させます。教員にとって10年ごとに必要なものは、自由な研修休暇です。講習に当てる30時間を休暇として教員に与え、自主的に自由に研修できるようにして下さい。日本の教師は生き返ります。そのことによって、子どもたちも生き生きとします。教育のことを理解していない人、理解しようとしていない人が、「教育再生」などと、勝手なことをやっているのは非常に腹が立ちます。 意見募集も1週間とは、どういうことですか??もっと時間をかけて、現場の状況をしっかり見聞きしてください。このような拙速は、日本の教育を破壊するだけです。 委員の皆様方の見識と良識に期待します。	53	女	高校教員
141	・現在において、法定研修以外にも、各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超過勤務・多忙化、ストレス等が問題となっている学校現場に、さらに負担をもたらし、教育活動に大きな支障が出るのが考えられる。 ・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになる。 ・条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を維持するための制度はすでに十分整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からみても、今更導入する必要はない。 ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点こそが重要である。 ・教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分おこない、国民同意のもとすすめる必要がある。	42	男	小学校教諭
142	教員の資質向上について。行政が用意した研修を一律に受講することが教員の「資質」を高めることにつながるとは考えられない。研修は、自分で課題意識を持ち、そのためにどんな勉強をすればよいかを考えて、自ら探して受講するのじゃなければ身につかない。押しつけられた研修は、右の耳から入って左の耳から抜けていくのが目に見えている。時間の無駄である。それは、これまでの経年者研修でも明らかである。そうした時間を浪費するような研修を行うことによって、教職員の教育行政への反発は増大する。	43	男	教諭

143	<p>私は「ペーパー教師」です。このたびの「教員免許の更新制」導入については賛成です。しかしながら、一点だけ申し上げれば「ペーパー教師」も対象になるということについては反対です。法改正の背景には「指導力不足」の先生増加が挙げられていますが、これは現職教師の問題であり、免許という資格を持っていることは別の問題であると考えます。</p> <p>例えば、教員免許の資格を取得したものの一般企業などに就職したが、その後、教職に転職したとします。このような回り道が、教職しか経験したことのない(教職専門)方より授業の指導力等が劣るとお考えでしょうか。一方、もし指導力不足の方の研修を行うとしたら、また、新卒教員研修を行うとしたら、逆に一般企業の経験をさせることを考えられることと思います。</p> <p>この法改正は中央教育審議会の報告からということですが、審議会のメンバーはみな教員免許を持っておられる方ですか。学校教育に関係されている方ばかりですか。学校教育に従事していない方もメンバーになっていると思います。それは何故ですか。問いたいです。通常、審議会と名乗っている会には専門の構成委員だけではないと思います。専門以外の方も委員がいることは客観性の点だけでなく専門の方以上に優れた部分もあるからではないでしょうか。</p> <p>政府は社会的敗者にも配慮され再事業や再就職できるような仕組み「再チャレンジ」ということを掲げています。今回の法改正は教員免許を取得するということは教員にならなければならない。そうでなければ免許は失効するといっているようなもの。これは職業選択の自由を狭めるように思います。なぜなら、「ペーパー教師」にあっても免許を取って10年ごとに30時間の講習。一般的に考えて企業などに就職した教員免許保有者が免許の更新のために休暇を申請しても許可されないと思います。そうなると表現が悪いですが、教員に転職したい時に免許が失効していてできないということも考えられます。「再チャレンジ」と矛盾しているように思います。</p> <p>今、医療界では看護師不足が言われ、結婚等で仕事を一時辞めた方の復帰などがあります。しばらく仕事から離れていた方が更新制度なしで社会のニーズだからということでも簡単に就職できる方も問題ではないでしょうか。「教員免許の更新制」は現職の方のみで良いと思います。回り道をした「ペーパー教師」が転職して教師となり授業をすれば教職専門の方より指導力があるかもしれません。どうしても「ペーパー教師」も更新しなければならぬなら、「ペーパードライバー」が優良ドライバーで更新時に簡易講習で済むのと同様なシステムを導入していただきたいと考えます。</p>	41 男	臨床検査技師
144	<p>教育職員免許法等の改正については、優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するために、教育職員免許法等を改めるとしています。こうして考えられている教員免許更新制の導入については、すでにさまざまな問題点が指摘されていますが、特に、時間と費用と手間をかけて、効果がほとんどないばかりか、この制度によって、民間企業や免許を必要としない塾の講師に優秀な人材が流出してしまい、公教育に人材が集まらなくなります。すでに、来年度採用の教員採用試験の受験者は昨年度よりも下がっています。この風潮の拡大が止まらなくなるでしょう。さらに、この制度に嫌気をさしてやめ急ぐベテラン教員が増えれば、新採用教員の研修とあいまって、更新のための講習と、教員の研修・講習の場がパンクしてしまいます。</p> <p>どうしても、この制度をやろうとするのなら、10年ほど経って、公教育が疲弊してから再度見直しを期待するしかありません。</p>	47 男	団体役員
145	<p>教員免許の有期化に反対します。現行法制でも、懲戒権で行えます。行政が許認可権を持つことに反対します。</p>	男	
146	<p>指導力不足教員を認定する判定委員会に、校長等の恣意的な報告がなされ、校長の覚えの悪い教員が指導力不足教員にされてしまうおそれが大いにあると考えます。そのようなことが起こらないという保証がない限り、賛成できません。</p> <p>すでに、静岡県において、指導力不足教員認定の制度がありますが、校長の恣意的な報告を基にした屈辱的な取り調べの結果、指導力不足教員として認定され、研修所に閉じこめられて自己反省のレポートを何枚も書かせられるなど、屈辱的な研修をさせられた人がいると聞いています。あまりに屈辱的な研修であったが故に、教員をやめざるをえなかった人もいます。</p>	55 男	教員

147	<p>「教育職員免許法の改正の方向について」を読ませていただきました。そこには「優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するために」教職員免許法を改正すると書かれています。しかし、この改正が本当に「優秀な教員を確保し」、「資質を向上」させるのか、疑問を感じます。</p> <p>現在すでに、各都道府県で、教職員に対するさまざまな研修が行われており、新たに免許更新のための講習を入れる必要はありません。むしろ、業務の複雑化と多様化にともない超勤が日常化し、心身ともに健康を害する教職員が続出している教育現場の状況を、さらに深刻にするものでしかありません。</p> <p>今必要なのは、このような制度を導入することではなく、学校の中で子どもと向かい合いながら教職員同士がお互いに学びあえるような条件整備をすることです。教職員は現場で育てられるべきであり、現場で育った教職員こそが、本当に子どもにとって必要な教職員なのです。</p> <p>「教員免許更新制」などに使うお金があったら、子どもと教職員が余裕を持って向かい合い、教職員同士が学びあえるような学校を実現させるため、一人でも多くの教職員を学校に配置するほうが良いと思います。それが本当の意味での「教員の資質向上」につながるでしょう。</p> <p>また、そのような学校を実現することが、教職員をめざす人を増やすことになり、結果的に「優秀な教員の確保」にもつながるでしょう。逆に、「教員免許更新制の導入」は、教職に就こうという意欲を削ぐことにつながり、それは「優秀な教員の確保」とは逆の結果をもたらすでしょう。</p> <p>以上のような理由から、今回の「教職員免許法の改正」、特に「教員免許更新制の導入」については、強く反対をします。教育に関する予算が減らされている今日、このような無駄なお金は使わないでください。</p>			
148	<p>いわゆる「更新講習」の客観性が担保される保障がない。講習やそれに伴う更新の判断に、教育行政の意向が反映されると、行政いなり教師のみを再生産する事になり、教育力の向上にはならない。また、「更新講習」の内容は「省令等において定める」とされており、いったんこの法案が制定されると、国会審議抜きで省令改正で「更新講習」の内容をいかようにでも変えることができる危険性が大きい。法案の「改正」には反対する。</p>			
149	<p>教員が学校現場を離れて過度に研修を受けることが、学校現場にどれだけの負担になり、子どもたちにしわ寄せがいきかねないかを ご存じでしょうか。現在、私の勤務する学校の規模(全校児童200人余)では、教職経験10年目研修を受ける教員が2人いると、学校をまわしていく上で数々の支障をきたしています。授業のある日に複数の教員の出張が重なると、残った職員で子どもたちの指導にあたるわけですが、少人数授業の実現や特別支援の必要な児童への指導にあたる体制をとるために、つねに教員がほとんどフル活動している状態なので、出張した教員の補充としてだれがあたれるかに四苦八苦しているというのが実情です。それなら30時間の大半を、長期の休業期間中(夏休み等)にもってあげればいじやないかという考えが出てくるでしょうが、長期休業期間中には県や市・町単位で行われる研修に参加したり、学校独自で研修会を進めたりしているので、それらを休んで講習をうけることになります。目の前の子どもたち実態にそくした校内研修等に参加せず、免許更新のための講習を受けることが、子どもたちのためになるとはどうい考えられませんか。</p> <p>教職経験10年目研修のほかにも、県や市町村ごとに様々な研修が実施されています。もうこれ以上学校現場に学校を離れなければいけないような研修を持ち込まないでください。現場の教員は、多様化した個々の価値観をもった保護者の対応に追われ、それでも子ども一人一人を大切にしたいと日々、奮闘しています。現場の教員の超勤・多忙化は限界に近いところまで来ています。</p> <p>そもそも今日の課題となっている子どもたちのさまざまな課題が、果たして教員の指導力不足から、生じているものなのでしょうか。教員免許を更新制にし、講習を受ければ、子どもたちが直面している課題が解決されると、本当に考えてみえるのですか。もっと学校現場を見てください。学校現場を知ってから議論してください。今日の子どもたちが抱えている諸課題は、保護者の価値観の多様化などによる子育てのあり方、地域の間人関係の希薄化、社会のしくみなどに原因があると私は考えています。</p> <p>私たち教員はこれからも教師としての力を高めるべく努力をし続けていきます。子どもたちの反応が、私たちにとっては何よりの自己反省の材料であり、自らを高めようとする力の源であります。どうか、今日の子どもたちの抱える課題の解決を、このような安易で実態にそぐわない方法ですまそうとするのでなく、根本的な原因は何かを追求し、改善に向けて努力していただくことを先行してください。子どもたちのために、是非お願いします。</p>	42	女	小学校教員
150	<p>教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになると思います。</p>			
151	<p>教育職員免許法の改正は行わないで下さい。</p>	20	男	大学生

152	今回の関連法案についても、教員免許更新制で30時間もの講習を受けるとのことですが、本当に子どものことを思うなら、じっくり子どもや親と向き合い、教員同士が教材や、子どもの様子について意見交換、交流できる時間の保障こそ、有効ではないでしょうか？			教員
153	<p>【意見】 まず、今回のパブリックコメントについて、わずか1週間程度の短期間での募集という設定は、全く国民を馬鹿にしたやり方であるということについて抗議します。今行われている教育再生会議の論議が公開されないことについても、教育基本法の政府案作成の際に、自公与党が3年間70数回に及ぶ検討の論議を一切国民に知らせずに行ってきたことと同様、「教育」を一部の人の意見にそった方向へと進めていこうとするものとしか考えられず、真剣に国民の声を聞こうとする態度を感じられません。このような文部科学省の姿勢について猛省を促します。</p> <p>今回の「改正」の方向をみると、「格差と貧困」を作り出し続け、教育に大きな困難を生みだし、子どもたちの「規律意識」や「学ぶ意欲」の低下を生み出してきた政府・文部科学省の諸政策についての真摯な反省がないどころか、子どもを人間として大切にではなく排除と脅しの論理を教育の世界に持ち込もうとしていることが感じられます。そして、これを子どもたちに対してだけでなく教職員に対しても適用しようとしているものが、今回の「教育職員免許法等の改正の方向」ではないでしょうか。</p> <p>社会的非行や客観的に問題があるという教員が教育に携わらないようにすることは現行法の適用で可能です。今回示されている「教員免許更新制」「指導力不足教員の人事管理」はすべての教員を、いつ失職させられるかわからないという極めて不安定な身分におくことになるもので、教員は常に強迫観念にさらされることとなります。このような状態を作り出すことは、良い教育を作り出す条件には絶対になりません。結局、子どもたちの現実から目を背け、時の政府や教育委員会の言いなりになる教員を生み出すだけであり、教育の困難をさらにまし、学校に混乱を招くだけです。</p> <p>「ゆとり」を標榜した指導要領改訂についてのまともな教育論議も行わず、授業時間の10%増加を打ち出すなど、文部科学省や政府で現在行われている「教育再生」論議は、教育行政に対する不信と不安を広げています。それこそ大きな問題ではありませんか。以上のような観点から、今回示された「教育職員免許法等の改正の方向」については全く賛成することはできません。</p>	60	男	無職
154	<p>【意見】 今回のパブリックコメントについて、わずか1週間程度の短期間での募集というやり方は、全く国民を馬鹿にしたやり方であるということについて抗議します。こと教育に関しては全国的な旺盛な論議が不可欠であると考えますが、今回のようなやり方は「教育」を一部の人の意見にそった方向へと進めていこうとするものとしか考えられず、真剣に国民の声を聞こうとする態度を感じられません。このような文部科学省の姿勢について猛省を促します。</p> <p>今回の「改正」の方向をみると、子どもを人間として大切にではなく排除と脅しの論理を教育の世界に持ち込もうとしていることが感じられます。そして、これを子どもたちに対してだけでなく教職員に対しても適用しようとしているものが、今回の「教育職員免許法等の改正の方向」ではないでしょうか。</p> <p>今回示されている「教員免許更新制」「指導力不足教員の人事管理」などは、すべての教員を、いつ失職させられるかわからないという極めて不安定な身分におくことになるもので、教員は常に強迫観念にさらされることとなります。このような状態を作り出すことは、良い教育を作り出す条件には絶対になりません。以上のような観点から、今回示された「教育職員免許法等の改正の方向」について、全く賛成することはできません。</p>	61	女	無職
155	<p>教職員免許法等の改正に反対します。</p> <p>教育の目的のひとつは、人類がこれまで作ってきた文化を未来に伝えていくということです。そういう意味で、医師が常に最新の研究成果や技術を磨いていかなければならないということと、教師がつねに研究と修養に努めなければならないということとは違います。現職教員はつねに研修に努めています。そのうえにさらに、大変な額となることが予想される費用(国民の税金)を使って、免許を更新とそのため研修を実施して、どれほどの実が得られるのでしょうか。まさに「税金の無駄遣い」としかいいようがありません。法律をどうしても提案したいなら、それに全国でどのくらいの費用が必要なのかも示して、国民に判断を仰ぐべきではないでしょうか。</p>		男	
156	<p>教育の目的のひとつは、人類がこれまで作ってきた文化を未来に伝えていくということです。そういう意味で、医師が常に最新の研究成果や技術を磨いていかなければならないということと、教師がつねに研究と修養に努めなければならないということとは違います。現職教員はつねに研修に努めています。そのうえにさらに、大変な額となることが予想される費用(国民の税金)を使って、免許を更新とそのため研修を実施して、どれほどの実が得られるのでしょうか。まさに「税金の無駄遣い」としかいいようがありません。法律をどうしても提案したいなら、それに全国でどのくらいの費用が必要なのかも示して、国民に判断を仰ぐべきではないでしょうか。</p>	48	男	高校教員

157	<p>免許更新制に反対します。</p> <p>現在の現職教育において、県や市町村教育委員会は独自に研修カリキュラムをつくり対応している。この研修がうまく機能すれば、10年おきの30時間に及ぶ研修の必要性はない。一方、現場の教員は、県教委などの研修を受講したくとも希望通りの受講が難しい現実がある。年に1つの研修が受けられればいいほうである。その理由の一つは学校が多忙であることである。出張に出た場合、補欠の授業を受け持つ教員いない、教頭、校長が補欠に行き、職員室が空っぽになることもしばしばある。また、出張で出る教員も補欠授業のための課題作成など前日にそのしわ寄せが来る。</p> <p>二つ目の理由は、出張旅費の不足である。悉皆での出張であっても100%旅費が支払われない時代もあった。特に、中学校において出張旅費の不足問題は重大である。毎年、4時間程度の研修を教員本人が必要に応じ受けることができれば、10年で40時間の研修を受けることができる。より現実的で、実効性のある方法だと思ふ。</p>	39	男	中学校教員
158	<p>現在、法廷研修以外にも各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化・ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。慎重な対応を望む。</p>	44	男	教職員
159	<p>教育職員の免許更新の方向性については基本的に賛成です。ですが、盛り込んで頂きたい内容がございますのでご検討頂ければと思います。それは、国定教員免許制です。現在の教職免許は、教育学部の単位習得でなされますが、各大学毎に授業の内容もまちまちで、中には非常に偏りがある状況というのが現状です。私も数年前まで大学生でしたので、教育学部の学生と話す機会がありましたが、「教師は生徒に深く関わると精神病になるから適度に対応したほうがいい」「天皇(昭和天皇)が死んだ時、寛人バイバイパーティーをやった」というような内容が話されているという話を聞いて驚きました。</p> <p>現在の大学はシラバスで授業を公開し、一定の審査を受けますが、実際の授業はシラバスと全く関係の無い内容の授業も多いのが実情です。教育基本法の改正についても全国立大学の教育学部は全て反対の署名を提出しているというありさまで、この状況で、反対していた新教育基本法はどのように教えられていくのだろうと疑問を覚えずにはいられません。その様な中で、将来教員になる生徒の質をチェックするのは出口調査しかないと考えます。現在、各都道府県ごとに採用試験を行いチャック体制を取っていますが、大学のレベルにより偏りがあるのが実情で、採用試験に全く受からない大学もあります。これは安易に免許を与えず、教員の存在の偉大さを低下させる最大の原因だと思ふ。授業で教える際、子どもたちの親に沢山の免許を持っている人がおり、新任の先生などは見下される傾向にあります。</p> <p>国定にすると、止むを得ない理由で他の県に移る場合でも、採用試験を受ける手間も省けるのではないのでしょうか。また、他県との人材交流も出来ます。道州制が検討されている中で、他県との人的交流を行うことで、道州制が行われた際の教育行政のスムーズな移行に繋がるのではないかと思います。これで、各地区ごとの教師の質均一化が計られるのではないかと思います。是非ご検討をお願い致します。</p>	26	男	団体事務職員
160	<p>いつも教育に関してご検討いただき感謝申し上げます。しかし、現在国会に提出されようとしている法案について、大きな危惧を抱いております。</p> <p>○マスコミ等に教員の資質向上が課題とよく流れています。まず、こういったことについては、データが必要なのではないでしょうか。教員の質が落ちているのか、それとも落ちていないのか。学校現場で生じる諸問題は、教員の質が原因か、教育委員会の施策に問題はないのか、色々と検討されてデータに基づき議論をして欲しいと思っています。</p> <p>○私自身は、同僚から教えられたことが今の力量をつくっていると思っています。大変力量があるとは思っていませんが、それなりに子どもたちや保護者に支持されています。資質の向上は、世界が認める「校内研修」で鍛えられるのではないのでしょうか。私たちは実践の中で力量をつけているのです。どこかの大きな会場で、現場を知らない誰かの講演を聴いても、実践に役立ちません。校内研修、自主研修こそ保障してください。</p>	51	男	教員
161	<p>教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、子どもへの影響が心配である。拙速な改正には反対である。</p>	42	男	地方公務員

162	<p>教育の再生は教員の質の再生からです。その為には、現在の大学教育学部での教員免許取得制度を抜本的に改革する事が必要です。私の父は、熊本師範学校卒業で、昭和27年から18年間熊大附属中学校で教鞭を執りました。その父が一昨年亡くなった際、当時の教え子の殆ど全員から、香典や弔電が寄せられ、父を慕う言葉が種々記してありました。それ程、中学生に感化を及ぼすことが出来たのが、父たちの時代の教師でした。しかし、今の教員は、気持ちはあっても人間的な力が不足しています。戦後教育の中で人間としての修養が何等なされて来いていないのです。教員養成については、抜本的に変えて下さい。大学の教育学部の授業なんて酷い物です。教育学部の教授が日教組の中心であり、反公共的な事やエゴイズムの勧めを授業で堂々とやっています。一回、授業内容の調査やテキストの調査をされたら良いかと思えます。それ故、教員養成については、既成のシステムを解体して、国家が責任を持って教師志望の人材を養成し試験するシステムが必要です。戦後直の教員不足時代ならともかく、今や人材確保は容易であり、重要なのは如何に育てるかなのです。そこで、教員資格については、「国家試験」を導入し、医者や弁護士に如く専門性と人間性をしっかりと養った上で免許を与えるようにすべきです。数年間「準教員」として仮免許を与えて実施教育を施す事も必要でしょうし、教員養成大学院としてかつての師範学校の様な人間教育の場も必要と思えます。</p>	53	男	団体役員
163	<p>いまなぜ、「免許更新制」なのでしょう？確かに、教職員の不幸事があつたり、学校現場が混乱しているのは事実ですが、それから、「免許更新制」への関連づけが解りません。現在でも、法定研修以外にも、各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施され、また、長期休業期間には民間のセミナーにも参加して、日々研鑽を積んでいます。この上、学校現場を離れて研修を課すことが、賢明な措置とは思えません。子どもたちと向き合う時間の確保のほうが大事ではありませんか。教員は、現場で、同僚・生徒や子供そして保護者のとのつながりで、教育活動を育んでいくものです。「免許更新制」の制度の内容をあきらかにし、国民的論議を十分行い、国民の合意・納得のもとに導入するかどうか決定しても遅くないと思えます。まずは、学校現場の実態把握をお願いします。</p>	55	男	高校教員
164	<p>私は、大学卒業時の1995年に高等学校教員免許を取得しています。教育に興味があつたため、在学中に専門科目とは別に、教育関係のさまざまな授業を受講して取得したものです。現在は、教員にはならなかったものの教育に関わる仕事をしているため、教員免許は資格として有用です。しかし、「教員免許更新制の導入」に関する「具体的内容」を読む限り、現職の教員以外で教員免許を保持する者に今回の法改正がどのような影響を与えるのか、まったく明確にされていません。したがって、次の点を明らかにしてするよう求めます。</p> <p>(1)定められた講習を受講しなかった場合、資格としての教員免許そのものが完全に無効になるのか。教職に就く要件としてのみ更新が必要なのか。完全に失効するのであれば、取得時点では恒久的とされていたものを法改正により一方的に変えることに、法律上問題はないのか。</p> <p>(2)教職についていないが教員免許を保持する者に対しては、講習を受講するなど免許を更新する手段が用意されるのか。また、現職教員にもかかわるより一般的な問題として、次の3点も明らかにして下さい。</p> <p>(3)10年の有効期間は、法律の発効時からなのか、免許取得の時点からなのか。</p> <p>(4)講習にかかる費用は誰が負担するのか。</p> <p>(5)講習の具体的な内容はどのようなものになるのか。教育方法にかかわるもの・教科内容にかかわるもの・実習などさまざまな例が考えられるが、誰がどのように講習の内容を決定するのか。それらが教員の質の向上に役立つということを、いつ、誰が、どのように検証するのか。以上、ご検討ください。</p>	34	女	教育
165	<p>経験上からも「一番大切なことは、子どもと接しながら、子どもから学ぶこと」が大切である。教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになる。</p>	47	男	小学校教員

166	<p>教員の質を高めることは大切だと思いますが、免許制が「ダメ教師にやめていただく」というだけの単純な発想が中心となっているとすれば賛成できません。</p> <p>教員は、いったん教職免許を取った人間ですから、基本的な資質は、少なくとも取得段階では持っているにちがいません。</p> <p>問題は、そういう資質を持った教師が、その能力をまともに発揮できないような環境がないか、その点の考察をして、現実的な対策を充実させることが先ではないでしょうか。</p> <p>学校現場における教師の方々の悲鳴に近い状況を聴くとき、もうすこし教師の働く条件を良くすることができなければ、「ダメ教師にやめていただく」免許制改定によって、現場が良くなると思えません。</p> <p>私見ですが、基礎学力や学問に対する情熱等能力に溢れた人の(今よりもっと)多くが教職をめざそうと思えるような教員を巡る条件を整備することのほうが、日本の教育をよくすることに役立つと思います。</p>	31	男	弁護士
167	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかかなように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子ども向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のおり費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります、国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	48	男	教員
168	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかかなように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子ども向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のおり費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります、国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	48	男	教員
169	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかかなように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子ども向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のおり費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります、国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	48	男	教員

170	<p>○現在、法定研修以外にも各都道府県、市町村ごとにさまざまな研修が実施されており、さらに教員免許更新のための研修を受けなければならなくなると、教員の負担はさらに大きくなり、教育に専念できなくなる。</p> <p>○教員の質は学校現場における教職員同士の学びあいや自主的な研修により高めるべきであり、教育現場を離れた大学での講習によって資質が向上するとは考えられない。</p> <p>○指導力が不足する教員に対する制度はすでに整備されており、さらに「不適格な教員」を排除する制度は必要がない。</p> <p>以上の理由からこの法案には反対である。</p>	52	男	教員
171	<p>「教員免許法」を「改正」しての「教員免許の更新制」の導入は、明確に「不的確教員の排除」を打ち出すものとなっており、「勤労成績その他の事項を勘案して免許状更新研修を受ける必要がない」と認められたものでなければ、免許状の更新をしなければならぬ」とするなど、昨年7月の中教審答申において示した「専門職大学院制度の増設」などとともに、教職員の差別・分断、管理統制を一層強化する極めて問題のあるものです。教育行政の教育方針に従ったものだけが評価され処遇されることになり、子どもに真剣に向き合っている教職員の協力・協働を破壊し、差別・分断を拡大し、管理強化、多忙化に拍車をかけ、国家に従順な「物言わぬ教職員」をつくるものであり導入に反対です。</p>			北教組石狩支部江別支会 大麻東小分会 分会長
172	<p>教育職員免許法等の改正の方向についてへの意見</p> <p>意見 現在、君が代斉唱時に起立しない教員に異常な研修が行われています。都教育長が都議会で「成果が不十分の場合には研修終了とはならない」と答弁したことからも明らかのように、信教の自由、思想及び良心の自由を無視した「思想改造」と言わざるをえません。今回の「改正」では「指導が不適切な教員」の名でこうした研修に法的な受け皿を作ることになります。また「指導が不適切」と認定された者の免許状を失効させることも盛り込まれており、言うことを聞かない教員は10年で免許そのものを取り上げられるおそれがあります。この「改正」は教師の自由を奪い、もの言わぬ教師を作る結果となるので、反対いたします。</p>	47	男	団体職員
173	<p>教育基本法の改訂にともない、教育職員免許法についても改制されると思いますが、教育現場では教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、その間のかわりの講師の派遣など、簡単にできるのでしょうか？疑問です。逆にかわいい子どもたちが犠牲になりそうで反対です。</p>			
174	<p>免許状更新講習の実施について言及されていますが、学校を離れての講習の実施は受講者本人だけでなく職場全体に新たな負担を強いることとなります。教員の労力は本来もっと子どもたちに直接向けられるべきです。</p> <p>そもそも免許更新制については「不適格教員の排除」が目的ではなかった経緯があります。制度設計・内容をもっと明らかにした上で、「教員の資質向上」の見地から研修の在り方の問題も含めて論議を進めるべきです。</p>	43	男	団体職員
175	<p>学校をもっと開かれた場所にする。特に、保護者や何よりも子どもたちの意見を取り入れられる柔軟性を持った場所にするのが大切。免許法改正は、教職員の資質能力の向上に役立つどころか、子どもたちへの視線を失う教職員の増産につながる。一層の多忙化へつながる。今でさえ、自分の考えを述べられない教師が多い中で、もの言わぬ教師の量産につながる。子どもの心身の発達を最優先することを考えるべきである。そのために必要なことは、教育への予算増加であり、教職員の大増員であり、施設設備の充実である。本質を見極めて、しっかりと現場の意見を取り上げた改正を行って欲しい。</p>	39	男	教職員
176	<p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修、研究、子供たちとの教育活動や地域、保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。</p>			
177	<p>教師の創造的な部分に歯止めをかけ、同じような教師が同じような子どもに育てていくような制度に思えます。「不適格教員」教師の問題がよくマスコミを通じて報道され、あたかも「どの地域」「どの校区」「どの学校」にも存在するような認識が国民の中につくり出されているように感じます。もちろん子どもの前に立つ教育者として襟を正さねばならない部分はあるでしょうが、現行の制度での個別事案に対する対応で十分できるものだと考えます。</p> <p>すべての教職員に網を打つように、今回のように制度を設けることで、教職員評価制度でただでさえ「管理されている」感が強い現場の教師を益々萎縮させ、「言われたことだけ、それなりにこなす」という心境に追いやるものだと考えます。法案の上程を見直して下さい。</p>	44	男	小学校教諭

178	多くの研修が実施されている中で、これ以上の研修は教育現場に更なる負担を強いる結果となります。現場で真摯に子どもと向き合い教育実践にとりこんでいく中で、ものの見方や指導力等は鍛えられていきます。まずは、精神的にも物理的にも日々の教育活動に十分専念できる教育条件整備を早急に実施すべきであると考えます。	45	男	教職員
179	日ごろの取り組みご苦労様です。教員職員免許法の改正について意見させていただきます。確かに教職員の資質向上等において研修等は大切なことだと思います。しかし、そのことを強制したりすること。そのことにより現場から離れてしまうようなことが本当に有意義なことといえるのかという疑問が残ります。それよりも、教員同士での学び合いや、子供たちとの教育活動、地域とのつながりをより充実させていくことのほうが重要ではないでしょうか。そのためにも、よりこの制度改正についての議論を深め、十分に検討していく必要があるのではないのでしょうか。教育基本法もそうでしたが、色々な意味において何をそんなにあわてる必要があるのでしょうか。大切な問題だけに安易な改正等はぜひやめていただきたいと思います。	43	男	公務員
180	『更新のための講習を受講する時期は、有効期間が満了する直近2年程度の間、講習時間は30時間程度とされています。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられることとなります。担任、担任外関係なく、全ての学校の教職員は子どもを毎日見えています。子どもを取り巻く状況は刻一刻と変化し、予想もつかない事態が展開することもあります。免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分に行っていただくようお願いします。』	45	男	団体職員
181	「更新講習」の客観性が担保される保障がないことは、憲法で禁止されている思想差別などを招く危険性があり、講習やそれに伴う更新の判断に、教育行政の意向が反映されると、行政いいなりの教師が増えて「出世」しか考えないたいへんな事態を招くことになりませんか。本当の教育力の向上につながる制度になるのでしょうか。また、「更新講習」の内容は「省令等において定める」とされており、いったんこの法案が制定されると、国会審議抜きで省令改正で「更新講習」の内容をいかにでも変えることができる危険性が大きい。レッドページなど過去に起こったことは個人や国に大きな傷を残しました。同じような危険がある今回の法案の「改正」には反対します。 また、指導力不足教員についても、現行制度のもとでさえその認定に客観性が担保されていない現状があります。身近なところでも保護者とのトラブルに巻き込まれる形で指導力不足教員とされ、その屈辱に耐え切れず辞めた先生がいます。また、教育現場の多忙化・多様化の中でメンタル疾患の教職員が増加しており、その対策が重要視されていますが、十分ではありません。行政の姿勢によっては、メンタルと指導力不足を混同し、退職強要を繰り返し、医者が禁じる対応を行い、疾患を悪化させることをおこなっている例があります。多忙化・多様化に対応できるような教育環境(クラス定数の引き下げ、教職員定数の大幅増加)の向上なしに、免許法を改正することは、長い目で見れば教育を荒廃させかねません。 不思議なのですが、教職員の自主的な研修を行うことは、行政にとっても費用を自らが負担して行う行為だけに、率先して奨励すべきことなのではないかと思います。官制研修の押しつけなど古い官僚的発想があるのではありませんか。超多忙な現場の実態を解消すれば、今のような困難を極める教育現場の状況でも必ず解決の方法を考える実践を身につけることはできます。 「1時間の授業には1時間以上の準備が必要」とかつて国会で文科省も答弁しているはずで、教職員一人一人が十分に研究と修養に励めないような実態を放置している行政の責任こそ追及されなければなりません。文科省が取り組んだ超勤実態調査でもその結果は表れています。誠実な対応を期待しています。			
182	免許講習にかかるエネルギーが子どもにかける力を削いでしまいます。いわゆる不適格教員を排除する目的の更新制度は従来からある各制度を無視するものです。	50	男	小学校教員

183	<p>教育職員免許状の改正については、免許の更新制によって教職員の質を維持・高めようと導入されるものと考えますが、教職員の資質向上は、教職員相互の学び合い、自主的な研修・研究、子どもや地域とのつながりなど現場で高められるものであると考えます。今回導入される免許状更新講習は、現場を離れて30時間程度実施することとなっています。現場を離れての講習は、子どもや教職員への負担が大きいことはこれまで実施されてきた初任者研修等の法定研修をみても見てみてもあきらかです。学校現場では、学校ごと地域ごとに、目の前の子どもたちにどんな力が必要か、その必要な力を子どもたちに身につけさせるには、教職員はどのような力を持っていなければならないかという視点で研修を進めてきました。子どもの実態を見ない、教職員のニーズに応えない一律な研修にどれだけの有効性があるのか、その研修によって免許更新がなされることにどれだけの妥当性があるのか大きな疑問を感じます。</p> <p>今回の改正では指導力不足教員の人事管理の厳格化も示されています。現在の職場では、子どもや親との関係に悩み、また、授業や課外活動の指導に悩み、休職している教職員が多くいます。これら、教育について真剣に悩み苦しんでいる教職員を「指導が不適切な教職員」と認定することのないよう、教育や医学の専門家や保護者などの第三者からだけではなく同僚職員など幅広く意見を聴くことを求めます。</p> <p>免許更新や「指導が不適切な教職員」の人事管理に費用をかけるより、その予算で教職員定数を改善し、学校現場で教職員が互いに教育技術や教育理念を語り合い、伝えあえる、人的にも時間的にも余裕のある学校現場にすべきだと考えます。</p>	41	男	教職員
184	<p>私たちは、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることを望みます」をスローガンに、子どもたちがすこやかに成長・発達できる平和な社会の実現をめざして、52年間運動を続けてきた団体です。私たちは、憲法の理想の実現のために作られた教育基本法が変えられてしまい、残念に思っていますが、改正された教育基本法に従っていくつかの教育に関する法律も変えられようとしていると知り、次のような理由で変えないで下さるようお願いいたします。</p> <p>2. 教員免許法</p> <p>教員免許を更新制にして、10年ごとに更新させるとのことです。今でも教員は「5年目10年目研修」などがあり、めちゃくちゃに多忙なのです。免許を更新させるよりも、30人学級を実現し、教員の数を増やし、もっと子どもたちにしっかりと向き合う時間やゆとりを保障したり、教職員どうしが協力し合う体制を作ることのほうが大切ではないでしょうか。民間人校長とか、社会人講師など、教員免許を持っていない人を学校教育の場に任用しておきながら、その一方で、免許状を持っている教員にだけ、更新を求めるのは納得できません。教員が講習などを受けている間、生徒たちが自習になったり慣れない代替の教員に教わったりしなければならないことも心配です。教員の免許更新制度導入はやめてください。</p>		女	東京母親大会連絡会委員長
185	<p>「指導力不足教員」を「指導が不適切な教員」と規定しているが、これはおかしいのではないか。「指導力不足」というのは、例えば人前で喋ることが苦手なのに教員になってしまった人のような事例を指すのに用いるべきではないか。この「指導が不適切」という規定ならば、適不適の判断が恣意的に行われる可能性がある。そうした可能性があるのなら、このような法改正はすべきではない。</p>	30	女	大学院生
186	<p>教員の思想信条など、勤務態度とは別の要素が「勘案」され、恣意的に運用される可能性がある。こうした可能性が否定できない段階での教員免許の更新制は時期尚早である。</p>	30	女	大学院生
187	<p>「教育職員免許法」(10年ごとの研修、更新)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場の多忙化はとどまるところを知らず、多くの教職員は体を壊す危険をはらみながら日々教壇にたっている。いまでも筒一杯なのにこれ以上、強制的な研修がおこなれると教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。 条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、屋上屋を架すものである。 あらたな制度をつくるということはそこにお金がかかると言うこと。こんなものにお金をかけるなら教師を一人でも多く現場に配置して欲しい。 			

188	<p>教員が研究を行い、自分の指導力の向上を図り、日々の実践に生かしていくことは重要なことです。しかし、一人ひとりの教員がその時間を十分に持っていないことが、今の学校現場の課題です。1週間に20時間(中学校)の授業を行い、学級指導、生徒指導、部活動に追われているなか、教材研究の時間も十分に取れていません。</p> <p>私の周りでも、機会があれば大学等で再び学びたい、という声を聞きます。しかし、現在限られた教員しか大学等へは行けていません。定数の関係です。</p> <p>免許更新制を導入する前に、教職員定数の増加を強く求めます。そのことにより、現場で日々の実践力、指導力を身につける為の研究の充実は図れると考えます。学校現場の多忙な実態を放置したままの、免許更新制には強く反対します。</p>	42	男	中学校教員
189	<p>「教職免許法等の改正の方向についてへの意見」(1) ー特に養成段階カリキュラムの基本的な哲学に関しての意見ー 2006年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」は、冒頭で、今後の生涯教育時代を見通して教員に「既存知の継承だけでなく未来知を創造できる高い資質能力を有する人材を育成すること」など、創造性の基盤をつくる教育を担うことを求めています。21世紀の知識社会においては、これまでの近代産業化社会の通念であった「社会の進歩に適応するための教育」を学校中心に推し進めるという方向性を脱し、老若男女それぞれが人間らしく、自分らしく生きること目覚め、創造的に生きることによって世代間の相互形成が促され、社会全体が新たな価値を生み出し活性化されていくような生涯教育の時代へ移行しなければならないと私も思います。今後の学校教育は、生涯教育社会全体の中で役割を再規定されなければならないでしょう。そして、そのためには当然、学校教師は、従来のように単なる「公僕」として官僚的な指導のみに追随することは避けられるべきでありますし、逆に「労働者」として自己規定して子どもの人間形成に献身的に奉仕することをためらうようなあり方は否定されるべきであります。そもそも教師自身が開かれた知の探究者であり、教育の現実に即して「人間とは何か」「教育とは何か」を問い続け、試行錯誤しながら創造的な価値を実現させていく力を自ら磨こうとする姿勢(人生から、教育から問われて生きる姿勢)のないところでは、創造的な教育を担うことなどできないであろうと考えるからです。そのような姿勢があってはじめて、後近代の知識社会に相応しい教育者の教養も形成されていくものと考えます。しかし、このたびの教育職員免許法の改正で、どれだけそのような教育者の土台を育てるに相応しい教育課程が大学の養成段階において保障されるであろうか(そのようにカリキュラムを構築する自由な裁量が大学の方に認められるのか)と危惧しているのです。</p> <p>といいますが、答申は、他方において専ら学校現場のからの要請(全国校長会を通して要望と聞いております)を受け取る形で、「教員としての最小限必要な資質能力」、すなわち「支障なく」教員としての職務を果たせる能力を具備させることを養成段階に強く求めております。たしかに、先生方の多忙化がいつそう進む中であって、従来から「教育実習公害」などと呼ばれてきたことが今なお現場での教育活動に少なからぬ負担をかけてきたことは理解します。その意味で、大学においても最低限の教職への導入教育を行うこと、実習の段階で最低限迷惑を現場にかけないような学生を送り出すことは、大学が努力すべきであるとは思いますが、しかし、昨今大学が採用する実務系(教育現場出身の)先生方は、もともと大学人としての問題意識よりも、「現場」にでて「直接役に立つ」ことを教えるという意識が非常に強いものですから、教職課程教育が「現場」の現実を自明な前提としてそこに照準を合わせる方向に傾きすぎて、教育の現実を歴史的、国際的な広く、また哲学的に深く捉えて、その現実を批判的・創造的に更新させるような力量形成へと向かわせにくくなっていることを感じています。またそれに呼応するように、昨今の教職専門科目の名称や内容に対する行政指導が益々形式主義的になってきており(文科省の官僚の方による形式的なチェックがまず最初にあり、そこでの対応を迫られます)、そのことが大学の教職課程をいささか萎縮させているようにも感じています。免許法や学習指導要領による拘束の必要は認めたいと思いますが、その中であってできるだけ大学における学問の自由とそれに対する大学の主体的な責任を喚起させるような行政指導の在り方を期待するものです。</p> <p>大学における養成段階においては、あくまで、学問(問いながら学ぶこと)を通じての養成ということが戦後の大原則なのですし、そのことがこれからの社会にこそ必要であるということがともすれば忘却されていくのではないかと危惧されるのです。大学の教員養成の現状では、教育委員会との連携などが推奨される中で、ともすれば、教育者として育てるべき人間性と知性の土台の形成を学問を通じて行うという本道が忘却されているのではないのでしょうか。今までの大学の教員養成の在り方が導入教育や教職への進路支援活動に積極的でなかったことは反省されるべきかもしれませんが、それが行過ぎると、今度は教職教育そのものが、形式主義や皮相な意味での技術的合理主義に傾きすぎて陳腐化してしまうでしょう。現状において多忙で閉鎖的な「現場」での教員生活が教師の創造的成長を危うくしている中、その上、大学での養成段階がこのような「現場」への導入教育のみに終始するならば、日本の教師の創造性は全く失われてしまうのではないのでしょうか。一方において教師に創造性の基礎をつくる使命を与えながら、他方においてそれを担うべき教師の養成から創造性を奪うという、この論理的な矛盾が放置されたまま、「実践的指導力の養成」と称した「現場」への稚拙な適応教育が養成段階のすべてを支配する勢いを見せているように危惧されてなりません。</p>	44	男	大学教員

ともかく、「現場」への早くからの適応は両義的であり、それだけでは必ずしもよい結果を生み出すようには思えません。本当の意味で「役に立つ」教師の卵とはいかなる人材か— 昨今の風潮として、あまりにもプラグマティックにこのことの答えを求めすぎているのではないのでしょうか。むしろ、大学時代にはじっくりと人間や教育について深く学ぶ態勢をつくることの方が創造的な教育者の養成のために理にかなっていることであると思えるのです。その一方で、忙しすぎる「現場」の状況を何とか改善させる抜本的な施策を打っていただき、ドイツなどのように日本の教員養成にも2年程度の試補制度を取り入れるなどして、先輩教師が喜んで後輩の育成に、あるいは社会貢献として教育実習生の教育に生きがいを感じられるような環境整備をしていただくことを考えていただいた方がよろしいのではないかと考えます。後輩の育成を援助することによって教師としての成長もあるわけですから。学問を通じて人間形成を行うことを使命とする大学においては、導入教育を充実するといっても限度があります。職場でできない後継者養成を大学に前倒して求めすぎるのもいかがなものかと考えるのです。

以上、細部の制度的なことではなく、大づかみな「方向性」について疑問に思っていることを述べさせていただきました。免許法改正の具体的な検討の際に、免許法で規定される養成課程の在り方の向かうべきところについて、山崎正和新会長のもとで再確認・再検討されたいと存じます。

これからの職業人の育成は、従来のように職業世界に出てから行われるという時代ではないといわれます。その当否はおくとしても、少なくとも大学は「象牙の塔」を返上し、知識社会の基盤を創生できる人材の育成を、学問研究の改革と並行して進めねばならないでしょう。哲学者のヤスパースがその大学論の中で示唆したこと、新しくは知識社会における真の教養と古典教育の重要性を指摘した経営学者のピーター・ドラッカーの見解に今こそ学ぶときかもしれません。その意味でも何とか職業教育と教養教育を融合させて提示する努力が大学に求められていると思います。教員養成も例外ではないでしょう。私見では、よりいっそうの学際的な教育的なものの方の修得とあわせて、特に人文教育(humanistic education; 文学・歴史・哲学などを通じて人間について学ぶ教育)を教育現実と関わらせながら展開し(今日の過度の心理学主義には問題を感じます)、学生一人ひとりの教育や人間の生に対する「思慮深さ」と判断力を培うようなカリキュラム(反省的实践を促すような省察の機会や基礎的な古典の読解を通して教育の本質を学ぶなど)を「教職に関する科目」や「教科または教職に関する科目」などで充実させることの方が重要であるように思われるのです。昨今の学生の現実を考えればそのことで教育者として生きるためのリテラシーを身に付けさせる意味も含めてそのことは重要だと考えます。また、ちなみに、フランス等の法律家の養成では哲学教育が重視されていると聞きますが、このことは「社会とは何か」「家族とは何か」「法律とは何か」といった根本問題に対する思慮を獲得した法律家の養成が念頭に置かれているからだといえます。教員養成にも同様のことが言えるのではないのでしょうか。もちろん、そこどころは、カリキュラムを整備する大学人としていっそうの検討が必要なので、努力したいと思っている点です

。しかし、申請の際の「教育の基礎理論に関する科目」等での行政指導が形式的になされすぎると、教職課程教育が「教育について探求的に学ばせる」というよりは、「正しい教育の在り方や方法、児童理解の仕方が予め決まっており、それを教え込む」ということに矮小化されいくような傾向が生まれ、以上のような努力は見当違いであるという風潮が教職課程に蔓延する危惧を強く感じておりますので、今後の改正に伴う申請に際しては、形式的な指導ではなく、大学の授業構成に関する裁量に信頼を寄せいただき、大学の自己責任にもう少し委ねられた方が個性ある創造的な教員の養成につながるような気がするのですがいかがでしょうか。

190	<p>「教職免許法等の改正の方向についてへの意見」(2) 一特に免許更新制に関しての意見一 免許更新制の「有効期間の更新」について「有効期間は、現職教員等(教員や教員となる見込みがある者など)からの申し出により更新することができる」とされておりますが、10年間の有効期間の後、教員となる見込みのない者は一切更新できないのであれば、それは、とてももったいない気がしております。過日の教育再生会議の「社会総がかりで教育再生を」という基本的な考え方は、教育改革国民会議の時代以来、近代の産業化社会から生涯学習社会への移行を念頭において、また、近代化の中で衰退した地域や家庭の教育力の再生を期して継続的に提言されてきた路線であると承知しております。教育職員免許状は、学校で働く職業的な教師の資格なのですが、実質的に学ぶ内容からして、教科の知識と教授法だけでなく、前回の改正いらい、より多くの教職専門科目(教育についての学際的な学習)を学んでいるわけです。その意味では、学校教師だけでなく、より広い意味での教育職のライセンスとして意味をも内在させているといえないでしょうか。そうであれば、社会総がかりでの教育の再生を促すために、「教育の使命を自覚したリーダー的存在」を地域社会や企業社会、家庭にも送り込むために、学校の教師の資格とするだけでなく、広く「教育についての専門職のライセンス」と再定義し、「教員や教員となる見込みがある者」に限定せずに、たとえば、子育て支援等のNPO活動、教育相談職、企業の人材養成の業務などに携わる者にも有効な基礎資格として社会的に再定義して、希望する者には、更新講習の受講を認めるべきなのではないかと思えます。したがって、講習の内容もそのことに配慮した内容を組み入れ、いくつかの種別化を検討されてもいいのかなと感じたりしております。大学卒業後10年間は、教員免許として有効ですが、更新に際しては、その資格を土台に学校教師だけではなく、社会のさまざまな領域の人材育成に貢献可能な内容の講習科目を用意し、「人材育成や支援のための基礎資格免許」として更新し、免許状の価値の向上と多様化を図ってもよいのではないかと思うのです。そのようにして、今後の社会にふさわしいライセンスとして活かしていく道を考えるのよいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。</p>	44	男	大学教員
191	<p>現場の教員として意見を申し上げます。今回の提案では、有効期間10年、30時間の講習で更新できるというこれまでの経年研修のような内容を提案しています。しかし、現職の教員が全国で110万人いますが、10年更新だと毎年11万人が更新しなければなりません。岐阜県でも1万8千人いますが毎年1800人が講習を受け、厳格な審査を受け、更新することになるのです。そんなことが、大学の講習でできるのでしょうか。</p> <p>一方で、「勤務実績」が優秀な教員は自動更新されるとのことですが、誰が「勤務実績」を評価するのでしょうか。また、管理職も自動更新されることは、公平・公正の原則に反するのではないのでしょうか。世の中には「不適格管理職」もたくさんいます。</p> <p>問題は、免許を持ちながらも教職に就いていない人たちはその数倍(数10倍)いるはずですが。その人たちは、教職に就くつもりもないので更新はしないでしょう。ところが、現在の学校現場は3割近くが臨時教員でまかなわれているのが実情です。優れた実績を持って退職した人も、今さら更新はしないでしょう。そうすると、必要なときに現場を支えてくれた人が、免許がなくなったために臨時教員になれなくなってしまいます。</p> <p>しかも、現場を離れた人、教職に就いたことのない人の更新では、その資質はどのように審査するのでしょうか。資質を審査することはできないので免許取り上げになるのでしょうか。そうなれば、臨時教員によって支えられている現場が成り立たなくなってしまいます。</p> <p>教員免許状は、個人が何を学んだかを公証する免許制度で、それを指導力不足教員排除のために更新制にすることは、目的と手段をはき違えています。運転免許でも更新制があるといわれますが、運転免許の更新では運転に関する身体能力の適正を判断するだけで、「危険運転をする性格か」などは判断されません。年齢とともに身体能力が低下するので、その適正を判断するのは、ところが、教員はむしろベテランと呼ばれることが教員能力の高さを表すように、加齢と能力低下は整合性が全くないのです。</p>	54	男	中学校教員

	<p>運転免許が取り上げられるのは、実際に交通違反を重ねたり大きな事故をしたりした時で、更新時にかかわらず免許は停止されたり、取り上げられたりされるのです。教員免許は教員でなければ何の役にも立たない免許状なので、教育委員会の懲戒処分規定においても免許状剥奪の規定はありません。むしろ、懲戒免職以上の処分はないのです。懲戒免職になった教員が再び教壇に立つことなど現実にはあり得ません。</p> <p>ところが、更新制によって免許状が剥奪されるとその時点で教員としての資格を失うのです。処分もなしに職を追われることは公務員制度としてあってはならないことです。一般行政職は終身雇用を原則とするが、教員は10年満期の更新制ということになれば、10年の任期付き雇用と同じになります。そうなると、教員を志望するより一般行政職の方が安定していると、教員志望が減少するのではないのでしょうか。</p> <p>教員免許更新が「教員としての資質」を基準に評価されることになれば、評価する側の立場に立って教育を行うことになります。「要援助生徒がクラスにいては、いつ学級崩壊するかわからない。だから、そんなクラスは持ちたくない」「クラスからいじめが出たら、評価が下がるので隠し通そう」「野外学習で子どもたちを活動させてケガをすると困るのでやめよう」など、今まで、日本の教員が頑張ってきた教育水準がますます低下してしまうことになります。子どもの利益より自分の利益を考えないと失職してしまうのでむしろ不適格教員が隠れてしまいます。</p> <p>自分の更新が最優先され、若手の育成などもほったらかしになってしまいます。教員同士の学び合いより、学校全体の教育の質が向上することはなくなるので学校はもっと荒れてしまいかねません。また、免許更新の客観的基準がなければ、恣意的に運用されてしまう恐れが強く不当な取り上げとして裁判になることも出てくるでしょう。</p> <p>以上の観点から、教員免許の更新制に反対します</p>			
192	<p>改正の方向、免許更新制には反対である。以下、その理由。</p> <p>1. 10年の期間を決めることは、教職の魅力をしぼるもので、かえって、「優秀な教員」を確保することにはならない。もし、私が学生だったら、現在の教師バッシングと10年限定の免許なら、教員になることをためらうだろう。中教審委員のみなさんも、教員の立場になって考えてみたら分かるだろう。</p> <p>時間外勤務は毎日2時間を超え、休みにも出勤し、手当も出ない。そして、教育への要求は増えるばかり。子どもの指導は困難になるばかり。親などからのクレームは増えるばかり。給料、ボーナス、退職金は減らされるばかり…。</p> <p>中教審委員のみなさんに聞きたい。この教員免許の更新制を始め、一連の「教育改革」が完成したなかで、もし、あなたにお子さんがいたとして、あなたは、お子さんに教員をすすめますか？もし、あなたが学生だったら、教職に魅力を感じますか。今の現状でさえ、教職希望者が減少している現実がある。</p> <p>2. 文科省の教職員の勤務実態調査の結果に見るように、学校現場は超多忙である。「資質向上」を言う前に、勤務時間内に明日の授業の教材研究と授業準備の時間、今日の授業の評価反省の時間を確保する手だてを考えるべきである。それなくして、「資質向上」はありえない。どんなに優れた資質と能力を持っている人でも、教材研究や準備がなくては、いい授業はできない。教材研究の時間、授業準備の時間、授業評価の時間、そして、そのための予算。それなくして、講習を受けても意味はないし、「指導力不足」判定も、不正確で、教員の可能性をつぶしてしまう。いま、学校に必要なものは、人とお金と時間である。免許の問題ではない。</p> <p>3. 教員の仕事は、経験によって、力をつけていく。講習によって、どう能力を判断するというのか。30時間の講習を具体的にはいつ、どのようにして受けるというのか。学校から離れての研修は、今でもあふれている。10年研修も法制化されたばかりではないか。100万人も免許取得者がいるというのにどうやって30時間講習を受けさせ、判定をするというのか。全く、机上の空論、学校現場を知らない人々の戯言としか私には思えない。</p>	50 男		小学校教員

193	<p>【意見】 教育職員免許法等の改正について意見を述べさせていただきます。 現在、私たち教職員には法定研修以外にも都道府県や市町村ごとに様々な研修制度が設けられ、また、文科省・県・市町村が指定する研究指定もあり、これらが実施されることで教職員の超勤・多忙化がますます加速しています。なによりも研修会、会議の連続で実際に子ども達とふれあう時間がとれなくなってきていることが大きな問題です。私が中学校教員になりたての頃は、もっともと学級あるいはクラブの子ども達と接する時間がたくさんあったと感じます。 教員免許更新制が実施となれば、新たな研修制度が設けられ、ますます教員が子どもとふれあう時間が奪われてしまうのではないのでしょうか。同時に、本来子ども達に向けられるべき労力もそがれてしまうと考えてしまいます。教師は現場で子ども達と接し、ともに学びあいながら成長していくものだと私は教えられてきました。今、向かい合っている子ども達に自分は何をすべきか。一緒にどう高めあっていくのか、そんな情熱と行動が教師には必要です。いつも前を見て、時には寄り添いながら夢を語れるような、そんな教師も必要です。10年経過したら(なぜ10年なのか全く理解できませんが)、「今年は免許更新が控えているから、……」と考えてしまう教師にはなりたくないですし、自分の子どもにはそのような教師に受け持ってもらいたくはありません。 今の学校は本当に忙しいです。ゆえに子どもとじっくり向き合い時間が少ないのです。多様な子ども達・多様な考え方の親たちが増え、その対応などでストレスを抱え込んでいる教師も多いです。もっと現場の生の声を聞いてください。教育を政治の道具にしないでいただきたい。日本の教育にメスを入れたいのなら、このような形で教師を縛る法改正ではなく、じっくりと子ども達と向き合う時間を与えていただきたいのが本音です。</p>	46	男	中学校教諭
194	<p>意見:免許更新制についてですが、基本的に現状のままでも不適合教員は排除可能であると考えます。免許授与者である各都道府県教育委員会が、不適合教員であるかの判別を吟味して研修などを受講させていると思いますが、このままでも何ら不都合な点などないと思います。教育再生会議や中央教育審議会で、免許更新制が謳われていますが、学校現場で活躍している教員の現状を理解している者が再生会議や審議会の委員にどれほど存在しているか大変疑問に思います。もう少し、現職の教職員を信頼してみたいはいかがでしょうか？管理・厳罰化の色を強めるだけでは、現場は現状以上に混乱してしまうと思います。教育を科学的に評価できる者が少ない再生会議や審議会のメンバーで、国家百年の大計である教育について審議するのは大変危険に思えてなりません。教育政策は非常に重要なことは明白ですが、単に政治の道具として用いられてしまうことに危険性を感じざるをえません。教育に関心のある多くの国民、教育学者、現場で活躍している教育職員の意見を聞き入れて十分に吟味すべき問題であると思われま。免許法改正のみならず、関連法案三法案改正は十分な議論がなされないまま、成立させてしまうのはあまりにも早急すぎます。国民と十分議論するといっても、タウンミーティングのような二の舞になることだけは避けてもらいたいです。見せ掛けだけの都合の良い法案通過を目的とする政治は、後世の子どもたちに不幸をもたらすだけであると思います。国民、未来ある子どもたち、その未来ある子どもたちの教育を真摯に担う学校教育職員のことを本当に考えてください。現状での不備は個人的に考えられません。更新性の導入よりも、社会構造の歪みから起因する家庭教育・社会教育・学校教育の破綻があると思いますので、社会構造全体の改革の方が早急に行われるべきであると思います。</p>	26	男	大学院生
195	<p>現在論議がすすめられている教職員免許法については、現在学校現場での超勤などの問題など多忙な現場の実態が問題となっている。免許の更新制が導入されることで、さらにこれ拍車がかかることがあってはならない。現在教職員は様々な場面で研修も受け、さらには教職員同士での研修も行っており必要はない。</p>	41	男	小学校教諭

196	<p>※ 教員免許の更新制導入には反対である。理由は次の通りである。1 各教員に著しい経済的・物理的負担をかけることになり、平素の教育活動に多大な影響を及ぼす。(学校現場は長期休業中も多忙を極める。)</p> <p>2 教員の新人確保が難しくなる。10年ごとに更新しなければ失職してしまうような不安定な職では、教員へのインセンティブを著しく損ねることになる。</p> <p>3 教員免許を要しない管理職の導入、特別免許状の「活用」を一方で推進しつつ、免許制の事実上の強化である更新制導入は矛盾している。</p> <p>4 「校長や教頭など勤務実績を考慮して「必要性がない」と判断された場合は、講習の必要がない」方向で検討されており、そもそも導入意図すら疑われ、運用が客観的でなく恣意的になされるおそれがあり、教員免許の法律主義に反する疑いがある。</p> <p>5 検討されているところによると、複数の免許を持つものが一の免許について更新されれば他の免許も更新されるといふが、更新制の主旨からすると矛盾している。更新制があるとして、例えば中学免許が更新されるとされれば、幼稚園免許も更新されるような「更新制」の意義は何なのか。</p> <p>6 多大な事務的・経済的負担を生じさせる。したがって免許事務の為だけに「教員免許センター」のような組織を要することになろうし、それは批判のある「天下りポスト」を増やすことになろう。</p> <p>7 「教育再生会議」で期待されているような「問題教員の排除」は更新制によってはできない。仮に「できる」としてそれを次の更新まで待つ、というのは尚おかし。</p> <p>※ 建設的提言 専修免許取得を奨励しその為の条件整備をすすめ、専修免許所持者を正當に評価する。(これまで何らなされてこなかった。)これにより自発的な研修を促し、教育に対する意欲を高めることが期待できる。専修免許は校種・教科ごとだけでなく、教育史、教育心理、教育社会学、特別活動、生涯学習、進路指導、生活指導、学校保健、学校経営、カリキュラム開発、学校図書館教育、カウンセリング、教育臨床、学校法務などの領域に対しても授与するものとする。そして免許制度上、運営上の次のような施策を行う。</p> <p>1 専修免許の所有者に対して賃金面で優遇する。</p> <p>2 「〇〇(教科名)教育」領域の専修免許を取得しその教科の教育に(例えば)3年携わったら特別な待遇を行う。例えば、同時に検討されているような「指導教諭」になるものとする。ただし、教員としての経験年数が15年あること、というような基本的条件はあっていいと思う。</p> <p>このような、教職経験者を手厚く待遇する施策により、教育現場において「指導教諭」らが尊敬の対象となり、若手教員が手本となり、現場の教員の誇り・矜持を高め、教育活動に活力を生み出す契機となると考える。</p>	42	男	教員
197	<p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもととする必要がある。</p>	48	男	教員
198	<p>・ 文科省は教育職員免許法等の改正を通して「教員免許更新制の導入」及び「指導力不足教員の人事管理の厳格化」を考えているようですが、「教員免許更新制の導入」については次の点で一考の余地があるように思います。</p> <p>現在、法定研修として初任者研修、経験者5年研修、経験者10年研修がありますが、それ以後の者の研修については今は何も定めがありません。そこで、教員免許更新制はその後の20年、30年の経験者への研修の義務付けを考えたものだと思いますが、教職20年～30年の経験者は、多くの場合、学校現場においては中心的存在であり、30時間もの講習を受けなければならないことは、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題になっている学校現場で重責を担う教職20年～30年の教員にさらなる負担を強いるものになるのではないかと。</p> <p>また、教員免許更新制導入の真の目的が不適格教員の排除にあるのであれば、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されており、教員免許更新制の導入は、超勤・多忙・ストレスなどの問題を抱えながら学校現場で懸命に働く多くの教職員を巻き添えにする以外の何ものでもないのではないかと。</p>	50	男	小学校教員

199	<p>私たち教職員は、教職員どうしの学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちや保護者・地域とのつながりなど、学校現場での資質向上が何より大切だと思います。</p> <p>免許更新制について、制度設計・内容を多くの国民の明らかにした上で、国民的な議論を十分行い、国民合意のもと進める必要があると思います。</p> <p>免許の更新制が教師の資質向上につながらないとは言いませんが、何事も学んだことをじっくり生かし、検証し修正を繰り返してこそ技術を向上させることが可能です。それらを生かすための労働時間や労働内容をはじめとする勤務状態の改善や条件を整備することが何よりも先決だと考えます。教育という営みの資質向上には技術とそれらを可能にする心や情熱が必要です。教師は今、心も体も疲れ果てています。</p>	41	男	教師
200	<p>教員免許更新制の導入に反対する。</p> <p>理由 大学等での講義主体の講習で教員の資質向上が図られるとは考えられない。日常的な自主的研修の機会を保障することこそが必要である。</p>	53	男	教員
201	<p>「教員免許更新制」については「10年経験者研修」導入時に十分議論され、その結果として「10年経験者研修」が整備されました。</p> <p>なぜ、このときと同じ議論を行い、その結果「教員免許更新制」につながるのかわかりません。文科省は「教員免許更新制」議論に対して行政の責任として対応すべきではないでしょうか。また、なぜ「教員免許更新制」なのか説明責任を果たすべきです。伊吹大臣が「皆さんにしっかりと受け止めてもらいたいのは、いじめ等の事件は特異だから報道されますが、実はそういうものがほとんど表に出ないように未然に防いだり、しっかり子どもを教えてくれる何万倍の立派な教員がいるという事実です。」とおっしゃっています。多くの教職員が努力をしている中で、その上さらに講習を課すことは、子どもたち一人ひとりを大切にす教育の方向からずれるのではないのでしょうか。</p> <p>現在、多種多様な研修が法定研修以外に各都道府県、市町村ごとに行われています。コンビニ学校と呼ばれるほど、研修や生徒指導で夜中まで勤務している学校もあります。教職員の病気休職者が増加している中、この動きはさらに教職員を苦しめるだけではなく、新たに「教職をめざそう」という若い人たちを教育から遠ざけることにつながるのではないのでしょうか。今、景気も回復し、教育学部の学生ですら教員採用試験を受けないという現象が起きていると聞きました。ただでさえ、学校現場ではさまざまな問題があることを大学生もわかっています。それに加えて、教職員賃金が削減されようとしています。そんな中で、どれだけの若い人が教職員の道を考えるのか論を待たないと思います。</p> <p>講習に時間を費やされることで、子どもたちと向き合う時間が削減されるような制度ではなく、今日職員同士の学びあい、自主的な研修、子どもや保護者、地域と一体となって学校現場での資質向上をめざすべきではないのでしょうか。</p>	33	男	中学校教員
202	<p>現在の教職員に対しては、すでに法定研修以外にも都道府県や市区町村ごとに様々な研修が実施されています。また、教職員の適格性を見るための制度も、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などが既に整備されており、これらを活用すれば充分成果は挙げられると考えます。法律や制度を何重にも重ねることは、費用対効果の点からもあまり意味があるとは思えません。</p> <p>また、これ以上研修を増やすことは、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすだけです。重い研修や講習を課せられ、報告作成に追われた教職員は、本来の児童・生徒に向けられるべき時間や労力をそちらに向けることになり、まじめに取り組もうとしている教職員をますます追い詰めるだけとなるでしょう。そのような状況は、結局のところ、児童・生徒または保護者に対してよい結果を生むとは思えません。</p> <p>教職員の資質の向上については、教職員同士の学びあいや児童・生徒との教育活動、あるいは地域・保護者とのつながりなど、学校現場での人間同士のふれあいや葛藤を通じての視点がより重要だと考えます。</p> <p>「規制緩和」の掛け声の下、競争原理が過度にすすめられた結果、この国は「格差社会」と呼ばれるようになってしまいました。強いものと弱いもの、富めるものと貧しきものが互いに助け合い、補い合ってきた「美しい国日本」はどこへ行ってしまったのでしょうか。</p> <p>能力のある人材を求めはするが時間をかけて育てようとせず、高額な謝礼でその能力だけを切り売りさせ、短期間で成果を上げないものは容赦なく切り捨てる。その結果、老舗といわれた一流企業で命に関わるような様々な不祥事が起きていることも周知の事実です。教育の世界まで、同様な状況に追い込むことはできません。</p> <p>教員免許更新制については、地域・保護者・学校、そして国家の役割分担と協同の視点から教育再生を考え、様々な主義主張を自由に闘わせる中で、制度設計や内容を国民に対して明らかにし、進めていく必要があると考えます。</p>	44	男	教員

203	<p>意見：今、学校現場では様々な業務があります。現場の多忙感はほぼ全員の教師が持っています。特に上から降りてくるいわゆる「追加教育」というものは際限がないようです。さらに、生徒や保護者、地域の声を集め、教育内容の方向性を決めていくことはたいへん重要です。私たちは日々、これらの事を常に意識しながら教育活動を進めています。また、それと共に、教育のプロとしての自覚をもって、世の中の流れを知る上での研修は毎日、いろいろな形で進めています。そのための時間で、朝晩、休日の境もなく教育活動、研修活動を行っているのが現状です。その上でこのような、免許更新制の導入というのはいかがなものでしょうか。それならば、もっと、別の意味での教育条件を整備することが先決ではないでしょうか。すべての教師が教育のプロとしての自覚を持っていないというのでしょうか。研修を強化すると言うことは逆に生徒や保護者、地域に根ざした教育を否定することではないでしょうか。このような法案に関しては再考をお願いしたいと思います。</p>	46	男	中学校教師
204	<p>教員免許に10年間の有効期間を定めるということに対して、ますます教育現場は、多忙化し、教職員はストレスがたまり、今以上に健康が害されていくであろうことに大きな不安があります。免許更新のために30時間程度の講習を受けなければならないことになると、学校現場は大変です。子どもたちと関わる時間がそれだけ少なくなり、教職員の資質の向上は、教職員同士の学びあいや子どもたちとの教育活動においてだと考えます。教育現場の実情をしっかりと見極め、今、何を大切にしなければならないのか、多方面から論議を十分に行い、国民合意のもとに進められるよう、強く要望します。</p>	49	女	教職員
205	<p>教員免許を10年で更新するというのですが、問題のある教員への対応は今ある法律で十分対応できます。免許法更新制度で政府の指示通りに動かない教員を排除しようとしているのだと思います。それでは、教員は萎縮し、教育の質が落ちることは目に見えています。</p>	50	女	教師
206	<p>教育職員免許法改正案についての意見を述べさせていただきます。教育職員免許法の改正案の中で、有効期間の更新がなされなかった免許状は、その効力を失うことといったことがうたわれていますが、はたしてそれが、今後の教育にとってプラスになるのでしょうか。運転免許証にしても、つい更新を忘れてしまっていて・・・という話はよく聞きます。運転免許証失効ならまだ他人に迷惑をかけることもありませんが、教育現場において、免許状を失効し、そこでかわりの教員がやってきても継続した一貫した教育が子どもたちに対してできるはずがありません。この法が成立すれば、子どもたちに被害が及ぶ可能性があり、この法がとても有益であるとは思えません。教育職員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民の合意のもとに進めていただきますようお願いいたします。</p>	32	男	地方公務員
	<p>教職員免許法の更新制に次の理由で反対する。</p> <p>1. 教員免許の更新は文部相時代の教員養成審議会、2002年の中教審答申「今後の教員免許制度の在り方について」でも導入に否定的であった。2006年度中教審答申は「その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新(リニューアル)を行うことが必要である」と教員免許更新制の導入を求めたが、2002年度答申の否定的意見に具体的な答を出していない。2002年度答申の指摘は現在でも有効であると考え。2002年答申が導入に否定的であった大きな理由は以下の点である。</p> <p>①教員免許状は授与の際に教員の適格性を判断して授与をしていない。大学において教科、教職等に関する科目について所要単位を修得した者に対して授与されている。免許状授与の際に人物等教員としての適格性を全体として判断していないことから、更新時に教員としての適格性を判断するという仕組みは制度上取ることはできない。</p> <p>免許更新制を可能とするためには、免許授与時に適格性を判断する仕組みを導入するよう免許制度自体を抜本的に改正することが前提となる。</p> <p>②しかし、運転免許における視力検査等のように、身体能力を資格授与時に適格性の判断のメルクマールとしている例はあるが、教員免許状の授与に当たって、教員としての適格性を客観的に判断できるようなメルクマールがあるのかという難しい課題がある。</p> <p>③一般的な任期制を導入していない公務員制度全般との調整の必要性等の制度上、実効上の問題がある。</p> <p>④教員の専門性向上のための免許更新制となり得ない。なぜなら、免許更新制度は一定の資質能力を公に証明するという機能を持つため、人によって研修内容に差異を設けることにも一定の限界がある。したがって、個々の専門性を伸ばす更新制度になることは難しい。</p>			

207	<p>⑤主要先進諸国の中で教員資格、免許の更新制が導入されているのは、アメリカ合衆国のみである。その仕組みについては各州により異なっている。我が国におけるアメリカ型の更新制の適用可能性については、それぞれの観点から分析することが必要である。また、開放制の教員養成制度を採用している我が国において、更新制が開放制に及ぼす影響といった課題もある。</p> <p>⑥主な資格においても有効期限を付しているものは存在しないことを考えれば、教員にのみ有効期限を付すことは慎重な対応を要する。</p> <p>2. 免許状更新講習が30時間程度となっているが、すでに広島県内の学校では10年目研修が実施され、年間20日(160時間)の校外での講習、校内での研修(20日)が義務づけられている。10年研と更新制度との2重の研修となる。10年研では研修のため、教員が学校からいなくなるため、その教員の穴埋めが大きな課題となっている。そのため、この研修制度に反対する校長の声もある。</p> <p>3. 教員には採用時に初任者研修も行われている。これは年間30日(240時間)の教育センター等での研修、年間160時間以上の校内研修が課せられている。また、2年目研修、3年目研修、6年目研修と立て続けに研修が行われている。すでに、このように研修制度が確立している中でこのような研修制度の導入に意味が見いだせない。</p> <p>4. 教員は教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなどの中から育つ。免許更新制度は大学での講習となっているが、すでに自己研鑽の研修は個々の教職員で行っている。免許更新制度の研修はすでに研修したことの繰り返しとなる可能性がある。更新制度の導入は費用の面でも効果の面でも大きな疑問がある。</p> <p>5. 教員は教特法により条件付き採用期間が1年間となっている。一般の公務員は6ヶ月である。また、分限制度、指導力不足教員制度(大きな課題があり、指導力不足の定義を明確にするなどの検討が必要であるが)も実施されている。このように、教職員の適格性を判断する制度はすでに用意されている。さらに重ねて免許更新制度を導入する必要はない。</p> <p>6. 校長・教頭等が更新から免除されることに反対である。特に管理職は教育に対する専門的知識が要求される。専門的知識を個々の努力にまかせるのであれば、教員の更新制度も認められないし、「その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新(リニューアル)を行うことが必要である」のであれば、いちばん学校教育に責任を負うべき管理職にこそ免許更新が求められなければならない。</p>	55	男	教職員
208	<p>改正について反対します。</p> <p>① 教育職員の不適応、不祥事等の対応については、現行の法等で対応できるものと考えます。</p> <p>② 改めて「免許更新制」を導入することは、教職員へいたずらに不安感を与えるものです。一定の間隔で「更新」する必要性が十分説明されていません。教員への「圧力」としかとらえられません。</p> <p>③ 教育は、子どもや保護者に直接責任を負って行うべきものです。国や行政は、子どもや保護者の声が学校や教員に届きやすいような条件整備を行うことに力を入れるべきです。</p> <p>④ 教員は日々子ども(保護者)との関わりや教育実践、研修を通して学び成長していくものです。一定の間隔を区切って「更新」するようなものではありません。 以上</p>			
209	<p>「教育職員免許法」について 条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、問題があると考えられます。</p> <p>教員の質については、教職員同士の学び合いや自主的な研修・研究、そして子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。</p>		男	
210	<p>現在、子どもたちの生活は多様であり、様々な問題を抱えています。その問題の責任として「指導力不足教員」を強く掲げてみえますが、教員一人ひとりの指導力不足ではなく、人数不足と考えていただきたい。教育再生会議では、頻発している様々な問題をお金を使わずに、解決しようとしているとしか考えられません。</p> <p>教育や医学の専門家、保護者などの第三者からの意見を聞いて任命権者が判断すると書かれていますが、その第三者の意見の信用性はどの程度なのか。保護者の教員批判につながらないのか。など問題点は様々です。</p> <p>もう少し、現場の声に耳を傾けていただきたいです。</p>	45	女	小学校教諭

211	<p>意見 現在、学校の教育現場は、多忙を極める状態と聞いております。休憩時間も満足に取れない中、超過勤務は日常のごとくとなっています。そして、それらの時間を費やしなが、年々複雑化する子どもへの対応、また価値観が多様化する中で様々な保護者の要望に答えながら、身を粉にしながら毎日を送っていると聞きます。そのような中、体調不良をきたしたりまた、精神的な面でも疲労している教職員が多数いると聞きます。一方、法定外研修にも都道府県、市町村ごとに様々な研修が実施されており、多くの教職員は自分の教職としての力量を高めるため、これらの研修にも参加していると聞きます。</p> <p>このような中、「教育職員免許法」改定により、新たな研修制度がさらに増えるとなると、今以上に教職員の超過勤務、多忙化に拍車がかかるものと懸念されます。教職員が研修を積んで自分の力量を高めることは、もちろん大切なことだと感じます。しかし、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられすぎてしまうことも心配しています。様々な教育課題が山積する教育現場が、より子どもたちが生き生きと過ごせる学校にしていくためには、現場の教育環境を充実させることこそが大切にされることではないでしょうか。</p> <p>これだけ価値観が多様化し、年々複雑化する子どもを取り巻く様々な課題を解決していくためには、1学級40人という制度では、限界に来ていると感じます。県単位で学級の人数は調整できると聞きますが、県の財政も厳しく思うように充実できないと聞きます。やはり、国からの財政的な支援がなければ難しいのではないかと感じます。また、教員免許更新制については、具体的な内容を明らかにしたうえで、国民的な議論を十分に起こす必要があるのではないかと感じます。政治主導としてこれらのとりくみがなされている印象をうけますが、国民の意見があまり感じられないのも心配しています。</p>	73	男	無職
212	<p>教育職員免許法等の改正の方向についての意見</p> <p>・現職教員の立場としての意見です。確かに問題となる教員もいるかもしれませんが、多くの方はまじめに教育に取り組み、子どもたちや保護者たちと信頼関係を築いて実践されています。現在の制度のままで、指導力向上の機会や適格性を確保する手だてはあるので、教員免許更新制の導入は問題があると考えます。教育や学校の問題を教員個人の資質のみに限定しかねないし、一部の人のために不都合な教員を排除するためのシステムになりかねないと危惧します。いわゆる恣意的な運用です。また、教員の研修は現場の中でお互いに切磋琢磨しながら、お互いの資質を高めていくべきであり、免許更新により資質を図ったり高めたりができるとは到底思えません。さらに言えば、多忙な教員をさらに苦しめるだけです。この制度の再考を強く求めます。</p>	50	男	教員
213	<p>教育職員免許法等の改正の方向について意見を述べます。</p> <p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかかなように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。</p> <p>そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減の費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります。国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>		男	教員
214	<p>他職種の免許との扱いの整合性について</p> <p>医師免許 歯科医師免許、看護婦免許等、免許のいる職種は他にもありますが、なぜ教職員の免許のみ改正になるのでしょうか？専門的な知識や技術の向上はどの職種にも必要であり、日々の職務の中や研修の場で知識面、技能面向上に努めているはずで、教職員も同様に職場の同僚たちとともに子どもたちに向き合い日々研鑽している状況です。教職員の勤務実態調査でも把握されたとおり、大変な超過勤務の中でも休日を使って学習している人も数多くいます。けっして教職員がその能力向上のための努力を惜しんでいるものではありません。むしろその逆で、お金と時間をかけて努力をしているのです。そのような中でもなぜ「教職員のみ」免許の更新が導入されるのでしょうか？他の職種の免許は更新をしないにもかかわらず、教育職員のみ更新する納得のいく理由を明確にし、もっと論議をした上で結論を出していただきたいと思ひます。</p>		女	

215	<p>5年目、10年目研修、教育研究所、主任会件研修会、長期休業中の研修講座、休日開かれる勉強会など、現在、行われている講習、研修には様々なものがある。それらのほとんどは、資料の提出や、研修後の原稿の提出などがあり、その作成のために、教材研究や児童と接する時間が削られてしまうのが現状である。研修や資料作成で理論構築することはもちろん大切なことであるとは考えているが、あまりにも行き過ぎた研修や講習はいかがなものかと思う。現在提案されている「教育職員免許法の改正」は、学校現場を無視したものであり、現場職員の負担増加、多忙化は目に見えている。私は、今、「子どもたちのために、いかにわかりやすく指導するか、ということにもっと時間を使いたい。」と考えている。また、これからの学校は、保護者との面談や教育相談、生徒指導に時間をかけることが、これまで以上に重要になってくると思う。現在行われている以上の講習、研修の実施は、これらにかかる時間を少なくするものであり、反対である。今後の教職員の研修のあり方は、「自主的な研修をいかに学校全体として、構築できるか」、「地域や保護者と共に考え、ひとつのチームとして取り組めるか」であると考えている。「教育職員免許法の改正」は、いたずらに、今国会での性急な成立を目指すのではなく、現場の教職員や保護者など、広く意見を集約し、話し合いを行い、すすめていく必要があると考える。</p>	32	男	教員
216	<p>免許に期限を設け、10年で更新するということに反対 理由)現在の職場の現状をみていると、仕事の能力や教育する能力よりも、管理職や都教委にとって都合の悪い意見を言う人間を切っていく方向にあるので、免許の更新制は、そうした手段に悪用されてしまうと思う。</p>	45	男	公務員
217	<p>当改正につきましては、現在法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教育職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになると考えます。また、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用効果の面からも問題があると考えます。 よって、「教員免許更新制」については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民の合意のもとすすめる必要性を痛切に感じます。 以上、よろしくご配慮のほどお願いいたします。</p>		男	
218	<p>2. 教員免許法「改正」の方向について 教員免許法を「改正」し、現職の教職員に画一的な研修を強要し、一人ひとりを評価し、免許の更新の可否を決めることには絶対反対です。国家が押し付けた「教育目標」に沿って権力で教師の身分を左右できるようにすれば、教育・学問の自由がなくなり、国策に沿った教育が行われるようになります。 このような教員免許法の「改正」には強く反対します。</p>	62	男	教員
219	<p>「免許改正にかかわる時間と費用の面から」 免許の改正は10年に一度30時間程度の研修の実施ということですが、どこでその30時間をとるのでしょうか。教職員の勤務時間実態調査からわかるとおり、現時点でも超過勤務を強いられています。ますます多忙になるのではないのでしょうか。またその研修を受けているとき子どもへの対応はどうするのでしょうか。学校に残っているものが対応をするとすると研修を受ける人、学校に残っている人、すべての人が今以上に忙しくなるのは目に見えています。そのしわ寄せはすべて子どもたちにいくのではないかと大変危惧しております。子どもたちの為になるはずがありません。 また対象となる教職員への研修を実施するための費用、更新したときの免許状の費用。全国で実施するのです。どのくらいの費用が必要だと考えていらっしゃいますか？その費用も提示した上で国民の意見を聴いてください。有識者のみでなく現場の声を聴いてください。</p>	36	女	養護教諭
220	<p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上が第一であると考えます。今、教員は多忙化でその余裕さえありません。多忙化が解消されれば、学校現場での資質向上が十分に図れると思います。</p>	42	男	小学校教員

221	<p>免許状更新の方法(講習会)について 意見1 現在、教員でない者が将来、教員となる希望のある場合、あるいは、退職後かなり期間がたってから、再度、教員となる場合、有効期間が10年であるとすれば、更新の講習を受けるために実質上、かなりの制限があると思われる。 (教員以外の仕事を抱えながらでは講習を受ける時間はとれない。) そこで、教員以外でない者には、有効期間を考慮(無期限有効と)する必要があるのではないか。 意見2 現職教員であっても、免許は1種類ではないことが多い。私も、小学校+中学校+高校(4教科)を持っている。このとき、講習を受けるとなると、30時間×6=180時間となるのではないかと危惧される。 そこで問題となるのは、講習を受ける際、クラス担任、部活動、校務分掌等を誰に任せるのが問題である。 非常勤講師等の配慮をしていただけるのか。いただけないとすると、他の先生の負担増となる可能性が高い。この点まで踏まえて、何らかの配慮をして欲しい。 意見3 現在でも、県教委から、初任者研修、5年次研修等の研修が課せられている。また、任意の研修も研修センター等で、実施されている。これらの研修(多少の内容を変えるにしても)を免許更新講習の代替とすることはできないであろうか。</p>	40	男	高校教員
222	<p>近年多様な問題を抱える子どもたちの指導に、各学校教員は日夜研修を深めながら全力を注いでいます。この度の免許法改正の方向は、この多忙極まる学校現場を踏まえて検討されたものとは到底考えられません。適格性を確保するためには「条件付採用制度」「分限制度」「指導力不足教員制度」等々、整備されているではありませんか。不適格教員の排除を目的とする「更新制」は費用・効果面でも問題があると考えます。私たち教員は、法定研修、地教委研修、仲間との学び合い、自主的な研修・研究、地域・保護者とのつながりの中で自らの資質向上に努めています。学校や子どもたちから離れては、決して、実のある効果的な研修ができるものではないと確信しています。教員免許更新制については、制度設計・内容を明確に示したうえで、国民的な論議を十分深め、国民合意のもとで進めて頂きたいと願っています。「教育は百年の大計である」ことは周知のとおりです。性急な制度改正には反対します。</p>		男	公立学校教員
223	<p>中教審(初等中等教育分科会・教育制度分科会の合同会議)において集中審議が行われている「教育関連三法案」のうち、教育職員免許法等の改正の方向についての意見を申し上げます。現在、学校では法定研修以外にも県や市毎に様々な研修が行われています。また近年、子どものいじめ問題をはじめとする様々な生徒指導上の問題も増え、職員会議や職員研修などを繰り返し行いながら問題解決に向け取り組んでいます。この上、教育職員免許法を今改めていくことは教職員の超勤・多忙化の実態に拍車をかけることになり、逆効果になると考えられます。ただでさえ研修に追われ、子どもとじっくり関わる時間が減ってきているにもかかわらず、教員が学校現場を離れて講習する回数が増えれば、更に子どもたちの実態が見えにくくなってしまふことは明白です。また、条件付採用制度や分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、予算を組んで取り組むほどの効果は得られないと思います。これまでの制度運用の仕方を工夫することで十分対応できるのではないのでしょうか。教員の質については、教職員同士の学び合いや、自主的な研修・研究、子どもたちとの具体的な教育活動や地域・保護者との連携活動を通して深まってくるのだと思います。「教員免許更新制」については、もう少し制度設計・内容を明らかにした上で国民的論議を十分行い、国民合意のもとに進める必要があると思います。決して結論を急ぐことのないように、私たちの意見を反映した審議が行われることを願います。</p>	46	男	教育公務員
224	<p>教職員それぞれについての評価を国家がその教育目標にそって押し付けるとき、教育の自主性と自由がなくなります。国策に沿った教育に寄って戦争への道を歩んだ歴史を再認識して、教職員免許法改正の方向について強く反対致します。</p>			子どもと教育ネット
225	<p>断固「反対」です。 教師になりたがる人がいなくなりますよ。</p>	22	女	大学生
226	<p>教育職員免許法の改正について、懸念していることがあります。本来採用する側の問題のように感じられる問題が、教職員の個人的な問題にすり替えられています。子ども達との時間を確保していれば問題がなかったと思われる問題も、教師の指導力不足のせいにして、採用した側が、現場の様子を理解していないことから起きていることが多くあります。そこで、研修をさせることとなるようですが、本来少しの時間でも子ども達と一緒にいる時間を多くしてもらいたいと思っているにもかかわらず、さらに研修する時間などをもうけて、教師を忙しくするのは許されないことです。今の様々ないじめを含めた問題は、教師が子どもと向き合う時間が、多忙化のせいではなくてきていることが大きいです。したがってもっと現場の教師の状況をしっかり把握し、意見を入れていけるシステムを作った上で議論していただきたい。</p>	44	男	教師

227	<p>教職員の超勤、多忙化、ストレス等学校現場の状況を考えると、さらなる研修を増やすことには反対である。また、更新のための講習を受けることが、どれだけの力量をあげることにつながるのか甚だ疑問である。学校現場の現状をしっかりとみてもらえれば、学校現場を離れることがどれだけ子どもや教職員に負担をもたらすことになるかは明らかである！</p>	37	女	教育公務員
228	<p>1、指導力不足とはどういう教師をさすか明確でない。 2、教育の活動は、毎年児童生徒の条件が変わり、うまくいくときと失敗するときもある。子どもは生きた人間だから一律には行かない。そのことが分かっているのかどうか。 3、10年で更新するというが、教師に不安をもたらす不安定な身分にするだけで何の利得も無い。しかも、管理職は除くと言うのは、本末転倒で、管理職の中に不適格者がいるのを見過ごしているし、10年更新するなら皆平等にすべきだ。</p>	70	男	
229	<p>医師免許 歯科医師免許、看護婦免許等、免許のいる職種は他にもありますが、なぜ教職員の免許のみ改正になるのでしょうか？専門的な知識や技術の向上はどの職種にも必要であり、日々の職務の中や研修の場で知識面、技能面向上に努めているはずで、教職員も同様に職場の同僚たちとともに子どもたちに向き合い日々研鑽している状況です。教職員の勤務実態調査でも把握されたとおり、大変な超過勤務の中でも休日を使って学習している人も数多くいます。決して教職員がその能力向上のための努力を惜しんでいるものではありません。むしろその逆で、お金と時間をかけて努力をしているのです。そのような中でもなぜ「教職員のみ」免許の更新が導入されるのでしょうか？他の職種の免許は更新をしないにもかかわらず、教育職員のみ更新する納得のいく理由を明確にし、もっと論議をした上で結論を出していただきたいと思います。</p>	36	女	養護教諭
230	<p>教員免許に年限をつけ、更新時の受講を義務付けるとの案ではありますが、現場の教職員は、授業・生活指導やクラブ指導、また進路指導と日夜生徒と向き合って過重労働といっても過言ではない状況にあります。そのような中、直近の2年間に30時間の講習を「大学」で受けることは、現実的ではありません。まずは生徒にしわ寄せが行き、教育そのものが空白になります。日々、私たちは授業実践の研修や、指導法の研修など自主的に行い、変化する社会や子どもたちに対応できるよう努力をしています。 そのような実情を考慮することなく、一律の受講押し付けは、教育を良くしていくどころかますます教員の多忙化を招き、残された生徒たちに混乱を与えるものです。 指導力に問題のある場合は、それなりの方策もとられています。指導力向上には現場での日々の研修の時間と機会こそが必要であり、不透明な更新制には反対です。</p>	57	女	教員
231	<p>○教育職員免許法については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面から問題があると考えます。多忙な教育現場に30時間もの講習を時間を費やすことは児童生徒への影響も大きく不適切だと考えます。</p>	40	男	教員
232	<p>教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、教職員の負担がさらに大きくなります。現在も様々な研修が実施されていますが、やはり教員の資質は、目の前にいる子どもたちとの教育活動等で向上するものだと思います。今後は、十分国民的論議を行った上で進めてほしいと思います。</p>	30	女	公務員
233	<p>教員免許更新制の導入は、優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するためとされています。しかし、教員の資質を向上させるのは、現場での教職員同士の学び合い、自主的な研修や研究、目の前の子どもたちとの教育活動、地域・保護者とのつながりなど、教育現場だと思います。教員免許更新制は、教員がその大切な教育現場を離れてしまうことになり、本来子供に向けられるべき時間や労力が講習に向けられることになってしまいます。教員の適格性を確保するための制度はすでに整備されています。不適格教員排除という考え方で行われるこのような制度は、費用の面からも優秀な教員確保という面からも不適切な方法であると思います。優秀な教員を確保し、資質を向上させるために果たしてこの制度がふさわしいのか、国民的な議論を十分におこなって、国民的合意のもとで進めるべきだと思います。</p>	54	女	教員

234	<p>現在、検討が進められている「教員免許法の更新制」の動きについて、大きな疑問を感じているものであります。教育基本法と同じように「今、なぜ教員免許を更新制にしなければならないのか」ということについて理解できません。</p> <p>今、教員の質的向上という表現で、あたかも教員の質が低下したような言われ方をしますが、果たしてそうなのでしょうか？教員の質は決して低下していないと思います。現在、現場職員は、様々な研修に加えて慢性化している超過勤務、これについては実態調査の結果からも明らかではありませんか。家に持ち帰らなければならないほどの仕事量であるという実態を認識されているのでしょうか？そういう多忙化の中、ストレスが原因で療養に入ったり早期退職を余儀なくされた職員も多数いる現実を理解されているのでしょうか？</p> <p>そんな中にあっても、我々現場の人間は、子どもたちの未来のために地域の教育の向上発展のために、自主的研究はもちろんのこと、地域・保護者との関係づくりに走り回っているのです。</p> <p>今回、進めている「教員免許更新制」への動きは、現場に新たな研修を課し、教員と子どもたちとの関係を切り離すことにつながりかねません。今、現場でもっとも大切なのは、教員と子どもたちがどれだけ共有する時間を増やせるかということです。子どもに寄り添える時間をどれだけ確保できるか、このことこそが大切なのであります。</p> <p>どうか現場の実情を正しく認識され、日本の未来のために正しい判断をされますようお願いいたします。</p>	51	男	小学校教諭
235	<p>教育職員免許法の改正に反対します。</p> <p>理由</p> <p>現在愛知県では経年研修が、初任者・5年経過・10年経過と実施されており大変多忙な中でこれらの研修に参加しています。私の職場でも10年経過の研修に参加した教員がおりますが、担任業務をこなし、部活動の指導、補習など多忙な中で研修に参加し、土日も夏休みも休んだり、自主的な教材研究をする時間がほとんど取れませんでした。このような多忙な中で10年ごとに30時間もの講習を受ける時間が取れるのだろうかと不安になります。</p> <p>また、教員の1ヶ月あたりの超過勤務時間は80時間を超えたとの文科省の調査結果が出ています。教員の資質向上は、生徒と向き合い、仲間の教員と助け合ってこそ実現すると思います。今のような多忙な日常では、生徒一人一人と話をしたり、教員同士で助け合うと云うことがほとんど不可能です。ここに教員免許の更新が導入されれば、講習に忙しくそのような時間は更にもたなくなり、結果、教員の資質は向上するどころか低下するおそれがあると思います。教員の資質を向上させるのであれば、一クラスの人数を他の先進国並みの30人以下にし、ゆとりを持って教育に当たれる環境を保障することの方が重要であると思います。是非検討をし直してください。このままでは教員の希望者がどんどん減ってしまうと思います。</p>	47	女	高校教諭
236	<p>私は高校現場におりますが、1年間のなかで様々な研修が行われています。現場をはなれて行われる研修に参加する際には、その日の授業を別の日に振り替えなければなりません。そのため、1日6時間連続の授業を2日間続けて行うなどして研修にのぞんでいます。授業準備は放課後や家に持ち帰っての仕事になり、担任をしていて現場をはなれることとともに、本来子どもに向けるべき時間や労力がそがれ、忸怩たる思いをしております。そのような現状にあるなかで、貴審議会の方向がなされれば超勤、多忙化のなかでストレスをかかえ、教育活動を円滑に行うことに自信がもてません。加えてそのような状況になれば、「不適格教員」として排除されるのでしょうか。それは、私のせいなのでしょうか。</p> <p>教員の質は、子どもとのかかわりや地域や保護者とつながり、自主的な研究や研修をとおして、教職員どおしが学びあうことで、その力量を高めていくのではないのでしょうか。</p> <p>私は現場の教職員、さらには生徒たちに混乱や不安を起こす、今般の教育職員免許法等の改正の方向については、強く反対の意を表します。</p>	46	男	教員

237	<p>・意見タイトル 「教員免許状を有する教員ではない者に対する扱いについて」</p> <p>・意見の詳細 教員免許状を取得したが教員にはならなかった者(いわゆる「ペーパー教員」)の免許については、取得後10年を超えた時点で「免許凍結」とし、その後、仮にその者が教職あるいは教員免許を要する職に就くことになった場合には、就く前に更新講習と同じ講習を1回受けることで、凍結を解除し効力が復活する制度とすることを提案する。</p> <p>・意見の理由 免許の効力延長を希望するペーパー教員に対しても一律に、10年毎に毎回、30時間程度の更新講習を義務づけることは、現在の仕事との兼ね合いから対応困難な場合が多いと想像できる。その結果、教員免許を失う者が増えることは、教員養成にかかったコストを考えても社会的に損失である。また、現時点で教職に就く意思の無い者に対してまで10年毎に更新講習を課すことは、講習を実施する側の負担も大きい。真に教職等に就く段階になった場合にのみ1回講習を受けることで、免許の効力を復活させる制度とすることが、免許更新制の導入趣旨と齟齬をきたすことのない現実的な対応と考えられる。</p> <p>・当意見に対する想定問答 [想定問]現に教員である者が10年毎の更新を義務付けられることとの不公平は無いのか？ [答]更新講習は、現に教員として勤めている者が適格な教員としての職務を継続するために必要とされる措置として新たに導入されるものといえる。従って、教員としての適格性を問われない職に現に就いている者が、教員としての適格性を維持するための更新講習を免除されたとしても、不公平には当たらないと考えられる。教員でない者が教職等に就くことになった場合には、1回の同講習を経て免許を復活させることで、教員としての適格性を担保すればよい。 以上</p>	45	男	独立行政法人職員(研究職)
238	<p>学校の職員は現在、大変な超過勤務と多忙化にさらされています。この上免許更新のために30時間の研修が加われば、本来の職務に支障をきたしかねません。教師の質の向上はゆとりある教育活動を通してなされるものと考えます。</p>	48	女	
239	<p>現在、三重県では、経験5年研修や10年研修があります。内容も工夫されており、有意義な研修ではありますが、現場を離れての研修は、学校に残している子供たちのことが大変気がかりであります。自習の準備、学習の遅れ、そして、日々起こる様々な問題の対応の遅れなどがあります。今以上に研修が増えることになれば、小学校の場合、研修を受ける予定の教員は担任を外すなど処置をしなければならぬ事態が起こってきます。本来子供たちのそばにいないてはならない教師が、子供と離れてしまう研修の持ち方には反対です。教師を現場から離さないでください。</p>	49	女	小学校教師
240	<p>「教員免許法」を「改正」しての「教員免許の更新制」の導入では、「勤務成績その他の事項を勘案して免許状更新研修を受ける必要がないと認めたものでなければ、免許状の更新をしなければならない」となっており、教育行政の教育方針に従ったものだけが評価され処遇される可能性があります。つまり、行政サイドが気に入らない教員はどんなに実績・実力があっても「不適格」とされる可能性があります。「不適格教員」を増産しかねないと思います。</p> <p>10年更新制では、身分が保障されず、不安定な人生設計を強いられる恐れがあり、教員を志望するものがいなくなってしまうのではないかとおもいます。</p> <p>正規採用者が少なくなり、臨時採用・期限付き採用者が増え、学校運営がままならぬ状態が危惧されます。</p> <p>「専門職大学院制度の創設」なども含め、教職員の差別・分断、管理統制を一層強化する極めて問題のあるものです。</p> <p>子どもに真剣に向き合っている教職員の協力・協働を破壊し、差別・分断を拡大するだけでなく、管理強化や多忙化に拍車をかけ、創造性も工夫もなく、国家に従順な「物言わぬ疲弊した教職員」をつくるものであり導入に反対です。</p>	47	男	教員
241	<p>中学校で、生徒の指導に直接かかわる教員として意見を述べます。免許法を改正する必要は、まったくないと考えています。</p> <p>現場でこそ教員は育ちます。現在、その機会が急速に奪われているのが実態です。現場を離れた講習などは、百害あって一利なし。子どもの実態から出発した、現場での研修こそ今必要とされるものです。そのためには、免許法などには手をつけず、今の教育環境をどう整えるか、学級の生徒数など、教育行政が手をつける事柄は多いと実感しています。現在、家庭訪問の時間や、生徒に対する試験の採点時間さえも、現場で確保できなくなっています。今こそ教育環境を、子どもの側の視点で整えることを考えるときだと感じています。</p>	53	男	教員

242	<p>現在、マスコミを始めとして様々な場面で「教員の質」が話題になっていますが、「よい教員とは」とはどんな教員をいうのでしょうか。答えを探して毎日を過ごしています。</p> <p>その答えは色々あろうかと思いますが、子供と接しているか、子供の話を真剣に聞いているか、子供に本気で関わろうとしているか、等をひとつの目安にしています。</p> <p>しかし、パソコン導入に伴って、様々な書類の作成提出が課せられてきました。以前からパソコンを扱っている私にとっても負担を感じ、また生徒と接する時間が少なくなっているのですから、パソコンを習い始めた教員にとっては、時間ばかり過ぎて生徒と接する時間もなく、苦痛そのもののようです。</p> <p>それに追い打ちをかけるように、免許の更新制が導入されようとしています。</p> <p>まさか、不適格教員のあぶり出しに使うとは思っていないでしょうね。</p> <p>更新制によって教員が画一化されることが懸念されます。教員にいろんなタイプがあってよいと思います。</p> <p>世間にはいろんな人がいるのだから、学校だけワンパターンの人間ばかりでは子供は育ちません。</p> <p>いろんなタイプの人間が居るからこそ、子供にとって将来像を描く見本になるのです。</p> <p>「教員の力」といったとき、何を示すのか私には具体像が見えません。</p> <p>「よい教員」の目安も、自分勝手の思いかもしれません。</p> <p>ただ、身勝手なことをいって何もしていないと誤解して欲しくないのですが、生徒と接する毎日と、当然のことですが教科指導の力も身につけるよう、大学入試問題を解きながら、また、生徒にいかにして理解させるかと新聞記事、テレビ番組、書店巡りと様々な機会を利用して、日々研鑽していることを付け加えておきます。</p> <p>ダラダラと書いてきましたが、「教員免許の更新制」より、今ある研修制度を充実する方が、より経済的で有効であると思います。</p> <p>というより、もっと生徒と接する時間を持たせて欲しいものです。子供の嫌いな教員にとっては、都合の良い制度かもしれませんが。</p>	55	男	高等学校教員
243	<p>教職に就いてからも、もちろん研修は必要であり、現在でも、法定研修はもちろん、県や市町の実施する研修に参加する機会は多くある。また、必要と感じた研修を自主的に受けることもできる。しかし、その際、気になるのは現場を離れることである。子どもとともに過ごす時間を常に持つてこそ、一人ひとりのちょっとした表情やいつもと違う様子に気づいたり、信頼関係を築いたりすることができる。たった1日でも、前日にあったことを知っているのと知らないのとでは(その場にいないのとないのとでは)大きな違いがある。</p> <p>現在でもそのような状況であるのに、免許更新制導入により、更新期間内だけとはいえ今以上の講習時間を義務化されては、子どもに十分なケアができるのかどうか疑問である。子どものことを把握できるのか。度々学校からいなくなる担任に、子どもは悩みを相談してくれるのか。子どもが助けを必要としているときにその場にいないことができるのか。大いに不安である。</p> <p>「更新のために厳しい研修を課することができるならば、個々の教員がその力量の維持向上のため日々研鑽に努めることになり、教員の研修全体が活性化する」との考えがあるようであるが、研修のための研修が、本当に子どもたちのためになるのかも疑問である。実際に子どもたちに接し、今、その子どもたちに必要なことは何かを考える時間がまず必要ではないのか。それを把握した上で、一人ひとりにどう接すればいいのか、自分にどのような力をつけなければならないのか、どのような授業の工夫をすればいいのか等を考え、研修するべきであって、その内容は接する子どもたちによって変わるのではないか。現場を離れた一般的な講習を増やすことよりも、より必要に迫られた自主研修、子どもを知る校内の教職員間での研修、保護者との対話、地域との連携などを大切にしてこそ、現場における教員の質を高められるのではないだろうか。</p>	34	女	小学校教諭
244	<p>「教育職員免許法等の改正の方向についてへの意見」</p> <p>社会人の教育会への登用も視野に入れて、教育職員免許法の改定を考える必要があります。つまり、会社員や技術者の中で、免許状を持っている者の更新手続きも考える必要があります。そうでないと大学卒業後、十年たってしまうと現職以外は免許を持つものがいなくなってしまう可能性が高くなります。その者にとって30時間の更新講習の受講は時間的に困難です。こどもよく考えていただきたいと思います。</p>		男	
245	<p>今回の「方向」は、その目的とする「優秀な教員の確保」「資質を向上させる」ということにつながるばかりか、逆行するもので反対である。そもそも教員の質が下がっているというような前提が疑問でもあるが、資質の向上に一番必要な日常的な授業研究・研修の時間が十分に確保できないというのが最大の問題である。そんなことは現場の常識である。このうえさらに30時間、おそらく1週間も年休をとってどこかの大学に行けというのか？ そんな余裕があれば苦労はない。現場からどんどん余裕を奪い、管理を強めれば優秀な人材は逃げていくことだろう。信じられない愚策である。</p>	45	男	教員

246	<p>この間の新聞報道などに因れば、貴省は現行では有効期限の設定されていない教員免許状について、10年ごとの更新制を導入し、いわゆる『指導不足教員』については、更新させず免許を失効させるとしています。また、更新時に管理職や『勤務成績の優秀な』教員を除き、30時間程度の研修を義務づけるとしています。しかし、協力協働でなりたつ学校現場では、個人の能力が学習指導に反映されることよりも教職員が集団としてどのような指導を行っていくかということが、より明確に児童に影響を与えます。教職員個人としての研修の意義は認めつつも、それを義務的に、年限を限って実施するのは疑問を抱かざるを得ません。また、教職員には年次研修が義務づけられている部分もあります。現行制度で補える中でさらに新たな研修制度を創設することは、現場の多忙化をますますばかりでなく金銭的な面からも無駄であると言えます。よって、教育職員免許法の改正は不要であるため、今後の議論に反映していただけるよう、意見を述べるものです。</p>	43	男	公務員
247	<p>・今回の改正への手続きは、あまりにも拙速すぎます。教育再生会議の意向を受け、3月中頃に国会に上程させるための、先に改正ありきの法案であると思えません。教育の質の向上、教員の質の向上を求めるのであれば、そのための手だてをもっと議論にもっと現場の声や国民の声を聴いて議論すべきであると思います。そんなにいいので何がかわるのでしょうか。変えられるのでしょうか。しっかりと議論することを求めます。よろしく願います。</p>	46	男	小学校教員
248	<p>免許法の改正に反対します。 教員免許は教師であることのスタートラインです。その後、どれほどの教師としての必要な知識や技術を身につけてきたことでしょう。テストでは現れないことをどう評価するのでしょうか。学年4人のそれぞれがちがう得意分野とちがうアプローチの方法を持っています。そのことがゆたかな教育を育んでいます。決まったテストに合格することに日常の教育を矮小化しては、学校は崩壊します。子どもの方を向かず、生活のために言いなり教師を生み出すことは、国による教育の不当な支配です。思想信条にた逸する抑圧です。憲法違反の教育職免許法等の改正について強く反対します。</p>	56	女	教員
249	<p>現在、法定研修以外にも様々な研修が実施されており、私たちは多忙化の一途にあります。改正案どおりとなると、更なる多忙化が進むでしょうし、ますます児童生徒と関わる時間がなくなります。 私事ですが、養護学校教員免許を持たない私が、20年以上養護学校の教員として働くことができてきているのは、すべて、これまで出会った児童生徒、保護者、先輩・同僚教員のおかげであると痛感しています。単に講義を受けたり、書籍を読んだりしただけでは決して得られなかった様々な力を、日々の関わりを通してつけていただいたというのが実感です。 「適格性」は、すでに条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員制度等によって確保されているものと考えます。 免許の更新制度などに多額の費用をかけるのではなく、一人でも多くの教職員定数を確保するなど、学校現場にゆとりをもたらす方向にこそ血税は使われるべきと考えるところです。 今、私の現場では、年々教職員定数が削減されていく一方で、次から次へと新たな仕事が舞い込みます。県教教育委員会も校長をはじめとした管理職も、児童生徒や現場の教職員の実情を見もせず、矢継ぎ早に新しいことを打ち出してきました。 何の意味があるのかすら分明でない膨大な書類仕事等に追われ、疲れ果てた教員に、いったいどんな良い教育が行えるのでしょうか？ 現在の教育に関わる様々な問題は何に起因するのか。根本から問い直した上でこそ施策化されるべきでしょう。 PISAで最も良い成績をあげたフィンランドの教育方針は、極端に言えば、「落ちこぼれを作らない」というものであり、これは数十年前の日本の姿そのものです。 その日本の教育がなぜおかしくなったのか。その間に、どんな施策が行われてきたのか。それら諸施策のどこがどう間違っていたのか。一つひとつを、具体的に社会科学的手法をもって検証していくべきであって、 「今の教育がおかしいのは教職員の資質に問題があるからだ」的な短絡思考は是非やめていただきたい、思うところです。</p>	45	男	養護学校教諭

250	<p>本案件の改正について、反対します。</p> <p>確かに「優秀な教員を確保し資質を向上させる」という目的からみると、一つの方法として考えられます。しかし、「一律に期限が来たら講習を受ける」というのは、逆に十分な技量を持った教員には無駄だと思います。また、現在の仕事量に30時間程度、大学まで研修に出かけては学級を正常に維持できません。それをフォローする教務や教頭にも余裕がないため、結局、良かったクラスは充分に見てもらえない、悪かったクラスはさらに悪くということになりかねません。</p> <p>また、「第三者による判定」の基準が明確ではありません。「人格の形成」を目標とする教育は幅が広く、教員に求められる事も多岐に渡ります。世論では一人の人間ができることには限度があることを考慮せずに要求ばかりが強まっている傾向にあります。公教育に求められる全てをこなせる人材は稀であり、その様な人材を全てに望むのは実際的ではありません。第三者に教員の資質の判定を委ねる前に、公教育自体がどこまで引き受けるのかを明確にする必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>なお、上記の「公教育の引き受ける範囲」については、世論の要求に対して、現在の人員では実施が不可能です。単純に考えても以下の3通りが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員を増やせない→ 道徳や人間性は育てずに、知識や技能に絞って教育を進めるなど、引き受ける範囲を狭める。 ・ 人員を増やせない→ 給与を大幅に増減して、特別に優秀な人材を確保する。(要求は多岐に渡るため、これでも対応が難しい。) ・ 引き受ける範囲を減らせない→ 人員を増やし、教員一人がみる児童数や校内事務等の負担を減らし、各自が役割に集中できるようにする。 <p>つまり、「お金をかけず」「すべてやる」ことは現実的に不可能です。</p> <p>さらに、「指導力不足教員」がどのくらいの割合でどのような点で「不足」しているのかの統計や分析が見られません。近年の教員の自主的なサークルや自己研修は盛んであり、以前より怠惰になっているという印象は受けません。むしろ、自分自身が受けてきた時代以上に真摯に取り組んでいるのではないかとされるほどです。「教員の質が落ちてきた」という証拠がないのに印象やイメージで法を作ってはいけません。</p>	35	男	小学校教員
251	<p>今、免許を取っている方やもう取っている方、また現在教育職員である方にとっては、この変更にはおかしいと思います。特に現在、教育職員の方にとってはこの免許を取る時点ではこの制度はなかったわけだし、また、この免許を糧に生活していると思います。</p> <p>10年、20年と長い教育職員の経験があるのに30時間程度の講習が本当に必要なのかと疑問に思います。長い経験の上に更新のための講習が必要なのか、また、その講習がどんなものになるのか疑問に思います。</p> <p>さらに教員免許更新制が今の教育の課題解決になるのか疑問に思います。</p>	41	男	公務員
252	<p>ただでさえ忙しく、超過勤務ばかりの現場にさらに負担を強いることになるのではないかと。また、せっかくとった免許を失う可能性があることで、教職員を目指す学生が少なくなり、結果人材の低下が起こるのではないかと。</p>	40	男	公務員

253	<p>現在、教職員の仕事量は大変になっている。夕方の居残り・持ち帰り、そして土曜日または日曜日のどちらかには、学校に行っの仕事と大変多忙になっている。まして、学級に何か問題が起これば、午後は、その対処をどうするか等の話し合い。これは学級担任だけでなく、学年や学校全体での話し合いも問題が大きいほど必要になってきている。そうした多忙化の中での「免許更新制度」を考えると、いったい30時間という時間はどのように生み出し得るのか、はなはだ疑問に思う。より一層の超過勤務体制・負担感が大きい。また、学校現場を離れての30時間に関して、補充の教職員はどの様になるのであろう。全ての更新対象者の講習(研修)を、長期休業中に行うことは無理が生じる。児童生徒への配慮にかけていると感じる。</p> <p>次に、更新対象者の量からみて、適格教員を見極める制度とはなりえないと思う。現在全国の教師は300万人ほどか。それに加えて、教員免許所持者数は、その2~3倍と言われている。2倍として見ると、600万人。30年教職にあるとして、そのうち対象となる更新10年目・20年目・30年目の者は約60万人程度と考えられる。この更新対象者全員を講習(研修)によって適格・不適格に選り分けることはできないことである。すでに教職員には、条件付き採用・分限制度、指導力不足教員制度などの判定できうる制度が定められているのであるから、免許更新制度でのいわゆる「不適格教員の排除」は必要ないことと思われる。この制度への予算を他の教育予算にかけてほしいと思う。</p> <p>一方、学校長等には、教職免許を持たない立場のものが、教育現場の責任者となりうる制度もできてきた。こうした点での整合性は、どこにあるのかもはなはだ分かりにくくしている。教員免許を持たない学校長が、免許更新時に対象者について「評価」等の文書提出を行うのであろうか。現在でも、東京都の教職員は、学校長により、「授業観察」等の指導があり、業績評価を受けている。こうしたことで免許制度更新制度の矛盾点は一層まして行くのではないか。</p> <p>教職員の研鑽・研修は、職員同士の学び合い・児童生徒との直接的関わり・現場での問題に即した実践的な活動(地域・保護者との関わり含む)を通しておこなわれるのが望ましく、自主的な問題意識を持つての参加が不可欠と考える。</p> <p>以上の観点から教職員の免許更新制度は、予算を費やして行っても効果が薄いばかりか、教職員の多忙化を招き、ひいては児童・生徒への教育力の低下をも生み出すものとする。</p>	55	男	小学校教諭
254	<p>現場の教員として、今の学校現場の様子を報告します。</p> <p>社会の多様化とともに、情報も多く、働き方もさまざまで格差も二極化しています。いわゆる「ワーキングプア」と言われているように低所得の方もいます。離婚をし、1人で子どもを育てている方もいます。本当に多様です。考え方も多様になっています。学校に求めるものも多様です。子どもも塾に通い遊ぶ時間もなくなり過ごす子ども、親とかかわる時間が少なくゲームばかりをして過ごす子ども、LD、ADHDと言われる子どもあげればきりがありません。こうした子どもや保護者への対応でまさに体も心もくたくた担っているのが現場で働く教員の姿です。上手に対応している教師もいます。しかし、ほとんど多くの教師は、今までに積み上げてきたものだけでは対応しきれない中で、日々悪戦苦闘する毎日です。これだけ大変で多忙を極める教師に対して、さらに研修をかすというのでしょうか。現場の中で子どもとふれあい、保護者とつながり授業を毎日検証しながら積み重ねていくことが、一番身に付く研修です。10年ごとに免許を更新するために研修することが教員の質の向上につながると思えません。職員室での会話から、「できるなら早くやめたい。」というのが本音です。教育の質の向上は、教員を増やし、手厚い指導体制をつくりあげることです。1人の教員では対応しきれない現実があります。</p> <p>どうか、現場の様子をしっかりとつかんでいただき、これからの日本の教育のために現場の実態に即した改正をお願いします。これ以上多忙化をまねく改正はおこなわないでほしいと思います。よろしくをお願いします。</p>	46	男	小学校教員
255	<p>今回、教育関連三法案の一つとして、教育職員免許法の改正についても集中審議がなされているようですが、その内容の重要性等を考えると、あまりにも結論を急ぎすぎている気がしてなりません。「教育改革を形あるものとして示す。」ということも必要なかもしれませんが、国民的論議を十分経ずに断行しても果たして本来の意味での意義のある教育改革となるのか疑問です。</p> <p>特に、学校現場で働いている者として、毎日子どもたちの前に立たせてもらっている者として言わせていただければ、ただでさえ、超勤、多忙化で追われている教職員をさらに追い込んで負担を強いることは、本来子供に向けられるべき時間や労力を知らず知らずのうちに講習へと向けさせることになってしまうのではないかと感じます。子どもたちのために、研鑽を積み、力量を高めることが重要なことは否定しませんが、それが実を結び、教育実践にのびのびと生かせるには、「更新制」のような身分を脅かす形のものではないと思います。</p>	44	男	公務員(小学校教諭)

256	<p>・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまう結果になる。</p> <p>・現在、法定研修以外にも各都道府県ごとの研修が実施されており、教職員の超過、多忙化、ストレスが問題になっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。</p>			
257	<p>教育職業免許法等の改正について意見を述べます。</p> <p>教員免許の10年更新制が、現在の教員に関わる様々な問題に対応できるものかどうか疑問を感じます。</p> <p>子どもへのわいせつ行為やパワーハラスメントなど、刑事罰に相当するものがなかなか表立ってこない学校の閉鎖性が問題であり、学校内部の問題を明らかにする公開性が必要です。</p> <p>また、指導力不足教員に対する学校内のサポート体制や研修制度の確立なども必要ですが、一律に10年更新で研修すれば良いというものではなく、更新に当たって恣意的な判断が課されるおそれを感じます。</p>	54	女	無職
258	<p>現在、教職員は、法定研修意外にも各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施され、多忙な毎日を送っています。さらに、更新制が導入されると、本来、子どもに向けられるべき時間や労力を講習へ費やす場合もあると考えられます。教職員は、子どもや保護者、地域とのつながりなど、学校現場を大切にしながら日々の研修、実践をすすめていくことが大切だと思います。よって、教員免許更新制については、具体的な内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民合意のもと進めていけることが望ましいと考えます。</p>	38	女	公務員
259	<p>【郵送】</p> <p>(1)効力について</p> <p>経10年研まで義務研ということなので、それ以降から10年ごとにしていいと思います。あまり研修にばかり行かれると、その間、教室に入る人がいるのか心配します。</p> <p>学力低下が言われている今、できるだけ教師が教室で子どもと学習できる体制をつくってほしい。</p> <p>医者にも更新制を導入してほしい。厚生労働省に言ってください。</p> <p>(2)についてですが、`受ける必要がない`と誰が認めるのでしょうか。校長？教育委員会？本当なら子どものための資質向上なら保護者や子どもたちから信頼されていればそれだけで更新できるはずですが。</p> <p>講習とは、どのような内容になりますか？指導力の向上等のための新しい方法等の研修なら有効かもしれませんが、また更新されなかった場合、どのような措置になるのかももう少し配慮した制度になりませんか。</p> <p>(4)免許法が改められたら細かく省令が出るとは思いますが、講習を行う時期等は子どもたちの指導に支障のない夏休み等に設定してほしい。</p> <p>そもそも、初任研や何年かごとの研修に先生たちが1日教室にいなかったりすることが多いこの頃なので、そういうことに配慮してほしい。</p> <p>教員より先に医師の免許更新制度の導入の方が先じゃないのかと思いますけど、厚生労働省はどうしてるの？</p>	46	女	無職
260	<p>【郵送】</p> <p>教育職員免許法等の改正の方向への意見</p> <p>私は小学生の子どもを持つ親ですが、今回の免許の更新制には反対です。子どもにも目を向けてほしい学校の先生が、自分の免許のことばかりに目が向くようになります。それよりも先生たちが、子どもに関わるよう、人員を増やしたり先生にもっとゆとりを確保してほしいです。アメリカの真似ばかりでなく、世界的にも免許更新制などないのですから、同じようにしてほしいです。</p>		女	パート

261	<p>【郵送】 教員免許の更新制度導入について</p> <p>1. [導入部] 私は、本年2月22日の新聞で紹介されました文部科学省の発表「文部科学省は、2月22日から7日間、教育改革関連法案に関する一般国民の意見を募集する」に基づき、下記のとおり、意見書を提出します。</p> <p>文部科学省は、長年にわたり、教科書の執筆や「日の丸」・「君が代」の取り扱い等に関して戦後教育法制の趣旨に反する不当な行政を行い、常に多くの良心的な教職員や学者を苦しめ続けてきました。文部科学省のせいで「日の丸」・「君が代」に殺された校長もいます。多くの子ども達も傷つきました。私は、それらの件に関する教職員・子ども側の熱烈な支援者であり、今に至るまで私の憤激が止むことはありません。</p> <p>2. [意見陳述本体]</p> <p>教員免許に更新制度を導入して[不適格教員]を教育現場から排除するのもいいかも知れないけど、その前に、不適格な文部科学大臣を免職するための特別立法とか、不適格な文部科学省を解体処理するための臨時手続法とかを真剣に検討した方がいいんじゃないのかい？</p>		男	
	<p>【郵送】教育3法改正案について意見・意見を記す前に、先ず私は公立学校教員ではないこと。日教組の政治的な考えには反対であること。そして、自身は教員ではありませんが、知人には組合に属さず、日夜、児童生徒の為に懸命になっておられる現職の義務教育の公立学校教員の方が複数いること。かつては、自身も教員を志したこと等を述べておきたいと思います。(こういった理由で、一般の人よりは少なからず教育に関して関心があり、又、公立学校、教員の方の実情も多少は分かっていると思います)</p> <p>・教員免許関連法に関して・教育再生会議報告書や、改正案にあるような教員免許更新制を導入することで本当に教育再生ができるのか。教員の質が向上するのか。本当に子どもにとって質の高い教育が出来るのか(知・徳・体のバランスがとれた教育、「よく遊び、よく学べ」)、大いに疑問です。偏った政治思想で、国旗・国家を蔑視したり、イジメを先導したり、責任放棄して不都合な事実を隠蔽したり等、教育者(又は教育機関)以前に、人として問題があったり、誰から見ても明らかに不適格教員であるような場合は即刻、懲戒免職にしても良い位だと思っていますが、そんな不適格教員はごくごく一部にすぎません。大多数の公立学校教員の方々は日夜、身も時間も削って限界まで自己を犠牲にして、心底、児童生徒のために指導・努力を続けていらっしやいます。</p> <p>・教育再生会議では、現在、現場で教壇に立っておられる現職の公立学校教員が1人として関与されておらず、それらの現場の先生方の意見を聞いたり(単に視察に行った時に話を少し聞くだけではなく)する場も一度もなく、実態を把握しているとは言い難いところが多く、それどころか現代における日本の教育の非は、全て公立学校教員に問題があると言わんばかりに公立学校教員の方々を敵視しているようで、とても残念であり、上述のように何人もの先生方を存じ上げている者としては、心外であります。・今の日本の教育再生のために必要なことは、教員免許の更新導入などではなくて、「教育」とは何かという原点に戻り、現在の家庭教育のあり方を見直すこと、家庭教育の大切さを再認識することに他なりません。(親、保護者が子どもの教育・養育に関して第一義的責任を負うこと。教育の原点を再認識すること。親、保護者のモラルの正常化など)不適格教員の問題以上に、問題親、理不尽親、自子中心(自己中心)親などのいわゆるモンスターペアレンツの問題の方が深刻です。これらの問題親・非常識親にどう対処していくか、解決していくかを国民一人一人が(特に子を持つ親御さんは自らのこととして)社会総がかりで考えていくべきです。言い換えれば、これらのモンスターペアレンツ問題さえ解決できれば、日本の教育再生は9割以上達成できたも同然です。再生会議の中には、「質の良い教員確保のためには、お給料をアップすればよい」と考えている方もいるようですが、それだけで教員の質がよくなるか、質の良い教育が出来るかと言えば、それは大間違いです。教育とはそんなものではありません。</p> <p>・教員の待遇面の中の一つとして給料アップも要素の一つではありますが、が、要素の一つにすぎません。「いろんな問題があっても、対子ども(児童・生徒)のことなら、何のことはない」と言って、自らの身体を犠牲にしてまで、職務をまっとうするされている大多数の公立学校の現職教員の方々にとっても、それだけで「教職」というものを考えてもらっては、おそらく心外でしょう。「教育はサービスだ」などと考えている委員の方までいらっしやるようですが、「教育は教育」です。今、あらゆる面で厳しい問題に直面されている現場の先生方が、一番希望されているのは、時間的にもその他の全ての面でも、教師としての本来の職務を十二分に果たす事の出来る環境、子ども達とじっくりと向き合える環境であると思います。今回提示されている、教員免許更新制はあまりにもそういった観点をないがしろにしているものであると思います。・逆にそれどころか、現場で教師達がじっくりと子どもと向き合える環境・教師としての本分育成に反するものになりかねない面の方が多いと言わざるを得ません。</p>			

・今は昔のように、夏休み、冬休み、春休みなどものんびりリフレッシュ出来る時間など取れないどころか、体調を崩しても、薬で症状を何とか抑え、治療する為の休みさえとれない。半年、一年たった長期休暇にほんの少しの時間を確保して、やっと治療できたと言うことも珍しいことではないそうです。(この一例のように、現状の公立学校教員の方々は時間的・心身両面でも余裕がありません。)土・日も会議があったり、(児童生徒の長期休暇中でも)平日はもちろん休日も深夜まで資料作成ということも当たり前で、現場の話聞くたびに、本当に頭が下がります。

・「教育」というものは、数値のみで測ることなどできないこと評価できないことの方が多いのです。それで、日々現場の先生方は考え、思い悩まれています。改正案ではこういった現状が軽視されているように思います。・現場で、教師としての経験、又人間としての年月を重ねて、人間性も教師としての力量も向上させて、人として教師として子どもと向き合えることが出来るようになり、子どもの心を受け止め理解できることも多いです。・10年ごとの更新となると最初の更新時は32歳。人間30年位生きた中で、とても人間としても教師としても完成されたものとは決して言えないと思いますし、教師としては逆にそのような謙虚さが大切ではありませんか。・又、更新制導入により、目先のテクニックや数値評価だけを重視しがちになり、教育や教師・学校の本質をおろそかにすることになってしまいはしないかと懸念しています。一人一人の教師を長いスパンでとらえ(もちろん、教師としての適格者を)、教員育成や更なる資質向上を考えていくことの方が、10

・こういった点も踏まえて、今回の教員免許更新制に関して再考していただきたいと思います。(教師をサポートする体制、採用後、一年間は担任を持たず、学校現場になれるような体制なども考えることができると思います)・数日前に目にした「下流志向」という本の中で、著者が次のように指摘されています。「名作『二十四の瞳』の大石先生を現代の評価基準に照らしたら間違いなく教師失格の烙印を押されるであろう」と。この指摘は、実に示唆に富んでいるのではないのでしょうか。

・教員免許更新制と社会人採用に関して・先の教育再生会議報告書では、社会人採用を全体の二割以上とされていますが、「教員全体の二割以上」というのは多すぎると思います。

・又、教員養成課程を経て免許取得した者は教員不適格者で、社会人枠採用の方が優れているという見方に問題があると思います。確かに専門知識・技能を持った社会人の方々に対して特別免許状という形をとり、教師として門戸を開放し教壇に立っていただくのは良いことだと思いますが、無条件にのべつ幕なしにというのはいかがなものかなと思います。

・教員養成課程で学ぶ学生は「教師になる」という志を持っていますし、現職の先生方も「教師」という経験を現場で重ねていらっしゃると思います。そういった方々に対して余りにも失礼ではないでしょうか。そのような点も考慮すべきでありますし、当然のことだと思います。教職課程で教員免許を取得した教師に対して、免許更新制を導入するのであれば、社会人枠採用者に対しても同様にすべきです。

・不適格教員を除外するための一環として、教員免許更新制を導入するのであれば本末転倒です。厳しい状況の中で、体調を壊すくらいまで日夜職務に励んでおられる大多数の優秀な公立学校教員の方々を、更に疲弊させ追い込んでしまうことになってしまいます。不適格教員除外とは別の次元で考えるべきです。

・児童生徒の為に志を持って頑張っておられる公立の学校教員の方々が、教師としての本来の職務を果たせる環境が整えられるよう、目先の数値チェックだけで評価されることのないよう、子ども達のためにも心から願っています。

・追記: 教員免許というものは、自動車の運転免許などとは違う性質のものです。先述したようにテクニックだけで判断できるものではありません。又、現職の公立学校の先生方も、自身の指導力、教師として(人間としても)力量を向上させるために、日夜努力されています。決して、免許取得、採用後全く何もせず、あぐらをかいているわけではないのです。免許更新などよりも、そのような先生方をサポートし、育成していく方に力を入れてあげてほしいと切望します。又、今後、現場の現職公立学校教員の方々の意見を聞く場が設けられるなど、現場の実情を把握し、日本の教育再生に反映されるようにということも合わせて願っています。

263	<p>1 教員免許の導入について 本改正は優秀な教員を確保し、資質を向上させることを目的としています。しかしながら、優秀な教員を確保すること及び資質を向上させること、教員免許の更新制がどのように関連しているのか、少なくともパブリックコメントに掲載されている資料では不明確です。現在の世論からすると、教師若しくは教師になろうとする者に対し、性悪説を取らざるを得ない状況にあるものと思われるかもしれませんが、本改正は、現教師に対して威嚇効果を期待する内容になっており、今後教師を目指そうとしている者にとっては、教師という職業に対し失望するおそれがある(少なくとも「魅力」は減退することから、本改正の目的である「優秀な教員の確保」とは反するものであると思われる)。</p> <p>また、日本国内には医師免許その他、各種免許状が存在していますが、教員免許は、免許状の失効が身分の失効に直結するため、本制度の導入は、他の「免許の保有を前提とした職種」にかかる取扱いと平衡を失するものと思われます(なお、更新制の代表的な免許には自動車運転免許が挙げられますが、当該免許は一部職種を除き、一般的には失職と直結する性質のものではなく、再取得も比較的容易であるという観点から、教員免許と同列にして比較するのは不相当であると考えます。)</p> <p>改正の目的が真に優秀な教員を確保するというのであれば、本改正のように、教師になろうとする者を、入口(採用の段階)で排除するのではなく、むしろ、給与・待遇等の目に見える魅力を提示し、優秀になれる可能性のある教師を多数確保した上で、能力のない教師を排除する方策を実施すべき、すなわち、入口は広く、出口は狭くすることが重要であるものと思われます。</p> <p>以上の観点から、教員免許更新制の導入は不要であり、かつ、当該制度の導入により、優秀な職員を確保できなくなるおそれがあることについて、中長期的には大きな問題が発生しかねないものと思われます。</p> <p>2 指導力不足職員の人事管理の厳格化について 教員免許更新制は、能力のないと判断された職員を排除するものであり、かつ、上記のような問題が内在するため、賛成いたしかねますが、標記のように、第三者機関が教員の資質、的確性等を判断し、指導力が不足であると認定された教師に対して、いきなり免許を剥奪するのではなく、研修によりフォローを行うことは、ボトムアップ及び再チャレンジの観点からも良いものと思われる。</p> <p>3 免許状の失効について 医師、調理師等の免許についても、非違行為が行われた場合には、その内容によって免許の効力を失うことがあるため、教師が分限免職を受けた場合に免許の効力が失うことについては、他の資格との衡平上問題ないものと思われます。</p> <p>しかしながら、標記のように、分限免職の範囲が明確ではないままで、必要的に免許の効力を失わせるのは不相当であるものと思われます。よって、個別具体的な事案に対応するため、必要的に免許の効力を失わせるのではなく、「その免許状は効力を失うことがある。」とし、運用に弾力を持たせるべきであるものと思われます。</p> <p>4 その他 本件については、その目的からすると、現に免許を保有し、かつ教員ではない者に対しても同様の対応をとることは、あまり意味をなさないと思われる。現に教員でない者から、現実的に対応の難しい30時間の講習を義務付けた上での「更新制」は、相当数の免許保持者が免許を失うことになり、「優秀な教員の確保」とは逆行するためです。また、これまでも述べてきており、本改正は、能力のない教師は排除できても、優秀な教員の確保にはつながらず、むしろ、教員になろうとする者の減少という事態になりかねないものと考えます。教師への非難が集中する時勢であり、教師になろうとする者への、教員になることに対する魅力の提示」は難しいものと思われる。特に低学年における教育は、子どもの基礎学力の形成及び人格形成上、極めて重要であることから、もっと教員になろうとする者が増加するような、魅力的な改正を検討していただきたく、よろしくお願いたします。</p>	32	男	公務員
264	<p>・現在、教職員10年研修があると思いますが、それとは別に研修(免許更新)の必要があるのでしょうか？よって、反対です。</p>	33	男	公務員
265	<p>教員免許更新制が導入されようとしています。今の学校現場を見たとき、この制度が本当に子どもたちのためになるのでしょうか。今の学校現場は、次々と新しい施策が始まり、それに伴う研修が毎年増えていっています。そんな中、教職員は毎日、夜遅くまで学校に残り仕事をしています。無定量の超過勤務、多忙化、ストレス。この制度が導入されれば、さらに負担がかかります。結局、犠牲になるのは、子どもたちです。免許更新のために、本来子どもたちに向けられるべき時間や労力が使われてしまいます。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修や研究、子どもたちとのふれあい、地域・保護者とのつながりなどで、向上していくものです。このような視点がとても重要なのに、この制度にはこの視点がありません。この制度については、もっと内容を明らかにし、議論を行うべきです。早急にする必要があるのでしょうか。検討をお願いします。</p>	45	男	教員
266	<p>教員免許更新制については、まだまだ議論が尽くされていません。制度設計や内容を明らかにした上で、国民合意のもとで進めることが必要です。慎重な審議を求めます。</p>		男	教師

267	<p>意見： 今回の教育職員免許法改正は、自由で平等な教育を推進するのではなく、教員や児童、生徒を統制する方向性を持っているように思います。安倍首相の著書「美しい国へ」の中で述べられているような「国が目標を設定し、成果を検証する仕組み」を作るために、教育職員免許法を改正し、「不適格」とされた教員を異動させたり、退職させたりすることは、国の言うことを聞かない教師を「不適格な教師」として強権的に排除することになります。また、「あらかじめ教員の質を確保するために」教員免許の更新制度を導入するとのことですが、これも教員に対する人権侵害、思想信条の自由の侵害につながるおそれがあります。東京都は通達で入学式、卒業式等に国旗掲揚、国歌斉唱の方法を詳細に指示しており、それに違反した教職員を処分し、研修を強要しています。また、ある県では新規採用の教員に大きな声で国歌斉唱するように繰り返し練習させているとのこと。このような事例を考え合わせると、国の方針に従わない教員が「不適格な教師」とされ、教員免許の更新がされず、排除されるおそれがあります。近年の学校現場は教員が忙しく、メンタル面での問題を抱える教員も多いと聞いています。多忙で一人一人の生徒にじっくり向かい合えない現場の状況を変えることができる法整備を行うことが、教員職員免許法を改正よりも優先されるべきと考えます。</p>	49	男	団体職員
268	<p>教員免許更新制については、さまざまな課題を抱える学校現場で働く教員の質を向上させることを、大きな目的の一つとして検討されていると認識しています。しかし私は免許更新制が、本当に教員の質の向上につながるのか甚だ疑問です。</p> <p>私は就職して11年になりますが、自分は、学校や地域での教育活動を通して、現場の同僚や子どもたち、その保護者や地域の方々に育てられてきたと確信しています。失敗やつらい経験もありましたが、叱咤激励されるなかで経験を積み、成長してこれたと思っています。これまで、新規採用者研修、3年目研修、5年目研修、そして10年目研修などの官制研修に膨大な時間を費やしました。しかし、いつも一般的な事例をもとにしか、話を聞いたり意見交流をするしかない研修に、時間の浪費を感じていました。それぞれの現場で違う課題を抱えた人が集まって、机を囲んで研修できることには限界があります。やはり私たちは、子どもと話し接することで、家庭訪問して保護者と理解しあうことで、職員室で同僚と研究し議論しあう中で、その技量を高めることができるのです。学校現場での資質向上の視点が重要です。</p> <p>しかし最近、学校現場は、子どもや保護者、同僚と話す時間が全く足りていません。子どもは先生といっぱい話したいのに会議に追われて時間がありません。研究発表のための授業案づくりに追われて家庭訪問の回数は減っています。同僚とは事務程度の連絡しか言葉を交わす余裕がなく、協力協働体制は崩れてきています。その結果として、子どもや保護者との相互理解が困難になる一方で、問題を抱えても同僚と相談することもできないという状況が生まれ、精神疾患になったり、指導力不足教員のような扱いを受けている同僚もいます。</p> <p>現在、学校現場で起こっているさまざまな問題は、目の前の子どもに向けられるべき時間や労力が確保されずに、新たなとりくみや研修が次々と課せられている状況に起因するものが圧倒的だと私は思います。このうえ、将来どうなるかわからないという不安を抱えた教員が、子どもの学習意欲や未来への希望を高めることができるでしょうか。教員には情熱と希望をもって、子どもと日々をともに歩める環境こそ必要です。教員免許更新制は、教員からさらに子どもと過ごす時間を奪い、教員の協力協働体制を崩し、指導力不足教員と言われる人をうむことにつながり、そして学校現場を疲弊させていくでしょう。極めて多忙で将来の保障もない教育職員の仕事を希望する若者も減ってしまうでしょう。</p> <p>真に教員の質を高め、指導力不足教員に対する対策を講じようとするならば、まず子どもに向けられるべき時間や労力を、十分に確保する環境を保障することが必要だと考えます。</p> <p>教育基本法が改正された際、教育の憲法と呼ばれている重要法案を、逐条審議もせず、国民的論議も行われないうまま、拙速に改正してしまう政府に大きな不信感を覚えました。本当に日本の教育のこと、将来のこと、一人ひとりの子どものことを考えているとは思えません。教育職員免許法も日本の未来を担う子どもに関わる重要法案です。その制度設計・内容を明らかにした上で、十分に国民的論議を行い、国民合意のもとですすめてもらいたいと思います。その意味では、この意見募集についても、たった1週間しか期間を設けないような設定自体が大きな問題です。</p>	34	女	地方公務員
269	<p>○教育職員免許法について</p> <p>指導力不足教員制度などや都道府県市町村研修はすでに多数あり、これ以上の研修は児童生徒と教員の共有する時間を削ぐ危険が大きい。</p>			
270	<p>免許の有効期限を設けるとい改正案だが、もしこれが行われたなら教員の身分を著しく不安定なものにしてしまい、安心して教育活動に取り組めなくなる恐れがある。そのことは、子どもたちにとってもマイナスにしかならないと思う。</p> <p>また、身分が不安定になることから、優秀な人材が教師を敬遠することも考えられ、教育界全体にとって損失を招くことになると思う。したがって、改正を行わないよう求める。</p>	50	男	公務員

271	<p>教員が研修を積むことはとても大切に思います。しかし、それは教職員の免許の更新のためすることではありません。</p> <p>文部科学省は、教師を評価して、その地位や給与に反映させて競わしたり、追い詰めたりするための行政機関ではないでしょう。</p> <p>文科省は教育行政の責任のある機関として、学校教育を支援、援助し、条件整備を行うことに責任をもっていただきたい。先進国ではまれな、過酷な条件で働いている、教職員の実態を把握し、その改善に取り組んでから、教員をどう評価するか考えていただきたい。教員評価も処分したり、給与に反映させるのではなく、子どもたちのために学校がどのように取り組むべきなのか、考える材料にするものと思います。フィンランドなど先進国の教育機関はそのように扱っています。学力テストで子どもを競わせ、教員評価で、教師をバラバラにし、追い込むやり方は、さらに教育をゆがませ、取り返しのつかない状態になるでしょう。父母や地域と教師・学校が信頼できるよう取り組めるよう、いいやりかたをも一度検討してほしいと思います。</p>	44	男	教職員
272	<p>一部に仕事の能力適性に欠ける社員を発見するため、社員全員に技能検定などを課すなどという非効率なことを実施する民間会社があるのでしょうか。社員研修を通じて、従業員の能力を高めたり、能力がスポイルされることがないよう労働安全衛生対策に努めるというのが当たり前の会社ではないでしょうか。こんなことをしていれば、身分が不安定な教職を選ぶ若者は、ますます減ってしまいます。管理統制が強まる職場に耐えきれず、定年を待たずに退職する教職員や、就職を辞退する採用内定者が急増している東京の学校現場の実態を文部科学省は直視すべきです。教員免許法等の改正の方向は、学校現場を一層疲弊させることにより、結果的に子どもたちへの教育を損なうものであり、強くその撤回を求めます。</p>		男	
273	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、法定研修以外にも、各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されています。教育職員の研修の機会は十分に確保されています。この上免許更新制を導入しても、教職員の超過勤務・多忙化、ストレス等が問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすだけで、教育活動に悪い影響をもたらすことが予想されます。 ・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうこととなります。 ・条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を維持するための制度はすでに十分整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からみても、今更導入する必要はありません。 ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点こそが重要です。 	44	男	小学校教諭
274	<p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。</p> <p>条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されていて、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題があります。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分おこない、国民合意のもとにすすめる必要があります。</p>	53	女	公務員
275	<p>教員の免許を更新制にすることには反対します。</p> <p>国に従順な教員づくりなのですか。かつてそんな時代がありましたね。結果、教師が教え子を戦争に駆り立て、多くの教え子を戦争で失いました。そんな国づくり、教員づくりはまっぴらごめんです。</p>	56	男	教員
276	<p>改正に反対します。教員の力は、日々子どもたちとの生活の中で、大きくなっていきます。それは、はかれるものではありません。一番教員として大切なことは、日々子どもたちと成長することです。免許を取り上げられるかもしれないと思うだけで、教員は萎縮します。それは、子どもたちにとってもこの国の教育の未来にとっても決してよいものにはならないと思います。</p>	48	女	教員

277	<p>基本的には賛成です。私なりの意見を大きく3点(今の現場、講習、人材確保)述べさせていただきます。</p> <p>教員免許更新制は、今の時代、社会の流れから導入やむなしというところですが、今の学校というわけではないですが、同じ職員集団の仲間ですが、指導力不足というか、教職に不向きな方は確かにいらっしゃいます。高校・中学など担任以外の教師が多くても、指導力不足教員がいると学校は大変です。</p> <p>ましてや小学校は教諭のほとんどは担任です。今は指導法工夫改善などの配置で複数体制での授業が当たり前のようになっていろいろな先生の授業もみることができ、授業技術向上など勉強になりますが、指導力不足教員の方がそのように日々授業技術の向上を考えられているか疑問に思うときもあります。また、その先生の担任をしているクラスに入って授業をするときは、まず集団づくりから、ちょっと首を傾げたくなることもあります。</p> <p>今の子どもたちは年々いろいろな子どもが入学してきて、保護者もいろいろです。その場その場に応じた柔軟な考え、個々の子どもたちに対応できる多様な考え、発想を教師は持たないといけません。</p> <p>また、今の社会は何か問題が起こると、教育の力で解決しようとされます。性教育、防犯教育、食育、キャリア教育など、そうではないか思います。それら新しい教育に早急に対応する力が求められています。</p> <p>そのようなことから、導入やむなしかなという考えです。</p> <p>そこで、講習についてですが、「免許状更新講習は、大学等が開設」とありますが、卒業学校でしょうか、それとも複数なりの学校の中から希望制で教師が選ぶのでしょうか。</p> <p>私の考えは、教員養成系の大学が担うべきだと思います。私学などで教員免許を取られた方もいますが、県単位にある教員養成系一本だと思います。</p> <p>福岡県の場合、福岡教育大学があります。大学には、教科教育専門の先生(大学にも指導力不足教授のような方がいるかもしれませんが)がいます。どれだけ、現場をご存じかは存じませんが。</p> <p>でも、附属小学校3校、中学校3校があります。その教官の授業など、見ることも研修になります。事実、私の地域の教科の研修会など、附属教官を講師に招いて、指導・助言をしていただき、授業研究などを行っています。ぜひ、講習の中の何時間かは、附属教官の講義なり、授業を入れていただきたいと思います。</p> <p>最後に、「優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを」とありますが、教員の給与の引き下げなどがあると、本当に優秀な人材が確保されるのか疑問です。これからの教員には、10年で職を失う者も出てくるのです。「給与は下がる、リスクはある。」今の中学生、高校生が教師になりたいと思うでしょうか。それも優秀な人材が。</p> <p>今の中高生は、冷静に見てますよ。体罰、いじめ、教師への暴言・暴力など、今の現場は難しいですよ。子どもたちも教師がどういう仕事かわかってますよ。これからの世の中、もっと難しくなると思いますよ。</p> <p>私は、「リスクはあるが、給与はある程度いい、やりがいもある」そうしなければ、優秀な人材は確保できないと思います。優秀な人材が集まらない。指導力不足教員をますます増えるだけじゃないでしょうか。</p> <p>今回給与のことはありませんでしたが、大きく関連してると思いましたので、述べました。長くなりましたが、基本的には賛成です。これが私の意見です。よろしくお願いします。</p>	41	男	公立小学校 教諭
278	<p>反対です。何のために、教員免許を更新制にするのでしょうか。狙いは、異端の排除、校長に異議申し立てをしたり、不従順な教師の排斥でしょう。結果は明らかです。上意下達、校長の言う通りの戦前の学校に戻るでしょう。教員は硬直化し、臆病になり萎縮するでしょう。官僚制がはびこります。なぜ、ソ連・社会主義が崩壊したのか、なぜ、アメリカ・資本主義が、勝ち残ったのか？アメリカには自由があったからです。批判し、議論する自由、精神の自由、のびのびと思うことを表現する自由こそ、時代を社会を切り開いていく力です。次代をになう子ども達をはぐくむ場は、何よりも、自由の風が吹き渡り、教員自身の精神の自由、表現の自由が保障されなくてはなりません。教員免許法改正・・・やめて下さい。子どもの教師の悲鳴が聞こえてきます。</p>		女	

279	<p>1. 論点 教員免許更新制導入の意図がつかめず、必要性があいまいである。(教員の適格性を確保するための制度は現行されている。)</p> <p>2. 具体的な意見 現行のの制度として、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに 整備されており、これらの制度のどこに問題や欠陥があるのでしょうか。また、これらの制度は、時間をかけて協議した後に整備されてきているものであると考えれば、その価値や有効性を尊重すべき であるほか、仮に不備や欠陥が存在するならば、補強や修正を行うことでより充実した制度へをスパイラルアップすることのほうが現実的である。</p> <p>端的に、「不適格教員の排除」を目的としていると考えられるが、新制度を整備し、機能させるためには、相当の経費支出が必要で、そういうことが、行政上の無駄使いと考えます。国も地方も逼迫した財政状況にある中で、必要性に欠ける施策を銃を乱射するかのごとく出すこと自体も、国民および市民に対する背信行為 だと考えます。こういう無駄なことをしなければ業務が成立しないのであれば、文部官僚や文部関係職員の削減をし、必要な業務を行うようにすべきだと考えます。</p>	44	男	教職員
280	<p>(1)「教員免許法」を「改正」しての「教員免許の更新制」の導入は、明確に「不適格教員の排除」を打ち出すものとなっており、「勤務成績その他の事項を勘案して免許状更新研修を受ける必要がないと認められたものでなければ、免許状の更新をしなければならない」とするなど、昨年7月の中教審答申において示した「専門職大学院制度の創設」などととも、教職員の差別・分断、管理統制を一層強化する極めて問題のあるものです。教育行政の教育方針に従ったものだけが評価され処遇されることになり、子どもに真剣に向き合っている教職員の協力・協働を破壊し、差別・分断を拡大し、管理強化、多忙化に拍車をかけ、国家に従順な「物言わぬ教職員」をつくるものであり導入に反対です。</p>	35	女	教諭
281	<p>意見 現状でも、子どもと向き合う時間があまりにも少なく感じます。日々子ども達が発するサインに、答え切れないのが現状です。さらに、教職員が学校現場を離れ講習を受けなければならなくなれば、さらに子どもたちに向けてべき時間と労力が削られてしまいます。免許法改正に変わる講習等について、熟慮をお願いします。</p>	45	男	小学校教諭
282	<p>マスコミ報道が、来たる国会での教育関係2法について、提案骨子を伝えています。私たち教育現場で働くものの憂慮をここにお伝えします。 教員の質に関して免許法に新たな講習が予定されていますが、①教職員同士の学び合いや自主的な研修・研究、②子どもたちや、地域・保護者とのつながりなど、③学校現場での資質向上の視点が、重要であります。教員が、学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が、講習に向けられてしまいます。ますます現場が、煩雑に多忙化するばかりです。現場に必要なのは余裕です。学校現場での子どもの現実が最良の研修です。従ってさらに多忙化を将来する、この改正には反対です。以上一言、意見をお伝えします。</p>	57	男	教員
283	<p>教育職員免許法等の改正に反対です。なぜなら、それによって学校はよくなるからです。具体的には、以下の通りです。</p> <p>○子どもを見ないで、自分のことだけで精一杯になる。学校現場の教員は、「指導力不足」とレッテルを貼られないか、不安に思っています。失敗がとても怖いのです。評判を落とさないか、いつもびくびくしています。それは仕事への熱意や意欲にはつながりません。恐怖政治になってしまいます。</p> <p>○手のかかる子どもを嫌う傾向に拍車がかかる。教員が子ども選びを始めてしまいます。自分の業績を「目に見える形で」「すぐに」上げるとするならば、困難な状況ではなく、リスクの少ない状況(環境・子ども)を選ぶことになります。今必要なのは、全ての子ども大切にされていると実感することではないでしょうか。</p> <p>○管理職がより一層「指導」をしなくなります。</p> <p>「指導力不足」というレッテルが公に認められることによって、管理職の先生方は、「指導」をしなくなりました。かつてであれば、よくないところを教えていたのに、今は「指導力不足」という「事実」を記録するばかりです。「判定」のためのことばかりが重んじられ、現場での指導が行われずに、現場を追われる仲間がいることは、大変嘆かわしいことです。</p> <p>学校現場に課題があり、何とかしなければならぬと、私は思っています。そのためには、人間らしさの回復が何よりではないでしょうか。たくさんのシステムを導入することによって、人と人との人間関係が希薄になり、信頼しあうことが困難にさせられています。それを、子どもたちは見ています。子どもたちは、数年後には「親」になる可能性のある人たちです。人を軽んじ、人を差別することを「あたりまえ」にしている社会で育ったならば、きっとその子どもにも同じことを教えることになるでしょう。教育職員免許法等の改正に反対です。教員が持っている力を十分に発揮できる環境を保障すべきです。</p>	42	男	公立小学校教員

284	現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。	49	女	地方公務員
285	現場の苦労も、工夫も、考えることなく、数字と長期的展望のかけらもない方策を朝令暮改のように出し、成果と課題を自ら示すことのできない文部科学省は、自民党の愚策にしたがうだけの下僕に成り下がってしまっています。現場の教育活動も知らない「役人」だからこそ、現場に習い、現場の意向を尊重し、子ども一人ひとりが生き生きと生活できる学校を作るのが仕事です。学校教育法を変えるのではなく、文部科学省としての矜持を持ってしごとしてもらいたいと考えます。強制ばかりでは、現場は萎縮します。萎縮した学校の、萎縮した教師に、子どもの問題を解決する力は発揮できません。おそらく、こうした反対意見を持つものは、文部科学省のデータベースに載り、免許更新の際の「要注意人物」として目をつけられるのでしょうか。まあ、このメールをきちんと読んで、理解できる人間がいるとは思えません。	44	男	小学校教諭
286	教員免許を10年の更新制にする意味を感じません。なぜこのような職の継続に関係する法案が出されてくるのか。教育はいろいろな意見を持ち、その論議の中からすばらしいものが産み出されていくものです。大学で免許を取り、その資格は十分なものです。また、採用後も研修の場があります。この法案の意味がないと思います。この法案が通過すれば学校では自由な意見を出すことが不可能になってしまうのかもしれませんが。何がいいか。子どもが自由に大きく成長していく。可能性を広げていくことが教育に期待される中味ではないでしょうか。このような法案はありません。またこのパブリックコメントは期間も短いし、これを書くまでに非常な時間がかかりました。本当に国民からの意見を求めているのでしょうか。結論ありきの論議のようで非常に不満です。	52	男	中学教員
287	現在、法定研修以外にも、各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、示されている講習の実施は、教職員の超過勤務・多忙化、ストレス等が問題となっている学校現場にさらに負担をもたらす、教育活動に大きな支障が出ると予想されます。本来、教員の資質の向上については、教職員どうしの学び合い、自主的な研修・研究、日々の子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、「学校現場」でこそ進んでいくものであり、この視点が欠落している、子どもや保護者、地域のニーズに合わない結果となってしまいます。その意味では、示された制度は、「学校」と「子ども・家庭・地域」の双方から有効なものではないと判断せざるを得ません。十分に教育現場で活躍できていない教員の問題は重要ですが、その点については、条件付採用制度・分限制度・指導力不足教員制度など、適格性を維持するための制度はすでに十分整備されており、今後もしっかり運用を進めていくことこそが大切であると考えます。	41	男	公務員
288	現在、福岡県では初年度 3年目 6年目 11年目研修が実施されています。免許更新のためにこれ以上の研修が実施されることになれば、現在以上の多忙かが進み、現在でも多い精神的な問題を抱える教職員がふえるのではないかと考えます。また、世界の教員と比較し、日本の教員はおしなべて優秀であると考えています。免許法が代わり、教員の身分が安定しなくなるならば、(現在でも残業、土日出勤、部活動の指導、理解のない保護者の対応で疲弊しています。)「教員の質が低下」すると思います。現行の免許法で十分であり、「問題教員」や「不適格教員」の問題には現場の校長が日頃より十分注意していれば、防げると思います。		男	教員
289	聞いたところによると教員にとっては、ふだんの状況から非常に多忙化であるらしく、体をこわすなどで病気休暇をとったり、辞める先生もいるらしい。そんななか、すでにさまざまな研修制度がある上に、免許更新制にかかわる研修が増えると先生の負担になると思う。また、授業時間数が減っている中、先生が学校から離れる機会が増えるので反対です。	40	男	会社員

290	意見 教職員免許法の改正の方向についての内容について、反対です。免許の更新の講習を受ける制度をつくったとしても、子どもたちが学ぶ環境が良くなることに直結するようには思えないからです。学校の先生を見るといっしょうけんめい子どものことを考えてがんばっているし、とても忙しいようにしています。よりよい学校施設、もっとたくさんの先生や学校で働く人々を増やしてよりよい人的な環境を整えてくれることが、子どもたちにとっては一番いいと思います。そんな中で先生も、もっともっと研修など勉強したり、ゆとりをもって子どもと向き合う時間を増やしてほしいです。子どもたちにとって、一番いい学ぶ環境は、いい施設、優しく見守ってくれる人や先生、友だちがたくさんいることではないかと思いますが、それを整えることが、行政の仕事ではないですか？子どもたちが笑顔で家に帰ってこれるとはつきりとわかるためのお金なら、税金を使うことに誰も反対しないと思います。みんな日本の子どもたちの未来を心配しています。少し発想を変える時代になっているのかもしれませんが。	28	女	専業主婦
291	■職員の免許を更新する制度に反対します。不登校や学力低下を理由にされていますが、不登校のなにが、いけないのでしょうか？私は、不登校をした生徒を無理やり学校に連れ戻そうとすることに反対です。また、不登校している生徒をみんなで「落ちこぼれ」という目で見ることこそ「いじめ」であると断言します。ただ単に子供を学校に無理やり連れ戻すことよりも学校に行かない人生も認めてあげるべきです。不登校したことによりそれによって進路を制限することこそ、合法的ないじめです。不登校していても、勉強する方法はあります。いずれにせよ、免許制度は無駄なので、議論をやり直してください。	27	男	製造業
292	教育は、チームで行うものです。40人もの子ども達を一人の教員で全てを担当させながら、問題が起こるとその教員一人に責任を負わせるのは間違っています。学校でチームを組み合わせながらいろいろな分野の教員達と責任を分担しながら協力し合って行うものです。その中で研修もし、成長していくのです。 10年ごとの更新と言いますが、そんなことをしたら優秀な人材は、教職には就かなくなります。魅力がなくなります。上から絶えず監視されているような状態では、子ども達のことを考えるより絶えず上を伺うようなヒラメ教員が増えるでしょう。そんなことでよい教育ができるとは思えません。絶対反対です。	57	男	教員
293	教員免許法の改正により教職員組合員の免許更新が適正におこなわれるかどうか疑問です。更新基準を教えてください。不適格教員とは何をさすのか、その適応範囲を文科省裁量に任されていることが不安です。東京都の組合員に対する差別は激しいものである。差別だけでなく、教員免許状を盾に取り、国からの押し付けが強まることを危惧します。	30	男	教師
294	教員免許の更新制度に反対です。児童・生徒に接することは日々新しい息吹に接することです。その中で変わらないものと変化するものを見分けながら教育に携わっているのです。毎日が研鑽の場になっているのです。何を今更、更新のために時間を費やす暇がありません。免許更新制は、教育の自由を縛る制度として反対です。			
295	まず、教員の質についてですが、そもそも教職員同士が学びあいや自主研修や子ども保護者地域とのつながりの中で形成されていくものが大きいと考えます。学校現場そのものが研修の場であると考えます。現場を離れた講習で本来向けられるべき現場での子どもたちへの実践や研修の労力が裂かれ、結果的に机上の理論研修にとどまってしまうことを危惧します。免許更新制度の根源からの国民的論議を十分におこない、制度設計をされることを望みます。	36	男	公立学校教員
296	指導が不適切、必要な適格性、いづれも曖昧です。判定する側の基準次第で、いかようにも解釈が可能であり、恣意的な判定がされかねません。指導の適切／不適切が、どのような基準によってなされるのか、上司の顔色を伺いながらでは教育に専念できるでしょうか。大切なのは、教職員を育てることであるはずで、このような制度で、教職員を目指す若い世代が育つとは思えません。教職員を支援する制度こそ充実させるべきと考えます。	39	男	会社員

297	<p>さて、標題の件について以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>①私は20数年教員をやっているものですが、私の周りを少し見回しただけでも教員の多忙化による過労で休退職した教員が確実に増えています。これは多くの教員も同じように感じていることで、たいへんな規模で教員の心身が蝕まれていると考えられます。その根本的な解決は「免許法」の改正ではなくて、ゆとり(働く者として最低の)を持って子どもたちの前に立てる環境を創ることです。今回の「方向」では、今でも現場の教員を苦しめている研修が更に増えることになり、ますますゆとりなき学校になります。これは必ず子どもに跳ね返ります。</p> <p>②指導力不足教員、不適格教員が残念ながら存在することは認めます。しかしもともとそれは教員だけに言えることではなく、医者、警察官、会社員、それに政治家にも同じことが言えます。それぞれに再教育制度が整備されており、教員にもすでに分限制度や再研修制度などがあります。それら既存の制度の充実で十分に対応できるものと考えます。「方向」の背景には「排除」の思想を感じざるを得ません。</p> <p>③「不適格」「指導力不足」を誰が、どのような基準で判断するのかは大きな問題です。そこに不当な圧力がかかり恣意的に判定される恐れがあります。その危険性を完全に除いた制度を確立できるのか？そのためには更に時間をかけて論議が必要です。</p> <p>以上、一現場教員の声です。</p>		男	
298	<p>「教員免許更新制の導入」は論議を尽くさないまま「改正」された教育基本法にすら反しますので、賛成できません。</p> <p>(a)「改正」基本法16条にも、「教育は、不当な支配に服することく、…」という文言が残っております。ところが、「教育職員免許法等の改正の方向について」では免許状の更新は免許管理者に対して条件を満たしたとき「更新しなければならない」という規定ではなく、条件を満たさない場合に「更新してはならない」としています。これは、免許管理者が更新希望者に対し恣意的判断により更新しない余地を残しています。これが決して杞憂ではないことは、免許管理者たる東京都教育委員会の暴挙の数々を見れば明らかです。すなわち、「教員免許更新制の導入」は教育への不当な支配への強い誘因となります。</p> <p>(b)「改正」基本法9条2項には「…その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され…」とありますが(a)項でも例示したような状況では教員がその良心にしたがって教育を行った場合にその身分が脅かされる事態が生じ得ます。</p> <p>結語として、付言します。(b)項でも引用した条項の後段には「養成と研修の充実が図られなければならない。」とあります。「免許状更新講習」などではなく、日常的研修機会が得られるよう物理的・心理的余裕が教員に与えられるような制度設計こそ文部科学省が行うべきことだと思います。</p>	56	男	大学教員
299	<p>教育職員免許法改正による「教員免許更新制の導入」には、反対です。私は小学校の教員ですが、現場では現在、法定研修以外にも県教委や市教委ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。また、教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことにもなります。</p> <p>条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題があると思います。教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要であると思います。</p> <p>以上のことから、教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行い、国民合意のもとすすめる必要があると思います。</p>	51	男	小学校教員
300	<p>この間にも、研修制度が豊田市の場合は、6年目、10年目に実施されてきた。しかし、その是非や成果についても検証されないまま、免許と直結して更新制を導入すること事態、教職員の身分の危うくするものである。しかも、かつて戦争へ子どもたちを駆り立てていった教育行政の過ちを再び起こす危険性ははらんだ教育への不当な介入を可能にするこのような免許更新制度を許す訳にはいかない。</p>	58	男	教職員

301	<p>教職職員免許法の更新制に次の理由で反対する。</p> <p>1. 教員免許の更新は文部省時代の教員養成審議会、2002年の中教審答申「今後の教員免許制度の在り方について」でも導入に否定的であった。2006年度中教審答申は「その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新(リニューアル)を行うことが必要である」と教員免許更新制の導入を求めたが、2002年度答申の否定的意見に具体的な答を出していない。2002年度答申の指摘は現在でも有効であると考え。2002年答申が導入に否定的であった大きな理由は以下の点である。</p> <p>①教員免許状は授与の際に教員の適格性を判断して授与をしていない。大学において教科、教職等に関する科目について所要単位を修得した者に対して授与されている。免許状授与の際に人物等教員としての適格性を全体として判断していないことから、更新時に教員としての適格性を判断するという仕組みは制度上取ることはできない。</p> <p>免許更新制を可能とするためには、免許授与時に適格性を判断する仕組みを導入するよう免許制度自体を抜本的に改正することが前提となる</p> <p>②しかし、運転免許における視力検査等のように、身体能力を資格授与時に適格性の判断のメルクマールとしている例はあるが、教員免許状の授与に当たって、教員としての適格性を客観的に判断できるようなメルクマールがあるのかという難しい課題がある。</p> <p>③一般的な任期制を導入していない公務員制度全般との調整の必要性等の制度上、実効上の問題がある。</p> <p>④教員の専門性向上のための免許更新制となり得ない。なぜなら、免許更新制度は一定の資質能力を公に証明するという機能を持つため、人によって研修内容に差異を設けることにも一定の限界がある。したがって、個々の専門性を伸ばす更新制度になることは難しい。</p> <p>⑤主要先進諸国の中で教員資格、免許の更新制が導入されているのは、アメリカ合衆国のみである。その仕組みについては各州により異なっている。我が国におけるアメリカ型の更新制の適用可能性については、それぞれの観点から分析することが必要である。また、開放制の教員養成制度を採用している我が国において、更新制が開放制に及ぼす影響といった課題もある。</p> <p>⑥主な資格においても有効期限を付しているものは存在しないことを考えれば、教員にのみ有効期限を付すことは慎重な対応を要する。</p> <p>2. 免許状更新講習が30時間程度となっているが、すでに広島県内の学校では10年目研修が実施され、年間20日(160時間)の校外での講習、校内での研修(20日)が義務づけられている。10年研と更新制度との2重の研修となる。10年研では研修のため、教員が学校からいなくなるため、その教員の穴埋めが大きな課題となっている。そのため、この研修制度に反対する校長の声もある。</p> <p>3. 教員には採用時に初任者研修も行われている。これは年間30日(240時間)の教育センター等での研修、年間160時間以上の校内研修が課せられている。また、2年目研修、3年目研修、6年目研修と立て続けに研修が行われている。すでに、このように研修制度が確立している中でこのような研修制度の導入に意味が見いだせない。</p> <p>4. 教員は教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなどの中から育つ。免許更新制度は大学での講習となっているが、すでに自己研鑽の研修は個々の教職員で行っている。免許更新制度の研修はすでに研修したことの繰り返しとなる可能性がある。更新制度の導入は費用の面でも効果の面でも大きな疑問がある。</p> <p>5. 教員は教特法により条件付き採用期間が1年間となっている。一般の公務員は6ヶ月である。また、分限制度、指導力不足教員制度(大きな課題があり、指導力不足の定義を明確にするなどの検討が必要である)も実施されている。このように、教職員の適格性を判断する制度はすでに用意されている。さらに重ねて免許更新制度を導入する必要はない。</p> <p>6. 校長・教頭等が更新から免除されることに反対である。特に管理職は教育に対する専門的知識が要求される。専門的知識を個々の努力にまかせるのであれば、教員の更新制度も認められないし、「その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新(リニューアル)を行うことが必要である」のであれば、いちばん学校教育に責任を負うべき管理職にこそ免許更新が求められなければならない。</p>	44	男	教職員
302	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。 ・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになる。 ・条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある。 ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修 ・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。 ・教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとすすめる必要がある。 	41	男	公務員

303	現在でも、良心的な教師が「不適格」とされている場合が見受けられます。恣意的に教師が選別されるおそれがあります。免許更新制度に反対です。	50	女	団体職員
304	現在でも日の丸・君が代不起立の教員に異常な研修が行われていますが、「指導が不適切な教員」の名で法的な受け皿ができることに対して危惧をおぼえます。人間の尊厳と良心の自由を大切に教育を行う立場にある教員の権利が守られるよう改正案の再検討を願います。	36	女	編集
305	「教育職員免許法」について <ul style="list-style-type: none"> ・現在、法廷研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。 ・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうこととなります。 ・条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題があります。 ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要であると思います。 ・教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとすすめる必要があると考えます。 	49	男	公務員
306	子どもたちの状況、さらには、子どもたちをとりまく状況は非常に厳しいものがあります。授業に集中できない子ども。教室に入れない子ども。校舎内外を歩き回る子ども。などなど。また、我が子だけしか目に入らず、我が子は悪くないとしか考えられない保護者。子どもの養育を投げ出す親。そういった現状に対応するため、学校現場は、非常に多忙な状況にあります。 教員免許法改正は、さらに、学校現場に負担をかけるものであってはなりません。また、前述のような対応や、本来すべき教材研究や個々の子どもたちとのかわわりを、「研修」という名のもとに、阻害するものであってはなりません。 教員は、学校現場での教育実践をもとに、資質の向上を図るものではないでしょうか。そして、それを補うものとして、「研修」というものが位置づけられると思っています。 今回の改正の方向性は、不適格教員の排除が目的ではないかとも思われます。 先日、大学の教員養成系の学部では、受験希望者が大幅に減っているという記事を読みました。現在のような方向の議論がなされる限り、意欲を持って教員になろうとするものは減る一方ではないかと思えます。不適格なものを排除するのではなく、そういったものも含め、お互いが高めあうような、そして、より良い人材が確保できるような施策の実現を求めます。	42	男	教員
307	更新講習免除の対象となる教員に対し、講習参加者に期待される修得内容の理解度を確保する意味で客観試験を実施し、その合格を「講習を受ける必要がないと認める基準」と定めるのが望ましい。 現場で忙しい現職の教員に一律に講習参加を義務とするのは、現実的には難しい面もあるだろう。しかし、「講習を受ける必要がないと認める基準」が免許管理者の主観によるものであれば、結果として“制度の抜け穴”として本来の理念から外れた形で利用されるのが容易に想像できる。“無駄な制度改定であるのは最初から明らかだった”と後世に揶揄されないためには、講習免除の判断に客観的な基準を定めるのが必須である。 その客観的な基準として、「講習を受けずとも、講習参加者に期待される修得内容の理解度に達している」ことを確認するための試験を、更新講習免除の対象となる教員に受けさせるのは、極めて自然な議論である。そもそも忙しい教員に対する特別措置であるため、試験の実施形態・受験機会には高い柔軟性が求められるであろうが、本人認証ができないような通信教育的な制度では試験を実施する意味が無い。受験者のスケジュール的な負担を最小限に押さえた上で、信頼性の高い試験を実施する制度が求められるが、これは技術的には可能なはずである。要は関係者の本気度の問題なのである。 「講習を受ける必要がないと認める基準」には説明責任が伴うべきだが、その説明責任の所在がブラックボックスとなるのを避けられないのだとしたら、“この制度改定は所詮は形だけのもの”という国民の評価は免れないであろう。	40	女	会社員

308	<p>何のための免許の更新制度なのか理解ができません。もともと教員になる前は、学生であったり、他の職業に従事している者です。教員になった途端に「プロ」に変身できる人は少ないのです。教員として、「プロ」の教育者として成長するためには、いい指導者や、いい先輩教員がいて、何でも相談できる人間関係が必要です。また、相談できる時間的余裕がみつようです。現在の教育現場の実情は、この環境を潰しています。「指導力不足」と判断するのは、どんな「物差し」なのでしょう。かりに、「指導力不足教員」と判定する管理職がいるとすれば、その管理職こそ更新講座を受けるべきです。私は法律の改正には反対です。</p>	72	男	無職
309	<p>教員免許の更新制に反対です。 教員として資質が低い人への対策として、「指導力不足教員」への対応を厳格化し、「不適格」による分限免職時に免許を失効とするなら、わざわざ更新制を導入する必要はありません。つまり、更新の対象となるのは、現職に関していえば、特に問題のない人であり、研修も多く行われている以上、更新のための研修を行う必要もないと考えます。 次に、現に教職の場にはいない人です。私は、現在35歳です。教員採用試験を受けたこともありますが、当時は採用が教科で一人の時代でした。社会人経験者を教員にという話もありますが、更新制を導入すると、大卒時に免許取得したとして30代半ば以降で、教員への道を考えることを結果として閉ざすことになりかねません。勿論、研修を受ければいいのですが、最近の統計資料によると、正社員の労働時間が大幅に増加し、過労死基準に近い人の割合も増えています。となると、研修参加は必ずしも容易ではありません。また、そのような人への周知をどうするかも課題ですし、受入が可能なのかも考えると更新制を導入する意味が分かりません。 教員としての適格性は、採用後の各段階でチェックできますし、また、能力向上の研修は数多く行われていることを考えると、ただ、規制改革・民間開放推進会議にいわれたからとしか思えないという結論になります。</p>	35	男	事務職
310	<p>何のための免許の更新制度なのか理解ができません。もともと教員になる前は、学生であったり、他の職業に従事している者です。教員になった途端に「プロ」に変身できる人は少ないのです。教員として、「プロ」の教育者として成長するためには、いい指導者や、いい先輩教員がいて、何でも相談できる人間関係が必要です。また、相談できる時間的余裕がみつようです。現在の教育現場の実情は、この環境を潰しています。「指導力不足」と判断するのは、どんな「物差し」なのでしょう。かりに、「指導力不足教員」と判定する管理職がいるとすれば、その管理職こそ更新講座を受けるべきです。私は法律の改正には反対です。</p>	72	男	無職
311	<p>意見： 1. 改正法の運用にあたり、10年毎の免許更新は、その時点での教員の適格性を審査するというよりも、職業研修としての教員のスキルアップの機会として機能させることに重点をおくべきです。またその際の研修内容は上意下達の一方的なものでなく、生徒、児童に対する指導力を磨くための実践的な技能研修であってほしいと思います。 2. また不適格教員の認定にあたっては、なによりも客観性、公平性を重視し、管理者からの一面的な評価で認定することなく、できるだけ多くの保護者(子どもの代弁者としての)からの評価を反映する必要があります。よもや思想傾向などを判定条件にいれるべきではありません。</p>	58	女	主婦
312	<p>[意見]・教員免許更新制の導入について 教員の経年研修等は、かなり整備されているにもかかわらず、このような更新制があらたに導入されようとしているのは、理解できない。教員が自主的・自発的に研修を行うことができるよう、また、教職員が力を発揮できるように、条件整備をすすめる事が、教員の専門性の確保・向上に必要である。いわゆる「指導が不適切な教員」に対しても、なぜ、指導が十分できないのか、その状況をきちんと汲み取り、その教員の力を向上・発揮できるような支援体制が必要である。(現状では、教員が授業準備や児童・生徒指導にじっくり向き合えない状況がある。そのような中で、結果だけを求められ、「指導が不適切」と認定されてしまうことは、理解ができない。)</p>	47	男	教育公務員
313	<p>教職員の研修については、法定の研修以外にも都道府県で様々な研修が実施されています。それだけでなく職員が多忙・超勤などが進み、ストレスも多く、極限に達して休職者も増加している中で、学校の現場にさらなる負担をもたらすこととなります。 30時間という研修がどんなものか分かりませんが、教員が教育現場を離れて講習を受けるということは、子どもと接する時間を奪うこととなります。 学校現場には多くの臨時的採用・非常勤講師もいます。教育免許更新制は、こうした人たちの仕事を奪うことになったり、採用者を見つけることを困難にさせるのではなんでしょうか。いわゆるペーパー教員といわれる人たちの更新を考えるとその負担ばかりが増えることにならないかと思えます。 教員免許更新制は、現場に無用な混乱ばかりを招き、教育的な課題の解決にならないと思えます。</p>	51	男	教員

314	<p>現在、法定研修以外にも各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施されています。現在のままで教職員の過度の超過勤務や多忙化、ストレスによる心的な疾病、場合によっては自死といったことが問題となっています。学校現場に更に負担をもたらすことにつながる制度の改革にはもっと議論が必要です。</p>	46	男	公務員
315	<p>・免許法改正の必要はありません。今でも多くの研修がある中で、さらに10年ごとに30時間の講習を受けると言うのであれば、講習のために研修会への参加となり、子どもたちのための研修となくなります。また、講習や、その対策のために子どもたちと接する時間が減り、弊害は大きいと思われます。さらに、講習のための受験産業がおこり、さまざまな弊害が生まれる可能性もあります。また、更新するために管理職に意見を言わないようになり、学校の活性化は生まれません。また、更新の判定が恣意的に利用されるようになる可能性もあり、物言えぬ社会を作りかねません。もっと現場の実態をよく知り、現場の先生方がやり甲斐を感じられるようなシステムを作ることを希望します。</p>	46	男	教諭
316	<p>日頃は教育行政にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。 教育職員免許法の改正の方向について、2つの指摘をさせていただきます。 1つ目は、学校現場の多忙化の問題です。今、学校現場は、大変多忙を極めています。その中で、教員は、初任者研修・5年経験者研修・10年経験者研修等の法定研修を受け、それ以外にも、県・地方教育委員会の実施する研修を受けるなどして、教員の資質向上に努めています。しかも、初任者研修や10年研修では、校外研修の日数が定められており、研修に出るために同じ学校の職員に、授業の振り替えを頼んだり、自習の用意をしたりして、学校現場に負担がかかっています。その上、免許更新の講習を受けることになると学校現場にさらなる負担をもたらすことが危惧されます。また、もし、仮に同じ学校で複数の教員が免許更新の時期を迎えた場合(10年目・20年目・30年目)には、1度に大量の教師が講習のために時間をとられて、子どもたちに関わる教師の数が足りなくなることも懸念されます。講習時期を長期休業中に定めたとしても、長期休業中にも、教員は、校内研修や県・地方教育委員会の実施する研修に参加するなどしており、実際にそれ以上の研修・講習を受けることは、かなりの負担があります。また、せっかく研修したことを日々の実践に役立てようと思っても、研修した内容を自分のものとして活用するには、ある程度の時間もかかります。同一校に複数の該当者がいる場合は、校内研修や生徒指導といった全職員が共通理解を図りながら、とりくむ活動ができなくなることも考えられます。そのような状況を考えると、教員免許の更新制については、安易に導入することなく、学校現場に多忙化を招かないような制度設計を望みます。</p> <p>2つ目は、教員の質の向上の問題です。学校は、教職員が生き生きと働ける場でなくてはならないと考えています。また、学校教育活動は、一人の教師が行うものではなく、管理職も含めた全職員が、子どもたちの幸せのために知恵を出し合い、汗をかくことで成り立つ営みだと思えます。教員の質の向上については、研修や講習を受講するほかにも、職場の同僚から学び、教育実践家として意欲ある自主的な研修・研究に努め、地域住民・保護者に信頼関係を築き、地域に信頼される教育活動を実践し、そして、何よりも子どもたちとのふれ合いの中で子どもの健やかな成長を願い、子どもたちを大切にしたい教育活動を行う等の視点が重要だと考えています。そして、すべての国民が納得できる教員の質の向上をめざした内容となるよう提言いたします。</p> <p>現在の職場の多忙化は、教職員一人ひとりが悩みや課題を抱えたまま、周りの職員に相談することもできず、職員間の連携や信頼関係を損なうなどの弊害を招いています。教員が心にゆとりを持ち、子どもたちの前で、常に元気で、生き生きと働き続けられる免許法の改正になるように強く願っています。</p>	35	男	教員
317	<p>教育は地域、生徒の実態に合わせて、一つ一つの学校がそれぞれの工夫で行っています。必要な指導も学校ごと、生徒ごとの実態によって異なっています。さまざまな教育状況を経験し、そこでの教育実践によって教員は指導力を高めています。すでに10年以上の経験を持つ教員に、全国一律の講習を受講させ、一律の基準で免許の更新の可否を決めることは、こうした教員の実情にそぐわないものです。だいたい、講習で更新を認められた人と、生徒にとって必要な教員とは必ずしも一致しません。</p> <p>だれが、どのような内容で講習を行い、だれがどのような基準で更新の可否を決定するのでしょうか。</p> <p>また、10年ごとに職を失う危険性のあるという不安定な仕事に就く人がどのくらいいるでしょうか。子どもが好きという情熱があれば経済問題は関係ない、とはいかないことは、人材確保法制定前後の事実が証明しています。</p> <p>更に、膨大な予算をかけて行う新しい制度に、費用対効果があるのでしょうか。すでにあるさまざまな制度との関係はどうなるのでしょうか。</p> <p>具体的なことが何も明らかにされず、ただ制度の導入だけを決定しようとするやり方はおかしいです。</p> <p>免許更新制度の導入に反対します。</p>	49	女	高校教員

318	<p>1. 教員免許更新制度の導入に反対です。 「優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するため」に「教員免許更新制を導入」とあります。しかし、何を以て「優秀」とするのか、教員の「資質」とは何かを明らかにしなければ、こうした制度そのものの根拠が失われるのではないのでしょうか。このままでは、「文部科学省の言うとおりにやらない教員は免許を更新させない」とおどし、「右向け右」の教員をつくることとなります。</p> <p>2. 指導力不足教員の人事管理の厳格化に反対です。「指導が不適切」か適切かを判断する基準なしにこの制度を導入すれば、文部行政が「問題あり」と判断した教員を締め出すことに道を開くこととなります。しかし、問題のある教員への対応は今ある法律で十分できます。この制度が始まれば、教員は萎縮し、教育の質が落ちると多くの専門家が指摘しています。</p>			
319	<p><教員免許更新制の導入> 「優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するために」という目的で教員免許更新制を導入するようですが、教員が大学の講義を聴いて資質が本当に向上できるのでしょうか？それほど、大学の教育システムは優秀なんでしょうか？また、今学校の先生は良く出張されているようです。学校にいたくてもいることができないうらい良く研修をされている方もいるようです。大工さんや左官さん、板前さんが講習を受けたからといって、優れた大工さんや左官さん、板前さんになれるでしょうか？やはり現場で働いてみてその人の能力を高める以外にはないと思います。教育者と大工さんや左官さんとは違うでしょうが、教育者も子どもという生身の人間、一人ひとり違う子どもを導いていく大切な職業です。実際に色々な子どもたちにふれあってこそ一人前の教師になるのではないのでしょうか？どんな優れた講習も、現実の体験に勝るものはないと思います。「百聞は一見にしかず」といいます。しかも、現場には先輩や管理職がいるはずで、その人たちは何のためにいるのでしょうか？私も医療の現場にいたので、よくわかります。免許の正当性を言うのなら、なぜ民間から教師を20%入れるというようなことが考えられるのでしょうか？無免許運転をさせてもいいのでしょうか？免許を持たず、実習もしていないような人たちが現場にくるといようなことが、他の専門的知識や技術を必要とする職場では考えられないことですね。そんな学校に孫たちを預けられないし、民間から来る人も不安なのではないのでしょうか？免許を更新して免許に正当性を持たせようとするのと、免許を持っていない人たちを学校に入れていこうとすることは明らかに矛盾しています。</p>	64 女		無職
	<p>私はこの改正の方向、中でも教員免許更新制の導入について反対します。 その理由について、 1、更新制にする目的、期待される効果が明確でない 更新制を導入したからといって、この法改正が目指すところの優秀な教員の確保、資質の向上にはつながらない(国が作る画一的な基準では教師の能力、適性の判断は出来ない)。 学習指導、生徒指導に熱心な教師ほど、自身のための更新講習や机上の勉強に費やす時間の確保が難しい。 現在問題になっている教師や児童、生徒によるいじめの問題は更新制度を導入したからといって、何の解決にもならない。 現場を統括すべき校長、教頭が更新講習の適用外になるのは本末転倒である。 効果が疑われるものに税金を費やすべきでない。</p>			

320	<p>2、現職でない者に対する扱いが不明確 教員免許を有していても、何らかの事情で教職についていない者、または退職した者(例えば育児、介護、結婚、転居等による退職、民間へ就職等)は、講習の時間確保が困難であるため、失効するおそれがある。 教員免許を有し、他の職種に就いている者、(例えば学習塾、家庭教師、学童クラブ、ベビーシッター、子育て支援のボランティア等)必ずしも教員免許を必要としないが、失効すると雇用、経営または活動に支障を来すものについての扱い、または、判定基準が明確でない。 教員免許を取得後、民間に就職し、社会経験を積んでから教職に就こうとする者の扱いが不明。 現職に就いておらず近い将来就く予定の無い者の失効した場合の損失。講習に参加できず、更新されず、失効した場合、免許取得のために費やした時間とお金の損失が大きい。また、民間で働く者にとって講習時間の確保は保障されていない。保障されたとしても男性の育休取得が困難であるように、現実的でないと思われる。 以上、現職でない者の判定基準が不明であるため、現職の教師と全く同じ講習、判定基準を用いるのは不可能である。</p> <p>3、その他の不利益事項 少子化の中、新卒、中途と雇用枠を決めるのではなく幅広い分野からの採用が必要になってくるため、更新制度による失効者を出すべきでない。 改正後に予定されている事項の物理的問題点として、免許講習は大学等が開設とあるが、過疎地や、遠隔地に住む者についての補助、サポートが得られるか疑問。 講習、更新の判断基準が不明。 現職以外の取り扱いが不明。 学校、学童保育等の現場等で、臨時、パート職員のサポートが今や欠かせない現実がある以上、更新制は導入制には反対である。</p> <p>4、その他、要望等 講習、更新でふりいにかけるのではなく、現場において校長、教頭、保護者、生徒児童そして、第三者の外部機関による指導力不足教員の認定、研修を頻繁に実施すべきである。 指導力不足の教員に対する処置として、まずは研修、そして、更に解雇、研修、再就職という手順を踏むべきであり、免許更新制度に波及すべきものではない。 必要な適格性の欠如による分限免職処分を受けた時のみ免許が失効し、更新制度による失効は避けるべきである。</p>	43	女	パート
321	<p>「教員免許更新性」は、不適格教員の排除を目的としているものである。 条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されている。現在、教職員の多忙化やストレスで退職者が急増している中で「教員免許更新性」の導入は、学校現場に混乱をもたらすものであり、教職員の資質の向上にはつながらない。 新たな退職者を作り出さないためにも、「教員免許更新性」の導入は、見直す必要がある。</p>	47	男	教員
322	<p>教育職員免許に研修制度を持ち込みどんな国策の教育を子どもたちに与えるつもりですか。どの先生も同じ教育をする、ロボット教師から、子どもたちの心が育つとは思えません。教育職員免許法等の改正に反対です。</p>	46	女	体操教室経営
323	<p>免許更新について、30時間の講習を受けるということは、ほぼ1週間、現場を離れるということですが、その1週間という時間は、更新制度が実施されなければ本来は子どもと保護者に向ける時間です。現場に出ていると夕方や夜間に気になっている子どもの保護者に電話をかけて様々なことを話し合います。時にはそれが1時間以上に及ぶこともあるのです。たかが30時間の講習と思われるかもしれませんが、そこで費やされた時間は、子どもと保護者に対して何倍もの重みとなって帰っていくことになります。 特にいじめ関係や不登校の子どもにとっては、大きなマイナスになることを理解して欲しいと思います。</p>	46	男	公務員
324	<p>教員の免許更新制度には反対です。確かに指導力不足や問題を起こしたりする教師がいることは事実ですが、そうした教師は、講習などで指導するようにするべきなのであって、すべての教師に対して免許の更新を適用するのは、教育という営みにはなじまないと思います。たとえば、免許の更新の可否が、上司である校長・教育委員会・文部科学省の意向によって左右されるようになれば、子供にとっての最善よりも上司の顔色に従って教育を行う教師が増えていくのは自明のことです。教育基本法にも愛国心教育が盛り込まれましたが、免許の更新の際に、都教委がやっているような、日の丸・君が代に対する対応の仕方によって、つまりは、教師が為政者たちに従順で都合がよい人物かどうかによって選別されていくのは、わかりきった話です。私自身は、今回の免許更新制度は、子供のいじめなどのためというよりも、こうしたことのために決められたことだと考えています。ですから、真に心ある教師たちを排除する危険性の大きい、今回のような改正には、私は、断固として反対します。</p>	50	女	主婦

325	<p>免許状更新講習の講習時間は30時間程度、講習場所は大学等となっているが、五島・吉野・対馬など離島での学校を多く抱える長崎県では、その前後の移動日が各1日必要である。分割して実施すればその出張旅費もかなりの額になり、教育本来の場に使われるべき時間や財政にかなりの負担がかかってくる。一括して実施すると、それだけ学校をあけることができるのは長期休業中ぐらいである。それだって、中総体、生徒との個人面談、二学期制等を考えると、すんなりとはいかない。まして、これを10年ごとに実施すると、在職中に3度することになり、時間的に、財政的に実にむだなことの積み重ねとなる公算が強い。また、このための教員の負担は計り知れないものである。これが毎年の浪費になるのかと思うと嘆かわしい。ほんの僅かいるかもしれない不適格教員をしばらくは、国をあげてとりむことの愚かさを痛感する。</p> <p>従って、免許更新制度の導入は必要ない。たとえ導入するにしても、免許状更新講習の日数を20～30時間にするなどの弾力的なものとするべきである。地方の実情を考えてのことである。</p>	60	男	団体職員
326	<p>教員の質の向上は、教職員同士の学び合いや自主的な研修・研究、子どもたちとの教育実践により、はかるべきものであると考えている。教員免許の更新は、教員が学校現場を離れて講習を受けることになり、本来子どもにむけられるべき時間や労力が講習にむけられてしまうことになってしまう。また、分限制度や指導力不足教員研修制度などが制度が整備されてきている現在、不適格な教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用の面からも不必要であると考えている。</p>	43	男	小学校教員
327	<p>“1. 教員免許更新制の導入(教育職員免許法改正)”について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとにすすめる必要がある。 ・免許の必要な職種は、教員以外にも様々あり、その中で、あえて教員のみが現在話題にされているが、他の職種の免許との関わりについても考えていく必要がある。 ・現在、学校現場では、県・市で様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっているところに、さらに負担をもたらすことになる。 ・教員が学校現場を離れて、講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習受講に向けられることになり、子どもにとってプラスになるとはかぎらない。 ・条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある。 ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。 	48	女	教員
328	<p>研修に出られる先生の仕事が残った先生でやらなくてもよいようにすること。長期休業中でも中学校は、部活動があり、忙しい現場をもっと知って欲しい。</p>	56	男	元中学校教諭
329	<p>教員にとって自らの専門性を高めるための研修は権利であるとともに義務である。研修は教員にとって生命線であり、継続的におこなわなければならないことは言うまでもない。研修は教員どうしでおこなう自主的なものと教育行政が実施するものとの大別することができる。本来どちらの研修にも教員が参加できるよう十分な機会を保障するよう教育行政は努力しなくてはならない。一般に教育行政は、教育行政がおこなう研修を重視し、教員どうしの自主研修を軽視しがちである。しかし、教育行政がおこなう研修は、初任者研修や10年経験者研修などの研修内容に代表されるように、現場の要求を反映したものにはなりにくく、画一的になりがちである。一方、現場の教育実践の中で生じた問題意識をもとに行われる自主研修のほうが、教員にとってより有意義なものになる傾向がある。このことは教員が現場において成長するという事実の反映だと思う。</p> <p>今回の教員免許更新制は、国が教員の質を保障するという性格を持っていると考えるが、国が与えたお墨付きは、表面的なものにすぎないのであって、生徒や保護者にとってそのまま教員への信頼の証となるとは考えられない。教員への信頼は毎日の教育実践の中で、生徒や保護者との関わりの中で生じてくるものであるからだ。となると教員免許更新のための莫大な費用や労力は、それに見合う効果を上げることになるかどうかははなはだ疑問である。今年度、文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」が示すとおり教員の多忙化が進む中、10年ごとに30時間程度の講習を受けるために学校現場を離れることは、教員にとってはおおいに負担であり、生徒や学校にしわ寄せが行くことが予想される。講習をおこなう大学にとっても大きな負担だろう。それよりは学校の教育条件の整備を進めるべきではないか。</p> <p>もっとも警戒すべきなのは、教員免許更新制を通じて、教員に国の政策に対する批判や疑問を抱かせない状況が作りだされるかもしれないことである。民主主義の社会にあつて権力に対する健全な批判こそ、もっとも大切なものである。画一的な教員づくりを通じた画一的な国民づくりは国の進路を誤ることに直結する。</p>	45	男	長野県高等学校教職員組合専従役員

330	すでに教員免許状を有している者としては、免許状を新たに更新することは、「契約違反」である。おかしな世の中だ。	41	男	団体職員
331	・現場の教職員にこれ以上の負担を強いるのは止めていただきたい。文科省が行った勤務実態調査でも明らかなように、休憩もほとんどとれずに勤務しているのが実態です。その上、本来割くべき子どもへの対応や授業の準備の時間さえも十分にとれないのです。講習にかけられる時間とお金を、直接子どもたちに還元できるようにしたほうがよほど効果があがるものと考えます。どうしても実施するのであれば、免除措置を拡大するなどして、負担が軽くなるようにしていただきたい。	47	男	中学校教員
332	中央教育審議会答申及び教育再生会議の第一次報告を踏まえた、教育免許更新制の導入や、指導が不適切な教員に対する人事管理に関する制度の改善 検討事項3-1の1.(関連) ○ 教員免許状更新講習について 教員の資質の確保・向上の観点から、免許状に有効期間を定めることは有意義であると考えられる。(社)全国学校栄養士協議会は、栄養教諭及び学校栄養職員の機能団体であり、従来より、資質向上に関する専門的知見を生かして研修事業も実施しているため、栄養教諭の免許状更新講習においては、その講習の一部の実施について、本協議会が位置づけられるよう検討していただきたい。 本協議会は、平成16年の栄養教諭制度実現に先立ち、平成10年より栄養教諭としての資質、職務を想定して自主研修を行い、9000名会員すべてに受講を義務付けて今日に及んでいる。 平成16年の中央教育審議会の答申内容により指導の第一とされた個別指導については、特に力を入れ、専門家を講師に招き、実践の指導を受けており、この講習により現在の栄養教諭・学校栄養職員の資質向上は明らかである。 そのようなことから、教育免許状更新講習については、本協議会がこのところを実施するようお願いしたい。		女	社団法人・ 全国学校 栄養士協議会 会長
333	教員免許更新制は、不適格教員の排除を目的としているものの、どれだけ、実効あるものとなるか疑問です。何を以て「不適格」とするのか、どうやって「不適格」を判定するのか明らかになっていません。「いじめ問題」も「必修科目未履修問題」も「タウンミーティングやらせ問題」も「規範意識の低下」も「悪いことは、悪い」「いやなことは、いやだ」とはっきり言える教室環境、職員環境でなくては、解決しないものです。しかし、意見をはっきり言うことが行政側の恣意的な判断によって「不適格」となってしまう危惧もあります。教員が子ども達に範を示すことができません。これでは子ども達に「悪いことは、悪いと言いなさい」「正しいと思うことをやりなさい」といった教育の本質とも言える「規範意識」を教えることすらできません。 十分に議論し、様々な方面から意見を聞いていかないとこのままでは、抽象的な議論・制度で予算の無駄遣いとなってしまいます。	37	男	教員
334	現在、法定研修以外にも県・市・町ごとにさまざまな研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。いじめや不登校等多くの教育課題があり、子どもたちと向き合い語り合う時間が必要なときだからこそ、新たな研修を導入することは、学校現場の状況を全く考えていないとしかいえない。教職員の質は、教職員同士の学びあい、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である	52	男	教育公務員

335	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかなように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のあり費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります。国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	58	男	教員
336	<p>教員研修は、すでに法定研修や都道府県ごとの研修、さらには市区町村ごとにも様々な研修が実施されている中、さらに免許更新のための研修が増えることは、教育現場に今以上の負担を強いることになり、子どもと向き合う時間や労力が削がれることとなります。</p> <p>また、「教員は現場で育つ」という視点に立てば、日々の教育活動が最高の研修であり、日々の実践を積み重ねることこそが教員の力量向上につながるものと思います。そして、それを補完するものが現在実施されている、各種研修ではないでしょうか。それならば、より教育現場のニーズに応じた研修を充実させることの方が大事だと思います。</p> <p>もっと伸び伸びとした教育環境で教育実践が積み重ねられるよう条件整備をすることの方が大事なのではないですか。もっと日本の教員の力量を信じてください！</p> <p>教員免許状の有効期間を定めることについては反対します。</p>	48	男	教諭
337	<p>免許更新時の講習期間が30時間程度と定められていますが、現在の教育現場の状況から判断して、教員が30時間もの時間を割くのは非常に困難であり、現場の混乱のもとになるものです。教員の資質向上のためには、講習や免許更新のためにさらに教員の時間を割くのではなく、生徒の指導や教材開発に専念できる時間を確保できるようにすることが必要です。</p>	41	男	デザイナー
338	<p>昨年、国民多数の意思を無視して、日本国憲法に違反する「新教育基本法」が強引に制定されたことは、まことに遺憾であります。しかも今、それに則る教育関連法案の制定をすすめる動きは憂慮に堪えません。空前の速度で中教審答申を作成するのは、この短期間の意見募集と共に、「民意を聞いた」アリバイ工作に過ぎぬ営みです。昨年、国会で明らかにされた「やらせのタウンミーティング」とそっくりの構造ではありませんか。</p> <p>特に標記の法案は、日本の国家・社会の教育を全面崩壊させる稀代の悪法となります。いわゆる国旗・国歌法が、「学校現場に強制するものでない」と国会質疑で言明されたのも関わらず、現状は戦時中よりひどい形式的儀礼の強要と、自立的精神の圧殺が横行しています。ここに免許更新制など導入すれば、「指導力不足、不適格」の名目で、「上からの、一方的な」指示に批判的、懐疑的な教員は、遠慮会釈なく排除されるでしょう。学校は再び、あるいは戦時中以上の強圧的訓育の場、場合によっては懲罰的訓練の場になりかねません。伊吹文科相のいう「日本社会は人権メタボリック症候群」どころか、「子どもと教員の人権」こそ、緊急に保障しなくてはなりません。</p> <p>第二次大戦敗北の反省から、「平和国家、民主国家、文化国家」として再建すべく、日本国憲法と教育基本法は制定されました。</p> <p>時代の制約から、その条文の語句に至らない部分ではありますが、永年の国民の努力によって豊かな解釈も蓄積されてきました。そうした真摯な営みこそ尊重されるべきです。</p> <p>改めて現在の「新教育基本法」に則る教育関連法案制定、特に教育職員免許法等の改正の撤回を求めます。</p>	71	女	無職
339	<p>現在、子どもをとりまく状況は、年々深刻さを増しています。「いじめ」による自死、「子ども虐待」など、子どもたちの安心して育つ場が失われています。</p> <p>このような中で、教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来、子どもに向けられるべき時間や労力が講習にむけられてしまうことになってしまう。</p> <p>子どもたちの安心して育つ場の確保という観点から、検討をお願いしたい。</p>	48	男	教職員

340	<p>「普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めること」には反対である。むしろ教職員の地位をきちんと保障し、自由に研究や研修活動ができるようなさまざまなサポート体制をつくるべきだ。教職員の地位が保障されてはじめて豊かな教育が保障されるはずだからだ。人格が人格にかかわるという教育の論理から考えれば、小手先の「研修」「講習」などの義務を果たせば教職員としての地位が保障されるような「おためごかし」の制度でその能力や技能が高まるはずはない。むしろ質の低下をもたらすだろう。</p> <p>静岡県には10年研という、10年目になる教師に対して県教育委員会が泊まり込みの研修会をひらく。わたしも出席したことがあるが、非常に内容空疎だった。たとえばグループワークで助言者として県の係りの者がいる間は、その係りに対しては模範的な研修生となってお茶まで出すようなキリッとネクタイをしめた教諭が、その係りが席をはずしたとたん、グループで最後に部屋の掃除をして散会することになっているのに、すぐに姿を消してしまった。こういう恥ずかしい低レベルの教諭を大量生産するだけである。</p>	51	男	高校教諭
341	<p>放課後の学校では、教員がどのような過ごし方をしているかご存じでしょうか？毎週2回以上は会議か研修会等の出張、会議の合間に提出書類の作成・保護者対応・下校時のパトロール……。肝心の子どもの指導にかかるプリントや教材研究に取りかかるのは、たいてい勤務時間終了後。持ち帰り残業に早出の仕事は日常茶飯事で、すべて個々の教員の使命感と熱意によって辛うじて保たれているのが現状です。</p> <p>そこに今回の教員免許法等の改正が実施されると、30時間も講習を義務づけられた教員は、学校で子どもと向き合える時間が更に減ることは必至で、このことは子どもたちにとっても不幸な結果をもたらすことが懸念されます。長期休業中も、研修や会議に追われ30時間の講習は、大きな負担です。講習の実施主体は大学となることが予想されますが、その内容は果たして教育センター等で実施している内容とどのような違いがあるのでしょうか。同程度のものであるとすれば、受講する側からすれば、実のある制度として受け入れる気持ちにはなれません。条件付採用制度・分限制度・指導力不足教員制度など、教員の適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とするような本制度はその意義に大きな疑問さえ感じます。</p> <p>いずれにせよ、教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民合意のもとに進めていただくことを切にお願いします。</p>	43	男	教員
342	<p>多様な子どもたち、ひとりひとりにきめ細やかな対応をしたいと願って教壇に立っている多くの教員は、多忙な毎日に身も心も疲れ果てています。精神疾患の療休者が激増していることが、そのことを証明しています。その上、教員免許を更新するために30時間も研修を受けるとすれば、多忙化に拍車がかかりますし、その時間を使って子どもの指導をしたいと思うのは私だけではないでしょう。不適格教員ならば、今ある制度でも十分に対応できます。また、研修は、学校現場で教職員同士が協力し、学び合う中でこそ行われるべきです。そして、何よりも「更新しないぞ」と脅かされているようで、非常に息苦しさを感じます。極めて創造性が要求される教育の現場に、強い強制力が働くことになれば、それこそ教育の危機です。教員免許更新性の導入に強く反対します。</p>	51	女	教員
343	<p>まず、教師の資質や免許のことよりも、人間として人に接し、愛情で、教育できるこころのゆとりをもてる環境をつくるべきではないでしょうか？</p> <p>一人の教師が40人も細かくみれますか？？？？？</p> <p>本来よい教師だったとしても、すぐ挫折するでしょう。</p> <p>教師をしばりあげることより、人間の限界をどこまでなのかを考え現実に照らし合わせる方が先です。</p> <p>こんな大事な意見募集がたった1週間でしめきりなんて、現実を解ってない方がやられてるとしかおもえませんね。</p>		女	会社員
344	<p>・現在、教職員の勤務状況は多忙化の一途にあり、県・市町村ごとに定められた研修も多く、疲労・ストレスの蓄積が問題となっています。その上、教員が職場を離れて講習を受けることになれば、子どもに向けなければならない時間や労力がますます少なくなる危険性があります。これは、子どもにとりまして、国民にとりまして、決して喜ばしいことではないと思います。</p> <p>・教員の質の向上はどんな時代にも必要ですが、まず教員同士の学び合いや自主的な研究を奨励し、保障していくシステムをつくるのが大切に思われます。</p> <p>また、教員採用時における成績至上主義の傾向を改める必要があると思われます。</p> <p>・教育は日本の将来を決定するきわめて重要な問題です。したがって、教員免許更新制については広く国民の議論を尽くし、国民の合意のもとですすめることが肝要かと思えます。</p>		男	無職

345	<p>●教員免許更新制の導入に反対である。</p> <p>教員免許は、自動車免許とは意味合いが異なる。更新時に30時間の講習を受けて更新するというシステムは、決して目指しているような教員の質の向上にはつながらないだろう。教職は、医師や弁護士と同列で考えるべきであろう。その職業に就くべく勉強をして自ら選んだ道を進もうとする若い人たちに思いを馳せて欲しい。もしもその職業に向いていないとわかったら、早々に辞めてやり直すはずだ。</p> <p>もしそれでも導入するとしたら、それは、政教分離に反する「不当な支配」と言わざるを得ない。たとえば、政府の方針にそぐわい、あるいはイデオロギー的に問題ありのレッテルを貼られた教師の処分にはもってこいの制度なのではないだろうか。そういう懸念は払拭してから制度作りをするべきだ。でないと教育の現場は歪む。かつての教育基本法がなぜ第十条で「不当な支配」はあってはならないとしたのか。教育の原点に立ち帰り、真理を見据えて判断していただくことを望む。</p> <p>●教師同士がサポートしあえる環境づくりを望む。</p> <p>子どもたちを取り巻く環境が変わり、教育現場も変わってきている。教員は保護者や校長や教育委員会などから評価される立場となり、ストレスにさらされている。子どもたちのためにも、教師が健全にその職務を遂行できるよう、たとえば先輩教師が新米教師をサポートする、そんな制度を望む。退職し嘱託として復帰している先輩教師の潜在能力をフルに生かすシステムなども考えて欲しい。</p>	48	女	
346	<p>現段階での教員免許更新制に反対します。</p> <p>その理由は、他の資格・免許との整合性が取れないためです。次世代を育成するという意味で教育が重大な影響を及ぼし、またその役割を担う教員の質を維持することが重要であることは言うまでもないことです。しかし、それは教員だけに当てはまることでしょうか？</p> <p>例えば、人の生命を扱う職業である医師や看護師などの医療従事者はどうでしょうか？あるいは人の権利を守る弁護士など、いわゆる士業と呼ばれている人もいます。耐震偽装問題で注目を浴びた建築士も国家資格です。これらの免許や資格はほとんどが終身有効ですよ。</p> <p>いずれも国民全体の社会生活に大きな役割を果たす専門家です。その重要性・専門性は一概には比較できないとは思いますが、その知識・技能を定期的にチェックするような制度は今のところありません。なぜでしょうか？</p> <p>医師を例にとると、「常に最新の医学的知識を持っていなければやっていけないから、免許を更新せずとも質は保たれる」というのが常套句です。しかし現実には、医師免許は持っても基礎的な研究ばかりで臨床にほとんど携わらない医師もいます。育児などでしばらく現場を離れてから復帰する人もいます。もちろん、そういう医師が再び現場に戻る場合は研修などを行うのですが、それはあくまで自主規制で法的には患者を診る資格があるわけです。患者にしたらたまらないですよ。</p> <p>例のように、知識・技能の質が保証できない人を放置して国民が受ける被害は、専門性が高ければ高いほど大きくなります。もちろん、教員免許にしてもそれは変わりません。しかし、その中であって教員免許だけを更新制にしなければならぬ理由は何なのでしょう？逆に言えば、教員にしても日々の教材研究や情報収集は怠ってないでしょうし、既にある10年者研修のように、法令に依らない方法で質を担保する方法もあります。だとすると、医師免許と同様更新の必要はないことになります。</p> <p>繰り返しになりますが、教員の質を保つことは重要です。しかし、そのために教員免許を更新制にすることはその専門性や重大性を鑑み、他の免許・資格と比較しながら慎重に検討していく必要があると思います。その上で更新制にすべきものは教員免許も含めて議論する必要がありますが、そのプロセスを欠いた議論はあまりに拙速であると言わざるを得ません。</p>	25	男	大学生
347	<p>私はいわゆる「不適格教員」の認定と、それとセットにした教員免許更新制の是非については反対の立場です。なぜなら、基準や方法が極めて不透明だからです。</p> <p>そもそも、何を以て「指導が不適切」とするのが曖昧です。教育や医学の専門家、保護者などの意見を聞いて任命権者が認定するとのことですが、第三者委員会に諮られるということは、その前に校長や教育委員会などが当然選定するわけですよ。まずその選定基準がどのようなものかが示されていません。これでは、校長など管理職の主観に基づいて選定するなど恣意的な運用がなされてしまう恐れがあります。</p> <p>特に、組合活動など特定の政治・宗教的思想をもった教員を難癖つけて「不適格」とし、教育現場から排除しようとするような動きに利用されかねません。逆に言えば、免許の更新を突きつけて「踏み絵」を迫るようなものです。これでは、国や教育委員会の定めた方針に従って、粛々と授業を進める教員のみをよしとする風潮を招く恐れがあり、戦前の軍国主義教育のような言論封殺型の学校になりかねないと危惧します。</p> <p>また、不適格と認定された教員に対する研修についても、その期間も方法も何ら具体的に示されていません。（「過度に長期にならないよう」との記述はありますが。）これでは宝塚線の脱線事故で有名になったJR西日本の「日勤教育」のように、研修の名を借りたいじめと化す可能性すら考えられます。まずはその基準を示すべきです。</p>	25	男	大学生

348	<p>パブリックコメントの期間が、土・日を入れて7日間というのは、あまりにも短すぎると思います。このような重要法案なら1ヶ月間くらいは国民から意見を聞いて、国民合意の中ですすめる必要があります。安倍政権の重要課題といっても、教育施策の見直しを急いでたたきあげようとするれば禍根を残すと思います。今急いで改正する必要はありません。免許を更新制にするのは、多くの矛盾を含んでいます。他の職業免許で、更新制をとっているのは、ひとつもありません。また、文科省は民間校長を登用しようとしています。一方で免許がない人を学校現場に入れようとしているので、これも矛盾しています。現在でも10年研をはじめ、様々な研修が行われています。これにあらたに30時間の講習を入れれば、学校現場はさらに忙しくなり、本来子どもに向けられるべき時間がこのような講習に向けられてしまいます。教員の教育実践力は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりの中で向上していきます。そういう資質向上の視点が重要ではないでしょうか。</p>	49	男	教員
349	<p>昨年まで学校現場にかかわっておりました。多くの教職員を見てきました。今問題になっている「指導力不足」といわれる教職員の問題について、一言意見を申し上げます。昨今の子どもたちの状況の大変さは、社会の状況が反映されていることは異議のないところだと思いますが、その中でひとり一人の教員に求められるものは激しく変化しております。従って、このような法律で定めて運用を「硬化」することは費用対効果の面からも疑問です。実際様々な問題に対応すべく、条件付採用制度・分限制度・指導力不足教員制度など、適格性をどう確保していくかは、論議されその都度整備されています。もちろん、常にその一つ一つを点検する必要があります。しかし、既にある制度を十分活用することをせず、しかも現在の教育に関する緻密な分析もないまま、免許にかかわる重要な法律の制定を急ぐことは、内閣の「人気取り」との世論を免れないのではないのでしょうか。</p> <p>実際「教育再生会議」のメンバーを見ておられますと教育の専門家の顔が見えません。教育学者の声は何も聞こえてきません。文科省が、大学の頭脳集団を無視して、「しろうと」の意見(たとえそれが総理大臣の諮問機関であったとしても)を採り入れることには、慎重を期していただきたいと思います。このところの教育談義を聞いていますと、一体日本の教育学者はどこで何をしているのかと、思わずにはいられません。</p> <p>教員免許更新制度については、制度設計・具体的な内容を明らかにして、知的レベルの高い国民的な論議を行っていただかないと、とうてい納得が出来ません。</p> <p>加えて申せば、やはり「教員は現場が育てるもの」です。子どもたちに育ててもらうものです。保護者に気付かせてもらうものです。そうして子どもの側に立てる「先生」に育っていくのです。ある意味、教育エリート「教員」が「できない子ども」の立場にたつには経験しかないと言長年の経験から思います。そして、経験を伝え合ったり、子どものことをきちんと論議する「学年会」の時間をまず確保していただくことが、先決です。これ以上の研修を付け加えることで問題が解決するとは思えません。</p>	52	女	パート
350	<p>あまり性急に物事を進めないように、慎重に対応してほしい。もう何か、不的確教員がいるから、教育全体が、あるいは国全体が腐ってしまう。というような考えに凝り固まらないで、問題にあったってほしい。あまりにも過酷な状態がある場合もあり、普通の教員であっても、力が発揮できない状況や環境がありうることに目をもっと向け、そのところの改善に力を注いでほしい。また、生徒や保護者に信頼されていても、校長には受けが悪いというようなことも現場ではありがちなことであり、そのような先生が免許取り消しになるようなことの無いようにしてほしい。また生徒が不安定な状態(校内暴力やいじめの多発など)に対応の最中には、勤務時間はあつてないようなものであり、ほかのことに割ける時間はほとんど無い。そのような時に、免許更新があるから、子供への対応はなるべく時間を割かず、研修だけは時間かけようという風潮を生まないようにしてほしい。実のところをいえばまず、一クラスの人数を少なくするという実験をまず何よりも優先して行ってみるべきではないか。5年～10年その実験をしてみて、経過を見てから、そのあとで、免許更新問題に取り組んでも良いくらいだと私は思います。実際、経験からいって、僻地で、一クラスの生徒の数が少ないところでは、それほど深刻な問題は起きていないような気がします。</p>	49	男	教員

351	<p>「改正の方向」のすべてに反対である。</p> <p>1. 一部の不適格な教員が教育に携わらないようにすることは現行法制でも可能である。同法改正は、学生・生徒・児童の内心の自由を侵害して国民の“こころ”の国家主義的統制を図り、教育機会の不均等を拡大・固定化する改正教育基本法のねらいを貫徹するためのものである。そのために、人事・給与諸制度と連動させ、国策に従順な教員をつくることを目的とするものにほかならない。今回の改正は、教育現場の諸問題の解決どころか、問題をいっそう深刻化させることにつながるものであることは明らかである。また、学生・生徒・児童の豊かな成長を育むために日夜努力している教員の尊厳を蔑ろにするものであり、問題解決のためには教育および教育者の自主性や創造性を最大限保障していくことが必要である。</p> <p>したがって、「改正の方向」のすべてに反対である。</p> <p>2. 意見募集期間がわずか7日間というのは不当な短さである。国民の声を広く聞こうとする姿勢ではなく、「意見を聞いた」という装いを形式的に取り繕うためとの批判を免れ得ないものである。行政手続法では、命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案について30日以上期間を設けて「広く一般の意見を求めなければならない」とこととされており、行政手続法に該当する案件については最低限である30日の意見聴取が行われている。この趣旨は「広く一般の意見を求めようとするのであれば、最低30日は必要であるということ」を意味している。今回の「『教育職員免許法等の改正の方向について』に関する意見募集」は「任意の意見募集」であるが、行政手続法に比してあまりにも短い意見募集期間の設定は改めるべきである。</p>	60	男	大学教授
352	<p>教職員免許法を導入することに反対します。理由は以下の通りです。</p> <p>①教員免許の取得時点で、免許状の更新は前提となっていません。</p> <p>②課業日はもちろん長期休業中も多忙な学校現場にいる教職員が、2年間で30時間程度の講習を受けることは、現場のさらなる多忙化を引き起こすことは明らかです。</p> <p>③教員免許更新制については内容を明らかにし、1部の人間で決めるのではなく、国民的論議を十分に行った上での国民合意のもとに進めてほしいです。</p>	40	女	公務員
353	<p>教員免許更新制には反対である。</p> <p>教員免許を更新制にすることにより、優秀な教員を確保できるという根拠が不明である。実施するのであれば中教審は優秀な教員を確保できるという根拠(データ)を示すべきである。</p> <p>教員免許を更新制にすることにより、教員の勤務条件が悪くなり優秀な人材が教職を避ける可能性があり、かえって教育の質を落とす可能性がある。</p> <p>また、意見募集の期間が短く、文部官僚が免許の更新制により新たな利権を作ろうとしている点の疑念がある。</p> <p>教員免許更新制には反対であるが、実施するのであれば更新事務や更新講習など官僚の天下りを禁止し、官僚の利権と関係ないことを明確にすることを求める。</p> <p>また、更新費用や更新講習費用は全額国庫負担にすることも求める。専業非常勤化している人や、企業に勤めているが教員を希望している人にとって、更新講習の参加は大きな負担になる。</p> <p>制度を導入するのであれば、これらの人の旅費や、講習参加による休業補償も国として行う必要がある。でなければ、免許失効後に採用試験を受けるのは難しくなる(教員の質の低下につながる)。</p> <p>なお、更新対象者を現職の常勤の教員に限定すればこれらの者に対する配慮は不要になる。報道では、管理職には更新講習を免除とされているが、管理職に免除するぐらいなら、教員免許更新制はそもそも必要ないことになる。更新制にすれば管理職も更新制にすべきである。</p> <p>免許法改正により、教員免許更新制を導入して優秀な教員を確保するという考え方は、そもそも間違っていると思われる。中教審は教員の役割について明確に示すべきである。例えば、給食費の未納が問題になっているが、この給食費の取り立ては教員の仕事なのか？非常に疑問がある(初期段階の対応は生徒への配慮として教員が対応することもあり得るが、頑なに支払わない親への対応が教員の仕事だとは思えない)。</p> <p>まずは、小中高のスタッフを強化して、教員が対応しなくても良い事項はスタッフに任せて、教員は教育と生徒指導に専念できる体制を整備することが重要ではないか？</p> <p>給食費の取り立てにより、教員の教材研究の時間を奪っておいて教育が良くない、指導力不足の認定といっても納得できるものではない。</p>	30	男	

354	<p>「任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの第三者からなる判定委員会の意見を聴いて、『指導が不適切な教員』の認定を行うこと」とあるが、判定委員会にかけられる書類・資料がどこまで公平性や客観性等を持つものであるかが問題である。</p> <p>恐らくは、現場の校長が最終責任者として認定書類を作成するのであろうが、この校長と該当教員との間に感情のわだかまりや不信感があれば、作成上の表現や関連資料などにも影響が現れてくる。この表現や資料の妥当性を、誰が、どこで、どのように判断するのか。そこに書かれていることに対する本人の釈明も必要である。そもそも何をどう書かれて指導委不足教員に判定されようとしているのかを本人に開示すべきである。そうでなければ、校長の一方的、恣意的な判断で、一人の教員人生が変わるのである。</p> <p>「厳格化」をいうならば、そのシステムも慎重過ぎるほどに慎重に、一点の誤りもないようにしなければ、このやり方は大きな禍根を残す。</p>	60	男	団体役員
355	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかになように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。</p> <p>そこに、現行の法定研修や各都道府県・市町村ごとのさまざまな研修に加え30時間ほどの講習が導入されと、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題だといえます。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出削減の費用対効果の面からもきわめて問題があります。教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があります。国民合意のない中で、の拙速な導入には絶対に反対です。</p>	38	男	教員
356	<p>法定研修以外にも、さまざまな研修があり、教職員の超勤・多忙・ストレスがたまっている現状がある。さらなる負荷をかける必要はないように考えます。</p>	53	男	教育関係者
357	<p>免許管理者によって何を基準に不適切であると認定されるのかがはっきりしていません。このことを放置すれば指導の名の下に管理者による私欲で教員の選別が行われかねません。これはファシズムに通じることだと憂慮しています。何かの基準に人を沿わせて評価しランク付けをするのではなく、その人なりを伸ばしていくのが教育です。不適切なことが起きたなら、学校教育のあり方そのものに何か人を生かすにできない不具合がないか、徹底した話し合いが必要です。何人かの先生の処分で良くなるような生易しい問題ではない、深刻な問題が教育現場にはあると思います。よって教育免許更新制の導入に反対します。</p>	45	女	主婦
358	<p>免許法改正に伴い、様々な研修が実施され、管理職からも参加を強制され、ただでさえ忙しい仕事があるのに、このことでたくさんの時間を割かれ、本務に著しい支障をきたすことは明白で、現場にとっては迷惑この上ない。ストレスが多い職種でさらにこんなことで神経をすり減らさねばならないのは大変迷惑なことである。</p>	54	男	公務員
359	<p>現在、初任者研修や教職経験10年経験者研修の他にも山形県では教職経験5年経験者研修が実施されています。この他にも教育事務所単位、市町村教委単位での研修もあり、学校に落ち着いていられない状況があります。特定の教員が忙しいのではなく、みんな非常に忙しいのです。</p> <p>そのような中、教員免許更新制が導入され、更に学校を離れて講習を受けなければならなくなるとすると、子どもに向けられるべき時間や労力がますます剥ぎ取られることとなります。これ以上落ち着かない学校にはしてもらいたくありません。</p> <p>また、教員免許更新制にかかる費用は莫大なものになると思いますが、費用対効果の面からおかしくないでしょうか。「教員の質の向上」は学校での教職員同士の学び合いや子どもや保護者との触れ合いからの学び、また、自主的な研修ではかられることが重要ではないかと思えます。</p> <p>一律に学校から教員を一箇所に集め、30時間の講習を受けさせるなどという今回の案は、是非取りやめていただきたいです。</p>	42	男	小学校教員

360	<p>教員免許を10年ごとに更新するという改正の方向は、教員の仕事の実態にそぐわないものです。教育は地域の事情を反映しながら、子どもたちの実態に応じて実践し、その蓄積によって教育力を高めています。誰がどのような内容で講習を行い、誰がどんな基準で講習終了を認定するのかもわからないまま、制度のみを導入させようとするのは拙速に過ぎます。</p> <p>また、教育が困難さを増していることは周知の事実であるうえに、10年ごとに失職の可能性のある不安定な職業となれば、教員を希望する人は激減すると思われます。</p> <p>教員免許更新制度の導入に反対します。</p>	58	男	高校教員
361	<p>教員免許更新制の導入案の中に「勤務実績その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要のないものとして認められた者」なる部分は、何を意味しているのでしょうか、そうなれば免許の更新に必要な講習の内容がどのようなものなのか理解に苦しみます。時代の変化や制度の改正などについての理解をふかめるためのものであれば、「例外」をもうけることに不自然さを感じます。また誰がどのような基準で判断するのか、きわめて困難であると思います。不公正なかたで運用される危険を感じます。</p>	59	男	高校教員
362	<p>教員免許更新制の導入に、反対である。</p> <p>教員の力量は、日常の授業実践による子どもたちや保護者との関わり、同僚・先輩教職員との協力共同を通じた学び合い、自主的な研修・研究によってこそ高められる。現在でも、教育委員会により様々な研修が実施されているが、力量の向上に効果的な研修はきわめて少ない。また、参加日程が義務づけられている研修は、日常の教育活動との両立が困難である場合も少なくない。</p> <p>現在、教員は多岐にわたる教育活動にあたっており、多忙を極めている。さらに、教育委員会の様々な部署から一方的に求められる「改革」が一層の過重負担を招いている実態がある。教員が、平均月60時間にもおよぶ慢性的な時間外勤務を余儀なくされ、ゆとりの持てない状態が続いていることは、文部科学省の実施した「教員勤務実態調査」においても明らかである。日常的に、子どもたちと関わり、授業準備や教材研究、自主的な研修に十分な時間が確保されることこそ最も大切であり、教員の力量の向上に寄与することにつながる。10年ごとに30時間ともいわれる更新講習を課すことは、勤務実態からみれば、さらに多忙化に拍車をかけることになりかねない。</p> <p>そもそも教員免許制度に更新期間を設けることの必要性がない。更新制を取り入れている免許、資格はなく、現職者にまで適用することは、法的に問題である。更新講習に費やされる予算は、少人数学級の実現、教職員数の増員にこそ活用されるべきである。</p> <p>免許更新制の目的が「不適格教員の排除」にあることは、教育行政当局の意に添わない教員の排除に恣意的に悪用される危険性が強く、容認できない。「指導力不足教員の人事管理の厳格化」も、排除の姿勢を強調するだけで、教員の力量の向上を支援するものになり得ていない。昨年、教育基本法の改悪を強行した安倍内閣が、上意下達の教育をすすめるため、「物言わぬ教員」つくり教員免許更新制を導入しようとするならば、教育を破壊する施策でしかない。「改正」案を国会に提出しないよう強く求める。</p>	54	男	高校教員
363	<p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や、地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が、重要である。</p> <p>教員が、学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもにむけられるべき時間や労力が、講習に向けられてしまう。子どもにとっては、一緒に悩みや課題に向き合ってくれる教員が欲しいと思うし、親の立場からもそう思う。指導力の問題については、各県ですでに取り組まれているのだから問題ないと思う。</p>	50	男	公務員
364	<p>○教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や、地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が、重要である。○教員が、学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が、講習に向けられてしまう。</p>	33	男	公務員
365	<p>現在、法定研修以外にも都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施され、教職員の超勤・多忙化が問題となっています。この上、教職員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間が減らされることとなります。</p> <p>学校では、様々な問題が山積し、学校現場では今も人が足りていない状況であり、学校現場の運営上支障がでることが危惧されます。</p>	36	女	公務員
366	<p>「教育免許の更新制を導入しないことを求めます」</p>	55	男	公務員

367	条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されており、この上さらに「教員免許更新制」を新たに導入することは、必要ないと考えます。	36	女	公務員
368	教員の資質向上については、教職員同士の学び合いや自主的な研修・研究がおこなわれており、子どもたちとともに教育現場での活動や地域・保護者とのつながりの中でおこなわれるべきものである。このような現場の実態から離れた研修では、真の教員の資質向上にはつながらないと考えます。	36	女	公務員
369	私も、わからないことが多々あるのですが、まちがっていましたら申し訳ありません。 まず、教育基本法が改定になり、それに関連した法改正はやむを得ないと考えております。では、その中身です。まだ、法案をじっくりと読んで意はいませんが、新聞などによりますと、例えば、「管理職は免許更新の対象から外れる」と聞きました。本当でしょうか？とするならば、管理職は、教職員ではないと言うことになるます。また、そのような方が、学校の管理職でよいのでしょうか？ よい教師を育てていく制度と考えておりますが、よい管理職無くして、よい教師が育っていくのでしょうか？そんなことはないはず。同時に、教育委員会、文部科学省職員もそうです。すべて教育大学卒とか、教員出身がいいとはもちろんいいませんが、本当に「子ども達」や「保護者」「教師」のことを理解した上で、「免許更新」の研修が考えられているのでしょうか？とても疑問です。 例えば、「これまでの数多くの研修によって、教師の力量は確保されていなかったのでしょうか？」新たな研修制度なのか私にはその全貌がわかりませんが、もし、今までの研修で対応できない、つまり、よい教師が育っていないのであれば、教師側の責任もありますが、行政側の研修（多額の税金が投入されているはず）は、一体何だったのでしょうか？これも疑問です。 例えば、「教育再生会議の提案があるから」というようなことも聞きました。さて、文部科学省の立場はそれでいいのでしょうか？安倍内閣による「教育再生会議」は、どこまでの専門家がどのような意見を言ったのでしょうか？今話題の人を入れて、好き勝手なことを言う。そして、提言を「文部科学省」や「学校」にさせることでもいいのでしょうか？「教育再生会議」は上の組織なんですか？上から言われたことは、おかしいと言えないのでしょうか？そんな政治の力が、文部科学省や学校においてくるということは、とても恐ろしいことではないのでしょうか？ 教師がよりよい教師になることは、私も賛成です。「新しい免許制度」ではなく、よりよい研修場を設定していただき、その場に気軽に参加し力量アップができるシステムをつくって下さい。担任をしていると、なかなか研修に自由に行けません。人員を確保して、出やすい環境を設定するなどの、まだまだやることはいっぱいあると思います。上の言うことを聞くことがよりよい教師とは限りません。もし、国の言うことを聞く国民を育てていくことが教育の目標になるならば別ですけれど。そのために教育基本法を改正したのではないですよね？ ということで、数多くの課題がある中でスタートするのは、全くナンセンスです。将来に向けて、じっくりと申し訳ありませんでした。ご検討下さい。	39	男	教員
370	免許更新制の導入によって、指導力に問題のある教員や教員としての適格性に問題のある「問題教員」をふるいにかけるねらいがあるように、一般には理解されているようですが、生徒の指導に問題のある教員も「問題教員」も、免許更新のための講習では、ふるい落とすことはできないと思います。そのような問題のある教員も多くの場合、講習を受けてレポートを提出するというような事柄は比較的「得意」なことであり、なんなくクリアしてしまうでしょう。下手にこのような「更新制」「更新のための講習義務づけ」を導入しても、かえって、指導力不足教員や「不適格教員」に、「問題がない」という公認を与えるだけになると思います。それよりも、日々の業務遂行状況を校長が把握し、面談を含めた個別への対応を行うことの方が有効だと思います。	57	男	高等学校教員

371	<p>「教育職員免許法等の改正の方向について」に反対します 以下、理由を述べます。</p> <p>1. 教員免許更新制の導入は、以下に述べるように、教員制度の根幹にかかわる重大な問題点を含んでおり、同時にそれは教育をゆがめ、教育の充実、発展を阻害する有害なものと言わざるをえません。</p> <p>2. 教員免許更新制の導入は、教員免許制度が「制度」として根本的矛盾をはらんでいることです。この間、文部科学省は特別非常勤講師制度など免許をもたないものを教壇に立たせる教免法の改定を行い、さらに教育再生会議は2割という数値目標まで掲げて、教員免許状をもたない社会人の積極的登用を打ち出しています。こうしたなかで、教育行政が一方で教員免許状を持つものの「適格性」を問い、もう一方で免許状を持たないものの登用を大量に増やすというシステムは、教員免許制度の根本的性格にかかわる重大問題です。</p> <p>3. 教員免許更新制の導入は、教育行政による教育への不当な支配に道をひらくものであることです。免許状の更新にあたって30時間の講習終了を義務付けていますが、一方で教育行政の判断で講習を免除する規定も盛り込まれています。これは、客観的基準で取得した免許状を人格評価や「適格性」評価など恣意が入り込むおそれのある行政の判断にゆだねられる「免許制」に変質させるものです。また、「勤務実績がよくない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたとき」に免許状が失効する規定を盛り込んでいます。こうした「勤務実績」「適格性」の判断を教育行政がにぎることによって、教員の日常の教育活動を教育行政の意のままに支配しようとするものと言わなければなりません。現行教免法は、教育が不当な支配に服することがないようにするための制度として、また、教職の専門性を担保する制度として免許主義を定め、「大学における教員養成」と「教員免許の開放制」を原則として定められたものです。免許更新制の導入は、こうした教員免許制度の根本原理を転換し、教育行政による教育への不当な支配につながる改悪であり、絶対に容認できないものです。</p> <p>4. 「改正に関する骨子案」は「優秀な教員を確保」することを「改正」の目的にあげていますが、教員免許更新制の導入は教員の身分を根底から危うくし、「優秀な教員の確保」をかえって難しくすると言わなければなりません。いま、学生の教員志望率の低下がマスコミでも取り上げられています。いじめ問題の解決など教育課題の困難さの増大と、その責任をもつばら教員と学校に押し付け、教育条件整備を怠りつづける文科省の姿勢と政策を敏感に感じ取っていることのあらわれです。難関を突破して教員に採用されても10年後には失職のおそれがある、という不安定な制度を導入することは、人材確保の観点からもやめるべきです。</p> <p>5. 今回の中教審の審議経過があまりにも拙速であることを指摘します。教員制度の根幹にかかわる改定を審議開始からわずか1ヶ月程度の短期日の論議で答申をまとめることは、従来にないきわめて異例なことといわなければなりません。安倍内閣の通常国会運営に追従した政治的答申と批判されないよう、現場教職員や教員を志望する学生をはじめ国民の意見をくみ上げるなど、十分に時間をかけた慎重な審議を行うよう要請するものです。</p> <p>以上</p>	54	男	高等学校教職員組合職員
372	<p>今回の法改正については、反対です。免許の更新にむけての講習を実施するとあるが、その間学校をあけてしまうことで、子どもたちとのふれあう時間が今以上に少なくなってしまうからです。教員は子どもと向き合って、子どもの成長を支援するのが本務です。指導力に問題のある教員はすでに各県で講習を受けさせる制度が来ています。再度案については検討する必要があります。</p>	50	男	公務員
373	<p>教員免許更新制を、導入することについて 更新に際して研修等が規定してありますが、現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに各種研修が行われており、教職員の多忙化・ストレスが問題になっている学校現場に、更に負担をもたらすこととなります。</p> <p>また、生徒とのかかわりの大きさが取り上げられる社会状況の中で、子どもたちとふれあう時間を削って、30時間の免許更新講習を受けることは、本末転倒であるといえます。</p> <p>そして、教員の質の向上については、現場での教職員同士の学び合い、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、机上の講習ではなく実際の活動の中でこそ向上できるものです。</p> <p>以上の観点から、教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分に行い、民意を広く取り入れ国民合意の元で進める必要があると考えます。</p>	41	男	教育公務員

374	<p>教育職員免許法について 教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子供に向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになる。 条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員など、的確性を確保するための制度は、すでに整備されており、不的確教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある教員の質については、教職員同士の学びあい、自主的な研修、研究、子供たちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。</p>	49	男	教員
375	<p>「ペーパードライバー」(免許を持っているが現実には教員として勤務していない人)が多数存在することが、教育制度上の大問題であるならば、「免許更新制」の導入も有効だろうと思います。 しかし、「ペーパードライバー」が事故を起こしているわけでもないので、「更新制」を導入して、そういう人たちから免許を実質的に剥奪することで得られるものはほとんどないだろうと思います。それよりも、免許を持っていて、卒業後に民間企業等で仕事をしてきた人たちが、改めて教員として仕事をしたいと考えたときのハードルを高くするだけではないでしょうか。 学校に有用な人材を引き入れることを考えたとき、免許更新制は逆行しているように思います。</p>	57	男	高等学校教員
376	<p>教員の質の向上をはかるのであれば、免許の更新や更新のための研修よりも、学校現場でのとりくみ(教職員どうしの学びあい、自主研修、子ども・保護者・地域との関わりなど)の方がはるかに効果があると感じる。ただでさえ人手不足の学校現場において、教員が免許取得のために現場を離れなければならないことは子どもへの教育効果も薄れてしまうと思われる。また、すでに県や市町での研修が実施されており、教員の負担がさらに増すことは明らかである。教員免許の更新は必要がないと感じる。教員の資質向上をはかる、別の方策を議論するべきと考える。</p>	31	男	高校教員
377	<p>1, 2, 3すべての項目について 現行法のとおりで、改正の必要を感じません。 免許更新制度が必要というなら、まずは教員の質が低下したということに関するデータを示してください。そういう調査結果はないはずです。 教育再生のために行政がとるべき必要な措置は、教員が実力を発揮できる環境を整えることです。教育職員免許法を改正しても、何の効果もないと考えます。 よって、この改正案は、丸ごと撤回されることを求めます。 よろしくをお願いします。</p>	36	女	自営業
378	<p>私の娘は今回の教育関連三法案改正の様々な論議が交わされるなか、大学で教職免許をとることをやめてしまいました。免許を取得してもいろいろ大変だという理由からでした。安易ではありますが、他の学生も少なからず同様にやめてしまったと聞きます。 強引とも言える教育基本法改正と同様、今回も十分論議せず、このパブリックコメントもおそらく形式的なものにすぎないとは思いつつ、書いております。 まず、十分論議する時間をとってください。そして、教育現場の声を十分聞き取っていただき、本当に今必要なことは何かを再度検討していただきたい。 確かに人格的に不的確な教員がいることは間違いないと思いますが、一部であって大多数の教職員は熱心に取り組んでいます。今回の免許更新制の導入は明らかに方向が間違っているように思います。研修は校内研修体制を工夫することで十分積むことができると思います。むしろその体制を支える改革を望むところです。 このほか児童生徒の実態も十分見極めた上で検討をしていかないと教育現場の混乱を来しかねません。どうか急ぐことなく慎重に審議をお願いします。</p>	50	男	地方公務員

379	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県、市町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤、多忙化、ストレスが問題になっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。 ・子供に向けられるべき時間が講習に向けられることになり、本来の目的のこどもに関わることが出来なくなる。 ・適格性を確保するための制度は整備されており不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」にかかる費用は、教育予算の削減される中問題がある。 ・学校現場での資質向上の視点が重要である。 ・教員免許更新制については、制度設計、内容を明らかにして国民的議論を十分におこなったうえ、国民合意のもとすすめる必要がある。 	50	男	教員
380	<p>「改正」そのものに反対します。</p> <p>このよう乱暴な議論、拙速な手続きで教育にかかわる法律に手をつけることじたい、子どもの教育について真摯に考えていないのは明白です。</p> <p>一部に問題のある教師がいることは確かですが、それはこれまでの法律で対処することが可能です。</p> <p>「規範意識」をふりかざすなら、まず教育行政としての責任を自ら厳しく問うべき。法律「改正」はやめなさい。</p>	49	女	教員
381	<p>現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、研修にとまう出張による児童生徒の授業時数の減少や、教員自身の多忙化・超勤が今までも多々あるなか、さらに研修が増えるとなると教育現場は良くならないのではないかと。</p>	42	男	教員
382	<p>1、一般国民からの意見募集の時間が1週間で短すぎます。通常に比べてこんなに短いということは、聞く気持ちがないともとれます。まったく無責任です。ましてや新しい制度を作るのです。普通取り3週間とか4週間とかは当然です。延長をしていただきたい。</p> <p>2、教員免許の更新制度の創設に反対です。現場の教師の困難さを解決するには、研究・研修することができる時間と教育条件の改善が必要です。そういうことなく教員免許の更新制のみの創設を行うというのは、教員免許の剥奪が目的であることははっきりしている。大儀と道理がないことはやるべきではない。</p>	55	男	地方公務員
383	<p>私は小学校教員の職にありますが、現在の学校現場は非常に多忙であり、超勤は常態化しています。また定数に余裕もなく、体の不調時にも「周囲に迷惑をかける」ことを危惧して勤務を優先することもしばしばあります。新たに教員免許の更新制度が導入されると、更新に伴い現場を離れる研修活動が増えることとなり、児童や生徒と向き合う時間も削られることもあって、学校現場にいつその負担がかかることを懸念いたします。教員の資質の向上については、学校現場に軸を置いて進めるべきだと考えます。</p> <p>今回の免許更新制度が「不適格教員の排除」を目的とするならば、教員の適格性を求めるための制度は既に存在しておりそちらの運用に任せたいと思います。十年毎の更新に教員が萎縮してしまわないか、更新があるために教員を目指す有望な人材が離れてしまわないか、そんな心配もあります。</p> <p>教員免許更新制は、十分な時間をかけて論議を行い、国民的な合意を得てから進めた方がよいのではないのでしょうか。</p>	51	男	教員
384	<p>上記の件について意見を提出します。</p> <p>「教職員免許法等改正」については、ぜひ現場の教職員の意見を聞いてください。私は高校現場に勤務していますが、研修会と名の付くものの、当事者にとってはタイムリーではない内容のものも多く、「受けたい、必要な」研修となっていないものが少なくありません。結局、教職員の多忙化を進めるだけのような気がします。</p> <p>教育のプロとして、自分の研修は自分で立案し、実践するという方向が必要だと思います。あるいは、教職員同士の学び合いが可能な職場の状況を作っていただきたいと思ひます。現状は、あまりにも忙しすぎます。</p> <p>教員免許更新制になると聞いただけで、現場の教職員はうんざりした気持ちになってしまいます。現場のことを知らない人たちが勝手なことばかり提案しているのではないかと不信感で一杯です。教職員のやる気を向上させるためにも現場の意見を大事にしていきたいと思ひます。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p>	48	男	高校教員

385	<p>現在、中学校では多様化する子どもたちの問題行動、保護者・地域への対応、休日の部活動はじめその他様々な時間外勤務など教職員の超勤・多忙化、ストレスなどが問題となっています。教員免許の更新のためにさらに新たな研修が課されることはそれに拍車をかけるのみならず、本来、子どもたちに向けられるべき時間と労力をさらに奪うことになると考えます。不適格教員の排除が目的ならば、すでに条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など整備されており。また、教員の質の向上を目的とするならば、自主的な研修・研究のための時間や余力をまず確保するべきであり、その上での教職員どうしの学びあいや、子どもたち・地域・保護者とのつながりの中から得られる資質の向上こそ重視するべきです。この教員免許更新制については、内容を明らかにした上で学校現場からの意見を十分反映していただきながら国民的議論をふまえてすすめていただきたいと思っています。</p>	42	男	中学校教員
386	<p>学校の先生が安定して仕事をできないと子どもにも悪い影響を及ぼします。先生の免許更新制度には反対です。世界的に見ても免許更新制を取っているのは、先生の学力に問題のあるアメリカだけです。どうかグローバルスタンダードでお願いします。</p>		女	パート
387	<p>私たち教職員は、教職員どうしの学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちや保護者・地域とのつながりなど、学校現場での資質向上が何より大切だと思います。 免許更新制について、制度設計・内容を多くの国民の明らかにした上で、国民的な議論を十分行い、国民合意のもと進める必要があると思います。 免許の更新制が教師の資質向上につながらないとは言いませんが、何事も学んだことをじっくり生かし、検証し修正を繰り返してこそ技術を向上させることが可能です。それらを生かすための労働時間や労働内容をはじめとする勤務状態の改善や条件を整備することが何よりも先決だと考えます。教育という営みの資質向上には技術とそれらを可能にする心や情熱が必要です。教師は今、心も体も疲れ果てています。 現場の実態をしっかり把握したうえで議論となることを強く求めます。</p>	33	女	教員
388	<p>学校の教職員の質向上のための免許法改正とのことですが、一部の教員をのぞいて、ほとんどの教員は、日夜本当によくがんばっています。そのことは、文部科学省自身が勤務実態調査を行って、よくわかっているのではないのでしょうか。 毎日の残業、多忙化で体調を崩す人も多く、また、子ども・保護者対応でストレスを抱え、精神疾患になられる方も多くおられます。このことも、データとして文科省は把握されているはず。今回の免許法改正の動きを見る時、そんな学校現場の状況、教員の思いがあまりにも信用されていないと思わずにはいられません。 免許更新のための講習等を考えた時、更新当該の方もですし、その方をフォローする他の職員にとっても、負担が増えます。これ以上の負担増は耐えられません。ですから、更新制の導入は反対です。 もっと子どもたちに向き合うための人的な保障や環境整備にこそ、教育の質を高めるための力を注いで欲しいと思います。</p>	39	男	教員

389	<p>一 意見の趣旨 ★意見の対象箇所----- 普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めること。 -----</p> <p>この提案には反対である。</p> <p>二 意見の理由 (1)医師免許や弁護士資格など他の専門職資格には有効期間の定めがないのに、教員にのみ有効期間を設けることには合理的な理由がない。 (2)教員の指導の「適格性」の内容およびその有無の判定基準が不明である。そのため、たとえば思想・信条などの点で文部科学省や教育委員会あるいは学校長の意見と相容れない教員が、「指導力不足」と認定され「免許更新拒否」という形で事実上教育現場から排除される危険がある。その結果、教育活動が時の政治(政権)によってゆがめられる(曲学阿世となる)恐れがある。 (3)優秀な教員を確保するための最善の方策は、教員に高い水準の給与を確保し、優秀な学生が教員を目指す環境を作ることである。教員の給与を医者や弁護士と同じ水準か、それ以上の給料を保証すれば、優秀な学生の多くが教員になろうとするであろう。実際に例えば「学力世界一」ということで有名となったフィンランドでは、教員には高い給料が支払われている。また給料だけでなく自由に勉強できる時間もたっぷり与えられている。そのためフィンランドでは、教員を志望する者が多く、医者や弁護士になるよりも教員になるほうが難しいとも聞く(教育学部が最難関)。大学院で修士号を取得していなければ教員になれないという理由もあるが、フィンランドでは成績優秀な教員がそろっている。日本とは大違いである。日本では成績優秀な学生の多くは教員よりも医者や弁護士になろうとする。教員に対する社会的信頼が薄いままの日本で、教育が良くなるはずはないと料する。 以上</p>	41	男	高校教員
390	<p>現在、法廷研修以外にも各都道府県、市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤、多忙化、ストレスが問題となっている学校現場をさらに負担をもたらすことになる。教職員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修、研究子どもたちとの教育活動や地域、保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。</p>			
391	<p>1. 教員免許更新制は30時間程度必要とのこと。 これまで子どもたちに接してこれた30時間を、現場教職員から奪うことをあなたはどのように考えるのか。長期休業中に大学に行けていうのか。長期休業中に学習の遅れた子をみてきた時間をあなた方はどのように保障してくれるのか。今の教育課題は、すべて教育委員会・学校・教職員が悪いからか。わたしたちは、目の前の子どもに今してやらねばならない思いに突き動かされてがんばっている。あなた方は現場をまったくわかっていない。 現場教職員を10年に一度といえども現場から離すことは日本の教育にとって大きな損失以外の何ものでもない。そんな予算があつたら定数改善に使ってほしい。これが現場の叫びだ。</p>	46	男	中学校教員
392	<p>「教員免許法」を改正しての「教員免許の更新制」の導入は、教職員の差別・分断、管理統制を一層強化するきわめて問題のあるものです。教育行政の教育方針に従ったものだけが評価され処遇されることになり、子どもに真剣に向き合っている教職員の協力・協働を破壊し、差別・分断を拡大し、管理強化、多忙化に拍車をかけ、国家に従順な「物言わぬ教職員」をつくるものであり、導入には断固反対します。</p>		男	
393	<p>教育職員免許法等の改正の方向についての意見ですが、現在広島県の現場は多忙を極める日々を送っている教員が増加の一途です。それが、直接生徒のためになることならともかく、管理職・教委が求める報告書の作成であり、ストレス・疲労の原因となっています。講習制度の免許更新制はさらなる負担を与えるものと感じています。拙速な導入は止め、現場との深い意見交換を求めます。</p>	53	男	高校教員
394	<p>現在、法廷研修以外にも各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化にさらに拍車がかかり、学校現場に負担をもたらすこととなります。現場を離れての研修ではなく、子どもと直接向き合い、ふれあ合う時間を大切にするのが教師としての力がつくように感じます。</p>	48	女	教員

395	下記の通り 教員養成大学で教員をしているが、そもそも、短時間の講習程度で、「指導が不適切」であることを判定するなどというのは想像が付かない。不可能ではないか。	42	男	大学教員
396	下記の通り 「教育や医学の専門家や保護者などの第三者からなる判定委員会の意見を聴いて『指導が不適切な教員』の認定を行う」とあるが、その第三者判定委員会の構成が、適切であるかどうかの保障がない。日本教育学会等で委員資格を認定するなら良いが、委員の構成が恣意的になるおそれがある。	42	男	大学教員
397	教育関連三法案に関して、以下件、再度ご検討のほど、よろしくお願いします。 1、教育職員免許法について 現在でも法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教育職員の超過勤務・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになることは明白です。そのため、実態に即しておらず、教職員による自主的な研修・研究にもっと視点を当てる必要がある。			
398	10年更新制にかかる時間とエネルギーと予算があるのならば、現場の声を取り入れて加配のための人員増を実施して欲しい。 「指導力不足教員の排除のために」というのならば加配をつけてT、Tなどの手段を用いれば良いと思う。	39	男	教職員
399	教育職員免許法についてですが、条件付採用制度、分元制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されているのではないのでしょうか？不適格教員の排除を目的とするような「教員免許更新制」は費用対効果の面からも問題があるのではないのでしょうか？もう少し御審議いただけないでしょうか	38	女	
400	はじめまして、高校で教鞭をとりました後、現在再度大学にて学んでいる者です。 教育職員免許の更新で教員の資質を保ち、不適切な者については更新を許可しないのが趣旨だと思いますが、二点疑問を感じます。 ・他の業種から教員に転身する者も少なくないですが、他の職業などに従事している場合、更新時の講習30時間に参加するのは難しいのではないかと存じます。 土日のみの講習コースなど、複数の機会をもうけて頂くことは検討して頂けるのでしょうか？ なお、かつて勤めておりました高校では、当初は海外小説の抄訳(翻訳する作品を選ぶ)を職業とされ、出産育児で退職の後、子育てが一段落してから教員免許を活かし、英語の教員をされておられた先生がおられました。英語科の中でも魅力ある授業をされる、人気の高い先生でした。免許更新制度が、このような力のある教員が現れる芽を摘むことになるのは、生徒児童にとっても、教育現場にとっても、大きなマイナスだと考えます。 ・校長や教頭は更新が免除になるようですが、不祥事を起こす管理職の存在も時々報道されております。従いまして、校長や教頭だから免除にするというのは、本来の更新制度の趣旨に反するように思います。 以上より、更新制度のメリットに対して疑問を持っております。 更新制度を導入するなら更新しやすい形にする、あるいは、更新制度の導入自体を再検討することを望みます。	34	女	大学生

401	<p>教員免許更新制について意見を述べます。 免許状に有効期間を設定するとあります。内容には、免許状更新講習を終了しなければ有効期間の更新がなされないというもの。現在、法定研修以外にも県が主催する様々な研修が実施されています。</p> <p>新たに講習を設定するのであれば、現在設定されているものよりも質の高いものにしてください。県の研修が悪いわけではありませんが、質の向上をさせるのに良い機会であると思います。そして私たち教員が、その研修を受けて「ああ良かった」思えるような講習をお願いいたします。私たちがこの講習を受けることで、私たちの教育レベルが上がり満足するものであるなら、それは有効で、まわりまわって子どもたちにも還元されることになります。この免許更新制を実施するのであれば、どうぞ教員が「おおためになるなあ」とか「いいねえ～」という声が出るようなものを設定してください。</p> <p>しかし、たいした講習内容でなく、県任せとか企業に簡単に委託するなどの安易なことをしたり、「これだったら子どもたちに時間を使っていたほうが良い」と思わせるようなことをしたり、お金がかかり過ぎていて大丈夫なのかと思うようなことや負担がかかりすぎて、しんどいなあというのが大きいのであるのなら、この教員免許更新制を実施するのはやめてほしいと思います。教員の資質が向上するために本当に必要な講習を正しく研究し、有効なものにしてください。「え～え。なんだそれ～」「はあ～？」という感覚の出ないものを設定してください。</p> <p>要するに私たち教員も地域も保護者も納得する質の高い有効なものを設定してください。できないのであれば無駄なお金と時間を使わないでください。よく考えてよく話を聞いて判断し、実行してください。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>	31	男	教員
402	<p>(1)教育職員免許法「改正」を行わないこと。</p> <p>中央教育審議会や教育再生会議第一次報告では、「優秀な教員を確保し、資質を向上させるため」に、教員免許更新制導入を打ち出しています。しかし、教育の根幹をなす教員免許に更新制を導入することは、教育を壊しかねない大きな問題をはらんでいます。</p> <p>第一に教員免許更新制を行うことになれば、教員は日々自分の身分の保障の先行きに不安を覚えながら教育にあたることになりかねません。安心して職務に専念できなくなれば、教員をめざす人が大きく減ることが危惧されます。</p> <p>第二に「更新制」の問題として、教員の「資質」「力量」が取り上げられています。そもそも、現状では、教員が力を発揮するための教育条件の整備・改善も十分でなく、教育者としての力量を高め、養うための自主的研修等の時間保障さえままならない現場の現実を何ら改善することなく、その責任を免許制度に押し付けること自体大きな問題といえます。30人以下学級や盲・ろう・養護学校の教員の増員など、安心して教育にあたる条件等の整備を行うことこそ必要だと考えます。</p> <p>第三に「更新」にあたり、「問題のある、なし」の客観性、透明性、公平性のある「判断」を誰が行うのか。また、本当に的確な判断の「評価」ができるのか大きな疑問が残ります。</p> <p>こうした事態が進めば、物言わぬ従順な教師になっていくことになり、自由闊達に意見を出し合い、子どもたちへの豊かな教育づくりが困難になることが危惧されます。</p> <p>都障教組は、こうした点から教員免許法「改正」を行わないことを強く求めます。</p>			都障教組
403	<p>○教職員免許法等の改正の方向について反対です。</p> <p>・改正の必要はないと思います。現場の教師はみんな奮闘しています。</p> <p>勤務状況は極めて悪いです。子どもたちの昼休みに休憩時間を設定していますが、昼休みに休憩できません。なぜならば給食の指導をしたり、ノートをみたり、教材の準備をしたり、子どもたちのトラブルを解決したり…。みんな必死になって働いています。どうしたらわかりやすい授業になるか。どうしたら子どもたちがよりよい人間関係をはぐくめるか。</p> <p>子どもたちが荒れたのは学校のせいですか。教師のせいですか。そうとは思えません。教師たちはみんながんばっています。追いつめられています。休みも休めず、体や心を壊していく人もいます。こんな免許法を改正したからといってよくなるとは思えません。教師がもっと創造的に教育できる時間が必要だと思います。だから、反対です。</p>	39	女	小学校教員
404	<p>(2)「指導力不足教員」の人事管理の厳格化を行わないこと</p> <p>何をもって指導力不足とするのかが、極めて曖昧な判断でしか認定されない恐れがあります。そもそも指導力を高め、よりよい教育をつくっていく力は、個々の力を束ねる集団性こそ、今学校で求められているものです。人事管理の厳格化は、集団性を壊し、個々の責任のみに矮小化し、一層教員を「萎縮」させていくことになりかねません。今必要なことは、学校職場にゆとりをもって教育指導にあたり、さらに自主的な研修等を十二分に保障していく体制こそ必要ではないでしょうか。</p> <p>都障教組は、教員を「萎縮」させるような「指導力不足教員」の人事管理の厳格化を行わないことを求めます。</p>			都障教組

405	<p>「教員免許更新制」の導入をはじめ、教育再生会議第1次報告がかかげている教育政策は、最新の教育学の知見から全く逆行していると思われます。子どもの管理と指導を一層強くする方向のみが強調され、子どもの学びを保証する視点からの改革案が一つも盛り込まれていません。学力世界一という成果をあげているフィンランドの事例でも、子どもは能力で分けずに学習をさせることが学力向上につながる事が明らかになっています。子どもの学力を向上させたいのなら、なぜ日本はその成果を学ぼうとしないのでしょうか？「教員免許更新制」も導入されているのはアメリカだけです。しかしその制度が子どもの学力向上に有効だというデータはありません。</p> <p>またこの制度の導入は教師の指導力の向上をねらっていますが、教師の指導力は日々の実践の積み重ねと、教師同士の連携と学び合いによって向上するものです。身分や給与格差と結びつく更新制の中では、教師同士の連携も崩され、結果的に教師の資質は低下するでしょう。導入には強く反対します。</p>	31	男	教員
406	<p>現在教育の現場は研修や各種出張のため非常に多忙を極めている。この上さらに研修を増やすことは学校現場に更なる負担をもたらす結果になる。そして、その影響は直ちに子どもたちに表れるものと考えられる。研修で優秀な成績をとるために、普段の子どもとのかかわりがおろそかになってしまうかもしれない。そうなっては本末転倒で、何のための免許更新制なのか意味が無いものになってしまう恐れがある。</p>	45	男	教員
407	<p>現在、法廷研修以外にも各都道府県・市町村ごとにさまざまな研修が実施されており、教職員の超勤、多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうこととなります。</p> <p>条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新新制」は、費用対効果の面からも問題があると思われます。</p> <p>教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修、研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。</p> <p>以上の点から、教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもとすすめる必要があると考えます。</p>		女	中学校教員
408	<p>「意見」 免許状更新講習を、「大学等」が行うことに反対する。</p> <p>「理由」 私は、公立小学校の教職員である。 現場で20年以上指導を行ってきたが、これまでの教育技術や指導法等は、すべて現場で身につけたと言っても過言ではない。 「大学」で学んだことなど、甘く言ってもほんの僅かである。 例えば、具体的な子どもへの対応、指導法、学級開きの方法、指導技術、学級の組織作り、保護者との対応など、大学ではほとんど(まったく)学ぶことはなかった。 確かに、「児童心理」や「教材解釈」など一定の価値はあったとは思いますが、現場で10年(以上)指導してきた教職員が、免許更新の際、30時間程度もかけて講習するような内容が大学にあるとは思えないし、また、それに相応しい内容を大学が用意するのも難しいのではないだろうか。 以上のような理由から、免許更新講習を行うのであれば、「現場」で行うべきであると思うし、30時間もかけた不毛な講習のために、教職員の実務の時間を奪うことは許されないと思う。</p>	43	男	教員
409	<p>教育職員免許法について 現在懸案中の教育職員免許法についてですが、基本的に現状のままで十分であると思いますので、提案事項に反対をします。つまり、現場の状況を踏まえた上での改正案になっていないという点で、意見を述べます。そもそも、教育現場では、子どもたちとともに指導のあり方を工夫し、指導力を向上させるべく切磋琢磨することは日常茶飯事です。つまり、今回提案されたような、あたかも運転免許の更新のように、更新手続きを義務化するようなものではないということです。今、報道されているような過酷な現場に、さらにこのようなことを義務化しようとする動きは、机上でしか、議論がなされていないことの証拠ではありませんか。現場の実情をみてください。そして、現場にとって有効な改正案の提示をお願いいたします。</p>	53	女	中学校教員

410	<p>教育職員免許法の改正に関して、意見させていただきます。</p> <p>学校現場は今、超過勤務や仕事の煩雑化、多様性、ストレスが非常に増えています。世間では教員バッシングばかりが取りざたされ、問題が起こると全てが学校のせい、教師のせい、と思わせるような報道ばかりです。</p> <p>確かに、問題もあれば、指導力不足教員がいるのも事実、改善すべき点は多々あります。しかし、そのせいで、一生懸命とりにくんでいる教員までが手を縛られ、口を塞がれていく・・・。</p> <p>免許更新制は、不適格教員を排除するためと言えば、世間の理解も得やすいでしょう。しかし、条件付採用制度や分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は整備されているはずで。</p> <p>教員は、仲間同士で学びを深め、現場から経験からその質を高めていくものです。単純に、「こんな制度始めました！」という表向きの看板のために、これ以上、一生懸命働く教員を苦しめるのはやめてください。学校現場を離れて講習を受け、更なる労力を求めることが、プラスになるのでしょうか。</p> <p>真に資質向上を願うのであれば、もっと違う方法がありませんか？</p>			
411	<p>学校現場は年々多忙化しています。そのような中で、教職員は、一人ひとりの子どもたちにあった教育を目指して日々取り組んでいます。</p> <p>現在、各都道府県・市区町村ごとにさまざまな研修が実施されています。</p> <p>教育職員免許法が改正されると教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。</p> <p>教職員は、本来子どもと過ごす時間を少しでも多く取り、子どもの理解に努めなければなりません。しかし、学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられる時間や労力が講習に向けられてしまうこととなります。教員の適格性を確保するための制度は、指導力不足教員制度等、すでに整備されています。そのような中、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題があります。</p> <p>教員の資質を向上させるためには、学校現場で教職員同士が学び合い、自主的な研修を行うこと、子どもたちとの教育活動や地域保護者とのつながりを深めていくことなどが大切であると考えます。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民合意のもとですすめる必要があると思います。</p>	38 女		教員
412	<p>定説となったことを教える教員より、日進月歩で命に関わる医療行為をしている医師の免許更新制度を整えるほうが先ではないか。献金団体として物申しにくい医師免許に切り込まず、昇進その他で上から管理しやすい教員に、現場の声をよく聞くこともなくさらなる圧力をかけるとは、教師のやる気をそぎ、初等・中等教育にかえって質の低下を招きかねない。改正には反対である。</p>	35 女		大学教員
413	<p>何よりこの短期間の意見募集という拙速なやり方が問題だと思います。</p> <p>中身については、現場では教員不足が深刻です。</p> <p>代替の講師を探しても免許がなくて臨時的任用することもできないという事態があちこちで起こっています。</p> <p>そういう中で、教員養成にもっと力を入れるならともかく、免許保持者を逆に減らし、また教員志望を遠ざけるような制度は問題です。2月19日の東京新聞では、「教員養成学部の志願倍率が低下」と報じており、「いじめ問題での教職員批判や政府の教育再生会議での『ダメ教師排除論』などの教育に対する逆風の強さが人気低下の背景」と報道されています。</p> <p>教員の資質の向上を狙うなら、研修の保障こそすべきです。</p> <p>この制度改正をするべきではありません。</p>	34 男		教育公務員
414	<p>現在、学校現場では法廷研修以外にも県や市が主催する様々な研修があり、教職員の超過勤務・多忙化は進むばかりです。私たち教員が一番大切にしたい子どもたちとの時間や教材作りおよび検討する時間、保護者と話をする時間がどんどん失われてしまっている状況にあります。やりたくても時間が無いというジレンマの中、精神的ストレスをかかえている実態があります。免許の更新制度が更なる悪循環を生んでしまう恐れを強く感じています。</p> <p>また、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、的確性を確保するための制度については、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、税金の無駄遣いになると思われます。</p> <p>教員の質については、教職員同士が学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上に務めていくという視点にたち支援をしていただきたいと思えます。</p> <p>教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民の合意のもと進める必要があると考えます。</p>	42 女		小学校教員

415	<p>本来子どもたちに向けられるべき時間や労力が、教員が現場を離れて講習により失う。また、教職員の資質の向上は学校現場での同僚による切磋琢磨することで向上が図られるべきである。したがって、今回の方向性は不適格教員の排除を目的としており、費用対効果の面からも問題があると思われます。十分に、慎重な議論をお願いしたい。</p>	67	男	無職
416	<p>ここで示されている教育職員免許法等の改正の方向には反対です。優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するのが目的なら教職員の待遇改善をはかるとともに、必要に応じて研修を積んでいける環境づくりをするべきです。かつて、田中内閣のときに、小学校教員の給与をあげたところ優秀な人がたくさん教員を志望するようになった、と聞いています。給与・待遇が悪く、平日のみならず、土日も長時間労働をせざるをえない状況があり、子どもの状況も難しくなっている現在、教員は魅力的な職業ではなくなっていると思います。まして、東京都のように君が代をめぐって大量処分が出て、市民としての自由も制限されてしまうのではいきいきと仕事をできる状況にはなりえないでしょう。また、大学で教員免許状を取得しても、年数が経てば免許状を失ってしまうのでは、資格そのものの魅力もなくなるでしょう。さらに、教職員の仕事として、文部科学省や県が要求する報告書づくりや提出書類が急増している現状があり、肝心の子どもと触れ合う時間が奪われているにもかかわらず、免許更新に関わる研修などで時間がとられるならば、教育はますます荒廃していくことになるでしょう。この制度を導入すれば、「免許をとりあげる」ことをおどしに使う学校や教職員への上からの支配を強めていくことになるのは必定です。現場の教職員は、肝心の子どもの方に目が行かず、管理職にどのように思われるのか、ということにばかり神経を使うようになるでしょう。専門職としての教職員には、地位の安定と経験の蓄積が大切だと思います。この制度はそれを阻害するものであり、その目的とは逆に、優秀な人材は逃げていき、資質の向上も到底望めない、かえって、教育の荒廃を招くものと言わざるをえません。</p>	49	女	公務員
417	<p>「教員免許更新制」は、教員に対し、「時の政府」が決めた内容の講習の受講を義務付け、その結果を「時の政府」がお墨付きを与えた実施主体が判断し、認定するというものです。すなわち、「時の政府」のおめがねになかった教員であるかどうかを「時の政府」がつくった問題でふるいにかけて決めるというものです。絶対に導入するべきではないと考えます。ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」においても、「教員の適切な地位および教育職に対する社会的尊敬が教育の目的および目標の完全な実現にとって非常に重要であることを認識するものとする」(指導原則5)と述べられており、教員免許更新制は、この国際的共通基準に照らしても、導入するべきではないことを付け加えておきます。</p>	51	男	教員
418	<p>こうした内容の改正を打ち出した人々の物事の見方について疑問を持たざるを得ません。今の日本は企業の世界で正規従業員を如何に少なくするかを、まるで金科玉条のように考えている。そうしたことをまずは教員の世界に適用しようとしているとしか見えない。では企業の世界でのそうしたやりかたが長期とは言わず、中期的に見ても妥当性があるのでしょうか？製造業では従業員の転職率が高いと製品の質が保持できず、その結果競争力が失われる。流通業でも同様で、サービスの質が落ち、顧客への対応や、説明ができず、マニュアル通りのことしかできなくなる。皆さん方もそうした経験があるでしょう。そうした所へ二度行きますか？またプロジェクトを組んで数社を束ねるような仕事をするのに新人ができますか？非正規雇用を増やすということは、まさに仕事の質を保持し、向上することが不可能なことになるのです。私はそうしたことをタイで経験してきました。一見すると定型化された仕事が多いように見えますが、よく分析するとそうした仕事のほうが少ないのです。なにせ現代は10年一昔どころか、5年サイクル、へたをすれば2~3年サイクルですから、定型化されないうちに変化が起こるのです。そうしたことに対応できるのは非正規雇用の労働者ではできないのです。さて本題に移ります。以上のことから教員についても同じことが言えます。10年ごとに免許更新という考えは、更新がどうしても必要ならば長すぎて間違っており、それに固執するのであれば2年がいいところでしょう。現に文部科学省が文部省といっていたころから今日まで、詰め込み反対でゆとり教育、ゆとり教育反対で詰め込み教育、英語が大事で小学校から、でも国語も大事だから、さてどうしよう？といった具合ではないですか。免許更新制度導入反対の理由を以下にまとめます。1. 将来文部科学省は方針をころころ変えるでしょう(歴史的事実ですから否定できません)。そういう場合でも動揺しないで対応できる教員が必要です。そのためには更新制度は全く意味を成しません。特に初等中等の先生は手数のかかる子供を相手にしているので、知識だけでは対応できません。彼らには経験がより必要であるし、重要です。しかも全ての子は皆個性が違い、10年くらいの期間では、とても熟練した教員を望むべくもありません。</p>	59	男	

	<p>2. このような熟練した教員を育成するのに、不適格かどうかを誰が判断するのか？文部科学省か？それこそ不適格者が判断することになる。では校長か？それもおかしい。校長が経験した時代とその時点では世界が違う。</p> <p>3. 彼らは少なくとも大学の教員課程で専門職としての教育を受けてくるので、知識の点で問題ない。では何を判断基準にするのか？指導力不足とかいうのは必要な経験をえる機会がきちんと与えられていないのではないのか？私のビジネスでの経験では大抵がそうしたことであった。教員での必要な経験は、財の製造やサービスの販売でない。かれらは子供という、それぞれの個性が違う人であり、簡単にマニュアルで対応できるものでない。それこそどのような経験をどのように積むかを専門的に学ぶ必要がある。こうした点からも運転免許制度のようなものとは大きく異なる。</p> <p>4. 私が小学生のころの先生はよく一緒に遊んでくれた。今の先生は誰が要求しているのか不明だが、子供と遊ぶ時間も無いみたいである。それどころか自分の家族とくつろぐ時間も無いと聞いている。こんな状態で教え子たちに満足な教育を施せるのか？教員免許更新制度を取り入れれば、今より子供たちと遊べなくなるのは必定。不必要な負担をなくし、子供たちとFace to faceの時間を増やせるようにするのが筋。</p> <p>以上</p>			
419	<p>現在、私たち教職員は、日常の教育活動で大変多忙な状態です。特に子供たちのために教育活動に熱心な先生ほど忙しい状況にあります。こんな日常にさらに、教員免許を更新するために、学校はなれて、新たに研修に出かけていくことは大変厳しい状況です。また、そのしわ寄せは、子供たちのところへ向かうこととなります。この制度は、決して子供の力をつけることに結びつかないと思います。この制度の目的が、不適格教員の排除であるならば、その制度は、もう十分確立されており、新たな制度は必要ないものと考えます。</p>	44	男	中学校教員
420	<p>教員免許更新制の導入に反対です。医師免許しかり、栄養士資格しかり、様々な免許、資格において多くの場合、日々活動していく中でその時々に必要な技術や知識を身に付けて行く者です。更新のために10年を区切るというのではなく、日常の実践をしていく中でその時々に必要な知識や指導法などを研修できるゆとりを確保できるような環境を整えることこそ大切と考えます。</p>	56	男	公務員
421	<p>これまでに優秀な教員を確保し資質の向上を目指して、法定研修を始め様々な研修が実施されています。また、条件付採用、分限制度、指導力不足教員制度など適格性を確保するための制度は、すでに整備されています。この上に、免許法を改正し研修等増やすことは、学校現場にさらに負担を増し、ますます子どもを見ることができず、教育力の低下を招くと考えます。 以上</p>	43	男	教職員
422	<p>休憩時間など形だけで、実際休む時間などない日もあります。研修に出たくても、学校中が目一杯に詰まっている授業をこなし、分掌をこなすなかで、代わりにクラスに入ってくれとお願いすることは難しいのが現状です。そんな中、現場を離れて講習を受けることは子どもたちがなおざりにされてしまうのが目に見えています。講習を受けることよりも、私たちが研修や出張に出て研鑽を積むことが容易にできる環境を整えていただくことが何よりだと思えます。私たちも、自己研修を積みみたいと願っています。しかし、現場を離れたときに自分に代わって指導に当たってくれる教師が足りないのです。</p>	42	女	地方公務員
423	<p>現在、地方における教員の勤務実態はある意味過酷である。帰宅時間が勤務時間終了2時間以上過ぎてから、土日も部活動指導か模試監督・課外授業ということになれば家庭との両立は実に難しい。教科指導とクラブ活動指導との両立、学年・クラス経営、そして「いじめ」問題の根底にある個々に対する「しつけ」、不登校生徒のいる場合は家庭や病院との連携も考える。進学校であれば「大学入試」対策も早朝、放課後、土曜日に行い、長期休暇は土日もなくなる。塾や予備校がない地域では教員の仕事は実に多い。30時間の免許更新のための講習を行うのであれば、勤務状態を改善するか、教員の数を増やしたり、持ち時間の制限をしたりするなどして「免許更新のための時間」が大きな負担にならないように方策を講じるべきである。また「講習内容」も子供や同僚の「心身症」に対する理解と対応についてのものを入れるなどして、単なる教科指導、クラス経営に終わらないものとしてほしい。現状で30時間の「講習」だけが導入された場合、塾や予備校のない地方の学校では、講習対象の教員も残る教員にも大きな負担となることは必至である。</p>	45	男	地方公務員

424	<p>現場の教師に対して労力と時間的な負担が非常に大きく、また精神的圧力となるものと思います。</p> <p>また、「指導が不適切な教員」を「研修」で「改善」する、ということは短絡的な切捨てで、教育の世界に不適切な言い方だと思います。どうなれば「改善」されたといえるのでしょうか。</p> <p>教師は育てる人であると同時に、育つ人でもあると思います。現場で出会う児童・生徒、同僚、保護者などなどのかかわりを通して、教師自身も育っていくのではないのでしょうか。それができない今の環境を改善することが優先すると思います。</p>	39	女	事務職
425	<p>意見に入る前に、一言言いたいです。</p> <p>「パブリックコメント募集期間が短すぎ」ます。本当に広く市民からの声を求めるなら、1週間では短すぎます。</p> <p>これでは「アリバイ作り」のパブリックコメント募集かと疑いたくなります。</p> <p>なぜ、教員免許の更新が必要なのでしょうか？日々私たちは研修をしています。行政に言われるまでもなく、研究と修養なしでは今の教育現場で仕事は務まりません。</p> <p>誰もが研修を欲しています。</p> <p>しかし、今のように学校に着いてから学校を出るまで、一切ゆとりのない毎日では、特別にどこかに出向いて研修する(研修会に参加させられる)ことは、自らの首を絞めることになります。</p> <p>子どもに関わる時間も毎日の授業準備の時間も今でさえ不足しているというのに、これ以上そうした時間を奪われる「講習」を受講せねばならない、免許更新制度など導入しないで頂きたいです。</p> <p>そんなことより、現場で子どもに関わる教職員の人数を増やし、時間と気持ちにゆとりをいただける方が、よっぽど子どもたちにとって良い教育が提供できる教員に慣れると思います。</p>	41	女	教員
426	<p>教員免許制度「改正」に反対します。</p> <p>免許更新制を採用しているのは米国だけですが、かつて能力の低い教員が多かったため導入されたものです。日本の教員の質は格段に高く、比較するのは誤りです。欠陥ある教員については既に指導力不足を認定する制度があり、適切な運用ができるはずで</p> <p>この状態でさらに免許更新制でいつも教員をふるいにかけるようなことになれば、唯でも忙しい教員の身分がさらに不安定になり、教育の道を選ぶ学生は減り、教育の質はさらに低下するでしょう。</p>		男	
427	<p>子どもたちに時代に応じた教育を行うためには教職員自身が学ばなくてははいけないと思います。そのためには研修は必要です。</p> <p>そのために、現在、各都道府県・市町村毎に様々な研修が行われています。</p> <p>ですから、新たに免許更新のための講習会を行う必要はないと思います。</p> <p>その分の予算を子どもたちのために使ってください。</p>	43	女	小学校教員
428	<p>教員免許更新制、それと置きあわせの免職規定を設けるべきではないと考えます。</p> <p>教員の地位に関するユネスコ勧告でも明らかなように、その身分保障なしに、子ども・親(国民)の学習権・教育権に直接責任を負う請う公正かつ科学的な教育は不可能だからです。</p>	53	男	教員
429	<p>現在の学校現場は超多忙といっても過言ではない状況がある。私自身学校現場に身をおく一人であるが、勤務開始以後授業終了までは、子どもたちの対応に追われ、報告文書などの事務整理のほとんどは放課後あるいは勤務終了以降でないといけないような現状である。放課後の時間があるではないかといわれるかもしれないが、週に2日は7時限授業があり、授業終了は4時20分、その後掃除終礼となる。終礼のあとに、生徒が相談に訪れることも多い。</p> <p>そのような中で、免許の更新に2年間で約30時間の講習を受けるということは、ただでさえ多忙な上に、子供たちとの貴重な時間を奪うことになってしまう。</p> <p>また、教員の質については、教職員同士の学びあい、自主研修・研究、子供たちとの教育活動や地域保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要であると考えます。簡単にいえば、子供たちとのかかわりや保護者とのかかわりの中で教職員も成長していくものだと思います。</p> <p>以上のことから教員免許更新制については、制度設計、内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行い、国民合意のもとすすめる必要があると考えます。</p>	44	女	公務員
430	<p>教育職員免許法を変えることには反対です。免許更新制が導入されれば、管理職・教育委員会・文部科学省などに対して自分の考えを持って意見を言う教員が排除される恐れがあるからです。</p> <p>自由闊達な意見が学校現場で十分論議されないために、さまざまな弊害が起こっています。免許更新制導入は、これを助長し、学校現場を荒廃させます。</p>	30	女	公務員

431	<p>○教育職員免許法等の改正に反対の立場から意見を述べる。</p> <p>教育行政が「世論」に応じて「何か改善策を」とやるたびに、残念ながら学校現場は余裕をなくしている。特に、授業の工夫や子どもと向き合うための時間的余裕がなくなっている。現在、教員の質の向上ということで、教育行政主催の様々な研修が実施されており、そのことがかえって教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場に、「教育職員免許法」が入ること、さらに教職員に負担をかけることになる。</p> <p>子どものいちばん近いところがいちばんの研修になると、私は考える。教室で子どもと向き合い授業を考え進める、保護者と話し合う、職場の同僚と研修を積んでいく。この当たり前のことがもっと大事にされるべきだ。</p> <p>わたしは「だれもが安心して通える学校、学級をめざして」取り組み、教員として働いている。もちろん、いろいろな問題が学校、学級でおきるが、子どもと向き合い、保護者ときちんと話しをすることで、なんとか学校現場にとどまっているのが現状だ。この法律は、さまざまな問題が発生している教育現場で、働く教職員を萎縮することにつながることを恐れる。萎縮すれば、子どもとの関係は希薄なものとなり、教え育てる関係になりえない。</p> <p>また、「教員免許更新制」で使われる莫大な費用が、学校現場をより活性化し、子どもや保護者から信頼される学校になるのかという費用対効果の面からも問題があると思う。教職員の適格性を確保するための制度は、すでに整備されている。このことについても、もっと国民的議論を十分行うべきだ。</p> <p>以上のような理由で、教育職員免許法等の改正について反対する。</p>	51	男	公務員
432	<p>・今、学校現場では、無意味な書類作りや計画に追われ、本当に向かい合わねばならない子どもとの語らいが減っています。子どもも多様化し、どうすれば子どもとのコミュニケーションがうまくいくのかと、現場の教職員は悩むことが増えています。</p> <p>それなのに、さらに免許更新のための研修や講習が増えることで子どもとの接触は一層減っていくことでしょう。</p> <p>・学校現場の教職員にとっての一番の研修は、子どもとの真摯な語らいや活動を通しての繋がりの強化です。机上の学習ではありません。現場での子どもに関わる教育活動こそが最良の研修となるのです。さらに、それは、子どもに関わりながら、教職員の互いの学び合いの中での評価抜きでの率直な意見交換であります。</p> <p>心底から信頼できる教職員同士の批判や叱咤激励が明日の日本の教育を創造していく力となります。</p> <p>・もっと現場の教職員の声を聞き、教育力を向上させる為に何を望んでいるか耳を傾けるべきです。免許更新制度の導入は今必要ではありません。国のねらいとする教職員作りにも拍車を掛け、管理統制を強化することとなり、反対です。</p>	57	女	小学校教員
433	<p>「教育職員免許法」について</p> <p>・現在法定研修以外にも各都道府県。市区町村ごとにさまざまな研修が実施されており、教育職員の多忙化は問題となっております。それがストレスとなり、学校現場で本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまい悪循環であると考えられます。</p> <p>・「教員免許更新制」については、制度設計や内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行い、国民合意のもとに進めていただきたいと考えています。現場の声を反映させずまず改正ありきな考え方は本末転倒、さらに状況の悪化を招くことになるでしょう。</p> <p>・教員の質を高めるために一番なのは、子どもにとってどのような教育が必要か、教員仲間どうしで語り合う余裕のある職場づくりがいちばんかと思います。</p> <p>以上のことを考慮いただきたいと思います。</p> <p>失礼します。</p>		男	

434	<p>私は1年更新制の非常勤講師として働く者です。毎年、更新されるかどうか、とても心配です。最近、職を失う非常勤講師が増えてきました。主な理由はカリキュラムの再編ですが、大学の場合、学内政治の上に、専任教師同士の争いのとばかりを受けてなど、もあります。大学は、単年度ごとに完結しますから、雇われる側がたいへんなストレスを受けることを無視する、また、失業者にしてしまうことを無視すれば、それですむのかもしれませんが、実際は非人間的な行為です。もちろん、セクハラなど犯罪を犯した教員は非常勤であれ常勤であれ教員として留まることは許されませんが。</p> <p>小・中・高の場合、入学から卒業までの、子どもたちを教員集団が面倒を見る、ということをしてきたのだと思います。最近では各赴任校での勤続年数が短くなり、腰をすえてその学校の教育に当たれなくなってきている上に、更新期間があるとなると、ますます、教員は落ち着きません。</p> <p>私は専門が人事管理ですが、今、産業界でもはやされている転職は、業界によっては昔からありました。しかし、一般に優良企業では長期雇用が行われてきましたし、そうした企業が昔も今も優良企業です。転職社会と言われている米国でも優良企業は長期雇用を是としてきたのが、リストラによる見せ掛けの利益創出で優秀な人材が失われた米国企業は世界的な競争に最終的には負けています。</p> <p>人間にはその成長に波があります。また、個人的な家庭の事情なども働きぶりに影響します。教員といえども人間です。完璧ではないのです。また、教員とは相性がある、と昔から言われています。皆に嫌われている教師でもある一人の子には最高、という場合もあります。「あの先生だから、うちの子には良かった」という例が実際に我が子の同級生でありました。他の親からはとても嫌われていました。しかし、実は子どもは好きだったとか。人間を評価することほど難しいことはありません。評価者の資質、というのが企業での人事管理では問題となります。私は特に、国際人事を専門としてますが、文化背景の違うところでの人事評価はさらに難しくなります。複数の評価者が必要になります。指導力不足の教員の評価に際して、任命権者が判定委員会の構成員を決めるということは恣意的になりませんか？自分に反抗的な教員をはずす、というようなことになりませんか？子どもも多様だ、ということは無視しての制度ではないでしょうか。</p> <p>また、指導力不足が決定的になる以前に、だれかが助ける必要はありませんか？適切なアドバイスをする必要はありませんか？教員といえども成長する人間です。私は大学教員のほかにある通信制の学校でも仕事をしていて、添削講師の指導をする立場にあります。問題があれば、すぐに対処をします。10年など待っていただけません。本当に子どもの立場に立てば、更新制ではなく、教員の成長を助ける仕組みが必要ではありませんか？10年待てば、そのときの子どもは救われません。教員が助け合っている姿は子どもたちにも見えます。いじめも減るでしょう。しかし、厳格さを売り物に、教員を切り捨てる姿は今以上に子どもたちのいじめを増長するのではないのでしょうか？</p> <p>最近、ビジネスを手本に学校制度を変えようとする傾向がありますが、本当にすばらしい人材を育てている企業をお手本にはしていないようです。</p> <p>教育は長期的な視点での営みであることを昨今忘れられているようですが、今ここで、浮ついた論議にまどわされず、教育の原点に戻らないと日本の教育はますます泥沼にはまりこんでいきます。</p> <p>免許更新制の導入には反対します。</p>	53	女	大学教員
-----	---	----	---	------

435	<p>○教員免許更新制について 教員の質が大きく取り上げられていますが、どのようなデータをもとに「質の低下」と捉えられているのでしょうか。 免許を更新するために、「研修」の実施で「質の向上」となるのでしょうか。 教職員は、日々の授業や子どもとの付き合い、学級集団・学年集団の動向、教職員同士の教材研究・話し合い、保護者との話し合い、など、毎日の教育活動から学ぶことが多いのです。 そして、そのなかで、教職員は鍛えられ、「質の向上」となっていくのです。 教職員は、今でさえ、世の中が大きく変動するなか、必要な「研修」が多いのが現状です。 もちろん、その多くは、子どもたちの休業中(夏・冬)に開催されています。 これ以上の外へ出かけての「研修」は、必要ないと思います。 普段からも、この間の教育改革の動きの中で、職員会議等が多く、放課後など、なかなか子どもたちと過ごす時間がありません。 ゆっくり教材研究する時間がありません。 若い先生方が多くなる中、一緒に教材研究をすると新しい視点で教材が見直せたり、また、指導方法などを丁寧に伝えることができます。 しかし、残念ながら、その時間をつくるのが困難です。 そのため、土曜・日曜に学校に行き、学年研究をすることも珍しくありません。 これ以上の研修は、教職員をもっともとの時間的においこみ、「質の向上」ではなく「体力の低下」と「質の低下」につながっていくのではないのでしょうか。 もうひとつ、疑問があります。 なぜ、毎日授業をしている教員免許を持っている教職員は、「質の低下」が心配されるのに、民間企業等からの教員免許を持っていない人は、「質が良い」と判断されるのでしょうか。 大きな矛盾を感じます。 子どもたちのパワーは、民間企業での勤めと随分ちがうことも認識してほしいです。 実際、民間から来られた方で、学校の忙しさに体力の限界を感じ、また子どもの対応に苦慮し、あまりにも予想外の「学校の姿」に驚嘆され、やめられた方も少なくありません。 いまどきの子どもを40人学級で、1人で授業し、規律正しく毅然とした態度で授業を行えば、40人の子どもたちの学力が向上すると判断されますか。 もっと学校現場を見ていただきたいです。 東京の学校だけを見て、日本国中の教育を語らないでほしいです。 私たちは、一人一人の力量を上げるために、地道に教職員同士で切磋琢磨している毎日です。</p>	49	女	公務員
436	<p>私は「教育職員免許法等の改正の方向について」は、「困難」と言われる学校現場を決して改善させるものではなく、むしろ「より困難」あるいは「荒廃させる」危険のあるものとして強く反対するものです。 まず、教育3法といわれる重要法案の改正の方向についてのパブリックコメントをわずか1週間という短期間に限り、性急に改正を進めようとしている文部科学省の姿勢を強く批判します。教育基本法の改正のときにも要望しましたが、国家百年の計と言われる教育に関わる重要法案は、より時間をかけて意見を求め、慎重にされるべきです。安倍首相が言う「教育再生」という言葉を裏返せば「教育が崩壊している」ことを示しているわけですが、「教育が崩壊している」と言われるならば、その責任は少なからず文部科学省の教育政策にあるはずで、「ゆとり教育」が批判を受けていますが、「ゆとり教育」が果たした役割・功罪を分析することもなく、まして文部科学省から反省も総括もされないまま教育崩壊の原因・責任をあいまいにしています。私は学校現場で働く者ですが、学校現場には管理職を含め今回の教育職員免許法の改正では「教育への熱意がわかなくなる」「今以上に教員を現場から引き離して教員の資質向上などはかれない」「ダメ教師排除に躍起になるあまり、多くのまともな教員つぶしだ」「文部科学省までもが教員いじめの先鋒に立つのか」と言った否定的な意見が圧倒的多数を占めています。「教育基本法改正を強引に進めた上に今度は教育職員免許法を強引に変えるのか。学校現場の声に全く耳を傾けない政治」に強い憤りを感じる者、意欲を失う者も見られます。どうか現場教職員の声をじっくり聞いてください。このような重要法の性急な改正は何ら好結果をもたらすことはありません。慎重審議を強く要望します。</p>	46	男	教員

437	<p>私は現在、東京都で指導力不足教員として、現場から離され長期研修を受けている者です。研修といっても毎日研修センターでパソコンに向かって日々で、時間の厳守や字句の訂正等、上の言うことを素直に聞く訓練を毎日している感じです。後ろから様子を見張られたりの人権侵害のような扱いをされることも少なくありません。屈辱の日々です。指導力がどれだけ上がったかも疑問です。かえて現場から離れてしまい、教壇に立つ感覚がずれてきているような気がします。毎日、税金の無駄遣いをしていて心が痛みます。</p> <p>自分が現在のような境遇になった発端は保護者からの苦情でしたが、その内容は未だ納得がいきません。当時一緒にの学年だった主幹や学部チーフとは必ずしもじっくりいていませんでした。現任校の赴任一年目ということで、校長とは直接話したこともなく、校長への私の情報は、もっぱら彼らからもたらされたものです。職員会議では都や管理職の方針に反対するようなことを言ったこともあります。諸々のことが関係あるような気がしています。校長に私の指導力不足として申請する事由も聞きましたが、こじつけとしか思えないものばかりでした。この件は現在、都の人事委員会へ申し立て中です。</p> <p>東京都では、他にも人事考課制度という、教員をAからDのランク付けをして給料に差を付ける制度があります。(今年度私はDです。更に、教員の上の主任教諭や校長の上の統括校長制度も検討されています。ピラミッド構造です。差別につながるといういいのですが、...一番下にいるのが私でしょうか。)</p> <p>更に免許更新制度が加わると、こわいのはこれらの制度の運用において客観性や公平性を保てるかということです。権限のある者の恣意や感情、主観が入らないかということです。上の者の顔色ばかり気にする教員を量産してしまうことにならないかも不安です。特に養護学校は、教員のチームワークが大事な学校です。近年それが壊れてきている気がしてなりません。また、免許の更新といっても運転免許の更新のように、目が見えなくなったり手が動かなくなったりするはっきりした基準がないのに、どのような具体的、かつ客観的な基準をもって更新の適否を判断するのでしょうか？不安はつのるばかりです。</p> <p>政府、文科省、教育委員会、教員は一枚岩になって、この国の教育を造っていかねばならないのですが、問題が起きた場合や国民の批判には、お互い責任の転嫁ができる関係でもあります。その時に一番弱い立場の教員のせいだけにするのはフェアではないように思います。ニートや引きこもりが大量にいる社会的背景の中で、教員の質だけが落ちているのでしょうか？ご再考願いたいと思います。宜しく願います。 敬具</p>	56 男	養護学校教員
438	<p>教育職員免許法の改正について意見を述べます。教育免許更新制の導入には強く反対します。教職員の資質については何を基準に良しとするのでしょうか。不適格教員の排除が強く求められていますが、現場で経験を積み、子ども・保護者・地域との関係を保っていくことが必要であると考え、日々実践している教師はたくさんいます。土・日も家庭は二の次にして学校に出ている者もいます。以前に比べ、授業時数が減り、カリキュラムをこなすのに追われ、本当に子どもたちに生きる力を与えていっているのだろうか？と不安にかられています。もう少し余裕のある現場で毎日正常に子どもたちと接していきたいのです。専門家の方にもっと現場の状況をみていただけないのでしょうか？決して更新制によって正常な学校は期待できないと思います。</p>	46 女	小学校教員
439	<p>2の「指導力不足」教員への人事管理の厳格化</p> <p>1、東京都の「事故再発防止研修」の実態を見れば、人事管理の厳格化がいかなる悲劇をもたらすか、明らかだ。そうはならない、と言い切るのは個々の内心にあえて目をつぶった、教育とは無縁の人の発想だろう。</p> <p>2、「不適切教員」の認定スタッフに医学の専門家や保護者を並べているのは全く理解できない。たとえばメンタルな不調を抱える患者に親身に対応する医師ならばこのような任は引き受けないだろうから、引き受けるのは御用学者ばかりとなる。</p> <p>また、保護者は利害の一方の当事者でありうるから、こうした「認定」にはそもそも「不適切」である。子供をはさんでのトラブルが生じているケースが少なくないであろうから、もっとも害を被るのは子供自身であるという悲劇に至ることを危惧する。百歩譲って保護者代表ならどうか、という意見はあるだろうが、複数の保護者からの情報収集と当該保護者の立場に立つなどの関与によって「認定」への参考意見にとどめるのがスジであろう。</p> <p>すなわち「認定」システムは、それに必ず現実的な利害調整もしくは問題解決システムと、異議申し立て＝当該教員の弁護or支援システムの三者鼎立もしくは連携によってようやくバランスが保たれる。固有の人格を有する存在の身分に関わる判断をしようとするなら、そうした制度的整備を図ることが不可欠であるのに、「人事管理」を謳う改正案にその視点は全く存在しない。「適格性」の概念もあいまいで恣意的に悪用される危険をはらんでいるのはいうまでもない。認定スタッフとして想定しているこれらの代表者を参考人として招き、意見を集約すべきである。</p>	53 男	高校教員

440	<p>教員免許法「改正」の方向案では、教員免許の更新について、「勤務実績その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要」があるなしを免許管理者が決められるとされていますが、それが教員の管理統制につながる事が懸念されます。また、30時間程度という時間枠だけが示され、どのような内容の講習なのか、根拠を示されていないので、講習の有効性についてはなはだ疑問です。講習で時間的にも、内容的にも縛られることで、教員の自主的な研修活動が抑制される危険性もあります。また、「指導力不足教員の認定」について、「保護者」も含めた「第三者からなる判定委員会」の意見を聞いてということが書かれていますが、公正な判断がなされるのか危惧されます。判定委員の選任を誰がするのか問われます。保護者委員をだれがどう選ぶのかによって判定が左右される危険性もあります。最低でも公選制の導入や現場教職員も加わるなどの方法が付記されるなどの必要です。法案審議に際して、具体的内容を国民に明らかにしていただいたうえで、意見聴取していただくよう強く求めます。今回のパブリックコメントの募集期間が通常の30日間に対して、異例に短駝韻琉娶館鞠膨紉茲靴茲△箸靴討い襪里震箏任后〇娶綯茲袍弔い討寮訶舛發④綴罔錫覆い抜兕犬猶譴淫靴拭氣蕪覆訝氣臙罔錫襪發里任后[^]幣</p>	44	男	教員
441	<p>「1 免許更新制の導入」は不必要。なぜ、教員免許だけがこのような手続きをしなければならないのか、全く理解できない。</p>	57	男	教員
442	<p>今年度、代替の講師がつかず、担任が欠けた状態で子どもの指導にあたらなければならないことがありました。免許の有無が問題となり、空白の時間が続き、現場の負担はとて大きなものでした。それだけでなく教員の不足はどの現場でも深刻な問題となり、一人ひとりが健康を破壊しながら勤務を続けています。教員の資質の向上を狙うならば、まずは必要な教員数を臨時任用で補わず、正規教員として採用し、研修等をきちんと行うべきではないでしょうか。そのための手立てから、明らかに遠ざかる、教育職員免許法改正に反対します。</p>	29	女	教員
443	<p><教員免許更新制の導入> 「優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するために」という目的で教員免許更新制を導入することですが、本当にそれで優秀な教員が確保できるのかと疑問に思います。現場での経験を積み、そこで起きた疑問に応じてくれる研修として私たちは県の教育センターでの研修を受けます。そこでは、現場での実践や演習が行われ、自分たちのニーズにあったものを自分たちで選択して履修します。そして、現場の実践を見る研修も行われています。さらに、お互いの実践を見合う研究もしています。そのようなものの中から自分たちの教員としての力量を高めるための取り組みをしています。資質が落ちたというのは、免許制度が悪いからなのでしょうか？その疑問には全くふれられていません。ですから、仮に免許制度をいじったからといって、優秀な教員が確保できることはまずあり得ないでしょう。そのような小手先の改革ではなく、もっとじっくり見直して本当に子どもたちのためになるものは何なのかを現場の教員も含めて議論していくべきではないでしょうか？現場の人たちが何を感しているのかを聞くことが先決だと思います。あのカルロスゴーン氏が日産を改革したとき何をしたかご存じでしょうか？まずほとんどの時間を現場の自分の目で見ることにより費やしたそうです。そして、現場で働く人の意見をじっくり聞き、そこにいる人たちの考えを理解していくことから始めたそうです。その中で、働く人たちのモチベーションが決して低いわけではなく、うまく機能していないだけだという結論に行き着き、一人ひとりが生かされる職場づくりを行うことが日産の再生につながるということに気づいたそうです。</p>	41	男	小学校教員
444	<p>○「教育職員免許法」について 1 現在、法廷研修以外にも各都道府県・市町村ごとにさまざまな研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらにもたらすことになる。 2 教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられることになる。</p>	52	男	小学校教員
445	<p>教師の不祥事がよく報道され、短絡的に「更新」を持ち出したのではないと思う。しかし、不適格教員に対するプログラム等も実施されている。目の前の子どもたちと向き合える時間を削ってまで、しっかり教材研究する時間を削ってまで必要な免許更新なのだろうか？と疑問である。どのように行うのか、しっかり教えて頂きたい。</p>			
446	<p>現在 法定研修以外にも 様々な研修があり、教育職員の超過勤務や多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらなる負担をかけることになると思います。講習が多くなると、教員が現場を離れる時間が多くなるのと同じですから、本来 子どもたちに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまいます。条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度はすでに整備されています。</p>	33	女	公務員

447	<p>改正の方向に反対です 教員免許の更新制度は、「教員の資質向上」どころか、世界でも最高水準にある日本の教師の資質を低下させ、深刻な教員不足をもたらすものです。 そもそも、教員免許は、個人が何を学んだかを公証するものです。「不適格」な教員の排除は、「任用」制度で対応すべきです。 現在、日本には、「懲戒制度」「分限制度」「配置転換制度」「条件付採用制度」などの制度が存在しており、この制度を適切に運用すれば、「不適格」な教員は生まれないはずで 問題は、この制度が、行政の恣意的な判断で運用されていることです。 その典型的な例として、兵庫県では、尼崎東高校セクハラ事件があります。 兵庫県の教育行政は、自分達に都合の良い、行政の掲げた目標に忠実な「役人教師」は、セクハラ事件を起こしてもかばい続け、一方で、「不当な支配」に屈しない教師は、理由もなく強制配転をして恥じない。このような状態で、「教員の資質の向上」は可能なのでしょうか？ さらに、専門資格免許で有効期限があるのは、運転免許、狩猟免許、競輪選手など、加齢による技能低下で安全が損なわれる資格に限られています。 たとえ、教育行政が公正な立場に立ち、恣意的な判断をしなかったとしても、その「技能」がベテラン教員になればなるほど衰えることが実証されなければ、更新性の論拠がありません。 更新性のような不安定な身分でいい教育が出来るとは思いません。 結局、国家の教育目標に忠実な国家教育エージェントを作るための教員免許更新制度に強く反対します。</p>	47	女	教員
448	<p>現在教職員については、様々な研修が行われており、さらなる研修の追加においては、教職員が子どもに向き合わず、書類作成や研修が本来業務のようになってしまい本末転倒であるように感じる。 不適格教員の研修なら、今までの制度強化で十分対応可能である。 政治的な目玉として改革ありきの話し合いになっているのではないかと心配する。</p>	43	男	教員
449	<p>【郵送】 ・そもそも、教員の質の低下というデータはない。(国際的に比較したデータを示してください)・40人学級を30人学級にすることが先決。これで多くの問題が解決する。・30時間もの研修は、現場から教師がいなくなり、教育活動の低下となる。研修は不要。実施されれば悪い影響のみ。・管理強化では、自主的な優秀な人たちはたちまち公立学校にこなくなりますね。</p>	50	男	サラリーマン
450	<p>【郵送】 ・条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など適格性を確保する為の制度はすでに整備されている。不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は費用対効果の面からも問題である。</p>			
451	<p>【郵送】①教職員の超勤、多忙化へのさらなる負担となる恐れがある。②教員の質の向上は、教職員同士の学びあい、自己研修が基本。それが子ども達への信頼につながる。③一部教員の排除を目的とするようなことになりかねない。等々、国民的論議を十分行ってほしい。</p>	53	女	地方公務員
452	<p>【郵送】・子どもに向かうべき教員が、学校現場を離れて講習をうけることは、子どもに向けられるべき時間が失われることにつながる。現在、法定研修以外に、多くの研修が実施されているので、これ以上学校現場を離れた研修を義務づけることは、学校現場にさらに負担をもたらすことになる。実施すべきではない。</p>	37	男	

453	<p>【郵送】</p> <p>①論点「② 有効期限の更新」について</p> <p>②原案では、「教員免許を有しながらも、現に学校の教壇に立っていない者」が更新を行う場合、たいへん困難である。(特に社会人の場合、仕事を休んで講習を受けることが難しい。)これらの者が、もっと容易に更新を行えるように配慮してほしい。</p> <p>・(理由)</p> <p>ア 教員免許は、学校のみならず、予備校や私塾においても能力を実証するものとして、社会的な価値を持っているため。</p> <p>イ 社会の中に「教員免許を有しながらも、現に学校の教壇に立っていない者」が少なくなると、増減する児童生徒の人数、教育職員の育児休業等に応じて、常勤講師・非常勤講師を確保することことが困難になるため。</p> <p>ウ 教員免許を、教育大学以外の大学において、本来の学部の専攻科目を履修しながら取得するには相当な単位数を別に履修しなければならず、その負担は大変大きい。従って、それに見合った資格の安定性がなければ、教職課程を履修しようという者が減り、優秀な人材が集まらない可能性が生じるため。</p> <p>エ 更新期間を10年とすれば、社会から供給される常勤講師・非常勤講師が、免許取得以後10年以内の年齢の若い者に偏る可能性が生じるため。</p>	40	男	公務員
454	<p>【郵送】</p> <p>①論点「2 指導力不足教員の人事管理の厳格化」について</p> <p>②意見・「指導力」「指導が不適切」という言葉は、法律いなじまないと考える。例えば、「教育力」「教育方法が不適切」という言葉に言い換えてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>ア 「教職員免許法等の改正について」を見る限り、「指導力不足」＝「指導が不適切」という意味で用いられているが、これでは、不適切な指導とは、不足する事例ばかりで、行きすぎた指導による事例は含まれないのかという印象を与えるため。</p> <p>イ 法律上、「指導」は、処分とは異なり、相手方が任意にそれを受け入れることを求める行為であると言える。従って、例え教育上の行為であっても、それが指導である以上、相手方が合法的に従わない態度に出ることは起こり得る。指導という言葉を用いると、相手方が合法的な選択の結果として指導を拒否した場合についても、「指導力が不足しているからだ」と当該教員個人の責に帰してしまう危険が残り、教員を萎縮させ、指導に果敢になるどころか、むしろ、問題のある児童・生徒・保護者を避けようという傾向が生まれかねないため。</p>	40	男	公務員
455	<p>【郵送】</p> <p>「学校教育法の改正の方向についてへの意見」</p> <p>1 学校種の目的及び目標の見直し</p> <p>(1)義務教育の目標の見直しに関する事項の中に、「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)がありますが、これについて意見を述べたいと思います。私は、自分がこれまで学んできた科学的な歴史の中で、戦後の日本がアメリカの指導を受けたとはいえ、最も世界に誇ることのできるものとして、憲法9条と改悪される前の教育基本法があると思っています。真理と正義を愛し、恒久の平和を願うというこの精神は、他者によって愛することを強要されたことなど一度もありません。国、郷土、人などを愛するということは人の内面からにじみでるものなのです。そのように育てられてこなかった方であっても、愛するということは他人から強制される性格のものでないことはしゅう地の事実であります。国会で「日の丸」「君が代」の論議になったときも、天皇陛下も「内心の自由」と申したではありませんか。</p> <p>・先日「硫黄島からの手紙」の映画を見ましたが、あのような事は二度とあってはならないと強く思いました。人は皆、幸せになるために生きようとするもの、それを一部の人のための利息のために犠牲にしてよいという法はありません。是非とも愛国心の強制につながるような項目は削除していただきたいと思います。日本が責任をもって世界に訴えるべき恒久の平和のためにも、世界で苦しんでいる戦場の人たちのためにも最も大切なことだと思います。よろしくお願いします。</p>	59	女	教員

456	<p>【郵送】</p> <p>・教員の免許は、ほかの国家試験で合格したらもらえる、保育士、看護師、医師等と同じように、専門性を認めたものなので、終身制にすべきです。不適格教員と言われるモラルに反する教員は、ほんの一部で、99.9%の教員は身を削るように、自分の生活を犠牲にして働いていおります。元々心身共に健康に自信がある人が教員になっているのに、こんなに休職や精神疾患が多いのは、労働条件がメチャクチャであり、過労死寸前ラインだからです。そのストレスから飲酒運転やモラル低下が起こっているのであり、文科省の人が条件整備をすべきです。10年研修だとかでなされているのも、パソコンの講習とかで、本当に今の子どもたちの状況にあったものにはなっていません。教師には、もっとゆったりした時間を与えさえすれば、誰でも教材研究したり、職場の同僚から学べるわけです。意味のない講習や研修を受けさせて、文科省の言うとおりになる教員にすることだけが目的です。このような免許更新は、おどしになるだけで、全く教師の資質向上には役立つどころかむしろ有害です。</p>	61	女	主婦
457	<p>【郵送】</p> <p>・教員の免許状を10年ごとの更新制にすることは、教員の身分を10年契約の派遣社員にすることと同じで、その身分は極めて不安定なものとなります。それにより、生じる教員のストレスは、子どもの教育の上にも悪い影響を与えざるを得ません。</p> <p>・昨今の教職員に対する管理や統制の強化、差別賃金の導入、更に多忙化の進行、マスコミなどを使っての教員たたきは教職が「子どもを育む崇高な天職」から、灰色の魅力のない仕事になってきています。現実の学校では、まじめな教師、優秀といわれる教師ほど体をこわし、今の教育行政に失望し、教職を去っていくものが多いと聞いています。</p> <p>・「教員の免許法」に見られるような、罰則主義では、優秀な人材は益々教育界から遠ざかっていくでしょう。毛か敵には教育の水準を低下させるだけだと思います。</p> <p>・かつて「人材確保法」を作りましたが、今回の法は、まさに「人材排除法」と言わざるを得ませんので、法案作成は速やかに断念してください。</p> <p>・次に「指導力不足教員」の退場が声高に叫ばれ、この「免許法」もその一つと考えられますが、「指導力不足教員」なるものがあるとするれば、その第一義的責任は、教員を採用した側、免許状を与えた側にあるのではないのでしょうか。どうしてそのような教員を採用したのか、どうして免許状を与えたのか、教員にふさわしい養成をしてこなかったのか、その責任は問われていません。極めて不公平で本末転倒した論理です。思うに、教員採用時におけるテストの成績第一主義がこのような事態を生み出してきている一因ではないのでしょうか。人間性豊かな教員としての適性があるかどうか、採用時にしっかり見極めることができなかつた側に責任こそもっと追及されるべきです。また、教員の養成機関の不十分さも問われるべきです。(例えば教育実習の期間を大幅に伸ばすなど…)</p> <p>・更に指導力不足教員とは、どういう者を指すのか。例えば、学級崩壊した担任教師が、それに該当するのであれば、単純には納得できません。学校教育は相対的なもので、教師の資質だけでは決められません。相手である子ども、保護者の状態によって結果は変わってきます。いわゆる「指導力不足教員」でも大過なく務められることもあるし、法案にある「主幹」「指導教諭」であっても、学級崩壊になることもあるのです。その様な学校の実態を良く知った方々の意見こそ良く聞いていくべきです。実態をよく知らない「再生会議」や「中教審」の方々の意見だけで、事を決めることは、国民の理解と支持は得られません。</p> <p>・最後に教育をより良く、充実させていくためには、国はケチらず大幅な教育予算を計上するべきです。それに反対する国民はいないと思います。</p>	73	男	無職
458	<p>【郵送】</p> <p>・現在、法定研修以外にも、都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。</p>	42	男	教員
459	<p>【郵送】</p> <p>・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべし時間や労力が講習に向けられてしまうことになる。</p>	42	男	教員
460	<p>【郵送】</p> <p>・条件付採用後、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格の教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題がある。</p>	42	男	教員
461	<p>【郵送】</p> <p>・教員の質については、教職員同士の学びあい、自主的な研修・研究・子ども達との教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。</p>	42	男	教員

462	<p>【郵送】 ・教員免許更新制については、制度設計・内容をあきらかにした上で、国民的論議を十分行い、国民合意のもと進める必要がある。</p>	42	男	教員
463	<p>【郵送】 ・文部科学省は中央教育審議会に、「教職員免許法」と「学校教育法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」案の概要を示されました。「教育職員免許法」と「学校教育法」は今通常国会に提出される意向であるという点ですが、その内容に問題があると思います。 ・まず、教職員免許法に、免許の更新制を導入されるという点について次のように考えます。日本の教員は、その学歴・専門性・教育力は、諸外国に比べて非常に高いレベルにあると、多くの識者が指摘しています。一部に問題行動を起こしたり、明らかに指導力がないと思われる教員がいることは確かです。しかし、それはごく一部で、そういう人たちに対してはしかるべき指導、措置をすれば済むことです。免許を更新するということは、その免許を与えられた人全員の能力が低下することが予想され、免許取得時の状態、免許要件を維持し続けているかどうかを常にチェックしなければならないということだと思われます。教員の場合、他の専門職と同様、経験を積みれば積むほど能力は向上するのが普通です。にもかかわらず、全ての教職員を対象に免許の更新制度を導入することは、教員がその資質において低下することを予想しているということでしょうか。また、更新の要件として誰が見ても納得できる客観的な基準が明らかに出来るのでしょうか。</p> <p>・免許の更新という制度が導入されることによって、教育現場はより一層窮屈になるのではないかと懸念します。真に熱意ある教員を求め、生徒の人格の完成に資することを求めるなら一人ひとりの教員の創造性・学問の自由が保障されていなければならないと、教師自身が人格を尊重されていなければならないと考えます。「免許が剥奪されたら」という心配が、教員一人ひとりの熱意・創意工夫に満ちた教育実践を萎縮させ、教職員を事なかれ主義、マニュアル主義に追い込むのではないかと心配です。加えて、更新時に30時間もの講習を受けなければならないとなると、教育活動に支障が生じる事も懸念されます。さらに管理職だけが免除になるという差別的扱いも、管理職はもはや教育職ではないということの意味しているのでしょうか。疑問に思います。</p>			
464	<p>【郵送】 ・教職について、28年が経ちます。この間学校は、本当に変わってきました。「時間がない」「ゆとりがない」のです。何よりも子どもとの対話が大切な現場で、私たちは何に追われているかと言えば、提出しなければならない書類やアンケート・レポート・指導案……。今でも残業は当たり前です。土日の持ち帰りの仕事で、何とか事務を処理しています。私は事務処理能力が遅い方ではありません。しかし、それでもテストやノート点検、教材準備・印刷と日々が時間との競争です。行事や研修がこの日常に輪をかけます。私の職場でも体調不良や精神的なストレスによって、病気休暇をとる同僚がいます。こんな中での「教職員免許法」の改正は更なる研修の負荷による現場の混乱・困惑・多忙化をもたらすことでしょう。ますます本来の目的である子どもとの時間を奪われてしまいます。私たちは、現場の同僚との切磋琢磨によって磨かれています。日常の教育活動が有意義なものであることが、何よりも大切です。じっくりとおおらかに子ども達を育てていく教育の営みに、汲々とした成果主義の考えは当てはまりません。現場が苦渋や疲労困憊の教職員ばかりになっていいのですか。はつらつと明るい笑顔の充ち満ちた教職員こそ、必要なものではありませんか。この免許更新制は、決して私達を元気にしてくれるものとは思えません。</p>	51	女	小学校教諭

465	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今国会に提出されようとしている、教育関連3法案について意見を申し上げます。特に3法案の中の教員免許法の改正に大きな怒りを感じます。今の教育大学、総合大学の教育学部の教育は、政府が見くびる程低レベルなのではないでしょうか。余りにもひどい見方だと思います。 ・日本の教員養成大学で取得する免許に10年間という期間限定をつけようとしています。政府は教員養成大学の教育を冒瀆しています。日本の歴史上聞いたことがありません。教育現場に立つ者として、ここまで大学教育を見下されたのかと思うと残念でなりません。 ・今教育現場に勤務している教師は全員4年制の大学か大学院の修士課程を卒業又は修了した人ばかりです。教育を一生の仕事にと4年ないし6年の高教育を受け取得した教員免許です。車の運転免許のごとく軽く扱われることに大きな怒りを感じます。 ・さまざまな職業に免許制度があります。(例えば医師、薬剤師、弁護士、看護師などなど) 期限付き免許制度などはどこにもありません。教育という仕事は人を作り国を作る尊い素晴らしい仕事です教師が誇りを持って指導できる免許制度であるべきです。 ・10年ごとに更新するような不安定な免許法が成立すれば、夢のある優れた人材が集まらなくなります。どんどんと日本の教育の質は低下していきます。政府の関係者の方々は教育の現場をしっかりと見てほしいです。教師は時間に追われ、勤務時間だけでは教材研究も授業案も立てられず家に持ち帰り昼夜仕事を続けています現場の教師の声を十分聞いてください。余りにも教師を馬鹿にした免許法です。 <p>・現在教師をしている人たちは10年ごとに免許を更新される法の下で免許を取得したのではありません。期間限定されるなど法律違反だと思います。高教育を受け取得した免許は個人の大きな知的な財産であり何者にも犯されてはならないと思います。また生きるための財産でもあり、軽々と制度変更されれば生きる道さえ失いかねません。</p> <p>・真の教育改革は教師の欠点探しや罰することではなく、教師が児童生徒と十分向き合える時間を保証することです。教師がお互い力を合わせることで。変に競争心をあおれば教師間の雰囲気はおかしくなります。教師が誇りを持って教壇に立てる前向きな改革をしてほしいと思います。</p>		女	
466	<p>【郵送】</p> <p>③教員免許法関連について</p> <p>教員免許の有効期間の創設や免職処分が可能な「不適切教員」認定制度を設けることは、教員の主体性ややりがいを損い、又志願者を減少させ、ひいては教育の質を低下させかねないものである。教員を裁定するのではなく、本来の教育行政が当たるべき、教員の援助、講習等機会の提供により、教育、教員の質の向上がはかられるはずである。(1966年ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告参照)</p>			東京都民
467	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許法改正の方向に反対です。教職員一人一人の評価を、国家が教育目標にそって権力で押しつけるとき、教育の自由がなくなり、国策に沿った教育＝戦争の教育が行われるのは、歴史の教訓です。教員免許制度「改正」に反対します。 	58	女	地方公務員
468	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安倍内閣は教育再生会議を発足させ、教育における戦後レジームからの脱却を目指していると報道されています。同会議の報告を一読しました。いろいろと提言されていますが、教育の本質を捉えた意見は一つもありません。教育現場からの、当事者からの切実な願いが全く反映されていないことに失望致しました。教育を何か国家目的の達成のための手段としてしか見ていないのではないでしょうか。教育現場で働く私たちは、この「報告」を読んで大変不安になります。この「報告」は、教育現場に対する無理解と敵愾心で充ち満ちています。教員から働くことの誇りを奪い、まるで奴隷のように学校現場を思いのままに動かそうとしているのです。私たちは、この報告を読んで心から怒りを覚えます。 ・安倍内閣は「報告」に基づき、この通常国会で、教員免許法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、の改定を行おうとしています。どれ一つ取ってみても、疑問に思うものばかりです。 ・教員免許法改定による教員免許の更新制の導入は、更新にあたって恣意的な運用により教員の思想・信条の自由を侵害する恐れが強い上に、学校現場に人員配置の面で多大の負担と混乱を生じさせます。また、教員の身分が不安定になり、教員という職を敬遠させ、人材の枯渇を結果することになるのではないでしょうか。 ・詳しい内容はまだわかりませんが、問題点は限りなくあります。 		男	

	<p>1. 「免許更新」をしなければならない理由がまったくわかりません。医師や弁護士、その他の資格を必要とする仕事で免許の更新を行っているものはありません。自動車の運転免許は更新制ですが、これは手続きだけです。資質の向上とか言っていますが、更新するからといって別段向上するという保障はありません。教員にたいする嫌がらせとしか考えられません。</p> <p>2. 「10年ごとの更新にあたって、30時間の講習」とありますが、一体何を「講習」するのでしょうか？また、それが日々の教育活動の何の役に立つのでしょうか？</p> <p>3. 免許は持っているが実際の教職には就いていない者に対しても当然講習を行うのでしょうか？講習の時間はどのように確保するのでしょうか？</p> <p>4. 当然莫大な費用がかかります。これは地方自治体にとっても新たな財政負担になります。</p> <p>5. 何よりも、教員の身分が不安定になります。5年もたつと、次の更新が気がかりになり、教育活動にとっても専念できるものではありません。</p>			
469	<p>【郵送】</p> <p>・教員の質については、教職員同士の学びあい、自主的な研修、研究、子ども達との教育活動や地域保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要である。免許法の改正によって、教員の質の向上にはつながらないと考えます。</p>	50	女	教員
470	<p>【郵送】</p> <p>・現在職場においては、主題研修として、三年周期で研修をおこなっています。この取組だけでも毎年毎年、各職場で組織的に研修を積み上げてきた歴史があります。</p> <p>・この研修だけでも、さらなる質の向上を進めるだけでも十分なのですが、実際は他にも多くの研修出張や自主的な研修も日々行っています。</p> <p>・このように、現状をさらに維持し質を高める努力に力を注ぐことこそが最も重要であり、現場に一番適していることです。</p> <p>・よって、免許法の改正などという制度の改正はまったく必要のないことであり、時間と費用の無駄です。</p>	52	男	教員(小学校)
471	<p>【郵送】</p> <p>・現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすこととなります。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子ども達に向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまう事になります。</p> <p>・条件付き採用、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保するための制度は、すでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、費用や効果の面からも問題があります。</p> <p>・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子ども達との教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質の向上の視点が重要です。</p> <p>・教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行い、国民合意のもとすすめる必要があります。</p>	47	女	小学校教員
472	<p>【郵送】</p> <p>・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修研究、子どもたちとの教育活動や地域の保護者とのつながりなどで、学校現場での資質向上の視点が重要である。免許法の改正によって、教員の質の向上にはつながらないと思います。</p>	53	女	教諭
473	<p>【郵送】</p> <p>・教員の質の向上については、現場での学び合い、自主的な研修、研究の基、子ども達の実態や地域性などを踏まえ、地域、保護者、現場の教職員同士とつながりあってこそ、資質向上となっていくのではないのでしょうか。</p> <p>・免許法の改正は、一見効果ありそうにも思えますが、多忙化を招くだけで本当の意味での教員の質の向上につながるとは思えません。</p>	46	女	教諭
474	<p>【郵送】</p> <p>・現在、小学校の教育に携わっております。免許更新制についての考えですが、世間一般では我々が法定研修に加え、県、市町村ごとの様々な研修に参加し、力量を高めようと努力していることが知られていません。今までにも一定期間ごとの研修があり、成果を得てきました。それに加え、更新制が導入されれば、子どもの現場から離れ、日々の状況を見落とすことになりかねません。慎重な論議を十分行ってほしいと思います。</p>	45	男	公務員(教員)

475	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場に、現場を離れて講習を受けることが、本来子どもにむけられる時間や労力を減らすことになるのではないかと危惧しています。 ・教員免許更新制について、制度設定、内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行い、国民合意のもとに進めていくことを切に望みます。 	38	女	地方公務員
476	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、教職員に対して、様々な研修がされています。その上教職員の超勤、多忙化等が問題になっている現場にさらに負担をもたらすことになるので、この改正は反対です。 	54	男	教職員
477	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場では、すでに多種の研修が実施されており、出張で子ども達が自習と言うことが多々起きています。特に二学期は担任が半数しか学校にいない日も生じます。これ以上の講習は子ども達の荒れるもとです。教員免許更新制について、内容をもっと明らかにし、国民的論議・合意のもとすすめて行く必要があると考えます。 	51	女	養護教諭
478	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在まで、様々な研修が学校内外で実施されており、教職員の超勤、多忙化・ストレス等の原因となっていると考えられている。このことは、教職員の問題行動の一因となっているとも考えられる。また、様々な学校現場の実態があり、現場を離れた研修は、子どもとの活動時間を減少させ、生徒指導、教科指導の面からも本当に力がつくとは考えられない。本来、目的とする教職員の資質向上のためには、学校現場における資質向上の視点こそが重要であると考えます。 	44	男	教員
479	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来、子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまいますのでよくない。現在すでに、様々な研修が実施されており、教職員の多忙化を増し、学校現場にさらに負担をもたらすことになり逆効果である。 	47	女	教員
480	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育免許法」を改正しての「教員免許の更新制」の導入は、明確に「不適格教員の排除」を打ち出すものとなっており、「勤務成績その他の事項を勘案して免許状更新研修を受ける必要がないと認められたものでなければ、免許状の更新をしなければならない」とするなど、昨年7月の中教審答申を一層強化する、極めて問題のあるものです。教育行政の教育方針に従った者だけが評価・処遇されることになり、子どもに真剣に向き合う教職員の協力・協働を破壊すると共に、差別・分断を拡大し、管理強化・多忙化に拍車をかけ、国家に従順な「物言わぬ教師」を作るものであり、導入に反対です。 	44	男	中学校教員
481	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場では、教職員自体ゆとりなく教育に携わり、子ども達と関わっています。ここ近年、ストレスや精神疾患による教職員の休職等が増加していると聞いています。本校でも、勤務状態をみると仕事内容が多くてとても多忙で、超勤せざるを得ず休日出勤しても振替がとれない事が多々あります。そのような実態を省みてみると、文科省の方向性は、現場を見ようとせず短絡的で生徒や教職員のことを考えることなく勧めようとしていると感じざるをえません。例えば免許状更新講習を行うと、学校を離れることになり生徒を置いていくこととなります。公務分掌の関係の出張、研修等を考えると、更に現場を空けがちになり何のために行うのか疑問に思います。今の時代だからこそ、子ども達はきめ細やかな関わりが必要にもかかわらず、学校現場は多忙の上、職員数も少ないがため子ども達との関わりは、さらに希薄になってしまいます。 ・教員の質については、規則で不適格の者と判断し排除しようとしているように思います。教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子ども達との教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での育ち合い高め合いこそが大切であり、排除すると言うより向上し合うことを重視して頂きたいと思います。 	44	女	公務員(教職員)
482	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化、ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになり心配である。教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子ども達に向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまう事になり学校現場の混乱につながる。 ・教員の質については教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点がより重要であると考えます。 ・教員免許更新世土については制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分行い国民合意の元ですすめる必要があると考えます。 			

483	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、学校現場の声を聞いていただく機会を与えていただきありがとうございます。私たち教職員は、子ども達が学校にいる間は、子ども達に基礎基本の力をつけるため、学力を保障するために授業も大切に、子ども達の様々な悩み向き合うために子ども達の声に耳を傾けています。休憩時間もほとんどとれない状況です。また、子ども達が下校してからは、子ども達の安全確保のために下校指導やパトロールを実施したり、体験学習の打ち合わせや、家庭訪問、会議など、多忙な毎日を送っています。そんな中で、日々の授業を大切にするための事前学習、教材の準備、授業の腕を高めるための研修を頑張っています。勤務時間内ではなかなか対応しきれず、家庭に仕事を持ち帰る日も多いです。 ・また、いじめ、学校の安全、子ども達の学ぶ意欲の低下、拡大する教育格差、増え続ける教職員の心身の病など、直面する教育課題は山積しています。 ・そのような状況で、さらに、免許状更新講習が増えると、負担は増えるばかりです。もっともっと授業の準備がしたい、子どもと関わりたい、と言う思いがあるのに、学校現場を離れて講習を受けることは、本来子供に向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまいます。これ以上子どもと関わる時間を奪わないでください。 ・保護者とながりを大切に、学校現場での資質向上に努めて行きたいと思えます。それから免許更新講習が実施されると、それに伴い多大な費用が必要になると思えます。そんな費用があるのでしたら、ぜひ、教職員の数を増やしてください。そうすれば、もっともっと子ども達一人一人にあった教育ができると思えます。 ・私たち教職員の教育現場の実情を知っていただき、意見を反映していただきますようお願いいたします。教育免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分にを行い、国民合意のもとすすめて頂きますようお願いいたします。 			
484	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の質については、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、そして子ども達との教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が必要です。今回の免許法の改正の方向では、教員の質の向上にはつながらないと考えます。 			
485	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許法の改正が進められていますが、その中で特に「教員免許更新制」についての意見を申し上げます。 ・更新をする際に30時間の講習を受けて・・・ということが計画されていますが、こうした講習は、今でさえ法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとに様々な研修が実施され、そのことで教職員の超勤・多忙化およびストレスが問題となっている学校現場に、さらに負担をもたらすことになると思えます。 ・さまざまな研修は授業を上達させるために必要な事かもしれませんが、そのことで教師の仕事に多忙化をもたらし、本務である授業に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であります。 ・ましてや、不適格教員を排除する目的で導入するものならば、ほとんど多くの適格性をもった教員までもこうした講習を受けさせることは時間や費用の無駄遣いであり、行財政改革の進行する中でこれに逆行した動きであると思えます。 ・教師の質を高めることは、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子ども達との教育活動などを通してなされるものであり、「30時間の講習」では決してなされるものではありません。 ・教育現場は、今国民の様々な注目を集める中、どの教員も必至で戦い、毎日がんばっているというのが実情です。 ・教員免許法の改正ではなく、国民合意の上で進めてもらいたいと思えます。 	52 男		教員
486	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許更新制について・教職員の勤務時間は、休憩時間も休憩にならず、余裕がない中で子どもと対応している。日々の対応も大変な中での免許切り替え、講習受講は、ますます負担を増やすことになってしまいますと思う。教職員の研修は日々の、職場の中での同僚との磨き合い・子ども達との交流の中で進められているような職場条件の改善が必要なのではないだろうか。産休・育休・その他の理由による休職中の教職員もいるが、配慮されるように感じられない。条件整備をしないまま制度だけをスタートさせるのは不十分である。 ・指導力不足教員の人事管理の厳格化について、免許状の失効・第三者からなる判定意見を聴いて認定を行う「認定」者の判断が中立的であるためのガイドラインがない。今までにある制度でも対応できることを、指導力不足教員の排除を目的とするために強化したように感じる。 	48 男		教員

487	<p>【郵送】</p> <p>「1. 教員免許更新制の導入(教員免許法改正)」について 「(1)教員免許更新制の導入」「(2)有効期間の更新」「(3)現に免許状を有する者への対応」に ・10年間の有効期限を定める意味がないと思われ反対です。高度の専門知識を要する大学職員ならともかく、義務教育において必要な基礎知識が10年以内に大きく変わることは考えられないので。現状では小規模中学校で全教科の有免者をそろえられず、無免許教科を教えている例は希ではなく、それでも先生方は頑張って生徒が理解し満足出来る授業をしています。免許の有効年限だけを問題にして無免許はお構いなしというのはおかしいです。</p> <p>「(4)その他」について ・「指導が不適切と認定された者の免許状の効力等について、必要な措置を講ずること」というのは、何を以て「不適切」というのか不明確で争いの元になりそうだし、いきなり「効力」を上げているのは排除だけを考えているように見え賛同できません。</p> <p>「2. 指導力不足教員の人事管理の厳格化Z(教育公務員特例法改正)」について</p> <p>(1)(2)指導力不足については、初めからベテランなどどんな職業でもあり得ず、切磋琢磨によって力を向上させるものです。同僚間の切磋琢磨を管理者がさせ得なかつたとすれば、管理者の責任こそ問われるべきものです。ただ、この項目に表題の「指導力不足」の文言はなく「指導力不適切」とあるので、どちらが本来の対象教員かわかりません。指導力不足の判定委員会に医学専門家をいれていることで、疑問はより広がります。そのレベルの「不適切」なら、任命権者の任命の際の判断ミスと思われ、判定委員会は任命の際にこそ活用されるべきと考えます。医学専門家が問題なしとし任命した後に「不適切」となったのなら、学校当局の人事管理にこそ問題があったと見るべきで、厳格化によって解決できることではないと考えます。また、生徒の保護者・家族としては、自分の子どもや孫の担任教師が「指導力不足」と言われたら、子どもの先生を慕う気持ちや信頼など勘案して、自分の意見も言いたく、教員の「指導力不足」判定には同僚教師・保護者の希望意見も聞くことにしてほしいです。</p> <p>「3. 免許状の失効(教育職員免許法改正)」について」・分限免職処分を受けたときに免許状が失効するのは当然だと考えますが、「必要な適格性を欠く」とはどういうことか、より厳格に規定しておかないと、争いのもとになると思われ、これだけの文面では不十分です。</p>	73	女	なし
488	<p>【郵送】</p> <p>・教職員免許法改正の方向についての意見 ・「免許法改正の方向」の案については多くの問題を含んでいるので反対します。教育活動は、教職員と子ども、保護者との直接的なかかわりでありたいです。教職員もその中で、日々悩み、喜び、指導法を改善しながら成長していくものです。案にあるように、教職に対して、一律に免許の有効期間を設け、現場から離れたところで、講習などを受けることを義務づけることが子どもや教職員のためになることでしょうか。子どもとかかわることではなく、上からの「研修」による免許更新制は教職員を子どもに向かせるのではなく、反対の方向に向かせ、教職員から教育に対する情熱を奪い取って行くものになりはしないでしょうか。現在の複雑、多様化した社会情勢の中で子ども達は様々な心の問題を抱えています。そのような現場で、今必要なのは、子ども一人一人と関わる事が出来るゆとりと自由で創造的発想の出来る教育環境です。数値などの結果を過度に重視したり、様々な評価に振り回される環境を創ったり、定員数を改善することなく授業時数を増やしたりすることは、現場に益々厳しい状況をもたらすこととなります。「教職員免許法改正の方向」案も、このような管理的な教育の一環と考えられます。真に豊かな心を持つ子供達を育成するためにも、免許法改正案には反対します</p>	44	男	教員
489	<p>【郵送】</p> <p>・結論から言うと、私は「教員免許の更新制」に反対です。 ・その理由は、第一に教員の資質向上を目指すのであれば、研修制度の充実や研修期間を確保すること、校内での研修や教材研究の時間を確保し、相互に高め合うことを積極的に推進すべきです。教師個々の能力にあらかじめ「差」があることは自明のことですが、経験豊かな教師の持っている「財産」に学び、若い教師の意欲や新しい感覚を取り入れるなどの研修時間が圧倒的に不足しています。この教師を取り巻く環境を改善しなければ、教員免許を更新できない教師を繰り返し生み出すことになり、質の高い教師がいつまでたっても育たないこととなります。</p> <p>・二点目は「不適格」とみなす判断基準が判定する側＝管理職や行政当局の「物差し」で測られることによって、本来教育が備えていなければならない自由で民主的な発想のもとに児童生徒とともに成長する芽を摘んでしまうこととなります。なぜなら「評価」を木にする余り、「無難で柔順な」教師ばかりつくられるからです。</p> <p>・第三に、自らの身分が不安定なまま、生き甲斐と使命感をもって、未来社会の担い手である子どもたちと浸食を忘れ、取り組んで行く意欲が生まれるはずがないからです。今現在多くに教師は自らの身体にむち打って子ども達と格闘しています。この教師達の「働く意欲」をそぐことが在ってはならないと考えます。</p>		男	

490	【郵送】 現場無視の国家の教育の押し付けをやめて下さい。 国家統制教育は、やめなさい。 学校教育法、教員免許法、地方教育行政法の改悪案はやめて下さい。	62	女	パート
491	【郵送】 教員免許法「改正」に反対します。	50	女	パート
492	【郵送】 今さら、どうしていろいろと面倒なことをおこすのですか。良い先生を失うことになりかねません。 憲法に反することはもうやめて下さい。	69	女	
493	【郵送】 教員免許法の改悪は反対です。	51	女	地方公務員
494	【郵送】 教育は自分の人間性も高めながら教師が努力して、成長して行くものです。 免許法改正では、すぐれた教育はできません。 改正に反対します。	58	女	公務員
495	【郵送】 保護者、子ども達から信頼される教師めざし努力しているので、この法案には反対しています。	57	女	教員
496	【郵送】 教育者に問題があれば、現状でも処分制度もあるし、何のための更新制か意味が不明です。 もっと定数を増やして、十分な教材研究を保障して下さい。少人数学級にして下さい。条件整備を怠ったり、あたかも、教員を指導しているかのような免許法「改正」は許せません。かえって教師をいしくさせるだけで教育の死滅につながります。	55	男	中学校教員
497	【郵送】 教員免許法の改正は、絶対ゆるせません。 上からのしめつけで、教員や教育をかえようとするのは反対です。 今すべきことは、教育条件の整備です。 教員免許法「改正」には反対です。	48	女	公務員
498	【郵送】 教員免許法改正の方向に反対です。 教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとき、教育の自由がなくなり、国策に沿った教育に戦争の教育が行われるのは、歴史の教訓です。 教員免許制度「改正」に反対します。	33	女	教員
499	【郵送】 「改正」絶対反対！ 教員をもっと大切に、日本の教育、子ども達を大切に考えて下さい。	53	女	教員
500	【郵送】 教員免許法改正の方向に反対です。 教職員一人ひとりの評価を、国家が教育目標にそって権力で押し付けるとき、教育の自由がなくなり、国策に沿った教育に戦争の教育が行われるのは、歴史の教訓です。 教員免許制度「改正」に反対します。	58	女	地方公務員
501	【郵送】 教員免許法改正に反対します	45	男	中学校教諭

502	<p>1意見につき別様とするということですので、同件名でもう1件述べさせていただきます。</p> <p>今回の改正の方向の一つに、教育職員免許を10年ごとに約30時間の講習を受けさせることで更新させるという内容に強く反対します。安倍首相はじめ教育行政は「教員の資質向上」の必要性を強調し、それが学力向上やいじめ問題など児童生徒の生活指導も向上させると考えているようです。しかし、今なぜこれほどまで「教員の資質向上」を問題にしなければならないのでしょうか。今回のような拙速とも思える対応で「改善」させなければならないほど日本の教員の資質は落ちているのでしょうか。もし、日本の教員の資質が落ちていると考えているのであれば、それは今までの教員採用制度と教員研修のあり方を深く反省すべきです。つまり文部科学省と都道府県教育委員会に徹底した自己分析を求めます。私は初任者研修制度が導入されるときに、教員を学校現場から切り離して(もちろん完全に切り離されるわけではないが現場を離れて研修させられることを余儀なくさせられることが多いという意味)教員の資質向上など図れない。むしろ多忙な学校現場をほったらかしにしておいてこのような制度を導入すれば教員の質は低下すると主張してきました。このような意見は多数文部科学省にも届いていたはずですが、今「教育再生」させなければならないほどに学校現場が荒れていると考えるのなら、それは今の教職員があまりにも多忙で子どもとじっくり向き合う時間が取れない、教材研究の時間さえ確保できないことが大きな原因の一つであり、教員の多忙さを改善することもなしに「教員の資質向上」などを理由として初任者研修、経年研修など強化してきたことが問題であると考えます。現場で働き多忙を極める中にいて、そのことを強く実感します。そして今回「教育職員免許法の改正」を性急に進めようとする文部科学省の姿勢に強い憤りと不信と不満を感じます。教育再生会議の圧力に屈することなく、今学校現場教職員がどのような困難な現状に置かれているのか、しっかりと目を向けていただきたいものです。</p>	46	男	教員
503	<p>現在の学校現場は多様化した個性豊かな生徒個々に対応し、生徒の大きいなる成長を期待して各種の取り組みをしています。</p> <p>現在、研修に関しては県教育行政が主催する法定研修や教科ごとの研修等、様々な研修が実施されています。教職員の多忙化によるストレスが問題になっている。</p> <p>「教育職員免許法」に関わる研修は学校現場にさらに負担をもたらすことになる。教育職員は子どもたちと関わるより多くの時間を保証してあげたほうが重要である。</p>	59	男	高等学校教員
504	<p>更新制度自体について。</p> <p>現職教員以外の職にある者(いわゆる社会人経験者)が、研修を受けることに困難が伴うことが予想されるが、それによって事実上、現職教員以外の者に対する門を極めて狭くすることになり、教職における多様な母集団から適格者を選ぶことが却って難しくならないか。</p> <p>現職教員以外の者の中から、いわゆる不適格教員を排除するのは、登用制度という審査制度を有効に用いれば十分であるように思われ、現職の不適格者排除も、現在の懲戒制度等の人事制度の運用あるいは改正、または免許取得における課程の厳格化によって目的を達成することは可能なのではないか。それに加えて免許更新制度を設けることは屋上屋であるだけでなく、多様な人材確保を害することにならないか。</p> <p>更新制度という目を引く制度及びそのための組織を設けることありきで話が進んでいるように思われ、不審・不安感を抱かざるを得ない。ゆえに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新制度でなければ不適格者が排除できない十分な理由(何故現在の人事・懲戒制度の運用等ではいけないのか)、及び、 ・いわゆる社会人経験者等の登用を害さないような方策等(現職以外の免許保持者に対する研修制度に関する難点の克服、等) <p>を、ご考慮いただきたい。</p>	29	男	大学院生
505	<p>10年ごとに免許を更新するという職がありません。人の命を預かる医師でさえ免許の更新はありません。現在教育を取り巻く状況は大変厳しいものであり、精神的、肉体的に限界に追い込まれる教師が後を絶たず、特休取得者、退職者の数は年々増加しています。教員の質の向上には免許の更新のための講習受講ではなく、ゆとりのある教育体制(35人学級の早期実現、競争原理を排除した教育制度等)でありそのなかで、自主研修権を保障していくことこそ大切と考えます。10年したら、職を失うかもしれないという不安定な身分ではよい教育はできません。また、良い人材を確保することもできません。また、教員の資質はその現場での教育実践によってのみ計れるものであり、講習後の認定が公正に適格になされる保障もないし、その判断も一面的なものになる可能性が大きいと思います。よって、免許の有効期間を10年とし、講習受講によって更新するという方向に反対です。</p>	49	女	教員
506	<p>2. 教員免許改正について</p> <p>これは全く改悪で、反対です。教育はその地域で選ばれた、教師と父母の相互に信頼関係で、子ども達が育まれて行くものです。国家で統制では、例えばこれから目指すのが見え見えの軍国主義に会わない教師は、国によって排除されるからです。</p>			

507	<p>出版社の編集として、いわゆる「検定外中学理科教科書」(正式名は『新しい科学の教科書』(文一総合出版))の制作をおこなった際、小・中・高・大学の理科教育に関心のある先生方が集まりました。その人たちとのかかわりを通して感じたのは、教員の能力を評価することの難しさです。教員免許更新制度は、能力が高くてそれゆえに仕事も集中しているような優秀な教員にとっては、ただでさえ殺人的に多忙な彼らの足をひっぱる雑務を増やすことにしかならないのではと思います。</p> <p>誰が、いかにして、教員の能力を評価することが教育の質を上げるという目的に合うのか、十分慎重な検討がなされていないなか、拙速に免許更新制度を導入すべきではないと感じます。むしろ、免許更新制度とともに、教員の能力維持・向上に資する制度について包括的な制度を、現場の先生方の意見を中心的な材料にでもっとじっくり計画していただきたいです。</p>	36	女	出版社職員
508	<p>現在、法定研修以外にも各都道府県・市町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤・多忙化・ストレスが問題となっている学校現場にさらに負担をもたらすことになると思われます。</p> <p>条件付き採用制度、分限制度、指導力不足教員制度など、適格性を確保する制度はすでに整備されており、「教員免許更新制」は、費用対効果の面からも問題があると思います。</p>	45	男	休職中
509	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県、市町村ごとに様々な研修が実施されており、教職員の超勤、多忙化、ストレスが問題になっている学校現場にさらに負担をもたらすことになる。 ・子供に向けられるべき時間が講習に向けられることになり、本来の目的のこどもに関わることが出来なくなる。 ・適格性を確保するための制度は整備されており不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」にかかる費用は、教育予算の削減される中問題がある。 ・学校現場での資質向上の視点が重要である。 ・教員免許更新制については、制度設計、内容を明らかにして国民的議論を十分におこなったうえ、国民合意のもとすすめる事が必要である。 	50	男	教員
510	<p>教員免許法改正として10年ごとに更新する方向に反対です。</p> <p>一つはそうすることで教員が魅力ある職業として若い人たちが思えるかということです。逆に不安定な職場として敬遠されるでしょう。</p> <p>二つ目は現状でもストレスフルな職場です。メンタルヘルス等で休職している教職員数が増えているのです。この方策によってそれが加速されこそすれ、下降するとは思えません。</p> <p>三つ目は、教育は免許によってよくなるものではありません。目の前の子ども達に向き合っ、同僚や保護者達等との協力共同によるものです。そういう中でこそ教職員の力量も高まります。</p> <p>四つ目は、何をもって更新するときにか可か不可かを決定するかが問題です。例えば「国を愛する態度」という目標ができていないから、あなたは不適格教員で更新はできませんというのであれば、客観性ととも評価してはならない態度を教育委員会は評価していることとなります。ファッショとなります。</p> <p>これだけ考えてもこの制度の方向は十分にやめるべき根拠があると考えます。</p>	57	女	小学校教員
511	<p>教育関連三法案の「改正」に関し、特に、教育職員免許法について意見いたしたいと思います。</p> <p>今の教育の現場の現状は、とにかく「忙しい」の一言です。子どもだけでなく、保護者の多様化も歯止めがきかず、ただでさえ大きなストレスを抱えています。</p> <p>もちろん、だからといって、未来を担う子どもたちの教育に手抜きをして良いはずがありませんが、単に研修や講習を受けることで、指導力や適格性の向上につながるとは思えません。</p> <p>むしろ、学校現場を離れることで、本来子どもに向けられるべき時間が削られてしまうこととなります。</p> <p>教員にの質については、教職員同士の学びあいや子どもたち、地域、保護者とのつながりなど、現場での資質向上の視点が重要であり、最優先されるべきです。</p> <p>「教員免許更新制」について、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的議論を十分行った上で国民合意のもと、慎重に進めるべきです。</p>			

512	<p>現在、教職員の職場は文科省の教員勤務実態調査や石川県教組勤務実態調査等からも明らかのように異常なほどの超勤・多忙化が進んでおります。全ての教職員が最大限の労力をつぎ込んでも、解決できないような問題・課題が山積しています。さらに現行の法定研修に加え、30時間ほどの講習が導入されると、教職員へ負担はさらに大きなものになると考えられます。締め付ければ効果が上がるというものではありません。「ゆとり教育」「基礎基本の定着」が言われていますが、教職員にはまったく「ゆとり」というものがなくなってしまいました。病休の職員数は急激な増加を見せており、またそのうち精神疾患による休職者の割合も高まってきています。教員の資質向上をねらった種々の研修は、私たちの肉体的・精神的体力を奪い去っていきます。</p> <p>教員が学校現場を離れて講習を受けることは、本来子どもに向けられるべき時間や労力が講習に向けられてしまうことになり、ますます子どもからはなれてしまうことになり問題です。</p> <p>適格性を確保するための制度については、条件付採用制度、分限制度、指導力不足教員制度などがすでに整備されており、不適格教員の排除を目的とする「教員免許更新制」は、財政支出縮減のおり費用対効果の面からもきわめて問題があります。</p> <p>教員の質は、教職員同士の学び合い、自主的な研修・研究、子どもたちとの教育活動や地域・保護者とのつながりなど、学校現場での資質向上の視点が重要です。また、今回の教員免許更新制については、法的制度からして疑義があるといわざるをえません。教員免許更新制については、制度設計・内容を明らかにした上で、国民的論議を十分に行う必要があり、国民合意のない中での拙速な導入には絶対に反対です。</p>	44	男	教員
513	<p>現在、教育職員免許法の問題については、「免許更新制導入」の方向で議論が進んでいるようですが、これは、教職員の実態に配慮していない… というよりも、子どもたちのおかれている状況に配慮していないと思っています。</p> <p>こんなご時世ですから、教師は法定研修をはじめ多くの研修をうけるよう求められています。地教委の段階においても、様々な研修が実施されておりますが、これについては「社会からの要望に応じて行ってる」とのこと… もちろん研修は大事ですし、私たちにはその義務があると思いますが、過密スケジュールで研修が盛り込まれることは、子どもを無視したやり方であると思いますし、そんなやり方を「社会」は「要望」してない…と思っています。</p> <p>私たちが子どもの頃と違って、今の子どもは、それぞれが様々な悩みを抱えて学校へやってきました。子どもたちは、教師たちに、自分の全てを受け入れて欲しいと望んでいます。学校に通ってくる子どもたち一人一人を理解するということは、教師一人の考えや判断で簡単に対応できることではありません。子どもたちの多様な思いに応えていくには、まず子どもとふれあう時間が保障されなければなりません。また、子どもたちのことについて「仲間とともに考える時間」も確保されなければならないと考えます。</p> <p>すでに、指導力不足の教員を研修させ、現場教師の適性を確保するための制度は整備されています。これからはもっと、「教師同士の学び合い」や「保護者との語り合い」「地域住民との学び合い」ができるような、学校現場でしかできない資質向上をめざすとりくみが必要であると思います。もっともっと現場の声を聞き、慎重に議論をしていただきたいと思っています。</p>	41	男	小学校教員

	<p>【郵送】 (教員免許更新制について)①今行われている初任研もそうですが、年30時間の講習は、夏期休業中にまとめ取りか、それとも週に一日、宮城なら仙台に集まり研修させるというのか、初任研の方は大抵新任にクラスを持たせないし(小学校は別かどうか知りません。)高校の場合、授業数も平均より4じかんは少なくし、1日フリーにする配慮をしている。しかし33歳、43歳、53歳の全ての教員となるとそうはいくまい。担任が30日も休めば学級経営もまとまりを欠き、荒れる原因にもなる。部活指導も指導者不在で事故がおきたら誰が責任をとるのか、他教師の負担増、本人の疲労、対象が100万教師のうち毎年10万人としてその出張旅費、経費面でも大変であろう。②管理職は免除というのは、郵便局の車だけ駐停車免除というのと似ている。学校長になった人でも人格高潔、すぐれた人もいっぱいいるが、利己的でなく上に媚びず、下に横柄でなく、只管教育に専念するのは非管理職の方が多い。私の知る限りでは、たとえば自家用車にねずみとり事前キャッチの器具をつけている教師は管理職の方が多い。講習が日の丸反対等政府や教委の方針にさからう者を対象の脅しと洗脳にあるというなら話は別だが。</p>			
514	<p>③教師にも教え子に猥褻行為をする者、酒酔い運転で事故を起こす者、懲戒解雇やむなしの者もいる。だが、塾・予備校、大学、専門学校の教員を除いても100万人以上いる中での犯罪率は、47人3人逮捕された知事、麻薬や収賄等の議員に比べても犯罪率はずっと低かろう。適性チェックの免許更新制を導入するなら、他の公務員…役人、警察官、検事、判事、消防官もすべきだし、民間でも弁護士、医師、バス電車乗務員、新聞記者等もすべきであろう。④子供に将来何になりたいと聞くと、女子は看護師、保育士、教師と続くのが普通だったし、男子もスポーツ選手に次いで教師が多かった。今は「お笑いタレント」がトップで金持ち、歌手、スポーツ選手で教師はベストテンに入らない。残業代ゼロ法案で教師の残業は本人のサービス(残業手当を出さないかわりに教師の給料は他の公務員より割高としていたのをなくすという。)過労死は本人の自己責任とかILOに提訴のである。教師の修学旅行時の日当はゼロとされたが、共学校で深夜異性の部屋に「夜這い」に行く生徒を見張る為、廊下で不寝番をする苦労をタウンミーティングで謝礼を払ってヤラセをさせる人達には判るまい。教育費はOECD加盟の先進国中最低(トルコを除く)で、生徒に配る藁半紙も両面印刷、冬は12月と3月はどんなに寒くてもストーブなし、クーラーがあるのは保健室のみは、夏に冷房利きすぎで上着を着用、冬は(暖房利きすぎで)Yシャツ姿の役人にはわかるまい。こうした経済事情もさりながら、能力給と免許更新制とバウチャー制導入で教師志望者は激減するであろう。現に首都圏では志望倍率が2.0以下となり、団塊世代の退職のあと補充に苦勞し、法で禁じている青田刈りをし、学生に数十時間の教育実習をさせるという。受け入れ校も大変と同情する。45年前長井某のいった「デモシカ」が本当になりかねない。</p>	72	男	無職